

日高町地域防災計画

令和6年3月

日高町防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的等.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の構成と内容.....	1
第3節 計画の修正.....	2
第4節 用 語.....	2
第2章 日高町の地勢と災害.....	3
第1節 自然的条件.....	3
第2節 気象条件.....	4
第3節 社会的条件.....	4
第4節 風水害とその特性.....	6
第5節 地震、津波災害とその特性.....	12
第3章 被害想定.....	14
第1節 風水害の場合の計画の前提条件.....	14
第2節 震災の場合の計画の前提条件.....	14
第4章 防災ビジョン.....	27
第1節 防災ビジョンの基本目標.....	27
第2節 防災ビジョン達成の施策.....	28
第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱.....	32
第1節 実施責任.....	32
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	33

第2編 地震防災対策

第1章 地震防災対策アクションプログラム.....	40
第1節 現況.....	40
第2節 取り組み内容.....	40
第2章 重点テーマ別目標.....	43
第1節 目標.....	43
第2節 取り組み内容.....	43
第3章 個別アクション一覧.....	45
第1節 目標.....	45
第2節 取り組み内容.....	45
第4章 地震防災施設緊急整備計画.....	56
第1節 計画方針.....	56
第2節 事業計画（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）.....	56

第3編 災害予防計画

第1章 河川防災計画.....	57
第2章 土砂災害等予防計画.....	61
第3章 内水排除計画.....	67
第4章 ため池防災計画.....	68
第5章 災害危険箇所の調査.....	70
第6章 海岸防災計画.....	72
第7章 海上災害予防計画.....	75
第8章 港湾防災計画.....	78
第9章 漁港・漁村防災計画.....	79
第10章 道路防災計画.....	81
第11章 火災予防計画.....	83
第12章 建造物災害予防計画.....	87
第13章 宅地災害予防計画.....	90
第14章 下水道等施設災害予防計画.....	91
第15章 上水道施設災害予防計画.....	93
第16章 文化財災害予防計画.....	95
第17章 危険物等災害予防計画.....	97
第18章 公共的施設災害予防計画.....	100
第19章 地震・津波観測施設等整備計画.....	111
第20章 農林水産関係災害予防計画.....	112
第21章 防災救助施設等整備計画.....	115
第22章 物資確保体制の確立.....	117
第23章 通信施設整備計画.....	120
第24章 防災訓練計画.....	123
第25章 防災知識普及計画.....	127
第26章 自主防災組織整備計画.....	133
第27章 災害時救急医療体制確保計画.....	136
第28章 要配慮者対策計画.....	143
第29章 ボランティア活動等環境整備計画.....	149
第30章 総合的防災体制の確立.....	151
第31章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備.....	154
第32章 情報収集・伝達体制の確立.....	155
第33章 緊急輸送体制の確立.....	158
第34章 避難体制の確立.....	162
第35章 相互応援協定.....	168

第4編 風水害等応急対策計画

第1章 防災組織計画	173
第2章 情報計画	192
第3章 消防計画	212
第4章 水防計画	216
第5章 二次災害の防止	222
第6章 災害救助法等の適用計画	226
第7章 避難計画	236
第8章 食糧供給計画	248
第9章 給水計画	251
第10章 物資供給計画	255
第11章 物資拠点計画	257
第12章 住宅・宅地対策計画	259
第13章 医療助産計画	268
第14章 り災者救出計画	274
第15章 住居等の障害物除去計画	276
第16章 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	278
第17章 遺体捜索処置計画	280
第18章 災害義援金品配分計画	283
第19章 その他のり災者保護計画	285
第20章 保健衛生計画	287
第21章 公共土木施設等応急対策計画	299
第22章 農林関係災害応急対策計画	301
第23章 水産関係災害応急対策計画	304
第24章 事故災害応急対策計画	306
第25章 在港船舶応急対策計画	318
第26章 林野火災等応急対策計画	320
第27章 危険物等災害応急対策計画	323
第28章 公共的施設災害応急対策計画	331
第29章 文教対策計画	335
第30章 災害警備計画	340
第31章 災害対策要員の計画	342
第32章 交通輸送計画	347
第33章 自衛隊派遣要請等の計画	359
第34章 県防災ヘリコプター活用計画	362
第35章 広域防災体制の計画	366
第36章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	370

第5編 地震津波災害応急対策計画

第1章 防災組織計画	371
第2章 情報計画	402
第3章 消防計画	417
第4章 水防計画	423
第5章 二次災害の防止	428
第6章 災害救助法等の適用計画	431
第7章 避難計画	440
第8章 食糧供給計画	450
第9章 給水計画	453
第10章 物資供給計画	457
第11章 物資拠点計画	460
第12章 住宅・宅地対策計画	462
第13章 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画	471
第14章 医療助産計画	473
第15章 被災者救出計画	479
第16章 住居等の障害物除去計画	481
第17章 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	483
第18章 遺体捜索処置計画	485
第19章 災害義援金品配分計画	488
第20章 その他の被災者保護計画	490
第21章 保健衛生計画	492
第22章 公共土木施設等応急対策計画	504
第23章 水産関係災害応急対策計画	506
第24章 事故災害応急対策計画	508
第25章 在港船舶応急対策計画	520
第26章 危険物等災害応急対策計画	522
第27章 公共的施設災害応急対策計画	530
第28章 文教対策計画	540
第29章 災害警備計画	545
第30章 震災対策要員の計画	547
第31章 交通輸送計画	552
第32章 自衛隊派遣要請等の計画	564
第33章 県防災ヘリコプター活用計画	567
第34章 広域防災体制の計画	571
第35章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	575

第6編 災害復旧・復興計画

第1章 施設災害復旧事業計画	577
第2章 災害復旧資金計画.....	581
第3章 災害復興都市計画.....	583
第4章 その他の復旧計画.....	588
第5章 復興計画	591

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	595
第2章 地震発生時の応急対策等.....	600
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	604
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	612
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	618
第6章 防災訓練計画.....	620
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	621
第8章 津波避難対策緊急事業計画の策定	623

第1編 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び日高町防災会議条例に基づき、日高町の地域に係る災害の対策に対して、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の協力を得て、総合的にその効果を発揮できることを目的とし、概ね次の事項を定め、もって防災の万全を期すものである。

- 1 町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定地方公共機関、県及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 災害に関する予防又は警報の発表及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生、その他防災に関する事項別計画

第2節 計画の構成と内容

この計画は、総則、町防災対策アクションプログラム、災害予防計画、風水害等応急対策計画、地震津波災害応急対策計画、災害復旧・復興計画、南海トラフ地震防災対策推進計画及び資料編から構成する。各編で整理する内容は、次のとおりである。

総則	計画の目的を明らかにし、町及び防災関係各機関の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。又、町域の災害特性と防災対策の推進方向を示すものである。
町防災対策アクションプログラム	主に、南海トラフ地震など大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目標に、今後町が取り組むべき施策を体系化した行動計画である。
災害予防計画	災害の発生を未然に防止するために行う事務、又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものである。
風水害等 応急対策計画	風水害、土砂災害、危険物災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものである。
地震津波災害 応急対策計画	地震が発生した場合に地震災害、津波災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、災害情報の伝達・収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものである。
災害復旧・ 復興計画	災害の発生後被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画であり、復興の基本方針について定めるものである。

南海トラフ地震 防災対策推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。
資料編	各対策の実施に必要な資料・様式等を収録するものである。

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによるものとする。

- 基本法・・・・・・・・・・災害対策基本法
- 救助法・・・・・・・・・・災害救助法
- 県本部・・・・・・・・・・和歌山県災害対策本部
- 本部・・・・・・・・・・日高町災害対策本部
- 県計画・・・・・・・・・・和歌山県地域防災計画
- 町計画・・・・・・・・・・日高町地域防災計画
- 県本部長・・・・・・・・・・和歌山県災害対策本部長
- 本部長・・・・・・・・・・日高町災害対策本部長

その他の用語については基本法の例による。

なお、本計画中、次の組織名称は、本部設置の状況にかかわらず、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	日高町役場
本 部 長	日 高 町 長

第2章 日高町の地勢と災害

第1節 自然的条件

地勢

日高町は、紀伊半島西端に位置する日ノ御崎を基点に北東に向かって開けた東西方向に約11.3km、南北方向に約11.5km、総面積46.21km²の町であり、南は御坊市と美浜町、北は由良町、東は日高川町及び広川町に接し、西は紀伊水道に面している。

これを地形的にみれば、日ノ御崎より由良湾に至るリアス式の海岸部と、西川（全長14km）の上・中流、支流志賀川の流域及び日高平野からなる平野部、及び、総面積の三分の二を占める山地部の3つに分けられる。

海岸部は、西に紀伊水道に面する海岸線を持ち、日ノ御崎、産湯崎、小浦崎等の岬を伴った入り組んだ海岸地形を呈している。海岸部のほとんどは海食崖を伴う岩石海岸であるが、湾地形を呈している箇所では、わずかに平野部及び阿尾地区に低湿地が認められ砂浜海岸が分布する。

平野部は、海岸沿いのわずかな部分と内陸部の西川及び志賀川沿い及びその合流部に分布する。これらの平野部は、主に沖積平野であり、扇状地、自然堤防等からなる。平野部は、主に水田と宅地に利用されており、大規模な造成地はない。山地部は紀伊山地の西縁部に当たり、標高は0～約500mの範囲である。又、山地内の谷地形を呈する箇所では、崖錐性堆積物及び崩積土が分布する。山地内には大規模な崩壊地や地すべり地はない。

日高町は、昭和29年10月、内原村、志賀村及び比井崎村の3か村が合併し、現在の日高町が発足した。本町の東部には、JR紀勢本線と国道42号がほぼ並行し、南北に縦貫している。

表 日高町の地勢・面積

面積		46.21km ²	
地 勢	位置	東経 135° 10' 47" (最東)	33° 58' 51" (最北)
		北緯 135° 03' 28" (最西)	33° 52' 36" (最南)
	範囲	東西 約 11.3km	南北 約 11.5km
	海拔	最高 508.5m (白馬山脈)	

第2節 気象条件

日高町の気候は、大きく区分すると太平洋側気候区に分類され、その内の瀬戸内気候区に属する。本町における令和3年の平均気温は、17.1℃と温暖である。

一方、降雨特性は、和歌山県の場合、一般に5～10月に大雨の降る確率が高く、特に7～10月には日降水量400～500mm程度の大雨が降る可能性もあり、冬季においても日降水量150mm程度の大雨が降ることがある。これは本町も同様の傾向である。

令和3年の年間降水量は2,185.0mm、日最高降雨量は8月で117.0mmである。

表 令和3年月別気象データ

(観測地：日高広域消防事務組合消防本部)

月種別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均 (合計)
温度 (℃)	平均	6.5	8.8	12.2	14.7	19.2	22.6	26.7	26.8	24.3	19.7	13.7	8.9	17.1
	最高	18.0	21.3	23.4	24.8	29.6	31.8	34.8	35.2	32.3	31.7	23.9	21.6	最大値 35.2
	最低	-0.9	-0.5	2.9	4.4	8.6	14.3	21.1	21.1	17.6	9.9	2.1	0.2	最小値 -0.9
湿度 (%)	平均	78.9	75.8	82.5	77.7	87.5	89.9	91.5	93.7	93.1	84.9	84.2	81.7	85.2
雨量 (mm)	総 雨量	84.5	65.5	198.0	263.5	315.5	116.5	209.0	483.0	227.0	30.5	117.5	74.5	(2,185.0)
	平均	(1月～12月)												182.1

第3節 社会的条件

1 世帯、人口

国勢調査による本町の世帯数は平成2年に2,000世帯を超え、核家族化、集合住宅の増加に伴い年々増加している。人口も平成12年に7,000人を超え、令和2年には7,673人となり、20年間で500人以上増加している。

このように、本町の近年における世帯数及び人口は共に増加傾向にあるが、1世帯当たり人員については減少傾向が続いている。

表 人口・世帯数推移（各年10月1日現在）

区分	人口（人）			増減（人）	一般世帯数	1世帯 当たり 人員	人口密度 （人/km ² ）	面積 （km ² ）
	総数	男	女					
S50年	7,023	3,304	3,719	△96	1,855	3.79	151.3	46.43
S55年	6,973	3,284	3,689	△50	1,873	3.72	150.3	46.40
S60年	6,975	3,300	3,675	2	1,969	3.54	150.2	46.43
H2年	6,862	3,243	3,619	△113	2,040	3.36	147.9	46.39
H7年	6,926	3,296	3,630	64	2,182	3.17	149.3	46.40
H12年	7,148	3,412	3,736	222	2,317	3.09	154.0	46.42
H17年	7,344	3,469	3,875	196	2,480	2.96	158.2	46.42
H22年	7,432	3,504	3,928	88	2,648	2.81	160.0	46.42
H27年	7,641	3,617	4,024	209	2,778	2.75	165.4	46.19
R2年	7,673	3,657	4,016	32	2,892	2.65	166.1	46.19

（注）昭和60年までの世帯数は「普通世帯」

資料：国勢調査

2 土地利用

ここでは、過去の地形図より、町域の土地利用の変遷を把握し、その土地利用の変化と災害要素の関連性を検討・整理した。

（1）明治後期（明治44年）

明治後期、現在の日高町域では、4か村で村制が布かれていた。

東内原村、西内原村、志賀村及び比井崎村が、明治22年4月から実施された町村制により誕生した。低地のほとんどが水田として利用されており、果樹園等の土地利用はみられない。主要道路として、熊野街道（現国道42号）、比井街道（現県道比井紀伊内原停車場線）、道成寺街道（現県道井関御坊線）が確認できるが、集落間を結ぶネットワークという意味での交通は整備されていなかった。

人口は、小中、谷口、荊木、比井、阿尾、小浦地区に集まっており、さらに街道沿いにも民家の分布がみられる。河川は、西川、志賀川とも現在の流域とはほぼ一致しているが、河川改修は進んでいないと思われる。このため、西川と志賀川の合流点付近では、たびたび水害が発生したものと考えられる。

（2）昭和後期（昭和43年）

昭和29年、内原村、志賀村及び比井崎村の3村が合併し、日高町が発足した。

明治～大正～昭和に至る間に、本町の交通はかなりの整備が行われた。昭和に入り、現JR紀勢本線が開通、国道42号の整備、各漁港の防潮堤の整備が進められている。昭和4年4月、一本木に紀伊内原駅が開設してからは、本町における社会的中心が駅周辺に集まり、人口も増加した。又、本町域の海岸部の集落間を結ぶ道路（県道御坊由良線、柏御坊線）も開通し、町域内における交通の便が格段に向上した。西川、志賀川も

河川改修が進んでいる。土地利用の面では、山肌に果樹園が進出しており、土砂災害、山地の自然保水力の低下による水害の発生も懸念される状態となった。

(3) 平成

近年の土地利用状況の傾向として、農家数、専業農家の減少により、農用地が減っている。交通網の整備として、町道産湯小坂線、高家下志賀線、鹿ヶ瀬線などの拡幅改良及び国道42号から比井地区への幹線である県道比井紀伊内原停車場線の拡幅が進み道路面積が僅かであるが増加している。幹線道路の拡幅改良により町域内における日常生活の安全性、交通の利便性が、格段に向上し内原地区、志賀地区において、小規模の宅地造成地が増えたため宅地は年々増加傾向にある。

表 土地利用状況(各年1月1日現在)(単位:ha)

各年別	農用地			森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地			その他	計	
	農地	採草放牧地						住宅地	工業用地	その他			
平成30年	726	726	0	3,271	17	90	143	185	148	3	34	188	4,619
平成31年	723	723	0	3,272	17	90	142	186	149	3	34	191	4,619
令和2年	719	719	0	3,272	17	90	142	188	150	3	35	192	4,619
令和3年	716	716	0	3,272	17	90	142	189	152	3	34	194	4,619
令和4年	713	713	0	3,272	17	90	142	191	154	3	34	197	4,621

第4節 風水害とその特性

明治以降、本町に被害をもたらしたと推定される災害誘因についての調査によると、台風接近に伴う被害が45件と最も多く、続いて前線通過による被害が17件、梅雨前線による被害が4件、低気圧によるものが3件である。

又、発生月別に見ると、9月の28件が最も多く、ついで8月の14件で、年間を通じてみると、7月から9月の3か月間に7割以上の災害が発生していることになる。

これは、本町の災害が、台風による影響が大きいことを示すものである。

本町は、日高川流域から離れており、日高川氾濫による大規模な水害の影響は直接的にはない。しかし、日高川の水位が上昇することにより、西川からの排水が困難になるため、西川の上流部である本町で被害が起きる可能性もある。

なお、本町における被害状況は、中小河川の氾濫による浸水等の建物被害、田畑の冠水・流失、畦畔・道路・農業施設の欠損等である。

さらに海岸部では、台風の接近に伴う高潮の発生による建物・漁業施設・船舶の被害がみられる。

表 誘因別の災害履歴（明治14年～平成27年）

災害誘因	台風	梅雨前線	前線	低気圧	降雪	合計
発生件数	51	2	18	5	1	77

表 発生月別の災害履歴（明治14年～平成27年）

発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
発生件数	0	1	0	1	3	5	11	15	31	6	4	0	77

気象災害の事例

日高町を含む和歌山県に災害をもたらす風水害の原因として最も大きいものが台風である。その台風が和歌山市を中心とした300kmの円内に入ると、日降水量200mmを越す大雨となることが多く、本県と紀伊水道を通過する場合には、短期間に降水量が300～400mmに達することが多い。一般に、台風の進行速度が遅いほど雨が降る期間が長くなり、雨量が多くなっている。（例：平成23年台風第12号及び明治22年8月台風）

又、100mm以上の大雨は台風のほかに、梅雨前線が紀伊半島付近で停滞するときや、日本海低気圧からのびる寒冷前線が紀伊半島を通過するとき、又、低気圧が紀伊半島付近を東進する場合に降ることが多い。このほか、大気の状態が不安定になり、積乱雲が発達して雷を伴った局地的な大雨が降ることもあり注意する必要がある。

本町の地理地勢上、台風の通過するコースによって発生する災害の態様は異なっており、その関係から見た本町周辺の災害の概要は次のとおりである。

台風による被害の特性としては、秋雨前線が本州に停滞し、台風が九州の西を北上しながら日本海を進むと、南から流入する暖かく湿った空気が前線を活発化させ、大雨となり北部でも被害が発生しやすくなり、本県南部の沖合を北東進すると、南部で被害が発生しやすくなる。四国沖を経て本県に上陸、又はその付近を通ると被害は全県に及び、その程度も大きいものとなる。特に、本県を中心とした半径150kmの円内を通過する超大型で非常に強い台風の場合に大きな被害が発生している。

強風は台風や低気圧の経路と勢力により程度は違うが、低気圧が日本海を発達しながら通過する場合、紀淡海峡や紀伊水道では南よりの風が非常に強まることがある。特に、紀伊水道の気圧傾度の増大、紀淡海峡で発生した山越え気流、四国から紀伊水道に及ぶ山越え気流を要因として、紀淡海峡付近で局地的な暴風になることがある。又、潮岬など岬では風が強いという一般則は随所にあてはまる。なお、冬の季節風も相当強くなることがあり、和歌山市では20m/s、潮岬では25m/sに達することがある。

本町は海岸線が長く、高潮に襲われる可能性もある。台風の場合は、気圧の下降に伴う海面の上昇、強風によって海水が吹き寄せられることによる海面の上昇があり、満潮時と重なると大きな被害を受けることがある。

本町に大きな高潮被害をもたらす最も危険な台風経路は、昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和36年の第2室戸台風のように、台風が四国東部から紀伊水道にかけての地域を北上するもので、これらはいずれも中心気圧の低い猛烈な台風で、中心が大阪湾に達した頃

最高潮位が現われ、第2室戸台風の場合、和歌山港で通常の潮位より200cm以上高くなった。

次に危険な経路は、昭和26年のルース台風、昭和29年の洞爺丸台風のように九州東部から四国にかけての地域を北東進するもので、これが日本海にぬけた頃最高潮位が現われ、和歌山港で通常の潮位より50～100cm以上高くなった。

これらと類似する台風が接近する場合、本町の海岸部において高潮の被害が起こる可能性が非常に高い。又、台風の数とうねりの速度が近い場合に、吸い上げ効果とうねりの合成により高潮が発生することがあるので、海岸線の長い本町では注意が必要である。

ここでは、気象災害の事例として、南紀豪雨（昭和28年9月）、伊勢湾台風（昭和34年9月）及び室戸台風と似た進路をたどった第2室戸台風（昭和36年9月）並びに平成23年台風第12号について記述する。

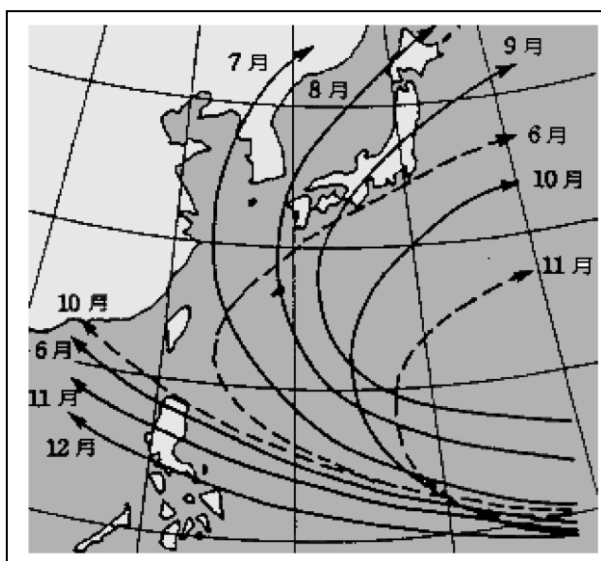


図 台風の月別の主な経路
(実線は主な経路、破線はそれに順ずる経路)

資料：気象庁

(1) 南紀豪雨（昭和28年7月）

昭和28年（1953年）7月17日から18日朝にかけて、和歌山県北部では梅雨前線による豪雨があり雷を伴った所が多く、短時間に希有の大雨となったため、未曾有の惨禍をもたらした。豪雨は18日未明に最もはげしく、日高、有田両郡東部から奈良県南部は24時間降水量400mm以上にも及び、しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間内に集中したため、日高川、有田川など、にわかに増水し記録的な大洪水となった。又、山地では山津波を、平地では河川氾濫が発生し、土砂、流木を交えた濁水は一瞬にして人畜、住家、耕地を一呑みし、随所に壊滅的な災害を起こした。

(2) 伊勢湾台風

昭和34年（1959年）9月20日9時に、エニウエトック島の西に発生した弱い熱帯低気圧は、23日15時には、中心気圧895hPaまで発達した（19.0N、142.9E）。26日18時頃、潮岬の西に上陸し、潮岬測候所では、18時13分最低気圧929.2hPaを観測した。和歌山市では、18時20分最大瞬間風速38.3m/s、20時00分最大風速24.5m/sを観測した。この後、台風は奈良県を通り伊勢湾で高潮による大規模災害をもたらした。

(3) 第2室戸台風

昭和36年(1961年)9月6日21時頃、マーシャル諸島東部に弱い熱帯低気圧が発生した。8日9時に台風となった後、発達しながら西北西し、12日から13日にかけては900hPa未滿の猛烈な強さの台風となった。沖縄の東海上で進路を北東に変え、16日9時すぎに室戸岬西方に上陸し、13時には神戸と大阪の間に再上陸した。

日高町では、日ノ御埼灯台で最大瞬間風速80.0m/s、御坊市内で最大風速57.0m/sを記録した。この台風は、大阪湾で高潮を発生させ、和歌山検潮所では、16日12時15分最高潮位252cm(標高)を記録した。

本町では、暴風と豪雨により、住家倒壊、流失、田畑の流埋没、道路等公共施設の崩壊等甚大な被害を受けた。特に被害の大きかった海岸部落では高潮のため防潮堤は決壊し、瞬時にして住家は流失、倒壊し悲惨なものであった。9月16日午前2時救助法が発令され、自衛隊信太山駐屯部隊より救援隊が来町した。本町の被害は、高潮等により、死傷者34名、全壊67戸、流失25戸、半壊284戸等であった。

(4) 平成23年台風第12号

高知県東部～岡山県を縦断した台風第12号は、大型で遅い速度で北上したため、長時間にわたり台風を取り巻く雨雲や非常に湿った空気が流れ込んだ。

このため、台風の中心から東側に位置した紀伊半島では、8月30日17時から9月5日6時までの総降水量が広い範囲で1,000mmを超え、記録的な大雨となり紀伊半島の各地で土砂崩れ等が発生し、大きな被害を受けた。前述期間の総降水量は那智勝浦町色川で1,186mm、古座川町西川で1,152.5mmとなり、新宮市新宮では9月4日3時57分までの1時間に132.5mmの猛烈な雨を観測した。

町内では、床下浸水5件となった。

(5) 平成30年台風21号

台風21号は、9月4日に徳島県に上陸した後、勢力を維持したまま神戸市に再上陸し、その後、速度を上げながら近畿地方を縦断して日本海に抜けた。台風の接近や通過により、和歌山市和歌山では最大風速39.7m/sなど観測史上第1位を更新した。また、田辺市護摩壇山では1時間降水量70mm、24時間降水量301mmを記録するなど、県内各地で非常に強い風と激しい雨が降り、県下で死者1人、負傷者30人、家屋全壊11戸、同半壊59戸、床上浸水7戸、床下浸水40戸等の被害があった。

隣接する御坊市では、日高港塩屋地区の浮棧橋や船舶が陸上に打ち上げられた。町内では約1週間もの長い間停電が続き、携帯電話やケーブルテレビ(ZTV)が不通となる被害があった。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

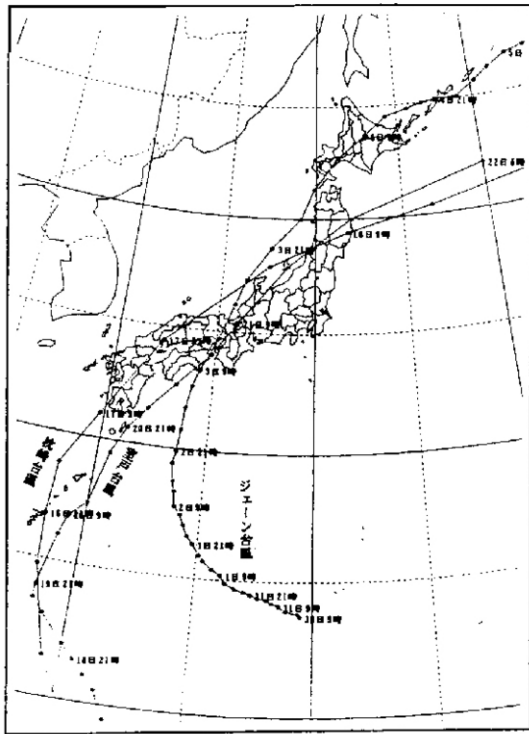


図 室戸(昭和9年)・枕崎(昭和20年)・ジェーン台風(昭和25年)の経路図

資料：和歌山県地域防災計画

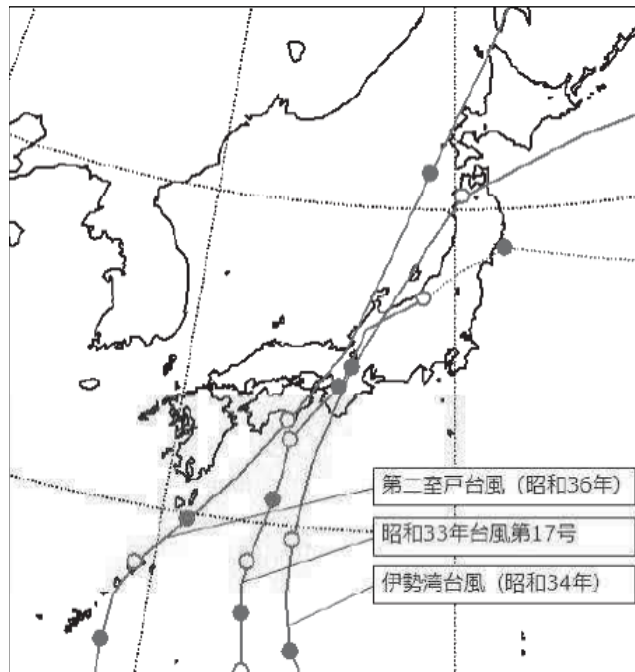
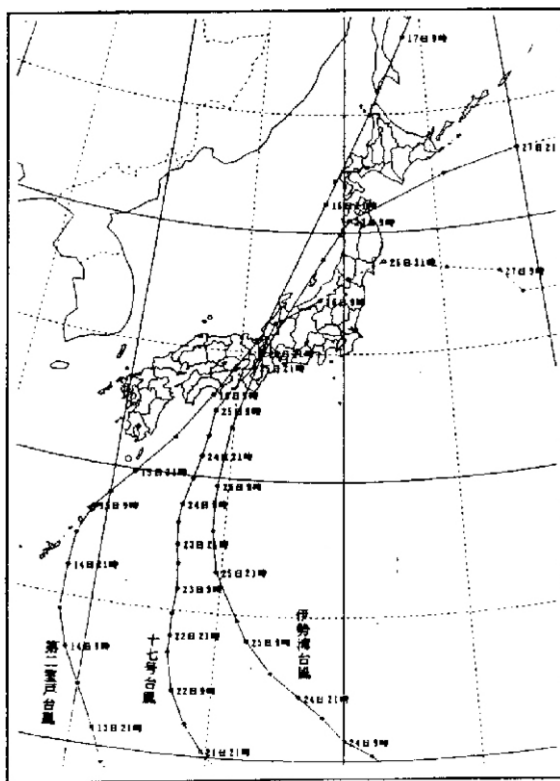


図 台風17号(昭和33年)・伊勢湾(昭和34年)・第2室戸台風(昭和36年)

資料：和歌山県地域防災計画

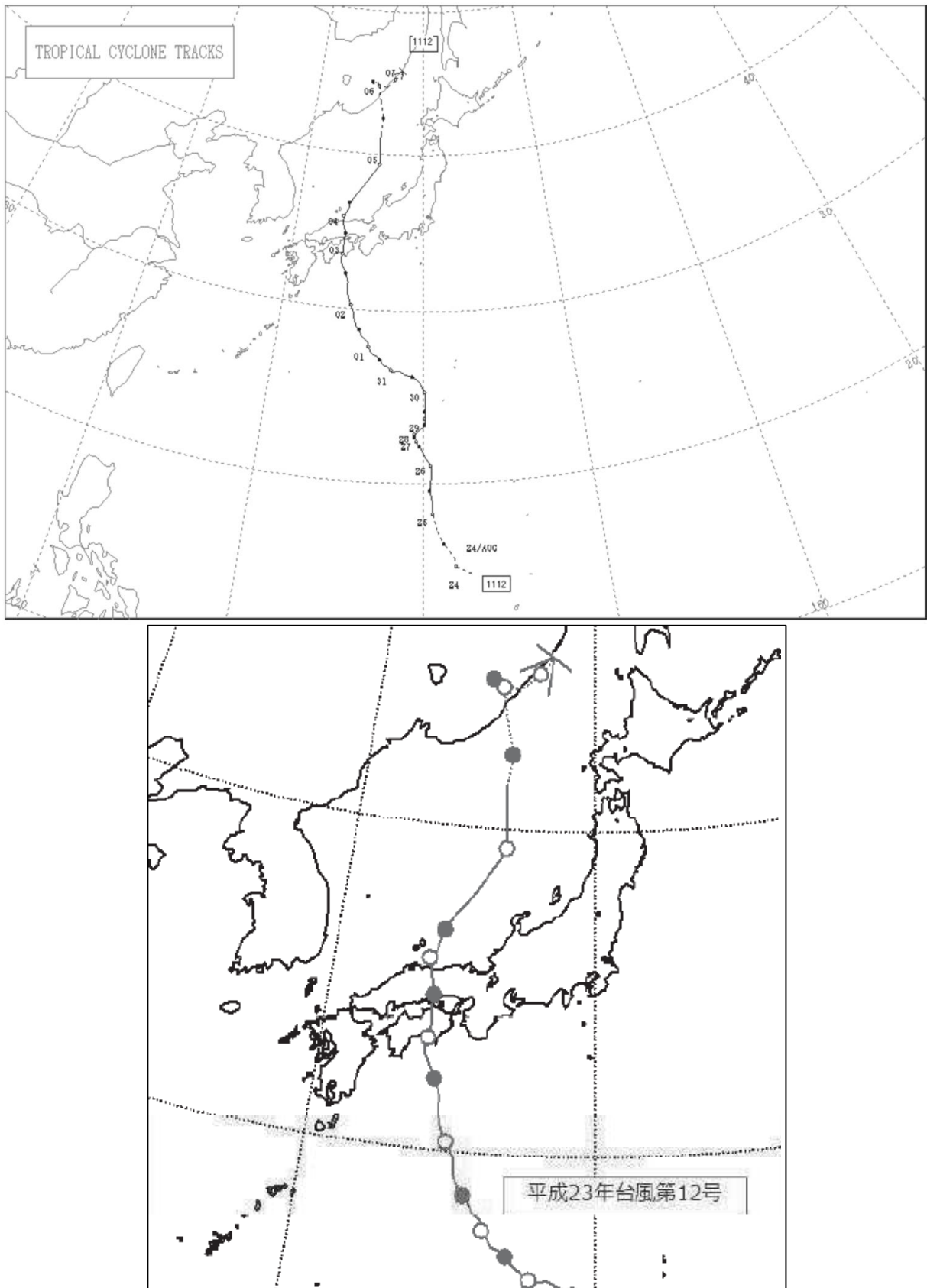


図 台風第12号の進路（平成23年）

資料：気象庁、和歌山県地域防災計画

表 極値表

区 分	伊勢湾台風	第二室戸台風
最低海面気圧	957.1hPa	939.0hPa
最大(10分間平均)風速 同 風 向	24.5m/s 北西	35.0m/s 南南西
最大瞬間風速 同 風 向	38.3m/s 北北東	56.7m/s 南
総 降 水 量	78.3mm	151.8mm
降 り 始 め	25日06時45分	15日00時00分
降 り 終 わ り	26日22時35分	16日17時32分
最大1時間降水量	20.7mm	34.0mm
風 向 の 変 化	反時計回り	時計回り

資料：和歌山地方気象台気象観測資料

「資料編 資料8 日高町における風水害履歴」

第5節 地震、津波災害とその特性

1 地震災害の特性

(1) 地震の種類

日高町に被害を及ぼす地震は、次の2つに大別できる。

ア. 南海トラフ沿いの海域に起こる巨大地震（海溝型巨大地震）

四国沖から東海地方駿河湾に至る海底トラフで発生する地震で、規模はマグニチュード8～9クラスで震源域は数百kmに渡り、被害も広範囲である。近年では東南海地震（昭和19年）、南海地震（昭和21年）があげられる。

イ. 内陸に起こる浅い地震（直下型地震）

内陸で発生する地震は、海溝型巨大地震に比べてひとまわり小さく、マグニチュード7クラスかそれ以下である。しかし、震源が内陸であり、又、浅いことから、局地的に大きな被害をもたらすことがある。甚大な被害をもたらした平成7年1月17日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）も直下型地震であり、活断層が原因とされている。

本町に被害をおよぼす地震としては、主に海溝型地震が考えられるが、直下型地震についても調査の必要がある。

活断層詳細デジタルマップ（2002年、東京大学出版会）によると、日高町及びその周辺には、活断層の分布はみられず、リニアメントがわずかに確認されるのみである。

(2) 地震災害履歴

本町は紀伊水道に面しているため、大地震発生の際には津波による被害を受けてきた。

津波は、四国沖から東海地方駿河湾に至る海底トラフで発生する地震によるもので、マグニチュード8～9クラスで震源域は数百 km にわたる非常に規模の大きな地震が原因となっている。近年では、東南海地震（昭和 19 年）、南海地震（昭和 21 年）があげられる。

2 津波災害の特性

日高町誌において津波災害の記録が残っているものに、1707 年の宝永地震、1854 年 12 月 24 日の嘉永の大地震（安政の大地震）、昭和 21 年 12 月 21 日の南海地震がある。

特に、昭和南海地震は、記録が詳しく残っている。

- ・ 南海地震（昭和 21 年 12 月 21 日）

嘉永の大地震より 92 年後に起こった大地震である。この地震は津波による被害が甚大で、湯浅、由良、比井、阿尾、印南等、湾入したところでは軒並みに大被害を受けている。町誌には、比井崎村に残された記録をもとに収録されている。

地震の約 25 分後、突然海面が高くなり、はじめは押し寄せる勢いがすごく、3 回は押し引きがあり、その後小さい押し引きが 3 回程度あったとの記録が残る。これにより大字比井、産湯、阿尾、小浦の浸水被害が多数あった。

又、この津波災害で比井崎村長が日高郡震災対策本部長宛に御救恤金頒布に関する調査結果の提出として、以下の報告がされている。

総戸数 537 戸、り災 217 戸、り災率 44%

総人口 3,096 人、り災者 1,001 人、り災率 32.5%

第3章 被害想定

第1節 風水害の場合の計画の前提条件

この計画策定のための災害想定規模は、台風によるものについては昭和36年9月16日第2室戸台風を想定するものとし、水害及びその他災害（地震・火災は除く）についても第2室戸台風の災害を想定する。

和歌山県下での被害は、死者15人、行方不明1人、負傷者316人、家屋全壊2,378戸、同半壊7,143戸、同流失155戸、床上浸水10,375戸、床下浸水16,164戸等であった。

資料：日高町防災アセスメント調査（平成9年3月 日高町）

第2節 震災の場合の計画の前提条件

1 内陸型地震による災害

内陸型地震による被害想定については、「和歌山県地震被害想定」（平成18年5月）において、2つの地震災害を想定している。

想定地震の諸元と結果は、次のとおりであるが、いずれも冬の18時に発生を想定した計画である。冬の18時は、炊事や暖房で火器の使用頻度が高くなる季節・時間帯である。

なお、県は、町域に最大震度6弱の地震を想定している。

- (1) 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という）
- (2) 田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という）

表 内陸型地震災害の被害想定

区 分	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震規模 (マグニチュード)	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近)	田辺市
震源の深さ	約 4～14km	約 4～12.6km
地震動	震度 5 弱～6 弱	震度 4 以下～5 弱
液状化危険度	大部分が極めて低い	極めて低い
現況建物数 (棟)	5,697	5,697
地震動による全壊棟数 (棟)	37	0
液状化による全壊棟数 (棟)	1	0
がけ崩れによる全壊棟数 (棟)	5	0
津波による全壊棟数 (棟)	想定 DATA なし	想定 DATA なし
火災による焼失 (棟)	0	0
総数 (全壊・焼失) (棟)	43	0
全壊・焼失率 (%)	0.8	0
人口総数	7,148	7,148
建物倒壊による死者数 (人)	2	0
津波による死者数 (人)	想定 DATA なし	想定 DATA なし
がけ崩れによる死者数 (人)	0	0
火災による死者数 (人)	0	0
死者の総数 (人)	2	0
負傷者数 (人)	15	0
要救助者数 (人)	10	0
ピーク時避難所生活者数 (人)	366	2
帰宅困難者数 (人)	107	107

資料：和歌山県地震被害想定調査（平成 18 年 5 月 31 日 和歌山県）

2 海溝型地震の被害想定

海溝型地震による被害想定については、「和歌山県地震被害想定」（平成26年10月）に基づき、次に示す2つの地震による被害が想定されている。

- (1) 東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という）
- (2) 南海トラフ巨大地震（以下「巨大地震」という）

区 分	3連動地震	巨大地震
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	震度7 (Mw8.7)	震度7 (Mw9.1)
震源域	静岡県～高知県	静岡県～宮崎県
想定地震モデル	中央防災会議 2003年モデル※1	内閣府2012年モデル※2 陸側ケース(地震) ケース3(津波)

※1 中央防災会議・東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」(2003.12)

※2 内閣府・南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」(2012.8)

被害想定における時刻や季節等の設定については、地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、以下のようなケースを設けて被害を予測している。

津波からの避難については、避難行動区分として3ケースを、又、海水浴客の避難を想定した夏の1ケースを設けている。

避難行動区分	直接避難 (昼間は5分、夜間は 10分後に避難開始)	用事後避難 (昼間は15分、夜間は 20分後に避難開始)	切迫避難 (浸水後に避難開始、 あるいは避難せず)
ケース1	100%	—	—
ケース2	70%	30%	—
ケース3	35%	40%	25%

時 刻	季 節	風 速
昼 12時	夏	4 m
夕方 18時	冬	4 m
夕方 18時	冬	8 m
深夜 2時	冬	4 m

注) 時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。又、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

県は、町域に最大震度7の地震を想定し、特に大きな被害が予想される巨大地震では、全壊・焼失率が36%、死者数も380人とされている。

震度7の場合、木造家屋は30%以上が倒壊するとされ、鉄筋コンクリート造りでも旧建築基準（昭和56年以前、特に昭和46年以前）のものに大きな被害が予想される。

その他の構造の建築物への被害、さらには沖積層地盤の地帯での液状化現象による被害も懸念される。特に、町の施設等で防災上重要な建築物の場合は、注意が必要である。

表 海溝型地震の被害想定

想定結果：冬・18時・風速8m/秒・津波は早期避難しないケース

区 分	3連動地震	巨大地震
現況建物数（棟）	3,800	3,800
揺れ等による全壊棟数（棟）	79	740
津波による全壊棟数（棟）	330	580
火災による焼失（棟）	3	10
総数（全壊・焼失）（棟）	420	1,400
半壊棟数（棟）	490	650
全壊・焼失率（%）	12	36
人口総数	7,000	7,000
建物倒壊（震動）による死者数（人）	5	39
建物倒壊（斜面崩壊）による死者数（人）	0	0
津波による死者数（人）	110	340
火災による死者数（人）	0	0
死者の総数（人）	110	380
重軽傷者数（人）	108	332
閉じ込め者数（人）	2	16
1週間後の避難者総数（人）	2,100	2,700
帰宅困難者数（人）	470	

注）揺れ等による全壊棟数は、液状化・震動・斜面崩壊による。予測結果等は概数のため、合計は必ずしも一致しない。

避難者総数は、夏・12時・風速4m・全員直接避難のケース

なお、本計画においては、内陸型地震、海溝型地震のうち、本町に対する被害想定がより大きい、海溝型地震の震度7を想定した計画とする。

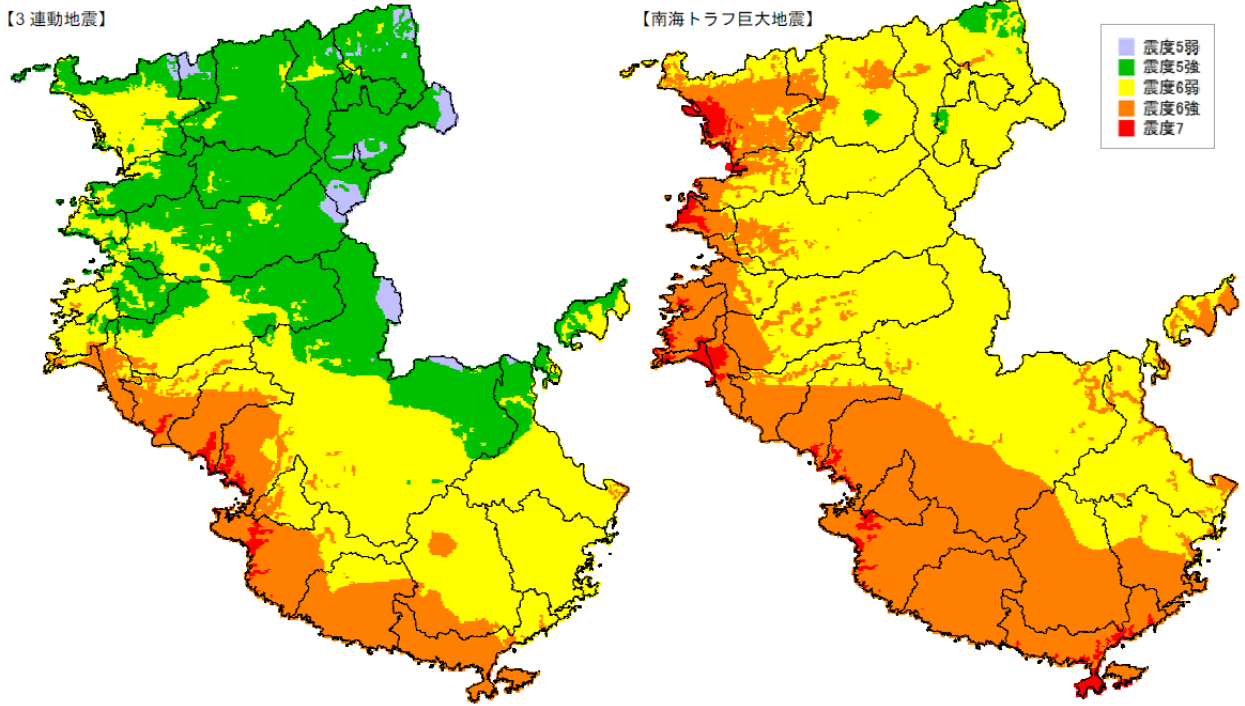


図 震度予測図

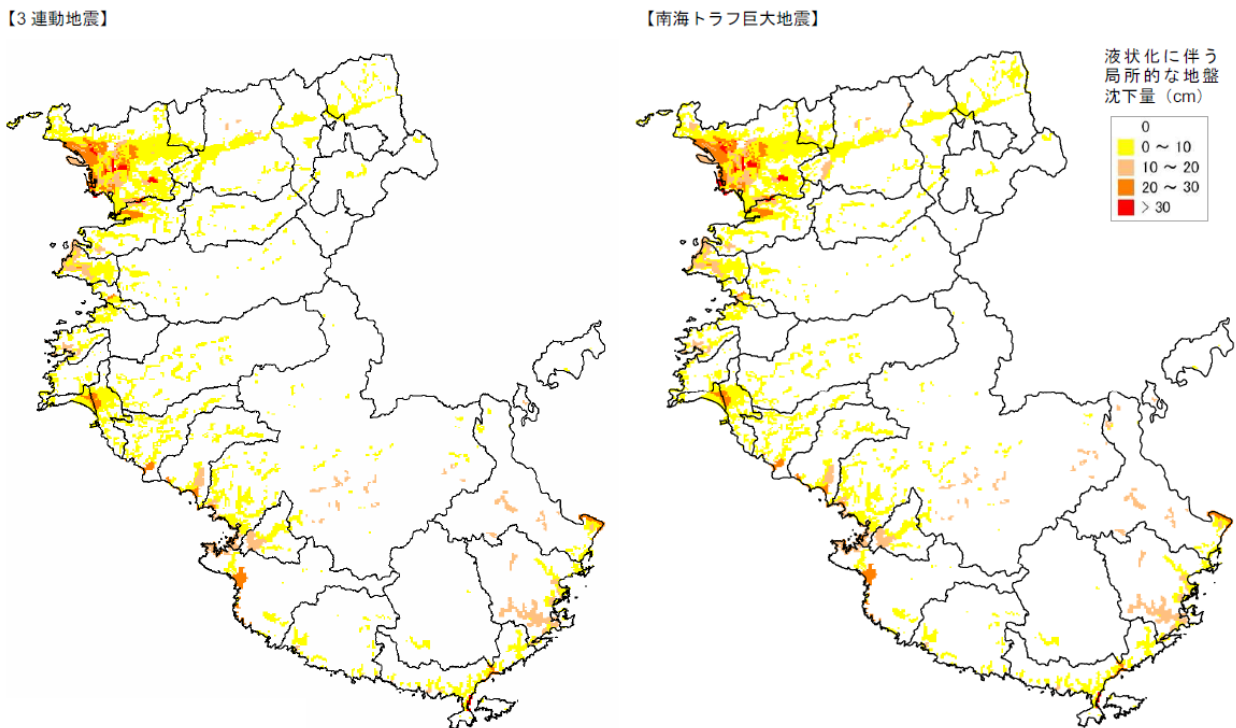


図 液状化に伴う局所的な地盤沈下の予測図

資料：東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震により予測される揺れ等
 (平成26年度 和歌山県)

3 津波浸水想定

津波浸水による被害想定については、和歌山県津波浸水想定（平成25年）により、次の事項が想定される。

- ① 比較的発生頻度が高く（数十年から百数十年に1回の頻度で発生する）、津波高は低いものの大きな被害をもたらす内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波（L1津波）
- ② 東日本大震災で発生した津波のように発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）

地震による津波浸水については、県において、「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による2つの津波浸水を想定している。県計画による2つの浸水想定の結果は、次のとおりである。又、今後は、現在の想定を超える地震、特に大津波の発生のおそれがあることを留意する必要がある。

なお、県が平成26年10月に策定した「和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について」における津波避難困難地域には、本町は含まれていない。

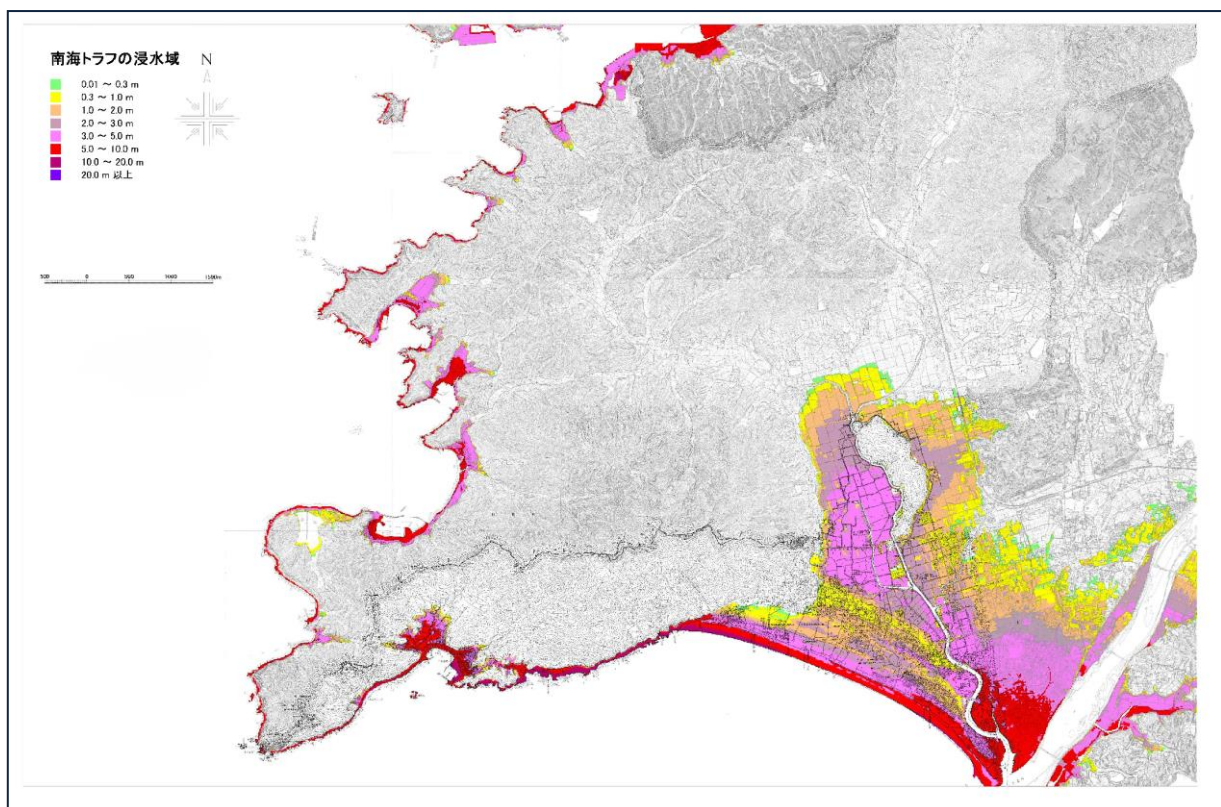


図 津波浸水想定図（南海トラフ巨大地震）

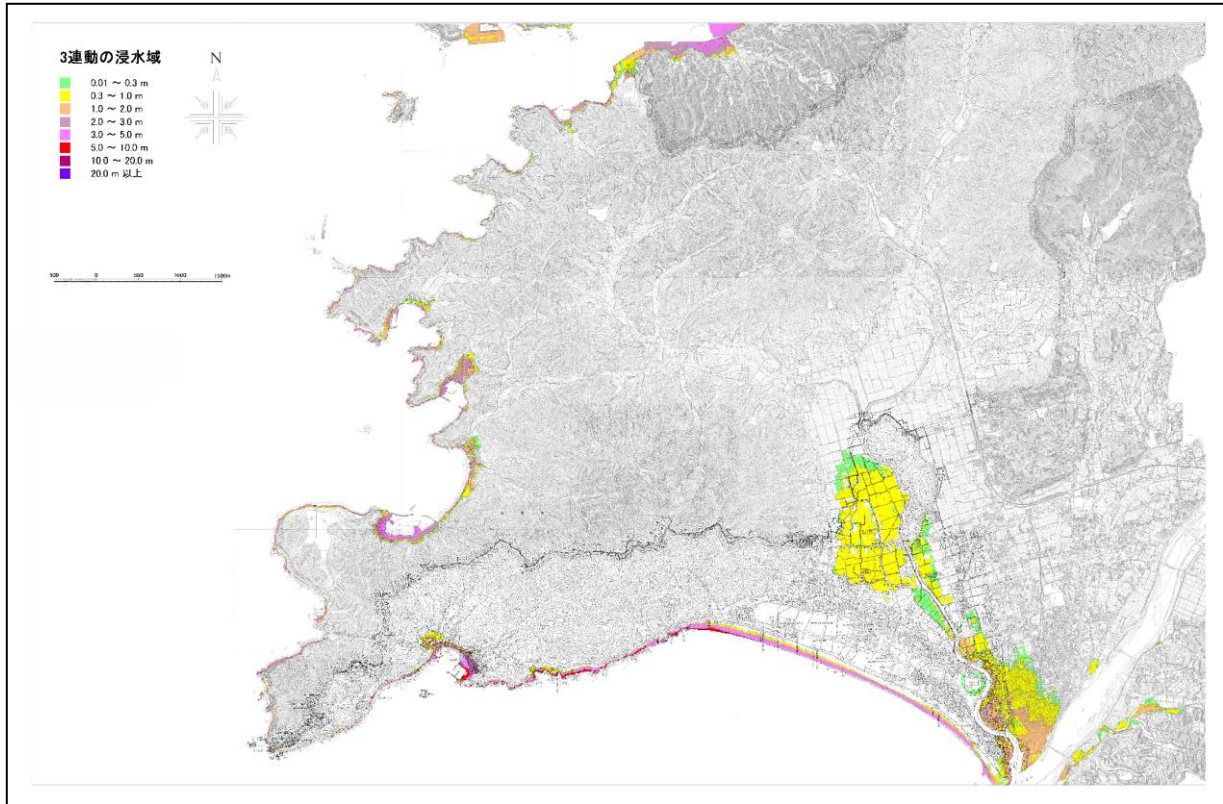


図 津波浸水想定図（東海・東南海・南海3連動地震）

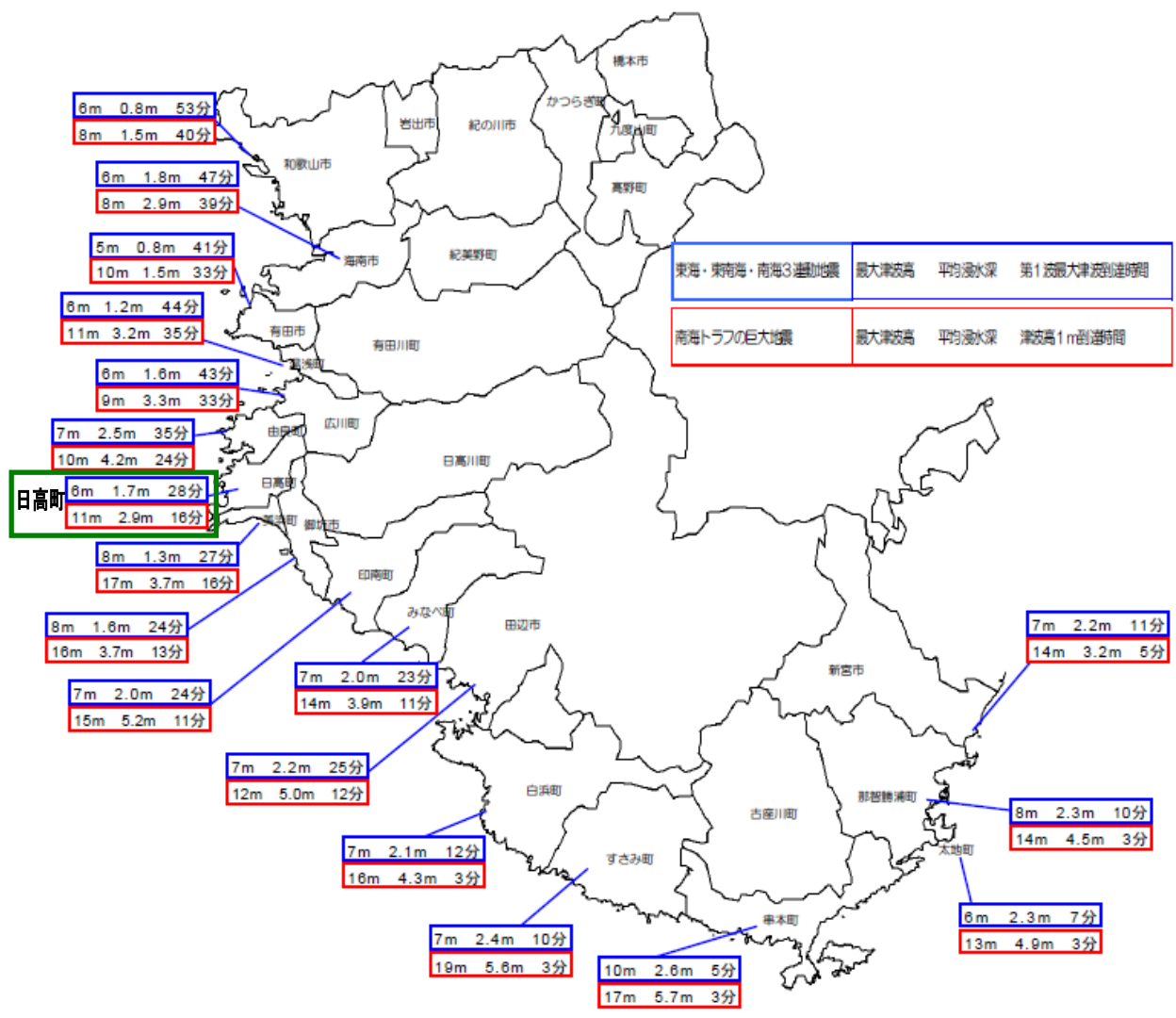


図 最大津波高・平均浸水深・到達時間

資料：和歌山県津波浸水想定（平成25年3月28日 和歌山県）

〔参考〕国の南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフ巨大地震の被害想定については、内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、都道府県別に建物被害・人的被害の推計結果が取りまとめられている。（平成24年8月29日発表）

和歌山県での被害が最大となるケースにおける建物被害・人的被害の概要は以下のとおりである。

1 建物被害

表 全壊棟数（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬18時、風速8m/s）

揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	(参考) 堤防・水門の機能不全による増分
約 97,000	約 5,200	約 48,000	約 600	約 39,000	約 190,000	約 700

2 人的被害

表 死者数（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、早期避難率低）

建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	(参考) 堤防・水門の機能不全による増分
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)							
約 6,000	約 400	約 72,000	約 40	約 1,200	—	約 80,000	約 1,300

以下に、内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの発表資料（平成24年8月29日）を示す。

表 近畿地方が大きく被災するケース

全壊棟数（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬18時、風速8m/s）

（棟）

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	(参考)堤防・水門の機能不全による増分
茨城県	-	-	約 20	-	-	約 20	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	約 700	-	-	約 50	約 700	-
千葉県	-	約 70	約 500	-	約 10	約 600	-
東京都	-	約 1,000	約 60	-	約 100	約 1,200	-
神奈川県	約 20	約 700	約 300	-	約 80	約 1,000	-
新潟県	-	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	約 100	-	-	-	約 100	-
福井県	-	約 2,100	-	約 10	約 10	約 2,100	-
山梨県	約 5,900	約 700	-	約 100	約 900	約 7,600	-
長野県	約 700	約 1,500	-	約 90	約 40	約 2,400	-
岐阜県	約 3,900	約 3,800	-	約 20	約 400	約 8,200	-
静岡県	約 215,000	約 4,800	約 1,300	約 500	約 43,000	約 264,000	約 100
愛知県	約 243,000	約 23,000	約 500	約 400	約 119,000	約 386,000	約 500
三重県	約 163,000	約 6,500	約 6,100	約 800	約 48,000	約 224,000	約 1,600
滋賀県	約 7,800	約 2,600	-	約 80	約 2,700	約 13,000	-
京都府	約 12,000	約 3,700	-	約 30	約 54,000	約 70,000	-
大阪府	約 59,000	約 16,000	約 700	約 100	約 260,000	約 337,000	約 6,800
兵庫県	約 27,000	約 3,600	約 3,100	約 200	約 19,000	約 54,000	約 800
奈良県	約 26,000	約 5,000	-	約 200	約 16,000	約 47,000	-
和歌山県	約 97,000	約 5,200	約 48,000	約 600	約 39,000	約 190,000	約 700
鳥取県	-	約 300	-	-	-	約 300	-
島根県	-	約 500	-	-	-	約 500	-
岡山県	約 18,000	約 5,200	約 60	約 200	約 11,000	約 34,000	約 1,000
広島県	約 11,000	約 12,000	約 200	約 300	約 1,100	約 24,000	約 1,600
山口県	約 1,300	約 3,000	約 300	約 50	約 50	約 4,700	約 400
徳島県	約 90,000	約 4,400	約 15,000	約 500	約 22,000	約 132,000	約 600
香川県	約 37,000	約 4,600	約 600	約 100	約 12,000	約 54,000	約 700
愛媛県	約 117,000	約 7,400	約 8,300	約 400	約 53,000	約 187,000	約 1,900
高知県	約 167,000	約 1,400	約 30,000	約 1,100	約 25,000	約 223,000	約 3,300
福岡県	-	約 300	約 30	-	約 10	約 300	-
佐賀県	-	約 20	-	-	-	約 20	-
長崎県	-	約 20	約 200	-	-	約 200	-
熊本県	約 30	約 3,100	約 20	約 20	約 30	約 3,200	-
大分県	約 3,000	約 2,600	約 10,000	約 300	約 600	約 17,000	約 300
宮崎県	約 39,000	約 4,000	約 17,000	約 400	約 15,000	約 75,000	約 300
鹿児島県	約 100	約 4,500	約 700	約 20	約 20	約 5,500	約 40
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 1,346,000	約 134,000	約 144,000	約 6,500	約 741,000	約 2,371,000	約 21,000

ー：わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ発表資料 資料 2-1（平成 24 年 8 月 29 日）

表 近畿地方が大きく被災するケース

死者数（地震動：陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速 8m/s、早期避難率低）

（人）

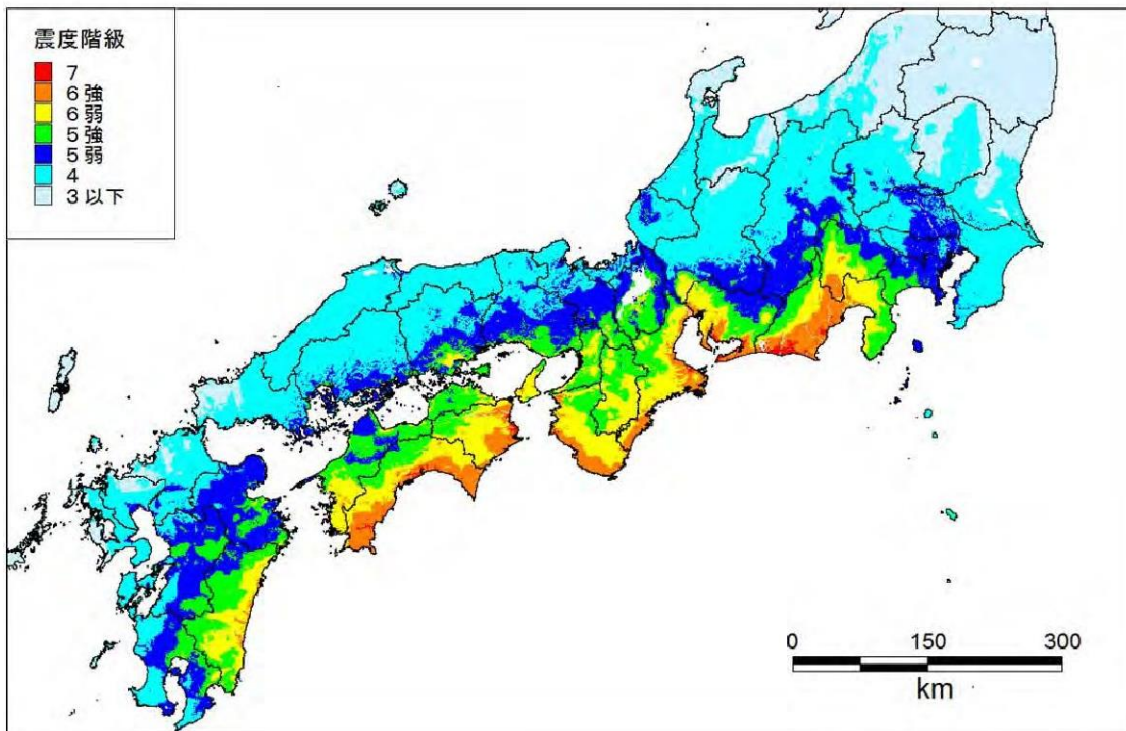
	建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防・水門が機能不全による増分
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)						
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	約 300	-	-	-	約 300	-
東京都	-	-	約 90	-	-	-	約 90	-
神奈川県	-	-	約 200	-	-	-	約 200	-
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	約 400	約 30	-	約 10	-	-	約 400	-
長野県	約 50	約 10	-	約 10	-	-	約 50	-
岐阜県	約 200	約 30	-	約 20	-	-	約 200	-
静岡県	約 13,000	約 1,200	約 2,500	約 40	約 1,900	-	約 17,000	約 1,000
愛知県	約 15,000	約 1,300	約 2,300	約 50	約 2,000	-	約 19,000	約 2,200
三重県	約 9,800	約 600	約 14,000	約 60	約 1,100	-	約 25,000	約 2,100
滋賀県	約 500	約 50	-	-	-	-	約 500	-
京都府	約 800	約 70	-	-	約 10	-	約 800	-
大阪府	約 3,800	約 300	約 1,200	約 10	約 500	約 10	約 5,500	約 2,300
兵庫県	約 1,700	約 100	約 2,200	約 10	約 50	-	約 3,900	約 1,300
奈良県	約 1,600	約 100	-	約 30	約 50	-	約 1,700	-
和歌山県	約 6,000	約 400	約 72,000	約 40	約 1,200	-	約 80,000	約 1,300
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	約 1,100	約 80	約 20	約 10	約 10	-	約 1,200	約 500
広島県	約 700	約 50	約 50	約 20	-	-	約 700	約 1,000
山口県	約 80	約 10	約 50	約 10	-	-	約 100	約 80
徳島県	約 5,200	約 400	約 25,000	約 40	約 500	-	約 31,000	約 2,300
香川県	約 2,300	約 100	約 700	約 20	約 70	-	約 3,200	約 300
愛媛県	約 7,400	約 400	約 2,600	約 50	約 700	-	約 11,000	約 1,100
高知県	約 10,000	約 600	約 24,000	約 80	約 1,800	-	約 37,000	約 2,500
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	約 10	-	-	-	約 10	-
熊本県	-	-	-	約 10	-	-	約 10	-
大分県	約 200	約 20	約 8,100	約 40	-	-	約 8,300	約 200
宮崎県	約 2,400	約 200	約 26,000	約 20	約 100	-	約 29,000	約 1,400
鹿児島県	約 10	-	約 400	-	-	-	約 400	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 82,000	約 6,200	約 183,000	約 600	約 10,000	約 30	約 275,000	約 20,000

ー:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

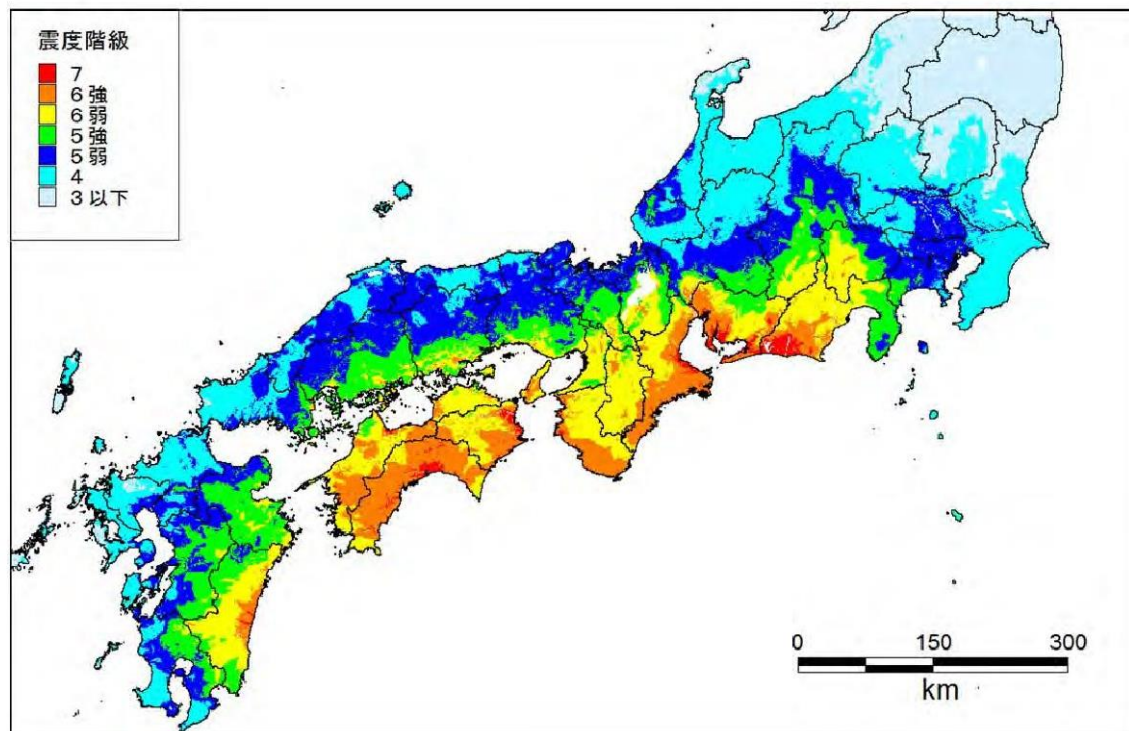
資料：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ発表資料 資料 2-1（平成 24 年 8 月 29 日）

●各ケースに関する参考資料



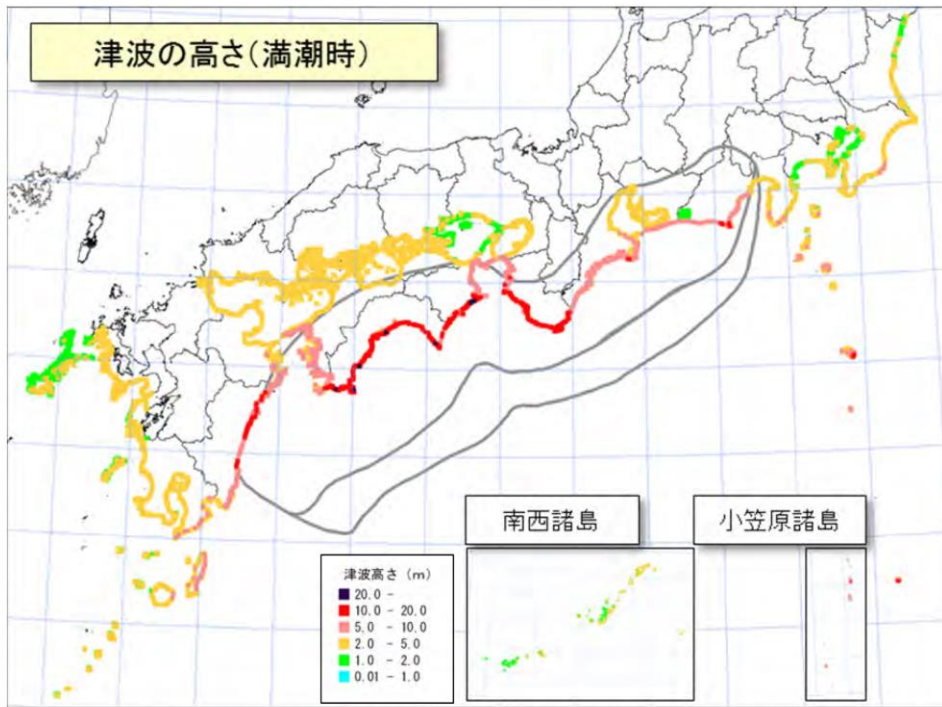
基本ケースの震度分布

図 震度分布図（基本ケース）



陸側ケースの震度分布

図 震度分布図（陸側ケース）



【ケース③「紀伊半島沖～四国沖」に大すべり域を設定】

図 津波高分布図 (ケース3)

第4章 防災ビジョン

第1節 防災ビジョンの基本目標

1 防災の課題

本町の既往の災害のうち、近年は台風や豪雨によってもたらされる風水害と土砂災害が発生している。しかし、小規模であるが活断層を町付近に抱える本町は、阪神・淡路大震災にみられるような内陸型大規模地震災害を想定しておくとともに、海溝型の南海トラフ地震が想定される。特に南海トラフ地震においては、大規模な被害が予想され、ハードとソフトの両面からの対策が必要である。

このため、まず、町民が震災に対する危機意識を持ち、十分な災害対応力を備えること、及び地震発生後、即時に災害対策活動を開始できる体制を整備することが必要である。

これと併せ、土砂災害対策や護岸堤防の強化、災害対策活動に充分に対応できる道路網の整備、情報伝達設備の充実等が必要である。

2 防災の目的

災害から町域内のすべての町民の生命、身体及び財産を保護することが防災の目的である。

この目的達成のため、防災ビジョンを掲げ、その達成に向けた施策を実現するため、本計画を策定する。

3 防災ビジョンと施策

(1) 防災ビジョンと施策

防災ビジョンは、本町における防災憲章となり、長期的総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するビジョンであり、防災に関する基本的目標である。

防災ビジョンの基本的目標と、その達成のための基本的施策とは、次のとおりである。

- ア. 災害予防・減災対策
- イ. 地域防災力の強化
- ウ. 災害情報の伝達体制の整備
- エ. 応急対策体制の整備による避難対策の充実
- オ. 災害対策本部機能の見直し
- カ. 県、周辺市町、関係機関などとの応援協力体制の強化
- キ. 法律等の制定及び改廃に伴う改正

(2) 施策遂行上の留意事項

- ア. 長期展望に立つ。
- イ. 町民合意を目指し、町民、事業所、防災関係機関、行政との共同活動による施策を遂行する。
- ウ. 短期の成果にこだわらず、着実な推進を続ける。
- エ. 障害に対して挑戦を続け、創意工夫を行う。
- オ. 町の一般の事業計画、指導等の局面又は事務の遂行に際し、防災上の観点からの検討も加える。
- カ. 危機管理体制を町・関係機関職員及び町民に徹底する。
- キ. 男女双方の視点に配慮し、防災に関する政策・方針決定・現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

第2節 防災ビジョン達成の施策

1 災害予防・減災対策

災害は、自然災害と人的災害とに区分され、どれもが人の生命、身体、財産に危害を与える。しかし、事前に災害予防対策を講じておけば、それだけ人的、経済被害の軽減につながる。そのため、行政のみならず町民も事業者も、各主体が減災に対する意識を持って取り組むことが重要である。

- ・ 自然災害：水害、風害、地震、津波、土砂災害、干害、長雨等
- ・ 人的災害：火災、大火、山林火災、危険物災害、海上災害、航空機事故等

日高町においては、上記災害、特に南海トラフ地震に対する人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な減災目標を定め、これを達成するための様々なソフト対策、ハード対策を重点的かつ戦略的に取り組むべき事項を定めている。

・ 施策：災害予防・減災対策

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

- ア. 道路・橋りょうの整備・充実
- イ. 広域道路網の整備
- ウ. 河川・ため池の利用並びに整備
- エ. 治山・治水・農地防災等の災害予防事業
- オ. 建築物の耐震化、不燃化
- カ. ライフラインの耐震性の確保
- キ. 事業・事務の遂行の中に防災的視点の付加、民間組織の防災組織化への啓発
- ク. 住宅等の耐震診断、耐震改修の推進
- ケ. 小中学校校舎等の耐震改修

2 地域防災力の強化

日頃から活発なコミュニティ活動（自治会、自主防災組織）を行えば、災害時も大きな力を発揮する。

災害時には、限りある行政職員だけの対応（公助）には限界があり、地域防災力（共助）が応急対応の鍵となる。

地域防災力の強化は、町民並びに事業所、防災関係機関及び町の職員が、防災に強い関心と理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえ、冷静沈着に対応できる仕組みづくりである。

そのため、災害についての知識と対応力を日頃から備え、災害時に家族や隣人等の安全を配慮し、率先して防災活動に協力・従事することが必要である。

・ 施策：地域防災力の強化

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

ア. 防災教育

- ① 防災に関する意識の啓発、知識・技術の普及、研修会の開催等
- ② 防災マップの作成配布
- ③ 災害危険箇所の公表

イ. 防災訓練

- ① 訓練形式：総合型、混合型、機関型、地域型、個別型
- ② 対象者：関係機関、町職員、町民、事業所等

ウ. 組織化

- ① 地域・職域コミュニティの形成
- ② 自主防災組織、消防団、防災ボランティア等の育成
- ③ 防災関係組織（医師会、自主防災組織、消防団等）、一般組織（商工会、自治会、ボランティア組織等諸団体）の現状把握、育成強化、防災への協力要請、連携等
- ④ 相互応援協定による広域組織化（近隣、広域、協定内容）
- ⑤ 災害発生時における医師会、商工会、自主・消防団、ボランティア組織等の早い立ち上がり、町等による活動調整
- ⑥ 要配慮者への配慮
- ⑦ 高齢者、障がい者、幼児、外国人等要配慮者に対する地域コミュニティを中心とした救助活動への指導並びに育成

3 災害情報の伝達体制の整備

災害時に、被害を最小限に食い止めるためには、災害情報を迅速に収集するとともに、的確に町民、関係機関等へ伝達することが大切である。

行政から町民、町民同士、町民から行政への効果的な情報伝達体制を確立するとともに、町民それぞれのニーズに応じた情報の提供を図る。

- 施策：災害情報の伝達体制の整備

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

ア. 災害予防

- ① 町、防災関係機関、一般組織の組織内及び組織間の連絡体制の各組織の実情を踏まえた整備
- ② 震度計、テレメーター等、必要に応じた災害情報システムの整備
- ③ ハザードマップの作成

イ. 災害発生時

- ① 既存の防災行政無線の有効活用
- ② 自主防災組織等を活用した効果的な情報収集伝達体制の整備
- ③ 災害発生情報等の伝達

4 応急対策体制の整備による避難対策の充実

災害時に重要となるのは、いかに町民を安全な場所へ避難させるかであり、町民が安心して避難できる環境を整備する。

- 施策：応急対策体制の整備による避難対策の充実

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

ア. 避難者のための安全な施設の整備

イ. 非常用発電機、毛布、簡易トイレなど、応急対策用機器及び資機材の整備

ウ. 避難所のバリアフリー化、通信設備、更衣室、授乳室等の整備

エ. 避難先としてテントや自動車の活用

オ. 指定避難所以外に避難している人に対する支援

カ. 支援物資調達体制の確立

キ. 集落単位での備蓄の促進

5 災害対策本部機能の確立

防災体制の強化に当たっては、行政の災害対応力を強化することも重要である。

平常時には、各部署がもつ専門力、人的資源を生かした防災体制づくりを進めるとともに、発災時には、災害対策本部が迅速に機能し、各職員もスムーズな応急復旧活動体制に入れるよう災害対策本部機能を確立する。

- 施策：災害対策本部機能の確立

ア. 災害時に備えた町の組織（本部体制・配備基準等）及び役割の日頃からの周知徹底

イ. 災害発生時、町、防災関係機関及び自主防災組織等が平常業務体制から災害対策活動体制に緊急、円滑に移行できる体制づくり

ウ. 部署間に定められた役割分担にこだわらない応援体制づくり

6 法律等の制定及び改廃に伴う改正

内閣府や中央防災会議による防災関係の方針策定や法律の制定に合わせて、本町の地域防災計画も随時、見直し、追加等を行っていく。

第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱

町及び日高町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 町

日高町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う役割を担う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

又、県、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 町民

「自分の生命は自分で守る」との認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力して、その災害実体に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 日高町

- 日高町防災会議に関する事務
- 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- 災害防除と拡大の防止
- 救助、防疫等、り災者の救助保護
- 災害復旧資機材の確保と物価の安定
- り災者に対する融資等の対策
- 被災町営施設の応急対策
- 災害時における文教対策
- 災害対策要員の動員及び雇用
- 災害時における交通、輸送の確保
- 被災施設の復旧
- 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 日高広域消防事務組合

- 災害時における火災の予防及び消防・消火
- 被災者の救出、救護
- 火災等の被害状況調査報告並びに情報の収集及び広報

3 和歌山県(日高振興局・御坊保健所)

- 和歌山県防災会議に関する事務
- 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- 災害防除と拡大の防止
- 救助、防疫等、り災者の救助保護
- 災害復旧資機材の確保と物価の安定
- り災者に対する融資等の対策
- 被災県営施設の応急対策
- 災害時における文教対策

- ・ 災害時における公安対策
- ・ 災害対策要員の動員及び雇用
- ・ 災害時における交通、輸送の確保
- ・ 被災施設の復旧
- ・ 日高町が処理する事務、事業の指導、あっせん等

4 和歌山県警察本部(御坊警察署)

- ・ 災害時における町民の生命・身体・財産の保護並びに犯罪予防・交通の確保、その他治安維持のための警備活動

5 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- ア. 管内各府県警察の指導・調整に関する事
- イ. 他管区警察局との連携に関する事
- ウ. 関係機関との協力に関する事
- エ. 情報の収集及び連絡に関する事
- オ. 警察通信の運用に関する事
- カ. 警察官の応援派遣に関する事

(2) 近畿財務局(和歌山財務事務所)

- ア. 公共土木等被災施設の査定立会
- イ. 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定
- ウ. 地方自治体に対する災害融資
- エ. 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- オ. 未利用の国有地の情報提供

(3) 近畿厚生局

- ア. 救護等に係る情報の収集及び提供

(4) 近畿農政局

- ア. 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- イ. 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
- ウ. 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

(5) 近畿中国森林管理局(和歌山森林管理署)

- ア. 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- イ. 国有林における予防治山施設による災害予防
- ウ. 国有林における荒廃地の災害復旧
- エ. 災害対策復旧用資材の供給

- オ. 森林火災予防対策
- (6) 近畿経済産業局
 - ア. 電気、ガス、工業用水道の復旧対策
 - イ. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
- (7) 中部近畿産業保安監督部近畿支部
 - ア. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策
 - イ. 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
- (8) 近畿運輸局（和歌山運輸支局）
 - ア. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
 - イ. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
 - ウ. 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
 - エ. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
 - オ. 特に必要があると認める場合の輸送命令
 - カ. 災害時における交通機関利用者への情報の提供
- (9) 近畿地方整備局（和歌山港湾事務所）
 - ア. 港湾施設及び海岸保全施設の整備と災害への対応や管理体制に関すること
 - イ. 港湾及び海岸（港湾区域及び臨港地区内）における災害対策の指導に関すること
 - ウ. 海上の流出油に対する防除措置に関すること
 - エ. 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- (10) 大阪航空局（関西空港事務所・南紀白浜空港出張所）
 - ア. 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理
 - イ. 密集地帯上空の低空飛行の禁止
 - ウ. 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
- (11) 和歌山海上保安部（海南海上保安署）
 - ア. 海上における人命、財産の救助及び防災活動
 - イ. 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止
 - ウ. 海上緊急輸送に関すること
 - エ. 海上における治安の維持
 - オ. 海上において人命、財産の救助を行う者、並びに船舶交通に関する障害を除去する者の監督
 - カ. 通信体制の維持及び運用
- (12) 大阪管区气象台（和歌山地方气象台）
 - ア. 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供
 - イ. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び

水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

- ウ. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(1 3) 近畿総合通信局

- ア. 電波の監理、並びに有線電気通信の監理
- イ. 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- ウ. 非常通信協議会の育成・指導
- エ. 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
- オ. 非常時における重要通信の確保
- カ. 非常時における通信機器及び移動電源車の貸出し
- キ. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

(1 4) 和歌山労働局

- ア. 工場、事業場における労働災害の防止
- イ. 救助の実施に必要な要員の確保

(1 5) 近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所）

- ア. 土木施設の整備と防災管理
- イ. 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
- ウ. 被災土木施設の災害復旧
- エ. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(1 6) 近畿地方環境事務所

- ア. 災害廃棄物の処理対策に関すること

6 自衛隊(陸上自衛隊第 37 普通科連隊、第 304 水際障害中隊)

- ア. 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- イ. 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

7 指定公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社（御坊駅）

- ア. 輸送施設の整備と安全輸送の確保
- イ. 災害対策用物資の緊急輸送
- ウ. 災害時の応急輸送対策
- エ. 被災施設の調査と災害復旧

- (2) 西日本電信電話株式会社和歌山支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社西日本営業本部、株式会社N T T ドコモ関西支社
- ア. 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ. 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ. 被災施設の調査と災害復旧
- (3) K D D I 株式会社
- ア. 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ. 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ. 被災施設の調査と災害復旧
- (4) ソフトバンク株式会社
- ア. 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ. 電気通信のそ通確保と設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧
- (5) 楽天モバイル株式会社
- ア. 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ. 電気通信のそ通確保と設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧
- (6) 日本赤十字社和歌山県支部
- ア. 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
 - イ. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ. 義援金品の募集配布
- (7) 日本放送協会和歌山放送局
- ア. 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ. 災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (8) 日本通運株式会社和歌山支店（御坊営業センター）、福山通運株式会社（有田営業所）、佐川急便株式会社（田辺営業所）、ヤマト運輸株式会社（和歌山主管支店）、西濃運輸株式会社（和歌山支店）
- ・ 災害時における緊急陸上輸送
- (9) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
- ア. 災害時の電力供給
 - イ. 被災施設の調査と災害復旧
 - ウ. ダム施設等の整備と防災管理
- (10) 日本郵便株式会社（内原郵便局）
- ア. 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
 - イ. 被災郵政業務施設の復旧

8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
 - ア. 土地改良施設の整備と防災管理
 - イ. 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧
 - ウ. 農地たん水の防排除施設の整備と活動
- (2) バス機関（中紀バス株式会社、御坊南海バス株式会社）
 - ア. 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保
 - イ. 災害時の応急輸送
- (3) 輸送機関（社団法人和歌山県トラック協会等）
 - ア. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保
 - イ. 災害時の応急輸送
- (4) 放送機関（株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社）
 - ア. 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ. 災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (5) 医療機関
 - ア. 災害時における医療救護の実施
 - イ. 災害時における防疫の協力

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院等経営者
 - ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ. 被災時の病人等の収容保護
 - ウ. 災害時における負傷者等の医療、助産救助
- (2) 社会福祉施設の経営者
 - ア. 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ. 災害時における収容者の収容保護
- (3) 農業協同組合、漁業協同組合等
 - ア. 町本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ. 農林水産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ. 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん
 - エ. 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
 - オ. 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん

- (4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体
 - ア. 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (5) 金融機関
 - ・ 被災事業者に対する資金融資
- (6) 危険物及び高圧ガス施設等管理者
 - ア. 安全管理の徹底
 - イ. 危険物及び高圧ガス施設等の点検
- (7) ケーブルテレビ事業者（ZTV）
 - ア. 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ. 災害状況及び災害対策等の周知徹底

第2編 地震防災対策

第1章 地震防災対策アクションプログラム

第1節 現況

今後、30年以内に南海トラフの地震（M8～M9クラス）が70～80%程度の確率で発生すると予測されており、今世紀前半に発生する可能性が極めて高いと言われている。

又、平成26年度に県が実施した「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定では、県内の被害は3連動地震で死者約1万9千人、全壊棟数は約5万9千棟、巨大地震では死者約9万人、全壊棟数約15万9千棟に達する甚大な被害になると予測されている。

【達成目標】

町において、南海トラフ地震など大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目的として、今後町が取り組むべき施策を体系化した行動計画を策定し、総合的な地震防災対策を推進する。

第2節 取り組み内容

1 基本理念

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な日高町の実現を目指す。

2 減災目標

県は、県計画（平成26年修正）において、南海トラフ地震などの大規模災害による犠牲者を概ね10年でゼロとすることを目標として総合的な地震防災対策に取り組み、さらに、平成27年度からは、熊本地震等の新たに発生した災害の教訓を踏まえて、防災・減災対策を見直し、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～」として、引き続き総合的な地震防災対策に取り組んでいる。

本町では、本計画で定める防災・減災施策によって、地震防災対策の推進を図り、地震災害による死者を出さないことを目標とする。

又、県の被害想定では、人的被害として建物倒壊（震動、斜面崩壊）、津波、火災があげられており、それぞれ半減させることを目標とする。

3 予防・応急対策・復旧復興の3つの目標

- 大地震に着実に備える。
備えとしての予防対策を着実に実施する。
- 災害発生時に迅速適切な対策を実施する。
発災時に的確な応急対応を実施するため今から体制を整えておく。
- 復旧・復興を進め安全で安定した生活を構築する。
復旧・復興をスムーズに進めるため今からできるものを準備しておく。

4 重点テーマ

予防・応急対策・復旧復興の3つの目標を推進するため、施策の柱となる8つの重点テーマを設定している。

この重点テーマは、被害をできる限り軽減するため、事前に備える予防に重点を置いており、この予防分野に減災目標を達成するための具体的な目標値を設定している。

- ① 津波対策の推進
- ② 耐震化と災害に強いまちづくりの推進
- ③ 防災意識の普及推進
- ④ 地域の防災体制づくりの推進
- ⑤ 行政の防災体制の強化推進
- ⑥ 災害応急対策の整備推進
- ⑦ 被災後の生活支援体制の充実
- ⑧ 迅速確実な町民生活復興の推進

第1編

第2編

第3編

第4編

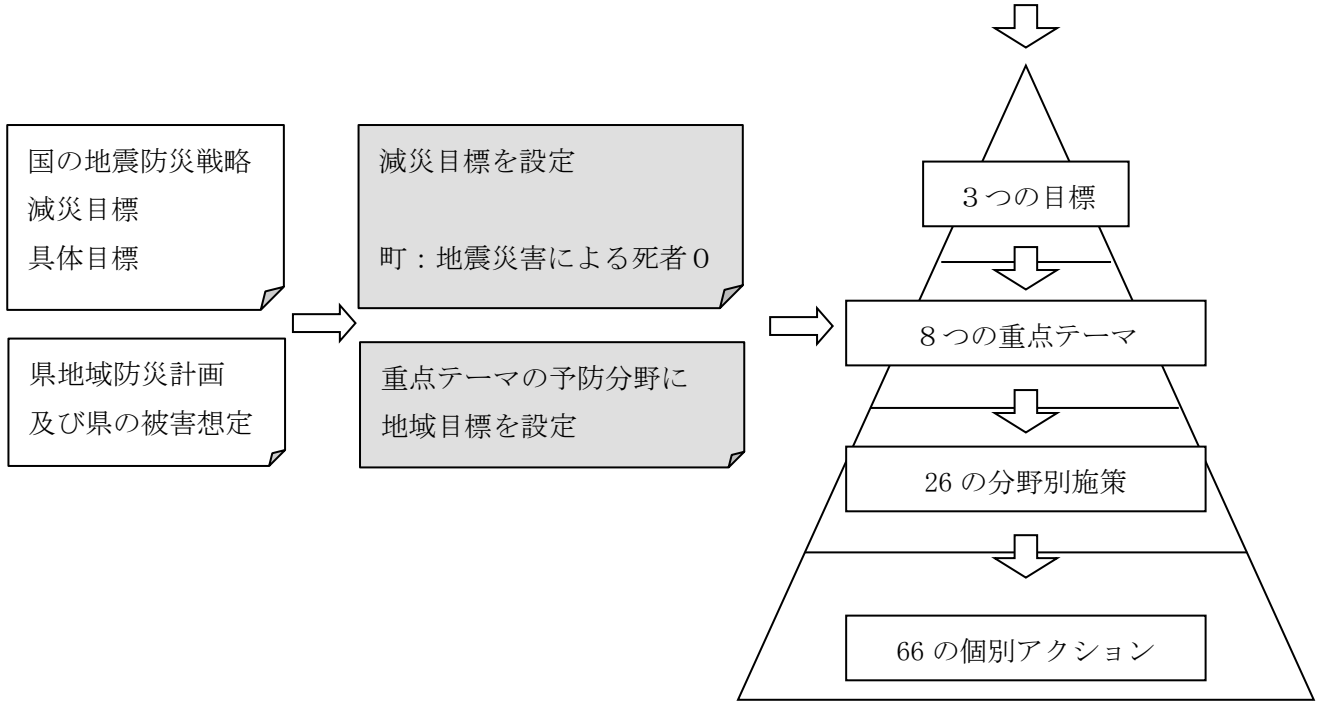
第5編

第6編

第7編

防災対策アクションプログラム体系図

「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な日高町を目指す



第2章 重点テーマ別目標

第1節 目標

【達成目標】

減災目標を達成するために、重点テーマごとに目標を策定する。

第2節 取り組み内容

1 津波対策の推進

南海トラフ地震など海溝型地震の特徴である津波被害の軽減を図るため、津波防災体制の確立を進める。

2 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

住宅・公共建築物、道路、その他の公共土木施設の耐震対策など予防的な被害軽減対策を計画的かつ速やかに実施し、災害に強いまちづくりを進める。

3 防災意識の普及推進

地震・津波など自然災害に対する正しい知識の普及と防災意識の啓発に努め、町民一人ひとりの防災力の向上を目指す。

4 地域の防災体制づくりの推進

地域防災への町民の主体的な参加、自主防災組織の充実、ボランティアの活動環境の整備、企業の災害対応能力の向上等を図るため、地域が一体となった自助・共助による防災体制づくりを進める。

5 行政の防災体制の強化推進

災害発生時に県、町など行政が果たすべき災害対策本部設置・運営や情報収集・伝達など種々の機能の強化を図り、迅速適切な対応が実施できる体制整備を進める。

6 災害応急対策の整備推進

災害発生時にまず優先される命の安全確保の対策を的確に実施するため、緊急活動体制の確立を目指す。

7 被災後の生活支援体制の充実

被災した施設の早期復旧、水・食糧の確保や衛生環境の保全など、被災後の生活を守るための迅速・的確な復旧対策を目指す。

8 迅速確実な町民生活復興の推進

生活環境の向上及び災害に強いまちづくりに向けた復興計画の策定により、迅速かつ確実な町民生活の復興を目指す。

第3章 個別アクション一覧

第1節 目標

【達成目標】

減災目標を達成するために、個別アクションごとに目標を策定する。

第2節 取り組み内容

1 大地震に着実に備える

(1) 津波対策の推進

南海トラフ地震など海溝型地震の特徴である津波被害の軽減を図るため、津波防災体制の確立を進める。

ア. 津波避難対策の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
津波避難訓練の実施	毎年1回以上、津波避難訓練を実施する。	継続	短期	県・町・町民	総務課
津波訓練のあり方の検討	津波避難訓練のあり方を検討する。	継続	短期	町	総務課
津波避難計画の策定・見直し	平成23年度において作成済。	作成済 (見直し継続)	短期	町・町民	総務課

イ. 津波予防対策の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
海岸保全施設の機能強化整備	津波来襲のおそれがある開口部のうち、県内80%の開口部において円滑に閉鎖を完了できるようにするという県の目標に協力し、定期的に海岸保全施設の機能診断を行い、機能維持に努める。	継続	長期	県・町	産業建設課

(2) 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

住宅、公共建築物、道路、その他の公共土木施設の耐震対策など予防的な被害軽減対策を計画的かつ速やかに実施し、災害に強いまちづくりを進める。

ア. 民間建築物の耐震化の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
耐震相談窓口の設置	毎年1回講習会の実施。	継続	短期	県・町・民間	産業建設課
住宅の耐震化の促進	令和7年度末までに住宅の耐震化率を90%とする。	継続	長期	町・町民	産業建設課
特定建築物の耐震化の普及啓発	年2回実施している防災週間の現地調査時に指導助言する。	継続	短期	県・町	産業建設課

イ. 公共建築物等の耐震化の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
町立学校校舎・体育館等の耐震化	平成25年度末までに耐震化率100%済。	実施済	長期	町	教育委員会
町有施設耐震化の促進	平成25年度末までに耐震化率100%済。	実施済	長期	町	管理部署
社会福祉施設等の耐震化促進	該当建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を促進する。	継続	長期	町・民間	産業建設課

ウ. 公共土木施設等の耐震化の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
老朽化したため池の改修整備	ため池改修を実施することを目指す。	継続	中期	県・町	産業建設課
橋りょうの耐震化対策	重要路線等にある橋りょうの耐震化を進める。	継続	中期	県・町	産業建設課

エ. 緊急輸送道路・避難路の整備促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
緊急輸送道路の確保	町の耐震改修促進計画で位置づけた緊急輸送道路の整備を促進する。 緊急輸送道路沿道の特定建築物の耐震化を促進する。	継続	長期	町・民間	産業建設課
集落の孤立化防止のため、農道及び集落道路網の整備	道路整備を計画的に進める。	継続	長期	町	産業建設課

オ. ライフライン対策の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
浄水場、配水池等の耐震化の促進	令和12年度末までに浄水場、配水池等の耐震化計画を作成する。	継続	長期	町	上下水道課

カ. 災害に強いまちづくりの促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
孤立集落支援プログラム策定事業	①和歌山県大規模地震孤立化予想マップの構成要素検討。 ②和歌山県大規模地震孤立化予想マップの作成。 ③孤立対策支援プログラム策定。	継続	短期	県・町	総務課

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
指定文化財の耐震化	今後、大規模な修理が行われる文化財建造物に対し、耐震化に配慮した修理の実施を指導する。	継続	長期	その他	教育委員会
災害時における避難行動の理解の促進	自分の住んでいる地域の危険度の理解促進を図る。	継続	短期	町	総務課
津波避難訓練の充実・強化	津波避難訓練を実施する。	継続	短期	町	総務課
津波避難訓練の充実・強化（自主防災組織）	津波浸水区域内にある自主防災組織において津波避難訓練を実施するように促す。	継続	短期	町	総務課
津波避難訓練の充実・強化（社会福祉施設）	想定浸水区域内にある社会福祉施設の災害対応マニュアルの見直し及び津波避難訓練を実施する。	継続	短期	町	管理部署
学校（園）の津波避難行動マニュアルの作成・見直しと研修会の実施	町立学校（園）の津波避難行動マニュアルの作成・見直しを進めると共に津波防災に関する研修会を実施する。	継続	短期	町	教育委員会
津波避難施設空白地域の解消	津波避難施設の要避難者カバー率の向上を図る。	継続	短期	町	総務課
津波避難対策の促進（津波避難施設の整備）	避難路・避難場所等の整備を促進する。	継続	短期	町	産業建設課

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
孤立地域対策の促進（へり誘導訓練）	集落散在地域のへり離発着スペースにおける誘導訓練の実施。	新規	短期	町	総務課
地域における防災人材の育成	自主防災組織における防災人材の育成。	新規	短期	町	総務課

（3） 防災意識の普及推進

地震・津波など自然災害に対する正しい知識の普及と防災意識の啓発に努め、町民一人ひとりの防災力の向上を目指す。

ア. 家具等の転倒防止及び感震ブレイカー設置の啓発

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
家具等の転倒防止の啓発	家具転倒防止対策等の促進を図る。	継続	短期	県・町・町民	総務課
感震ブレイカー設置の啓発	感震ブレイカー設置の促進を図る。	新規	短期	県・町・町民	総務課

イ. 学校における防災教育の充実

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
学校教育を通じて防災について学習する	町内小・中学校生に防災教育を定期的実施する。	継続	長期	町	教育委員会

（4） 地域の防災体制づくりの推進

地域防災への町民の主体的な参加、自主防災組織の充実、ボランティアの活動環境の整備、企業の災害対応能力の向上等を図るため、地域が一体となった自助・共助による防災体制づくりを進める。

ア. 地域防災力の強化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
消防団の充実・強化	条例定数の確保、維持。	継続	長期	町	総務課
町民参加型・連携をテーマとした防災訓練	町民参加型の訓練を年1回実施する。	継続	長期	県・町・町民	総務課

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
の実施					
コンビニエンスストア等との連携による地震防災対策の推進	協定を締結し、具体的な地震防災対策を推進する。	継続	短期	県・町・民間	総務課

イ. 自主防災組織の活性化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
自主防災組織情報連絡会の運営	年2回程度会報誌を発行する。	継続	短期	県・町・コミュニティ	総務課
自主防災組織の資機材整備の促進	毎年、自主防災組織の資機材整備を支援する。	継続	短期	県・町・コミュニティ	総務課

ウ. ボランティア活動の支援

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
災害時のボランティアセンター設置運営に関する指針の作成	県及び町におけるボランティアの受け入れ体制や活動に関する指針を作成する。	継続	短期	県・町	住民生活課

エ. 企業防災の推進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進策の検討	事業継続計画や企業の防災対策マニュアル等の策定促進のための対策を検討する。	継続	中期	企業	企画まちづくり課

(5) 行政の防災体制の強化推進

災害発生時に県、町など行政が果たすべき災害対策本部設置・運営や情報収集・伝達など種々の機能の強化を図り、迅速適切な対応が実施できる体制整備を進める。

ア. 行政防災力の強化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
町地域防災計画の見直し	毎年見直しを行う。	作成済 (見直し継続)	短期	町	総務課
南海トラフ地震対策特別措置法に基づく事務の実施	毎年見直しを行う。	継続	短期	町・民間	総務課
職員災害図上訓練の実施	定期的に実施する。	新規	短期	町	総務課
業務継続計画の策定・見直し	平成 27 年度作成済み。定期的に見直しを行う。	作成済 (見直し継続)	短期	町	総務課
職員初動対応マニュアルの作成・見直し	平成 26 年度作成済み。定期的に見直しを行う。	作成済 (見直し継続)	短期	町	総務課
災害対策本部設置・運営マニュアルの作成・見直し	平成 26 年度作成済み。定期的に見直しを行う。	作成済 (見直し継続)	短期	町	総務課
避難勧告等発令マニュアルの作成・見直し	平成 23 年度作成済み。	作成済 (見直し継続)	短期	町	総務課
応援協定の締結	物資の提供、運搬、燃料、その他に関する協定締結を進める。	継続	短期	町	総務課
効率的職員防災体勢の構築	各課に防災関連事務担当者を置く。 職員全員が防災の知識・技術を習得する。	新規	短期	町	総務課

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

イ. 災害時の情報収集・伝達体制の強化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
IT（情報技術）を活用した災害情報の収集伝達手法の整理検討	平成20年度からケーブルテレビの光ファイバーを利用し、緊急地震速報の情報伝達を実施。	継続	短期	県・町	総務課
災害情報伝達の強化・促進（同報無線）	町のデジタル同報無線子局の設置を進める。	継続	短期	町	総務課
災害情報伝達の強化・促進（屋内受信機）	デジタル防災ラジオ又はデジタル戸別受信機の配布を進める。	継続	短期	町	総務課
デジタル防災通信システムの高度化	デジタル防災通信システムの整備を進める。	継続	短期	町	総務課
消防救急無線の高度化	消防本部のデジタル無線化を進める。	継続	短期	町	日高広域消防事務組合
孤立地域対策の促進（通信手段の確保）	集落散在地域の孤立予想集落における通信手段の整備を進める。	継続	短期	町	総務課

2 災害発生時に迅速適切な対策を実施する

- 災害応急対策の整備推進

災害発生時にまず優先される命の安全確保の対策を的確に実施するため、緊急活動体制の確立を目指す。

- ア. 緊急救助・医療体制の確保

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
救急救命士の養成	毎年、若干名の養成を目指す。	継続	短期	町等	日高広域消防事務組合

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

イ. 要配慮者の保護体制の強化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
要配慮者避難支援プランの作成・見直し	平成22年度末までに要配慮者避難支援プランを作成済。	作成済 (見直し継続)	短期	町	住民生活課
要配慮者の避難所・社会福祉施設等への受け入れ体制の整備	令和4年度までに福祉避難所を4か所指定済み。	作成済 (見直し継続)	短期	町	子育て福祉健康課

ウ. 避難所運営体制の整備

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
避難所運営マニュアルの作成・見直し	平成24年度末に避難所運営マニュアルを作成済。	作成済 (見直し継続)	短期	町	総務課

エ. 地域防災拠点等の施設整備

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
防災拠点施設設備の促進	防災拠点施設等の運営に必要な資機材等の整備。	継続	短期	町	総務課

3 復旧・復興を進め安全で安定した生活を構築する

・ 被災後の生活支援体制の充実

被災した施設の早期復旧、水・食糧の確保や衛生環境の保全など、被災後の生活を守るための迅速・的確な復旧対策を目指す。

ア. 応急復旧対策の実施

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
建設業者等との協定締結による応急復旧体制の充実	協力者の登録や削除、登録内容の変更等、応援協力者名簿の更新を随時行う。	継続	短期	県、町、民間	総務課
下水道処理施設情報伝達訓練の実施	年1回実施する。	継続	短期	県・町	上下水道課

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

イ. 応急給水体制の整備

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
災害時における井戸水源の活用	井戸水を災害時に生活用水として活用できるシステムを構築する。	継続	長期	県・町	上下水道課

ウ. し尿、ごみ、がれき処理対策の促進

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
災害時廃棄物処理マニュアル作成	令和12年度末までに災害時廃棄物処理マニュアルを作成する。	継続	短期	町	住民生活課
被災建築物等緊急解体手続きマニュアル作成	令和12年度末までに被災建築物等を緊急に解体・撤去を行うための手続きマニュアルを作成する。	継続	短期	町	産業建設課

エ. 衛生、防疫、遺体処理活動体制の強化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
消毒薬及び消毒器材の備蓄状況の把握	年1回以上、町の消毒薬及び消毒器材の備蓄状況を確認する。	継続	短期	県・町	子育て福祉健康課
遺体処理計画の策定	令和12年度末までに遺体処理計画を策定する。	継続	短期	県・町	住民生活課
火葬処理計画の策定	令和12年度末までに火葬処理計画を策定する。	継続	短期	県・町	住民生活課

オ. 生活相談の充実

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
被害児童等の こころのケア 体制の整備	被災後児童の PTSD等精神面へ のケア体制の充実 を図る。	継続	短期	町	子育て福祉 健康課

カ. 住宅応急対策の強化

アクション名	アクション目標	新規・継続	達成区分	実施主体	担当課
応急住宅確保 計画の作成	令和12年度まで に応急住宅等確保 計画を作成する。	継続	短期	県・町	産業建設課

第4章 地震防災施設緊急整備計画

第1節 計画方針

町は、県の策定した、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」等の推進を図る。

第2節 事業計画（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）

(1) 計画年度

令和3年度から令和7年度までの5箇年

(2) 県整備の対象事業

- ア. 避難路
- イ. 消防用施設
- ウ. 消防活動用道路
- エ. 緊急輸送道路
- オ. 緊急輸送交通管制施設
- カ. 緊急輸送港湾施設
- キ. 緊急輸送漁港施設
- ク. 共同溝等
- ケ. 医療機関
- コ. 社会福祉施設
- サ. 公立小中学校等の校舎・屋内運動場
- シ. 海岸保全施設
- ス. 河川管理施設
- セ. 砂防設備
- ソ. 保安施設
- タ. 地すべり防止施設
- チ. 急傾斜地崩壊防止施設
- ツ. ため池
- テ. 防災行政無線設備
- ト. 水・自家発電整備等
- ナ. 備蓄倉庫

第3編 災害予防計画

第1章 河川防災計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

過去の大水害の実績や、流域の開発に見合った計画を立てる。周辺土地の有効利用を勘案するとともに、流域及び河川の現状、課題を十分に踏まえ、その超過洪水に対する安全度を高める。特に河口部については高潮対策についても配慮する。又、治水安全度の向上のみならず、地域と連携した河川環境の保全を推進し、河川浄化による水質の改善を行う。

南海トラフ地震に備え、水門樋門の自動化・遠隔操作化、堤防の耐震化・嵩上げ等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「日高地域等における大規模氾濫減災協議会」を活用し、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。又、県及び他の防災機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 河川整備

(1) 現況

河川重要水防箇所の状況は、以下のとおり。

ア. 知事管理河川重要水防箇所

水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			
			市町村名	場 所	延長m	重要度
日高川	西川	両	日高町	志賀川合流点～西川橋	2,300	A
日高川	志賀川	両	日高町	西川合流点～谷口橋	1,200	A
日高川	志賀川	両	日高町	大江谷橋～折戸橋	320	A

イ. その他において水防上警戒を要する河川

河川名	監視区域			警戒区域		
	区域		延長m	区域		延長m
産湯川	自 産湯地内	左岸	300	自 産湯地内	左岸	150
	至 河口	右岸	300	至 河口	右岸	150
比井川	自 比井地内	左岸	200	自 比井地内	左岸	200
	至 川添橋下流	右岸	200	至 川添橋下流	右岸	200
森後川	自 町道白馬線下	左岸	1,000	自 町道白馬線下	左岸	1,000
	至 御坊市との界	右岸	1,000	至 御坊市との界	右岸	1,000
南出川	自 産湯地内	左岸	150	自 産湯地内	左岸	150
	至 河口	右岸	150	至 河口	右岸	150

ウ. 重要なダム・水こう門調書

河川名 (本川)	左右 岸別	支川名	名 称	設置目的	所在地	所有者
志賀川	左岸	小中川	小中樋門	逆流防止	日高町小中	和歌山県
産湯川		産湯川	産湯樋門	津波高潮対策	日高町産湯	日高町
南出川		南出川	南出川樋門	津波高潮対策	日高町産湯	日高町
比井川		比井川	比井川樋門	津波高潮対策	日高町比井	日高町

(2) 整備方針

西川、志賀川、その他町内を流れる中小河川の改修を行う場合の基本方針は、過去の水害の教訓を生かし、実態に見合った計画を立てる。

- ア. 各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。又、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。
- イ. 豪雨等による河川の氾濫等を防止するため、河川の改修・整備を推進し、流域ごとの総合的な浸水対策に努める。
- ウ. 河川は、周辺土地利用を勘案して極力掘込み河道とし、安全度を高める。
- エ. 河口部については、高潮対策についても配慮するとともに、環境整備、河川浄化による水質の改善に努める。
- オ. 地震動による堤防の決壊、地震動による液状化での堤防の沈下・決壊、これらに伴う浸水を避けるため、堤防の耐震性の向上を管理者に要請する。
- カ. 河川水を、緊急な場合の消火・生活用水として確保できるよう、水辺へのアクセスを確保する河川整備を図る。
- キ. 出水期に流失等のおそれがある橋りょうについては、架替えや維持補修（橋

脚強化)等に努めるとともに、地域住民に警戒を依頼する。

- ク. 被災の著しい河川、内水対策の必要な河川については、水防管理団体の迅速かつ適切な活動に資するため、リアルタイム水位テレメータ情報の収集・提供を行う。

2 危険箇所の調査

- ・ 河川等の危険箇所を把握するため、積極的に危険箇所を巡視する。
- ・ 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、専門家等による調査等の必要な措置をとる。

3 河川氾濫に伴う浸水想定区域の公表等

(1) 洪水浸水想定区域の公表

- ア. 町は、河川管理者の定めた浸水想定区域内の地下施設（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。
- イ. アに係る施設の名称・所在地、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及び浸水想定区域内の要配慮者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を、ハザードマップ等により住民に周知する。

避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項は以下のとおりである。

- ア. 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて選定した洪水時の避難所について周知を図る。
- イ. 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう避難指示等を発令する。

又、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織や自治会等の協力が得られる体制づくりを推進する。

なお、避難行動要支援者の避難については、県の「災害時要援護者避難支援

ハンドブック」(平成25年3月)に基づき実施する。

4 要配慮者利用施設における避難確保

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。又、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町に報告する。

町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

「資料29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第2章 土砂災害等予防計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

山腹崩壊地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等について災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための工事等を行う。

なお、和歌山県盛土総点検（令和3年）の結果では、本町内での詳細調査又は対策を行う必要がある箇所はないが、今後、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うとともに、違法な盛土の造成が行われないよう留意していく必要がある。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 砂防対策

(1) 土石流対策

土石流災害による被害を、未然に防止又は軽減するため、砂防事業の促進を県に要望するとともに、必要に応じて危険地区の降雨状況を速やかに把握する措置を講じる。又、警戒雨量に達した場合の通報体制を整え、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 災害危険箇所の巡視等

- ア. 土砂災害の危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。
- イ. 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、県と協力して専門家等による調査等の必要な措置をとる。

(3) 事業計画

- ア. 町は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供、住民説明会、防災訓練や防災教育等を行う。
- イ. 町は、土石流災害に対する警戒避難活動に資する情報として、県が整備する土石流危険溪流調査結果等の情報提供を県に要請する。
- ウ. 町は、県と連携し、土石流災害に備えて、警戒避難体制の整備を図るため、

土石流危険箇所及び避難場所の情報を公表・周知していく。

- エ. 町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報提供、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。
- オ. 本計画に、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の名称及び所在地が定められた当該施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画「避難確保計画」を作成するものとする。又、作成した計画は、町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。
- カ. 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するように努める。又、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- キ. 町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編・様式2を参照）

2 山地災害対策

（1） 治山事業

保安林を対象として、山腹崩壊地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備するとともに、森林の維持造成を図るため、保育事業及び保安林改良事業等を推進する。

（2） 山地災害危険対策

集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃森林の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、積極的かつ効率的に実施する。

又、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には防災会議等を通じて関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講じる。

（3） 事業計画

山地災害危険地区のうち、まだ未着手の危険度の高いものについては、重点的に治山事業計画により、計画的に実施する。

又、新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。

さらに、間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生するおそれのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林が持つ防災機能の強化を図る。

このほか、県と連携して、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施するとともに、和歌山県森林環境譲与税活用基金事業を踏まえて、林業担い手の育成や確保、木材利用の促進等に森林環境譲与税を活用する。

3 地すべり対策

(1) 地すべり対策

地すべり災害による被害を未然に防止又は軽減するために、危険箇所を順次地すべり防止区域に編入し、人家、河川、道路等の保全対象のうち重要度の高い地域から地すべり防止工事を実施するよう県に要望する。又、地すべり災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 災害危険箇所の巡視等

- ア. 地すべり危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。
- イ. 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、県と協力して専門家等による調査等の必要な措置をとる。

(3) 事業計画

ア. 地すべり防止工事

危険度・重要度の高い地すべり危険箇所を中心として、地すべり防止工事の実施を県に要望し、町土の保全を図る。又、防災拠点、避難地・避難路、要配慮者関連施設の保全に配慮する。

イ. 警戒避難体制の整備

町は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。又、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。

又、本計画に、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の名称及び所在地が定められた当該施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画「避難確保計画」を作成するものとする。作成した計画は、町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するように努める。又、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ. 総合的な土砂災害対策

町は、防災意識の普及・向上のため、地すべり危険箇所の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

なお、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編・様式2を参照）

4 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 急傾斜地対策

がけ崩れ災害による被害を未然に防止又は軽減するために、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止対策の促進に努めるとともに、がけ崩れ災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 災害危険箇所の巡視等

ア. 急傾斜地崩壊危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。

イ. 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、県と協力して専門家等による調査等の必要な措置をとる。

(3) 事業計画

ア. 急傾斜地崩壊防止工事

危険度・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を中心として、急傾斜地崩壊防止工事の実施を県に要望し、町土の保全を図る。

又、防災拠点、避難地・避難路、要配慮者関連施設の保全に配慮する。

イ. 総合的な土砂災害対策

町は、県と連携して、がけ崩れ災害に備えて、警戒避難体制の整備を図るため、急傾斜地崩壊危険箇所を公表周知していくとともに、雨量計等の設置及びテレメータ化の推進に努める。又、土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助等の警戒避難に関する情報、及びがけ崩れに対して安全な避難場所の広報・周知、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

なお、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編・様式2を参照）

ウ. がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和49年度より県が当事業を実施し、県下にて相当の成果を収めているが、引き続き当事業の充実を図る。

エ. 警戒避難体制の整備

町は、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。又、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝

達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。

又、本計画に、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の名称及び所在地が定められた当該施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画「避難確保計画」を作成するものとする。作成した計画は、町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するように努める。又、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(4) 急傾斜地の周知等

平素から、急傾斜地に関する資料等を、がけ崩れによる被害のおそれのある地域住民に対して提供することにより、急傾斜地崩壊危険箇所の周知徹底と、防災知識の普及に努める。

5 土砂災害警戒区域等の指定

県により、土砂災害防止法に基づく基礎調査が実施され、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定される。又、土砂災害警戒区域のうち、町民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策が行われる。

表 土砂災害警戒区域等指定数（令和3年8月末現在）

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
218	212	214	186	2	0	434	398

なお、土砂災害警戒区域に係る地域においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）」をふまえ、以下の対応を図る。

- ア. 土砂災害警戒区域ごとの避難所・避難路の周知徹底
- イ. 土砂災害事例を踏まえた避難訓練の実施
- ウ. 土砂災害警戒区域内の高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等との警戒情報等の伝達体制の整備

町は、これを受けて、土砂災害警戒区域毎に情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒体制に関する事項について定め、町民に周知する。

さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布等により町民に周知する。

又、本計画に、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設の名称及び所在地が定められた当該施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画「避難確保計画」を作成するものとする。作成した計画は、町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するように努める。又、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

このほか、人家等にかかる土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（日高振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編・様式2を参照）

「資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第3章 内水排除計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

紀州灘沿岸では、河口から高潮が遡上し浸水氾濫被害を起こすため、その河川、又、合流する支川の本川堤防高を確保できない河川については、逆流防止のための水門、樋門を設置し防護を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 水門設備の遠隔操作システム運用

日高町には閉鎖が必要な開口部（水門・陸こう）が多数ある。

このうち、主要な開口部については、遠く離れた場所から遠隔操作で扉閉操作を行うことが出来る防災システムを運用する。

表 主な水門

No.	名称	設置場所	設置年	管理者	設備レベル
1	産湯川水門	日高町産湯	平成 19 年	日高町	遠隔操作
2	比井川水門	日高町比井	平成 20 年	日高町	遠隔操作
3	南出川水門	日高町産湯	平成 20 年	日高町	遠隔操作
4	小浦川水門	日高町小浦	平成 24 年	日高町	遠隔操作

2 側溝のしゅんせつ

側溝のしゅんせつについては、区長会等の協力のもと、必要箇所について行う。

3 水路施設の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

今後、水路の整備に当たっては、管路の耐震化、多重化、効果的な雨水の排出等について十分に検討の上、事業を推進していく。

第4章 ため池防災計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

危険度の高いものから計画的に改修補強を強力に推進し、もって災害発生の未然の防止と民生の安定を図る。

平成24年度に施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に策定された「和歌山県ため池改修加速化計画」や「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月施行）に基づく県の推進計画に基づき、県と連携して計画的な改修、補強を推進する。なお、県は、平成26年度以降に大谷池、正徳池、大池（小池）、大船河、小谷上池、早津川奥池の改修を実施しており、片河谷池についても実施予定である。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 ため池整備

(1) 現況

町内の防災重点農業用ため池は98箇所あり、警戒を要するため池の状況は、以下のとおり。

コード番号	ため池名	所在 (大字)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
303820001	油河池	原谷	14.7	68	29,000
303820005	神田池	萩原	12.3	57	7,000
303820010	観音寺池1号	萩原	11.6	27	1,000
303820013	露谷池	萩原	15.3	96	38,000
303820014	牛内池	萩原	9.9	53	10,000
303820017	奥山池	萩原	12.3	138	24,000
303820019	新池	池田	10.3	37	6,000
303820021	由良谷池	池田	14.8	49	86,000
303820026	正徳池	池田	9.5	74	23,000
303820028	疎口池	池田	9	222	55,000
303820033	大池	荊木	7.6	295	77,000
303820037	五ツ谷池	高家	14.8	76	30,000
303820039	上池	小中	8.8	68	29,000

コード番号	ため池名	所在 (大字)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
303820040	岩の谷池	小中	10.4	114	23,000
303820042	新池	小中	8.1	51	10,000
303820048	大谷池	小池	10.8	59	14,000
303820050	大池	小池	8	90	7,000
303820051	寺谷池	小池	14.3	59	9,000
303820060	弥谷池	志賀	15	63	28,000
303820087	片河谷池	志賀	8.9	47	19,000
303820092	三河谷池	志賀	15.3	66	17,000
303820094	老久保池	志賀	11.5	70	19,000
303820095	早津川奥池	志賀	5	32	2,000
303820115	口池	志賀	8	70	10,000
303820125	大池	志賀	13.9	145	85,000
303820128	大谷池	志賀	11.3	52	8,000
303820130	小豆谷池	方杭	11.8	49	2,000
303820134	大船河池	小浦	13.9	91	40,000
303820141	テナル池	比井	7.4	39	7,000
303820143	比井後池	比井	12.4	61	12,000
303820149	奥山池	小坂	11.6	40	11,000
303820156	小谷上池	産湯	7	55	3,000
303820169	峠池	小坂	9.4	75	17,000

出典：和歌山県 農業用ため池データベース（令和5年3月31日時点）

（2）整備方針

「和歌山県ため池改修加速化計画」及び令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく推進計画を踏まえ、監視体制の強化に努める。

ア．ため池の補強

農業用及びその他のため池について、特に老朽化等により危険なものは、洪水吐、緊急放流工の整備及び堤体の補強に努めるとともに、不要貯水の排除、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等を行う。

イ．水防監視体制の強化

ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所を把握に努め、立札等により町民への注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、樋門等の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

ウ．ため池水防資機材

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

第5章 災害危険箇所の調査

第1節 基本方針

【達成目標】

災害危険箇所の調査は、防災関係機関、地域住民その他危険箇所管理者の協力を得て、地震、火災、土砂災害等、あらゆる災害を想定した危険箇所の調査を行い、それぞれの予想される諸問題の対策を検討し、災害時に適切な対処ができるように努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、総務課、上下水道課

第3節 取り組み内容

(1) 事前調査

関係各課は、事前に危険箇所の調査に努める。

総務課は、必要に応じ、危険箇所調書の提出を求める。又、必要に応じて、危険箇所の合同パトロールを随時行い、その実態を把握する。

(2) 対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所における予防、応急、恒久対策並びに各関係機関との連携方策等を協議し、災害時に適切な対処ができるよう計画の策定に努める。

(3) 調査票の記入要領（様式）

ア. 番号

通し番号を記入し、危険箇所地図に標示する番号と同一とする。

イ. 危険度

危険度は、次により区分する。

Aランク……人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所

Bランク……人命、住家又は公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

Cランク……急迫の被害は予想されないが、現状のままに放置しておけば、人命、住家又は公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

- 所
 Dランク……急迫の被害は予想されないが、現状のままに放置しておけば、人命、住家には影響がなくとも、公共施設又は田畑、山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所
- ウ. 災害の種別
 河川（記入例－〇〇川溢水による床上床下浸水、〇〇川堤防決壊による……等）
 ため池（記入例－〇〇池決壊による、〇〇池漏水による……等）
 道路（記入例－〇〇山崩土、落石による〇〇道不通、〇〇道路冠水による不通……等）
 危険宅地、造成地（記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊……等）
 採石、山砂利採取場（記入例－山腹崩壊、土砂流出、道路河川への影響……等）
 地すべり（記入例－隆起、滑動……等）
 急傾斜地（記入例－亀裂、崖面崩壊……等）
 低地浸水（記入例－床上床下浸水……等）
 その他
- エ. 過去の被災
 過去の主要災害を記入する。
- オ. 現況及び対策その他
 概ね次のとおり区分される。
 応急措置－災害初期に実施する応急措置を記入
 当面の措置－応急措置とともに町民の生命と財産を守るため、事前に連絡体制、避難計画、活動体制等の計画を記入
 恒久対策－防災工事、河川改修事業等長期対策を記入
 問題点－措置不能等の理由を記入
 その他－業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

様式例

年度災害危険箇所調査票

年 月 日調査

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予想		過去の被災	避難所等	現況及び対策その他
				世帯	人口			

第6章 海岸防災計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

国が定めた海岸保全基本方針及び県が作成した海岸保全基本計画により、海岸保全施設の整備及び管理を行う。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 海岸整備

(1) 現況

紀伊水道東沿岸は、日ノ御埼以北の紀伊水道に面した海岸であり、現況の海岸としてはほとんどが岩礁海岸で、海岸線には港湾区域も指定されており、地震によって、波浪等による被害を受けやすい地勢である。

なお、重要水防地域等の状況は以下のとおり。

ア. 海岸の現状

(単位：m)

区分	海岸線 延長	保全区域 指定済計	国土交通省 水 管 理 ・ 国土保全局	国土交通省 港湾局	農村振興局 専管区域	水産庁
紀州灘沿岸	502,667	197,121	46,336	91,882	10,540	48,363
日高町	28,946	7,809	1,049	1,921	-	4,839

名 称	重要水防箇所 所在地 (国土交通省港湾局所管)	延長 (m)	備 考
由良港 (神谷・小杭地区)	由良町神谷・日高町小杭	450	平成24年度より 海岸事業実施中

イ. 町において警戒を要する海岸

(単位：m)

海 岸	警戒を必要とする区域	
	区 域	延 長
阿尾海岸	阿尾地内	1,300
柏海岸	柏地内	300
小杭海岸	小杭地内	600
方杭海岸	方杭地内	300
小浦海岸	小浦地内	700
津久野海岸	津久野地内	300
比井海岸	比井地内	800
産湯海岸	産湯地内	1,300
田杭海岸	田杭地内	500

(2) 整備方針

- ア. 台風等による波浪、越波が激しいため、堤防、護岸消波堤等を施工及び補強し、背後地に対する高潮、波浪、越波、しぶき等による被害に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。
- イ. 既往最大波浪（第2室戸台風級）に対する安全度の向上を目指した、緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度を概ね確保する。
- ウ. 津波などの災害から町土と町民を守るため、堤防工・護岸工・消波工等の海岸保全施設整備を推進するとともに、新しい防護工法の検討、現有施設の維持管理を強化する。
- エ. 波浪による海岸線の侵食、汀線の後退が見られる海岸においては、波力を抑え、養浜を施して安全を確保し、海と人とのふれあいの場を作り、将来への有効な蓄積を図る。
- オ. 高潮対策として整備してきた堤防・護岸等の海岸保全施設は、津波に対しても一定の効果があるため、既存施設を津波が越流した場合でも粘り強く防護機能を発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を必要に応じ実施し、機能強化を検討する。既存施設の防護機能を最大限発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を実施する。
- カ. 点検結果を受け、老朽箇所の修繕や耐震補強等、既存施設の改修を進める。
- キ. 今後整備する海岸保全施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。
- ク. 水門・陸こう等については、操作体制など管理のあり方を検討したうえで、

自動化、遠隔操作化を検討する。

- ケ. 利用頻度が少ない陸こうについては、利用者の理解を得て廃工や統合化を推進し、管理箇所数の削減に努めるとともに、扉体の常時閉鎖化運動を展開する。

第7章 海上災害予防計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等がとるべき予防対策について定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	和歌山海上保安部（海南海上保安署）、総務課
関 連 部 署	産業建設課

第3節 取り組み内容

1 想定される海上災害

船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水等の海難災害及び爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害とする。

2 海上災害に関する基本的な考え方

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、爆発、浸水、機関故障等の海難が発生した際、当該船舶の船長は、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。又、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は、人命、船舶及びその積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

海難については、発生海域を管轄する海上保安部署が救助活動又は救助指導等を行う。なお、陸岸に近い海難については、沿岸市町長が救護活動を行う。

海難により船舶から油や有害液体物質を排出又は排出のおそれがある場合、当該船長は、最寄りの海上保安部署に通報するとともに、引き続き排出の防止及び排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。又、排出された油等については、当該船舶の所有者が防除のため必要な措置を講じなければならない。

3 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- ア. 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
- イ. 災害の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生の時期及び程度の予察並びに判断のための諸資料）
- ウ. 港湾状況（特に避泊地、危険物の荷役場所等の状況）
- エ. 防災施設、機材等の種類、分布等の状況
- オ. 関係機関の災害救助計画

4 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配付等により海上災害防止意識の普及に努め、又、海上保安官による一般船舶への訪船指導を行う。

5 重油等の流出物の除去活動

(1) 重油等の流出物の対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。そのため、重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。又、取扱方法に注意が必要であるため、専門知識を有していない者が取り扱った場合、二次災害が発生する可能性がある。

事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得ながら、対策を決定する必要がある。

そのためには、以下のことを事前に準備しておく必要がある。

- ア. 事故の際の専門的知見の入手先をあらかじめ確認しておくこと。
- イ. 事故発生について、発生場所、物質の種類、流出量等を勘案した被害想定を行い、事故の状況把握、関係機関との情報交換、物資の特定、専門家への助言依頼、対処方法の決定、海上及び陸上からの監視体制、避難誘導、発火源の排除、周辺関係者への注意事項の周知、拡散・拡大防止、中和等の処理、回収作業等に関して関係機関はマニュアルを準備しておく必要がある。

(2) 町の流出油の災害防止対策

町は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。

- ア. 油の流出による災害を防止するため、次の対策を講じる。
 - ① 油の広域拡散防止物品（オイルフェンス）の整備
 - ② 油の回収装置の整備
 - ③ 油処理剤の整備

- ④ 船舶における油流出防止設備の整備
- ⑤ 沿岸漂着石油類の処理対策の整備
- ⑥ 回収石油類の処理対策の整備

イ. 和歌山県排出油等防除協議会の概要

排出油等の災害防止対策は、町単独では困難であるため、和歌山県排出油等防除協議会（以下、「本協議会」という）の運営に協力する。本町は本協議会のうち和歌山地域部会に属する。

① 協議会の目的

本協議会は、主として和歌山県沿岸地域において大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動について必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

② 協議会の性格

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に定める「排出油等の防除に関する協議会」とする。

③ 業務内容

a. 排出油等防除マニュアルの策定

情報の共有、人員・船艇及び防除資機材等の動員に関する調整、出動船艇相互間の通信連絡等

b. 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進

c. 排出油等の防除活動の連携の推進

d. 排出油等の防除に関する技術の調査

e. 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

f. その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

g. その他排出油等の防除に必要な事項

④ 連絡体制

「第4編 風水害等応急対策計画 第24章 事故災害応急対策計画 第3節 1 海上災害応急対策計画」のとおりである。

第8章 港湾防災計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

大規模災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の優位性を生かした震災対策施設の整備を図るとともに、津波対策や液状化防止対策等、臨海部の有する立地上の特異性を克服する必要がある港湾について、適切な防災対策を計画する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

・ 港湾整備

(1) 現況

本町には地方港湾・由良港が位置し、柏、小杭、方杭に港湾施設がある。

(2) 整備方針

- ア. 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流と人流を支えるための防波堤と航路の整備を、今後県に要望する。
- イ. 既存港湾施設の耐震性強化として、岸壁、ふ頭用地の液状化防止対策を、今後県に要望する。
- ウ. 町は、県の実施する港湾整備計画に協力する。
- エ. 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、必要に応じ港湾施設が津波に対して、壊滅的な倒壊しにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

第9章 漁港・漁村防災計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

地震津波による被害を防ぐため、密居状態を解消する土地利用高度化再編整備、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備を行う。

地震・津波発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した漁港施設の整備を行う。

漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱を充実する整備を行う。

又、漁港の臨港道路の整備計画作成に当たって、避難及び救難機能の向上も含めて検討を進める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	総務課

第3節 取り組み内容

・ 漁港漁村整備

(1) 現況

昭和26年から漁港整備長期計画に基づき、漁港漁村の整備を促進している。

本町には漁港として、第4種漁港の阿尾漁港をはじめ、田杭、産湯、比井、津久野、小浦の各漁港（第1種漁港）がある。

(2) 整備方針

ア. 漁港については、水産基盤整備事業を実施して漁港の整備を図るとともに、災害の発生を防止する。漁港整備計画として、外郭施設（防波堤、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場、船揚場等）、水域施設（泊地、航路等）、輸送施設（臨港道路等）及び漁港施設用地の整備を推進する。

イ. 漁港背後集落については、漁業集落環境整備事業を実施し、漁業集落の整備を図り、あわせて災害を防止する。漁村の整備計画としては、各事業の基本計画を策定し、集落道路、排水処理施設、防災安全施設及び用地等の整備を推進する。

- ウ. 水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化、重要な漁港施設の補強等を行い、又、漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。
- エ. 漁村において、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備等を行う。
- オ. 海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。
- カ. 既存漁港施設の防護機能を最大限発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を実施するとともに、必要に応じ、漁港施設が津波に対して壊滅的な倒壊のしにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。
- キ. 今後整備する漁港施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。
- ク. 可能な限り、最大クラスの津波から避難できるための対応を、できるだけ速やかに講じる。最大クラスの津波に対応することが目標であるが、それが短期的な対応として困難な場合は、暫定的な措置として、発生頻度の高い津波から、確実に避難できることを最低限確保する。さらなる対応として、防波堤、防潮堤の整備や港湾施設の配置の工夫などのハード対策と連携した対策を講じる。
- ケ. 漁港での就労者、施設管理者・利用者等に対して、津波の危険性、津波避難対策の周知・啓発を行う。この際、一時的な来訪者等（釣り客・海水浴客等）にも考慮する。
- コ. 漁港での就労者、施設管理者・利用者等の日常的に利用する者の避難訓練に加え、一時的な来訪者等の日常的には利用しない者への避難誘導の実施体制等を検討する。
- サ. 以下に示すような各種津波対策を連携し、さらなる津波避難対策を行う。
 - ① 「粘り強い構造」とする防波堤・防潮堤の補強
 - ② 防波堤と防潮堤による多重防護
 - ③ リアルタイムハザードマップの活用
 - ④ 水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化
 - ⑤ 漁港における流出物対策

第10章 道路防災計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、緊急車両の通行、災害応急対策活動の要員・緊急物資の輸送、避難路、延焼遮断帯等として防災上重要な機能を有する。

このため、災害発生の危険箇所の把握並びに補修及び道路の整備を推進する。

又、災害により道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 道路の整備等

(1) 道路整備計画

ア. 広域幹線及び域内幹線道路

災害時の緊急車両の通行や町民の避難等、災害応急対策活動を効果的に行うため、次のことを行う。

① 効果的な幹線軸の形成の推進を図る。

広域幹線道路 : 南北軸・・・国道42号

東西軸・・・県道比井紀伊内原停車場線、

町道萩原荊木線、町道高家下志賀線

域内幹線道路 : 県道井関御坊線、県道日高印南線、県道柏御坊線、

県道御坊由良線、町道鹿ヶ瀬線

② 生活道路の整備を促進して細街路の解消に努める。

③ 避難路の整備を図る。

特に、津波からは「とにかくすぐに逃げる事」が重要であることから、

津波危険地域等を重点として、避難路の防災対策を推進する。

イ. 農地部、山間部

道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、落石等危険箇所に対して、植生工、モルタル吹付工、落石防止網、防止柵工、落石覆工及び拡幅、線形改良等の事業を実施し整備を図る。又、集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

(2) 道路補修維持

既設の道路については、災害による盛土、切土の損壊防止、豪雨による溢水等路面流出の防止に努める他、道路舗装を推進し、常に道路の補修及び維持を図る。

(3) 道路施設の被害情報収集体制の確立

災害発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋りょう等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(4) 大迂回路や局地迂回路の選定

災害により、道路や橋りょう等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(5) 他機関との情報交換体制の確立

災害により、道路や橋りょう等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

なお、災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、関係機関による協力体制を平常時から構築しておく。

又、地域においても、独自に危険箇所への車両流入を抑制できるよう、平常時からの取り組みを強化する。

2 橋りょうの整備

橋りょうの新設、拡幅に当たっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。

既設の橋りょうで老朽化の進んでいるもの及び耐荷力の不足するものは、架替え、補修等の整備促進を図る。

第11章 火災予防計画

第1節 計画の目的・目標

【達成目標】

火災の発生を未然に防止し、又、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	日高広域消防事務組合、消防団、総務課
関 連 部 署	産業建設課

第3節 取り組み内容

1 火災予防対策

大規模地震時等に同時多発的に発生する火災、津波による大規模な火災の発生を予防するため、地震時等の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を行う。

(1) 出火の防止

平常時から火気使用に十分注意するとともに、地震発生後の速やかな火の元の確認や、安全器又はブレーカーを遮断するなど、出火防止のための措置をとることで、出火率を大幅に低減できることから、以下の項目を実施する。

又、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、町民等への指導を行っていく。

- ア. 町民の防火意識の向上
- イ. 発災後初期段階の緊急広報
- ウ. 火気使用設備・器具等の安全化及び周囲の可燃物の整理
- エ. 危険物施設等の安全化
- オ. 自家用電気設備の安全化
- カ. 化学薬品・火薬類の安全化
- キ. 火災警報の周知徹底と火気取扱の注意の喚起

(2) 予防査察体制の充実強化

町は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

- ア. 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。
- イ. 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を

実施する。

- ウ. その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- ア. 町は、消防法及び火災予防条例に基づき、学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、又、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。
- イ. 町は、県と連携して、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、又、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。

又、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」に基づく表示を推進し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め、安全対策の万全を期する。

- ウ. 町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、又、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出、及び防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(4) 初期消火活動体制の強化

地震に伴う火災では、婦人防火クラブ、消防団、自主防災組織による初期消火活動が重要であり、以下の項目について定めておく。

- ア. 街頭用消火器の設置
- イ. 家庭への消火器具の普及
- ウ. 消防用設備の耐震化
- エ. 町民及び事業所の初期消火活動体制の充実強化

(5) 火災の拡大防止

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、火災の拡大が予想される地域を

中心に、人命の安全確保に重点をおいた消防体制の整備を進めることが重要であり、以下の項目について定めておく。

- ア. 消防活動計画の整備
 - イ. 消防水利の整備
 - ウ. 消防団の強化、活性化
- (6) 自主防災組織の育成強化
- 火災予防意識の普及、及び家庭における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防災組織を通じ、防火研修会の開催、その他防災意識の向上のための必要な事業を行う。
- (7) 消防団招集体制
- 日高広域消防事務組合が、構成町全ての消防団招集業務を通信指令室で担当しており、平常時より連携強化に努める。

2 林野火災予防対策

担当課は、林野火災の予防及び消防対策に努める。

- (1) 予防施設の整備
- ア. 消火活動の有効・迅速を図るため、林道整備事業の推進に努める。
 - イ. 山林所有者若しくは管理者に対し、防火線等の整備を指導する。
 - ウ. 防火水槽及び自然水利用施設の増強に努める。
- (2) 消防資機材の整備
- 林野火災においては、消防自動車の進入、放水が困難な箇所があるので、山林所有者又は管理者は、早期消火に必要な資機材の整備に努める。
- (3) 消防対策
- 消防区域に関係ある森林管理署長、隣接市町長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立する。
- ア. 消防方針
 - イ. 特別警戒区域
 - ウ. 特別警戒時期
 - エ. 特別警戒実施計画
 - オ. 消防分担区域
 - カ. 火災防ぎょ訓練
 - キ. 出動計画
 - ク. 資機材整備計画
 - ケ. 防ぎょ鎮圧要領
- (4) 共助協力体制の整備充実
- 林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活

動には消防地域の接する市町消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いことから、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意する。

「第3編 第35章 相互応援協定」参照

(5) 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職（団）員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職（団）員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行う。

- ア. 火入許可地域の火入の際の総合防ぎょ訓練
- イ. 防火線構築要領の修得訓練
- ウ. 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第12章 建造物災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

避難所となる公共建築物のほか、住宅についても耐震化を促進し、被害軽減に努める。

平成25年度までに町有建築物の耐震化率100%を達成しており、引き続き住宅の耐震化率の目標である90%以上を目指す。

又、適切な管理のなされていない空き家等に対しては、法に基づき助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を実施する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、総務課、教育委員会

第3節 取り組み内容

1 公共建築物の耐震、耐火対策

公共建築物は、災害時における避難所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待されるため、集中する物資や職員派遣等の混乱を避け、支援拠点を確保するための防災拠点としての機能を果たすよう計画を行う。

- ア. 災害時における避難所等としての性格を持ち、その配置上から町民に密接な関係を持つ小・中学校の校舎について重点的な耐震点検等を行い、十分な耐震（非構造部材を含めた耐震対策を含む。）、耐火建築となり得るよう必要な措置に努め、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。
- イ. 既存の公共建築物は、耐震点検を行い、特に防災基幹施設については、十分な耐震補強に努め、新設のものは耐震構造とする等の必要な措置を実施する。
- ウ. 災害時の建築物の安全を確保するため、建築基準法・消防法による指導を徹底する。又、既存建築物については、耐震化促進の周知に努める。

2 建築物密集地区等の防災性の向上

本町には、紀伊内原駅周辺や阿尾地区等に木造住宅が密集している地区がある。

これら建築物の密集地区や狭隘な道路の多い地区等において、住宅等を耐震性、耐火性の高い住宅への建替えや改修を促進するとともに、生活道路や公園・広場等の整備を行うなど地区の住環境の整備を行いつつ、地区の防災性の向上を図る。

3 建築物の防災知識の普及

町民に対して、建築物の災害予防の知識の普及の徹底を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講じる。

(1) 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防火査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに、現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。又、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策、エレベーターの閉じ込め防止対策についても点検改修指導を行う。

(2) 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、県及び（一財）県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ、既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

町は、引続き町民に働きかけ、当事業の充実を図る。

(4) 計画的なまちづくり

災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築を促進し、公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

ア. 高齢者や障がい者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

イ. 公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難所となる公共建築物の耐震化と災害時用の防災倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

ウ. 民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

特に、昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設については、その施設の管理者

等に耐震補強や改築等の実施を求めていく。

エ. 避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、対象となる避難路は、各地区の津波ハザードマップに記載している避難経路とする。(資料編の資料26「防災マップ」を参照)

(5) 木造住宅等の耐震化の助成事業等

地震時の被害が大きくなると予測される昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅及び平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合、町が無料で耐震診断を実施している。その結果、所有者等が倒壊の危険性が高いと判定された建物を改修する場合、補強に要する費用の一部について助成しており、希望者には、不安解消のため、耐震改修工事に用いる設計図書の内容について、第三者が審査する事業を実施している。

又、旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を促進するため、町の木造住宅耐震化促進事業のほか、県の住宅耐震化促進事業(非木造及び現地建替を含む)による補助制度の活用等について、町民に周知する。

事業主体は町で、申込みは町耐震相談窓口である。

4 被災家屋からのアスベスト飛散防止対策

県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿(レベル1)が使用されている建築物の実態調査を行い、調査結果を基に「アスベスト台帳※」を作成し、県内市町村と情報共有を図っている。又、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識の情報提供を行っている。

町は、県のアスベスト台帳及び「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき、吹付け石綿(レベル1)の廃棄物処理等について、災害時の被災建築物応急危険度判定における判定結果と照合して、応急的なアスベスト飛散防止対策を行える体制の整備に努める。

又、災害ボランティア、復興従事者及び住民等のアスベスト暴露防止のため、アスベストの吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発に努める。

※「アスベスト台帳」：飛散性が高い吹付け石綿(レベル1)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第13章 宅地災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

なお、今後丘陵部で宅地造成工事が予想される地域においては、宅地造成工事規制区域の追加指定を検討する必要がある。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 被災宅地危険度判定体制の整備

大規模災害等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、町民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、町内対象者に県が実施する講習会の受講を啓発していく。

災害時には、県から派遣される被災宅地危険度判定士による判定作業が迅速にできるよう、町は受け入れ体制の整備を行うとともに、被災宅地危険度判定士のコーディネーターを行う。

2 土砂災害警戒区域等での対策

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域のうち、特に土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲等のための開発行為に対する許可制及び建築物の構造制限を実施する。

又、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対しては、移転等の勧告を行う。

なお、勧告による移転者に対しては、住宅金融支援機構による融資等がある。

町は、県と連携し、土砂災害警戒区域内における新規住宅の立地抑制等、及び既存建築物の安全対策の実施に努める。

第14章 下水道等施設災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

下水道施設は、町民の安全で衛生的な生活環境の確保に欠かせぬものであり、災害による被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。

このため、災害に強い下水道施設の整備を推進し、耐震設計の見直しに対応した施設の建設を図るとともに、地震・津波時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	上下水道課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

第3節 取り組み内容

- (1) ポンプ場・処理場の整備
 - ア. ポンプ場、処理場施設については、耐震・耐水化、施設のネットワーク化などの整備を行い、防災性の向上を図る。
 - イ. 停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料、冷却水の確保に万全を期す。
- (2) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、大型車両の通行による振動や災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と修理、災害復旧対策に重点を置く。
- (3) 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄する。
- (4) 緊急時措置訓練

緊急時措置の迅速、確実な実施に万全を期すため、平日・昼間、休日・夜間の事故を想定し、参集、情報の収集、伝達、応急処置、広報などを含む訓練を随時実施する。

(5) 災害発生時の緊急対策

- ア. 下水処理場空間と処理水を有していることから、防火用水に利用できる施設の推進を図っていく。
- イ. 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、近隣市町による応援体制の整備を図るとともに、下水道事業の災害時には近畿ブロックの応援体制等他の相互応援体制の活用を図る。

(6) 受援体制の構築

被災時に、県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

(7) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第15章 上水道施設災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町及び関係機関は、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて、上水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の上水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による上水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急措置による給水が可能となるよう、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	上下水道課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

第3節 取り組み内容

(1) 水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会編）」等に基づき施設の耐震化を図り、特に次の事項を推進する。

又、耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に耐震化事業を進める。

- ア. 配水管のループ化、多重化の整備を図る。
- イ. 取水場、導水管、浄水池、管理棟、電機・機械・計装設備等の老朽化施設の整備改善を進める。
 - ① 浄水場、配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設については、耐震化の優先度を高める。
 - ② 避難所等の防災上重要な施設や、福祉施設等の要配慮者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。
 - ③ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。
- ウ. 施設内の塩素、石油、高圧ガス等の危険物については、災害等による危険を

防止するため、収納庫、収納施設の改善を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講じる。

- エ. 配水管事故には制水弁操作による断水を伴うため、日頃より配水管設備図及び制水弁位置図の整備・保管に万全を期する。
- オ. 貯水池及び浄水場からの隧道、導水管、送水管等の給配水施設は、定期的な巡回点検を行う。又、幹線配水管は、配水池等において給水量及び水位を点検（記録）し、事故の未然防止と、早期発見に努める。
- カ. 飲料水貯水容量の増大を目的とした、配水池施設の増強を図る。

(2) 給水車の整備点検等

災害時における給水施設の被害により一時的に送水不能となった場合、あるいは、飲料水の汚染等により飲料水を供給することができなくなる事態に備えて、給水タンクの整備を検討しておく。

(3) 資機材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄する。

(4) 緊急時措置訓練

緊急措置の迅速、確実な実施に万全を期すため、平日昼間、休日・夜間の事故を想定し、参集、情報の収集、伝達、供給に関する緊急操作、応急措置、広報などを含む訓練を随時実施する。

(5) 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

町は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行えるよう、必要に応じて訓練を実施する。

(6) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第16章 文化財災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・啓発、及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、町教育委員会は、勧告、助言、指導等を行うものとする。

なお、詳細は「和歌山県文化財保存活用大綱」（令和3年3月）等による。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	教育委員会
関 連 部 署	日高広域消防事務組合

第3節 取り組み内容

1 文化財に対する防災対策

(1) 災害予防対策

ア. 耐震対策

- ① 日常的な点検を徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し速やかに修理する。
- ② 文化財及びその周辺の機械、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。

イ. 火災対策

- ① 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制の充実を図る。
- ② 建物の規模・構造等を考慮した上、必要な消防用設備等防災施設の設置に努める。
- ③ 火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知機設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の

整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等の推進を図る。

ウ. 雷火対策

各建物及び境内全体としての避雷設備の設置に努める。

エ. 風水害（浸水）対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄に努める。

(2) 文化財の災害予防の指導

ア. 文化財の所有者又は管理団体に対し、防災組織、災害時の方策等の指導助言を行う。その際は、和歌山県文化財保存活用大綱及び県が定める対応マニュアルに基づき行う。

イ. 町内の文化財パトロールを行い、文化財の管理状況を調査し、文化財の所有者又は管理団体に対し、管理に関する必要な助言を行う。

ウ. 町民に対し文化財の愛護精神の普及を図り、防災意識の醸成に努める。

(3) 防災対策

ア. 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、防火防災の趣旨の周知徹底を図る。又、文化財についての防火査察、防火実施訓練、あるいは、図上訓練を随時行う。

イ. 消防機関との連絡を密にする。

ウ. 文化財のうち建造物について、日高広域消防事務組合及び電力会社に対し、安全性の検査が定期的に行われるように要請する。

(4) 文化財の被害状況報告

文化財の所有者又は管理団体は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

2 町内における指定文化財の状況

指定文化財（国指定、県指定、町指定）の状況については、「資料編 資料9 指定文化財」参照。

第17章 危険物等災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

自然災害時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	日高広域消防事務組合、総務課
関 連 部 署	産業建設課、教育委員会

第3節 取り組み内容

1 危険物災害予防計画

(1) 保安教育及び訓練の実施

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び関係機関は、法令の定めるところにより、保安体制の強化、保安教育及び訓練の実施並びに防災意識の啓発普及を図る。

危険物取扱事業所における保安管理の徹底を図るため、危険物取扱者等関係者に対し、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害時に備えた訓練の実施等を盛り込んだ消防計画を定めるよう指導する。

又、危険物施設において、危険物安全週間、防災週間等の機会を捉えて、事業所、消防団、地域住民を含めて訓練を実施し、事業所全体の防災体制について周知させるように指導を図る。

(2) 立入検査及び指導の強化

危険物施設に対し、立入検査等を通じて、次の事項について指導する。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- イ. 危険物の運搬、積載の方法についての検査
- ウ. 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導
- エ. 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- オ. 地震動による施設等の影響に対する安全措置の指導
- カ. 地震動による棚、器材の転倒・落下の予防に対する指導

キ. その他法律に基づく検査、指導等の徹底

(3) 貯蔵タンク等流出予防対策

液体危険物を貯蔵する屋外タンクについては、防油堤の構造強化、流出油防除資器材の整備等、流出防止についての指導を強化する。

(4) 自主保安体制の確立

危険物施設においては、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実と、事業所間の相互協力体制の確立を図るため、その体制の整備に努める。

又、防災活動について、管理運営面の改善、必要な資器材の整備、訓練を通じた活動技術の習熟・向上を図れるよう体制の強化に努める。

(5) 施設の耐震化の促進

事業所の管理者には、消防法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

(6) 学校・研究施設等

学校・研究施設には、指定数量以下の少量の危険物、毒・劇物、火薬品が保管されている場合があり、地震動等による転倒・落下で、混触や酸化による発火、火災の発生の危険性があるため、十分な対策を講じるよう指導する。

2 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

(1) 規制・指導

町は、高圧ガス、火薬類及びLPガス（液化石油ガス）等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関との連携のもとに、保安意識の向上、取り締まりの強化、自主保安体制の整備を重点に、県の行う災害予防対策に協力する。

又、消防関係機関は、高圧ガス、火薬類を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

特に、LPガスについては、高圧ガス容器が地震時における転倒・転落による漏えいや火災の発生が予想され、町民の生活に密着していることから、安全対策について取扱い業者に周知徹底した指導を行うよう努める。

さらに、地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。

(2) 施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努める。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に規定された高

圧ガス製造事業所に対し、危害予防規程に記載された事項の実施状況を確認、指導する。

3 毒劇物災害予防計画

(1) 規制・指導

町は、毒物、劇物による危害を防止するため、県の実施する災害予防対策に協力する。

又、消防関係機関は、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に基づき、震災対策等の指導を徹底する。

(2) 施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、毒物及び劇物取締法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努める。

(3) 毒物劇物安全対策マニュアルの作成・指導

地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。

4 放射性物質事故災害予防計画

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生、及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

5 アスベスト(石綿)飛散防止対策

- ア. 建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
- イ. 著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ. 飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト「アスベスト台帳」による対象建築物の県との情報共有、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」による県との連携体制を構築する。
- エ. 災害ボランティア、復興従事者及び地域住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

第18章 公共的施設災害予防計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びに、パニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。このため、電話等電気通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図る。

電力供給施設は、大規模災害発生時、施設の被災による停電で町民生活に重大な影響を与えることにもなる。このため、災害による被害を最小限にとどめるよう、施設の整備推進に努める。

ガス供給施設は、災害発生時、火災による被害を拡大する要因になっている。そのため、日頃からの防災保安体制の整備推進が必要である。

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	西日本電信電話株式会社和歌山支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社西日本営業本部、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、LPガス保安機関（LPガス保安センター日高支所、LPガス販売店等）、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社、総務課
---------	---

第3節 取り組み内容

1 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社和歌山支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社西日本営業本部、株式会社NTTドコモ関西支社）

（1）電気通信設備等の高信頼化

- ア． 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。
- イ． 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は

- 耐雪構造化を行うこと。
- ウ. 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。
- (2) 電気通信システムの高信頼化等
- ア. 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- イ. 主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ. 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築すること。
- エ. 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- オ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。
- カ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
- 電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。
- (4) 災害時措置計画の作成
- 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。
- (5) 重要通信の確保
- ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- イ. 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ウ. 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。
- (6) 災害対策用機器及び資機材等の配備
- 災害が発生した場合、電気通信サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、次にあげる災害対策用機器及び資機材等を配備するとともに、災害時これらの輸送を円滑にするための具体的措置を定める。
- ア. 可搬無線機等の災害対策用機器及び予備電源車等の車両
- イ. 施設用及び建設用資機材
- ウ. その他必要な物資等
- (7) 防災訓練・防災教育の実施
- 防災訓練、従業員防災教育を実施するとともに、町等の防災訓練への参加に努める。
- 地震防災上必要な知識については、次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ. 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識
- オ. その他必要とする事項
 - 又、地震防災訓練については、次に掲げる内容の訓練を県及び防災関係機関と連携し一体的に行う。
- ア. 津波警報等の伝達
- イ. 非常招集
- ウ. 大規模地震発生時の災害応急対策
- エ. 避難及び救護
- オ. その他必要とする事項

2 公衆電気通信施設災害予防計画(KDDI株式会社)

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。
又、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端なそ通低下を防止するため、網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

又、伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(5) 災害時における通信のそ通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信の確保を図るため、通信のそ通、施設の応急復旧等に関する緊急そ通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに、関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- イ. 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信のそ通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- ウ. 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

3 公衆電気通信施設災害予防計画(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施する。

ア. 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置する。又、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとる。

イ. 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施する。

(2) 自主保安体制の構築

ア. 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立する。

イ. 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一来に備える。

ウ. 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練する。

4 公衆電気通信施設災害予防計画(楽天モバイル株式会社)

楽天モバイル株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施する。

ア. 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置する。又、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとる。

イ. 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施する。

(2) 自主保安体制の構築

ア. 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立する。

イ. 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一来に備える。

ウ. 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練する。

5 電力施設災害予防計画(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

電力施設の災害を防止し、又、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に努める。

又、非常事態が発生した場合、広域にわたる被害に対応するため、すべての事業所は、必要な要員を確保し、すみやかに広域連携・支援体制を確立する。

なお、町は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備に努める。

(1) 社外機関との協調

ア. 防災関係機関との協調

町及び防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

イ. 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資機材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(2) 防災教育

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(3) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練を含めて防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

又、町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア. 水害対策

① 送電設備

・架空電線路—土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所へのルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

・地中電線路—ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

② 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

又、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ. 風害対策

各設備とも計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ. 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

① 送電設備

耐塩懸垂がいし、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

② 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布を行い塩害防止に努める。

③ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ. 雪害対策

雪害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

① 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

又、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

機器架台の嵩上げ、機器の防雪カバー取り付け、融雪装置等の設置を実施する。

③ 配電設備

縁まわり線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取り付け、難着雪電線の使用等により対処する。

オ. 雷害対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取り付け等を行う。

又、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置する。又、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

カ. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

キ. 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備毎に所要の対策を講じる。

ク. 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等より被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(5) 防災業務施設及び設備の整備

ア. 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

② 潮位、波高等の観測施設及び設備

③ 地震動観測設備

イ. 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の整備、情報伝達手段の強化を図る。

① 無線伝送設備

・マイクロ波無線等の固定無線回線

・移動無線設備

・衛星通信設備

② 有線伝送設備

・通信ケーブル

・電力線搬送設備

・通信線搬送設備、光搬送回線

- ③ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）
- ④ IPネットワーク設備
- ⑤ 通信用電源設備

ウ. その他

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、以下の対策を行うものとする。

- ① 情報収集伝達体制の強化
- ② 非常用電源設備の確保
- ③ コンピューターシステム及びネットワークの耐震性等の確保
- ④ 水防及び消防に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 移動用発電機設備等の確保、整備・点検

(6) 復旧用資機材等の確保及び整備

ア. 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ. 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ. 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材等の数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

エ. 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。

災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整備する。

オ. 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

カ. 復旧用資機材等の仮置き場

災害発生時に仮置き場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、町の協力を得て非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(7) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(8) 広報活動

ア. 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ・断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ・大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取り付けること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

イ. PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し、認識を深める。

ウ. 停電関連

病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用している家庭の災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置や使用訓練等を要請する。

6 LP(プロパン)ガス施設災害予防計画(LPガス保安機関(LPガス保安センター日高支所、LPガス販売店等))

(1) 防災体制

LPガス保安センター日高支所、LPガス販売店等は、災害発生によるガス洩れ事故等の発生を予防するとともに、災害によりガス洩れ事故が発生した場合の対策等について、情報収集伝達体制の強化を図る。

(2) プロパンガスの転倒防止

- ア. 大規模地震に耐えられるよう、転倒防止に努める。
- イ. 家屋が倒壊した場合でも、ガスボンベとガス配管との切断を防ぐような設置

を行うよう努める。

ウ. 災害発生時のための体制を整え、災害に備える。

(3) マイコンメータ設置指導

ガス漏れを検知し、自動的に供給を停止するマイコンメータの設置を指導する。

(4) 広報

プロパンガス安全使用のためのPRを、窓口掲示、チラシ等を使用し、広報を行う。

(5) 非常参集訓練

必要に応じて、災害時における非常参集訓練を実施する。

(6) 応急配給体制

町は、災害時のプロパンガス供給について、関係団体（和歌山県エルピーガス協会等）に、避難所等防災関係施設への優先的な供給を行うようあらかじめ協議する。

7 鉄道施設災害予防計画(西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社)

災害に対して、防災施設の維持、改良は、概ね次の事項について計画する。

又、大規模災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。

又、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに線路施設等の被災状況を的確に把握し、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

- ア. 橋りょうの維持、補修並びに改良強化
- イ. 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ. トンネルの維持、改修及び改良強化
- エ. のり面、土留の維持及び改良強化
- オ. 落石防止設備の強化
- カ. 建物設備の維持、修繕
- キ. 電力、通信設備の維持、補修
- ク. 空高不足による橋げた衝撃事故防止
- ケ. 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- コ. 鉄道事故並びに災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- サ. その他防災上必要なもの

第19章 地震・津波観測施設等整備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

和歌山地方気象台は、地震・津波による災害の未然防止並びに軽減に資するため、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の高度化及び迅速な伝達を図るとともに、地震・津波の状況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測点の整備並びに維持運営に努めるものとする。

又、町は、津波災害の予防対策として、津波浸水予測図により、地域住民等に対して津波危険予測地域の周知を行う。

さらに、避難場所について、避難が有効かつ適切に行われる場所を指定するとともに、避難指示の伝達方法、避難誘導の方法等について定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	和歌山県総務部危機管理局、和歌山地方気象台、総務課
関 連 部 署	産業建設課

第3節 取り組み内容

(1) 和歌山地方気象台

- ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報
 - ① 情報の内容充実及び伝達の迅速化
 - ② 地震発生直後の即時的情報の高度化
 - ③ 気象台と防災関係機関との連携強化
 - ④ 地震に関する知識の広報、啓発活動
- イ. 津波浸水予測図の普及と技術支援・協力
- ウ. 観測システムの整備・維持管理

(2) 町

町は、避難路や避難場所について、日頃から町民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等の地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。

第20章 農林水産関係災害予防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

・ 風水害予防対策

(1) 農産物対策

ア. 水稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさげ健全な育成に努める。

又、畦畔を補強し、水路をあらかじめ清掃補強しておく。風台風の時は、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、あらかじめ、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。(出穂後 30 日経過すれば、あまり減収にならない)

イ. 果樹

① 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。

② 海岸地帯では、潮風害に強い樹種により厚い防風林帯を設ける。

③ 主枝、亜主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い、倒伏等を防ぐ。

④ もも、ぶどう、かき等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にできるだけ収穫する。

⑤ 敷草、集排水路の整備により、耕土の流出を防ぐ。

ウ. 野菜

① 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備

を図る。

- ② 育苗中のものにあつては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。
- ③ 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。
- ④ 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。
- ⑤ 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

エ. 花き、花木

- ① 防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策を実施する。
- ② 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。
- ③ 育苗中の幼苗にあつては、間引時期の繰下げや土寄せ等の被害軽減策のほか、あらかじめ、補植用苗（種子）の確保をする。
- ④ 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

オ. 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- ① パイプハウス、ガラス等栽培施設的设计は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。
 - a. 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化
 - b. 施設の倒潰防止のため、直パイプ等で4～5m間隔に45度程度の角度で「すじかい」を入れる。
 - c. 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに、押えバンドの固定強化
- ② 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水侵入防止堤の点検をする。

(2) 農業用施設対策（水害）

- ア. 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これ等の巡回、点検に努める。
- イ. ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去する。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土のう等を積むことは絶対に避ける。
- ウ. 頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処置する。

- エ. 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- オ. 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備など、十分な処置をする。
- カ. その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

第21章 防災救助施設等整備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。特に、中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の科学化を図るため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車等科学消防施設の整備を促進する。

又、災害時の避難者の安全を確保するため、防災空間及び防災拠点の整備、拡大を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課、日高広域消防事務組合
関 連 部 署	産業建設課、上下水道課

第3節 取り組み内容

1 消防施設整備計画

担当部署は、次のとおり消防施設・設備の整備について指導を行う。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて、泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により、消防水利の確保に努める。

2 水防施設整備計画

(1) 水防倉庫及び資機材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収

納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

又、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておく。

なお、水防活動は、小さな土嚢だけでなく、1t土嚢、チューブ型水嚢等も必要となることから、事前準備に努める。移動用ユニック付トラックの確保も、民間業者を含め協力要請を確立する。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、日高町内の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努める。

3 防災空間の整備

(1) 農地・林地の保全

農地・林地は、良好な環境の確保はもとより、防災上から見ても火災の延焼防止、緊急時の避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など、重要な役割を担っているため、その防災機能の保全に努める。

又、これらの開発に当たっては、乱開発を抑制し、道路・公園等の施設を計画的に配置し、防災機能の保全に努める。

(2) 公園の整備

公園は、町民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能の他に、災害時における避難場所等として、防災上重要な役割を持つ。

このため、今後の公園整備に当たっては、配置や規模など、防災効果を考慮した整備に努める。

(3) 防災拠点の整備

防災拠点は、平常時には防災訓練や研修、あるいは、町民の憩いの場となり、災害時には、町民や地方公共団体等の防災活動のベースキャンプとなりうるもので、施設としては、資器材、物資等の備蓄倉庫、通信施設等で構成される。

町は、消防団本部施設等について、これらの整備を図る。

(4) 所有者不明土地の活用

本町は、国及び県と連携を図り、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

第22章 物資確保体制の確立

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害が発生した場合、多くの避難者が想定され、これを保護するために食糧品、生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。

このため、町はこれに対処するため、町内各所に非常食糧、資機材等を備蓄するための倉庫の整備を図るとともに、町民の協力、県への要請、他市町村の相互応援等、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

又、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、備蓄物資の在庫管理については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	住民生活課、子育て福祉健康課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

(1) 物資確保の手段等

広域交通及び町内交通に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次を行うよう努める。

ア. 物資の確保

① 行政備蓄

町は、食糧、生活必需品等について必要な備蓄を行う。

又、発災初動期の円滑な物資調達のため、町職員は、訓練やその他搬入出作業時に町備蓄状況の詳細（保管場所・物資品目・数量等）把握に努める。

② 個人備蓄

町は、町民の防災意識の向上を図り、町民自身による災害時のための食糧、生

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

活必需品等の物資備蓄の確保を促し、災害時の自給化を図る。

なお、町民に対しては1週間程度の食糧等の消化しながらの備蓄（ところてん方式）を行うよう周知する。

③ 流通備蓄

町内外の業者との協定締結に努め、在庫積み増し、緊急手配による調達等の協力体制の整備を図る。

④ その他

緊急時には県への要請を行い、県による物資調達協力を得るほか、県を通じて他府県も含めた、広域の各市町村への協力要請を行う。

県外を含め、広域の市町村と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

又、食糧や生活必需品を円滑に配布できるようにするため、物流業者等との協定締結に努める。

孤立の可能性がある地区については、孤立を想定した備蓄や大雨や台風など気象予測に基づいた直前地区搬送などの事前準備対応に努める。

イ. 補給ルートの確保

① 国、県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。

② 災害発生時に備えて、緊急輸送道路及び接続道路の整備に努める。

③ 備蓄倉庫、避難所を含めた町内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化に努める。

④ 緊急搬送を行うため、ヘリコプター指定発着地と、防災拠点の間を結ぶアクセス道路の整備に努める。

(2) 確保すべき物資の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うために必要な主要物資及び資器材は、次のとおりである。なお、これらのうち、備蓄を要するものは、人の生存に最低限必要であり、貯蔵性のあるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。又、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ア. 災害時緊急に必要な物資

食糧等	乾パン、水もどし餅、粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、缶詰、アルファ化米、おかゆ、その他
飲料	ミネラルウォーター、茶、その他
生活必需品	寝具：毛布、マット、枕、その他 衣服：作業着、婦人服、子供服、肌着、靴下、防寒着、その他 日用品：紙おむつ、おむつカバー、生理用品、トイレットペーパー

	一、タオル、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ひげ剃り、 ビニール袋、長靴、靴、バケツ、洗剤、ロープ、その他 炊事道具：鍋、缶切り、包丁、まな板、ラップ、その他 食器：哺乳ビン、紙皿、割り箸、紙コップ、携帯ポリ容器、 その他 光熱材料：固形燃料、ローソク、懐中電灯・乾電池、マッチ、 カセットコンロ、カセットボンベ、その他
医薬品等	救急セット、医薬品

※ご飯、おかゆ等については、数種類の味のものを準備する。

イ. 資機材等

応急給水用資器材 の備蓄	ポリタンク、水袋、簡易浄水器、水質検査機器・試薬、 塩素消毒薬等
生活関連器材	簡易トイレ、発電機、投光器、簡易風呂等
その他	防水シート、スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、 シート、担架、車イス、土のう袋等

(3) 備蓄品の管理

備蓄品の管理は、管理部署において実施し、適宜補充、更新する。

又、備蓄品の増減等、備蓄数量が変更されたときは、その内容を総務課へ報告する。

なお、備蓄場所は分散させるとともに、備蓄物資の保管場所は、浸水の影響のない施設の上層階に保管するよう図る。

第23章 通信施設整備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町及び関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、災害応急対策活動に関する指示又は報告等に必要な情報通信の円滑化を図るため、一般加入電話、ケーブルテレビ加入者の拡充、移動体通信、防災行政無線、消防無線等通信施設の整備拡充に努めるとともに、関係機関及び民間の協力を得ることとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合

第3節 取り組み内容

(1) 通信施設の整備

ア. 有線通信施設

災害時通信は、ファクシミリ等を含む有線電話による通信を行う。

一般加入電話は、老朽施設の取替えを行うとともに、専用電話の新設等により施設整備に努める。又、災害時の電話ふくそう時にも発信できる「災害時優先扱いの電話」を、あらかじめ指定してNTT西日本に申請し、通信連絡の確保に努める。

イ. 無線通信施設

① 町防災行政無線

a. 防災行政無線

災害時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線局の増設に努める。

＜現 況＞ 固定系	親 局 (役場)	1 局
	中継所 (西山)	1 局
	子 局 (屋外)	55 局 (一部アンサーバック付き)
	遠隔制御装置	1 局 (日高広域消防事務組合)
	屋内戸別受信局	120 局程度

「資料編 資料19 防災行政無線位置図」

b. 停電対策

長時間の停電対策として中継局等について予備電源の整備点検を行う。

c. 設備の保守

災害が発生した場合に予想される設備の被災に対処するため、無線局の各機器について毎年定期的に保守点検を行うほか、設備の耐風・耐震化に努める。

② 大規模災害の場合の有線電話の途絶に備え、衛星携帯電話及び移動系防災行政無線の整備に努める。

<現況> 衛星携帯電話 3箇所(役場 3、温泉館「海の里」みちしおの湯 1
田杭集会所 1)

移動系防災行政無線 基地局(役場) 1局

子局 10箇所

代替基地局(日高中学校) 1局

特設公衆電話 25箇所

③ 大規模災害の場合の有線電話の途絶に備え、消防無線を利用するほか、警察等の防災関係機関の無線施設又は企業等の所有する無線通信施設の利用等、通信手段の確保に努める。

④ 有線電話の途絶に備え、無線通信を活用した非常通信訓練を実施する。

ウ. ケーブルテレビ

町は、ケーブルテレビを活用し、産湯川水門等の海面を監視し、ライブ中継の放送や、文字放送による情報発信を行い、様々な緊急時における情報提供に努める。

エ. アマチュア無線

アマチュア無線は、無線通信を日常的に行っており、機動力が高く、通信相手によって周波数帯を選択できるなどの理由により、災害時等に有効な通信手段のひとつとされる一方で、アマチュア無線局は個々に通信が可能な範囲が異なり状況が様々である。

有線電話の途絶時に町内のアマチュア無線局の自発的な協力を得られるよう、平常時から町内のアマチュア無線局の状況を把握し、良好な関係の構築に努めるとともに、大規模災害では町内のアマチュア無線局も被災している場合があることに留意しておく必要がある。

オ. 通信途絶の場合の措置

通信手段が確保できないときは、バイク、自転車、徒歩によるとともに、非常通信等を活用する体制の構築に努める。

(2) 通信設備の災害予防

ア. 機器の転倒防止

大規模災害による通信設備の被害を防止するため、転倒防止等、日頃より必要な措置を講じる。

イ. 予備電源等の設置

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信施設のための発

動発電機等を設置し、その燃料を備蓄するとともに、その機能を十分発揮できるように常時これの点検、整備に努める。

(3) 運用体制の整備

- ア. 通信施設を有効に機能させるため、24時間運用体制の確立を図る。
- イ. 災害時の停電に備えて、空冷式発電機等の整備を図るとともに、各種無線機の点検を定期的に行う。
- ウ. 関係職員の無線局、無線機、パソコンをはじめとする情報機器全般の運用技術の向上に努める。
- エ. 関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備・補強を行う。又、関係機関相互の運用を円滑に行うため、あらかじめ各機関相互の調整を行うとともに、運用体制を明確にし、災害時に機能を充分発揮できるように定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等に努める。
- オ. 防災行政無線は整備済みであるが、被害情報の早期収集及び町本部と避難所等の連絡体制の整備を図るため、平成 25～27 年度において、デジタル防災行政無線への整備を行った。

(4) 多様な通信手段の活用

携帯電話・スマートフォン、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信をはじめ、公共安全LTE（PS-LTE）※、業務用移動通信、アマチュア無線等、多様な通信手段の活用体制の整備に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

※公共安全LTE（PS-LTE）は、災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システムで、携帯電話（LTE）技術を活用し、音声だけでなく、画像や映像等の送受も可能である。

第24章 防災訓練計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時における応急対策を、迅速かつ確実に実施できるよう、平常時において関係機関と緊密な連携をとり、図上又は現地で次の区分により、必要な訓練を選び、計画的に訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、訓練の目的・災害の状況（土砂災害、複合型災害を含む。）を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。

又、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて、体制等の改善を行うとともに、自家の訓練に反映させるように努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、自衛隊、その他関係機関、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、子育て福祉健康課、いきいき長寿課、企画まちづくり課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

（1）訓練の種類

- ・ 消防訓練
- ・ 災害救助訓練
- ・ 災害通信訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 総合防災訓練
- ・ 地域別訓練

- ・ その他

(2) 訓練方法

ア. 消防訓練

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同して実施する。

① 実施時期

春秋2回の火災予防週間、あるいは、その他適当な時期を選んで実施する。

② 実施方法

学校、病院、工場、事業場、興行場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する防火対象物、あるいは、火災危険の大なる区域において実施する。

(ア) 非常招集 (イ) 通信訓練 (ウ) 人命救助 (エ) 避難

(オ) 普通火災防ぎよ (カ) 特殊火災防ぎよ

イ. 災害救助訓練

大規模の災害・事故発生等において、救助活動を迅速かつ的確に実施するために、次の事項についての訓練を町単独又は必要に応じ、関係機関と合同して実施する。

① 実施時期

実施効果のある適当な時期を選んで実施する。

② 実施方法

実施の方法については、その都度定めるものとするが、概ね次の事項について実施する。

(ア) 通信連絡 (イ) 避難救出 (ウ) 炊出し (エ) 給水

(オ) 物資輸送 (カ) 医療救護

ウ. 災害通信訓練

通信情報計画に基づく気象予警報の伝達、災害現場との無線による連絡等を円滑に実施できるよう、県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

① 実施時期

実施効果のある適当な時期を選んで実施する。

② 実施方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、概ね次の事項について実施する。

a. 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達

b. 災害現場と本部との無線連絡

エ. 非常招集訓練

災害の発生又は発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において本部長が動員の指令をしたとき、動員計画に基づいて迅速に登庁して、配備体制ができるよう、適当な時期を選んで訓練を実施する。

非常災害時に迅速に配備体制を整えるため、招集発令、伝達及び配備体制ができる訓練を行う。

オ. 総合防災訓練

大規模地震を想定し、災害時の防災体制の万全を期するため、国・県・町・自衛隊等防災関係機関及び消防団、区長会、町民、事業所等と合同して広域的な防災総合訓練を実施する。

又、訓練実施機関として、自主防災組織・ボランティア団体の参加を呼びかける。

訓練の内容は、通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、交通規制、応急危険度判定、県本部等の設置、さらに発災後における応急復旧に至るまでの一連の訓練とするが、各種の訓練を町長が定める適当な時期に総合的に行う。その実施要領は、関係機関と協議の上、その都度定める。

カ. 県内一斉津波避難訓練

少なくとも年1回、県・県出先機関・沿岸を有する市町が連携し、津波警報の発表を想定した、防災行政無線による情報伝達訓練を実施するため、町においても町民参加による津波避難訓練を実施する。

キ. 地域別訓練

地域特性に応じた地域別の訓練を実施するとともに避難誘導體制の見直しを図る。

ク. 水防・砂防等訓練

水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため、出水期より前に、年1回以上実施する。

訓練内容は、水位・雨量等の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法の習得及び避難等とする。

又、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

なお、水防・砂防等の作業は、暴風雨の中しかも夜間に行う場合が多いため、作業時に混乱をきたさないように次の事項を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防・砂防等の思想の高揚に努める。

- ① 観測（水位、潮位、雨量、風速、土壌雨量指数等）
- ② 通報（電話、無線）
- ③ 動員（水・消防団、住民）
- ④ 輸送（資材、器材、人員）
- ⑤ 工法（各水防・砂防工法）
- ⑥ 樋門、角落としの操作
- ⑦ 避難、立退き

ケ. その他

非常参集、情報、道路、緊急輸送、応援要請、避難、配送拠点、救命救助、上水道、下水道、清掃、土砂災害等、学校等、要配慮者等、衛生・防疫についての防災

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

訓練を行う。

これらは単独に、又は総合防災訓練の中に組み入れて行う。

又、水害など災害の態様に合せた町民の避難訓練を行う。

外国人に対しては、国際交流団体等の支援者とともに参加を呼びかけるよう努める。

さらに、本部判断事項の重要性を再認識し、情報収集・処理・精査力を高め、的確な判断・指示力の強化に努めるため、本部設置訓練を実施（図上訓練・判断訓練）する。

第25章 防災知識普及計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町民自身が、自分の生命、財産、自分達のまちは自分達で守るという「責務」を自覚するとともに、防災意識の普及を図ることは、災害意識の高揚や災害活動を円滑に行うためには極めて有効である。

このため、町は、町民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図り、発災時に、的確な防災活動が実施できるよう指導・育成に努める。

なお、要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、自主防災組織、教育委員会、企画まちづくり課、その他関係機関

第3節 取り組み内容

(1) 広報（普及）担当者

防災知識の普及は、それぞれの機関において適宜の方法で行うが、町における総合的な広報は総務課が、庁内各課及び関係機関から資料の提出を求めてこれを行う。

(2) 普及の方法

防災知識の普及は、概ね次の媒体を適宜利用して行う。

なお、住民が平素より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、住民の理解促進を図るよう努める。

又、地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イメージネーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わ

ないという思い込み（正常性バイアス）等に必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施にも努める。

さらに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア. 広報紙、町ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車の利用
- イ. パンフレットの利用
- ウ. ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- エ. 映画、スライド、ビデオ等の映像資料の利用
- オ. 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- カ. 防災マップ、ハザードマップ等の作成、住民への配布
- キ. 防災以外の各種行事における防災知識普及コーナーの設置
- ク. 地震体験車の利用
- ケ. 県災害対応シミュレーションゲーム（「きいちゃんの災害避難ゲーム」令和3年3月）の利用
- コ. その他

（3）普及すべき事項

防災知識の普及に当たっては、特に防災関係職員及び町民に対して、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

又、防災意識の普及推進については、男女双方のニーズの違いに配慮した意識啓発に努める。

普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

- ア. 日高町地域防災計画の概要
 - 日高町防災会議が「日高町地域防災計画」を策定し、又、修正したときは、基本法第42条第4項の規定に基づき、広く一般に周知を図る。
- イ. 災害予防の知識
 - 災害による被害の防止のうち、防災知識の普及徹底により各個人、各世帯において防止できる事項、例えば、火災の予防或いは家屋の耐震診断・改修等については、それぞれ周知徹底するよう努める。
- ウ. 周知事項
 - 災害が発生又は発生するおそれがある場合、各個人、各世帯において知っておくべき次の事項を周知徹底するよう努める。
 - ① 災害の種類とそれぞれの特徴
 - ② 気象予警報等の種類と対策、聴取方法
 - ③ 防火心得、初期消火等の防火対策
 - ④ 救助・救急技術と必要な器具
 - ⑤ 避難、避難誘導、及び避難心得

- ⑥ 耐震住宅、家具等の転倒防止、家屋の事前補修、災害時の戸外の危険対策
- ⑦ 地域コミュニティの形成と要配慮者との交流に対する配慮
- ⑧ 被災世帯の心得ておくべき事項
- ⑨ 地震及び津波に関する一般知識
 - a. 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - b. 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に大地震発生後においては、最初の大地震と同程度の地震の発生もあり得ること、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、地震・津波に関する想定・予測の不確実性
- ⑩ 過去の主な被害事例
- ⑪ 緊急避難先の安全レベルについての考え方や避難路に関する知識
- ⑫ 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビアプリ等）
- ⑬ 風水害対策、地震・津波災害対策の現状
- ⑭ その他
 - a. 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とすることが理想〕
 - b. 非常持ち出し品の準備
 - c. 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
 - d. 避難路及び避難場所の把握
 - e. 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - f. 要配慮者の所在把握
 - g. 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
 - h. 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - i. 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）
 - j. 地震保険・共済加入の検討

- k. 自動車・バイクへのこまめな満タン給油
- ⑮ 災害時の心得
 - a. 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること
 - b. 災害情報等の聴取方法
 - c. 停電時の処置
 - d. 避難場所安全レベルについての考え方
 - e. 避難に関する情報の意味（下記）の理解
 - 「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」
 - 「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」
 - 「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」
 - f. 避難所や仮設住宅等で、性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための知識の徹底
 - g. 災害時においては、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起に留意すること
- ⑯ 地震・津波発生時の行動及び応急措置
 - a. 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
 - b. 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
 - ・我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
 - c. 初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力すること
 - d. 近隣の負傷者、要配慮者の救助
 - e. 避難場所での活動
 - f. 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力すること
- ⑰ 津波フラッグに関する知識の普及啓発
 - ・赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、普及啓発を図る。
- ⑱ 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

⑱ 緊急地震速報の正しい活用方法

⑳ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、又、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信を控えることについて定期的訓練の実施も考慮し周知に努める。

エ. 家庭での防災教育

災害による人的被害等を軽減するため、平常時から地域住民の助け合いを通じて各家庭間の連帯を深め、各家庭において、次のような対策を講じるよう区長会、自主防災組織等を通じて働きかけや、指導を行う。

① 消火器等の備え付けとその使用方法

② 初期消火等

③ 基礎的な防災知識と防災技術等

④ 平常時の心得

- ・ 1週間分の食糧、飲料水等の家庭及び企業における備蓄
- ・ 非常持ち出し品の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策
- ・ 避難路及び避難場所の把握
- ・ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ・ 要配慮者の所在把握

⑤ 災害時の心得及び応急措置

- ・ 初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する
- ・ 近隣の負傷者、要配慮者の救助
- ・ 避難場所での活動
- ・ 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する

⑥ 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

オ. 学校における防災教育

非常災害時においては、児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

なお、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施するほか、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。

又、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう支援・協力する。

① 「和歌山県防災教育指導の手引き」等を活用した防災学習

② 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール

③ 歴史資料等を活用した防災文化の形成

④ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透

⑤ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練

⑥ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

カ. 職員に対する防災教育

町職員をはじめ、防災関係機関職員の防災に関する意識・知識等の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施を推進するほか、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修、及び市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

① 平常時の心構え

② 町の災害応急対策活動について

- ・ 災害応急対策活動の概要
- ・ 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ・ 災害時の役割の分担
- ・ 災害時の指揮系統の確立
- ・ 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用
- ・ 発災時、平常業務にない活動への取組み方について
- ・ マニュアル作成
- ・ 図上訓練、防災訓練による検証

③ 災害知識について

- ・ 地震の基礎知識
- ・ 災害に対する地域の危険性
- ・ 災害情報等

キ. 防災訓練を通じた町民の防災意識の向上

町民参加型の防災訓練を行い、これを通じて町民の防災意識の向上を図る。

ク. 防災教育の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生し易い時期、又は、全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

ケ. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害での教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

又、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第26章 自主防災組織整備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

地域住民の「自分のまち意識」、「自分の仲間意識」の向上と、これを基盤とした防災意識の向上を図り、地域住民による自主防災組織の育成を促進する。

又、町民一人ひとりが防災意識を高め、防災対策を推進することによって、地域住民の連帯協同を促進し、的確な自主防災活動ができるような体制の確立に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、自主防災組織

第3節 取り組み内容

(1) 地域住民等の自主防災組織の育成

ア. 自主防災組織の形成促進

基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動を組織化し、自主防災組織を形成し、その促進を図る。

イ. 自主防災組織の活動

自主防災組織においては、次の活動を行うよう努める。

① 平常時の活動

- a. 「自分の命は自分で守る」自助意識、「自分達のまちは自分達で守る」共助意識の向上
- b. 防災知識・技術の習得
- c. 地域住民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等）
- d. 要配慮者との交流
- e. 町の行う防災活動への参加・協力
- f. 防災訓練の実施
- g. 火気使用設備器具等の点検
- h. 防災用資機材の備蓄

- i. 防災用資機材の整備・点検
- j. 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- k. 地域内の要配慮者の所在把握
- l. 地域内の危険箇所の把握
- m. 自主防災組織相互間の連携
- n. 他のボランティア組織、区長会、消防団及び関係団体の相互間の連携
- o. 防災に関する調査、研究
- p. 自主防災組織における防災計画の作成
- ② 災害時の活動
 - a. 他の自主防災組織、ボランティア組織、区長会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
 - b. 災害に対する警戒活動
 - c. 高所における津波監視協力
 - d. 地域内の災害情報・被害情報の収集・伝達などの協力
 - e. 出火防止・初期消火活動
 - f. 浸水排除・堤防補強・修復活動の協力
 - g. 負傷者の救出・応急手当・搬送
 - h. 避難指示の場合の町民への伝達、避難した後の確認等
 - i. 要配慮者の救出、避難誘導等の協力
 - j. 避難誘導・避難所の開設と運営
 - k. 避難所に収容されていない被災者への救援活動
 - l. 給水・炊き出し・生活必需品等の配送、配給の実施
 - m. 救援物資の早期分類と分配
 - n. その他災害応急対策活動

(2) 自主防災組織の設置育成

ア. 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は、被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力を得ながら、効率的に推進する。

又、地域と町が災害情報を共有するための仕組みづくりに取り組む。

イ. 育成指導

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

又、障がい者・高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常に自主防災組織の整備拡充を図る。

さらに、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の強化を図る。

ウ. 既存組織の活用

現在町民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

特に、自治会等の最も町民と密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

エ. 規約

自主防災組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び事業計画等を定めておく。

(3) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資機材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）を策定することができる（基本法第42条第3項）。

町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（基本法第42条の2）。

(4) 施設の自主的な防災組織

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されることから、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を定めておく。

又、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

第27章 災害時救急医療体制確保計画

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防機関における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、町民の協力のもと、集団救急体制・応急医療体制の整備及び確立に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	子育て福祉健康課、いきいき長寿課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、日高医師会、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、住民生活課、教育委員会、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 救助・救急体制の確立対策

(1) 救急救助体制の整備

ア. 救急救助体制の整備

日高広域消防事務組合においては、災害時に集中するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

イ. 救急資機材

救急資機材の備蓄を推進するとともに、災害拠点病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ. 救急医療情報通信体制の整備

日高広域消防事務組合、災害拠点病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時、把握できるよう体制を整備する。

エ. 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、区長会、ボランティア、事業所防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

(2) 広域救急体制の整備

ア. 医師会・医療機関による救急体制の整備

① 救護体制の整備

大規模災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小するとともに、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、医師会、日本赤十字社及び医療関係機関に協力を要請し、救護体制の確立に努める。

② 救護所の設置

町は、保健所、医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。

救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- a. 日高町保健福祉総合センター
- b. 学校の医務室(日高中学校、内原小学校、志賀小学校)
- c. 避難場所
- d. その他救護所の設置が必要な場所

③ 協力の要請

大規模災害が発生し、町、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、県、近隣市町等に協力を要請する。

④ 医療資器材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資器材等については、備蓄を推進する。又、関係機関や関連業者との協力により、医療資器材の調達を図る。

イ. 町民による救急体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。

このため、このような場合に備え、町民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを、可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

- ① 応急手当の方法等救急知識の普及啓発
- ② 町民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
- ③ 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底
- ④ 町職員による傷病者の搬送

ウ. 広域搬送拠点の整備

町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。搬送拠点では、県や広域後方医療関係機関(日本赤十字社等)と協力しつつ、広域後方医療施設(災害拠点病院等)への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、

あらかじめ整備するよう努める。

2 災害時医療体制の確立対策

(1) 応急救護体制の整備

災害時における応急救護を行うため、地域の医療機関と協力して、応急救護体制の整備に努める。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の応援要請の体制整備

災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の応援要請を行うことにより、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待される。

県立医科大学付属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター、国保日高総合病院等では日本DMAT隊員養成研修を終了している。

町は、災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援要請の体制整備

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援要請を行うことにより、被災者の精神的ケアに努めることが必要である。

町は、災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣精神医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

(4) 医療情報の収集・伝達体制の整備

町、県及び医療関係機関は連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

又、災害時の医療関係機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働の送受信に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(5) 医療体制の整備

災害発生時、ひだか病院をはじめとする、地域の医療機関が、負傷者の適切な医療を可能にするため、医師会等と協議検討の上、次の項目の実施を推進する。

なお、県が保健所を通じて行う、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援について、県との情報共有に努めるとともに、県は県薬剤師会との協定を締結しており、医療救護班として薬剤師班及びモバイルファーマシーを派遣することができること、さらに、県は県歯科医師会との協定締結により、災害時の歯科口腔保健にかかる医療救護班も派遣することができることを踏まえ、町は、災害時における支援体制を整備する。

- ア. 医療施設の建築物等の耐震診断の推進を図る。
 - イ. 医療施設で、耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等について、その対応に努める。
 - ウ. 医療施設の医薬品・各種資器材、医療機器等の設置につき、転倒・転落防止を行うなど、大規模災害に耐えられるよう、整備を推進する。
 - エ. 町の医師、看護師、助産師、レントゲン技師等、医療関係資格者のうち、休職中、若しくは他の機関の業務に従事している者の調査に努め、緊急な場合の応援要請要員として、これらの者を逐次登録して行く。
 - オ. 負傷者が極めて多数の場合、町域の病院等は後方医療活動に徹し、外部支援の医療関係者に救護班活動を依頼することが必要になるため、医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。
- (6) 医薬品等の確保
- ア. 在庫の確保
薬剤師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについても協力を依頼する。
 - イ. 医薬品供給業者との協定
緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給体制の整備に関する協力を依頼する。
- (7) 緊急輸送手段の確保
- ア. 病院への搬送道路の整備
災害時における負傷者、医薬品、医療資器材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋りょうの整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。
 - イ. 病院を中心とする道路の取締り等の強化
病院を中心とする主要道路は、警察署の協力を得て、不法駐車等の取締りを厳しくし、偶発的災害に備えるとともに、広報等で町民に十分な理解を得るよう努める。
- (8) 災害医療コーディネーターの設置
- 町は、大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う災害医療コーディネーターを配置する。又、平常時から以下の体制整備に努める。
- ア. 町内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う町災害医療コーディネーターを確保し、県災害医療コーディネーターとの連携体制を整備する。
 - イ. 町災害医療コーディネーターが、町内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を整備する。
 - ウ. 急性期以降についても、町災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

を整備する。

(9) 災害時小児周産期リエゾンの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、県災害医療本部に配置する。

町は、関係機関と連携し、小児・周産期医療に係る保健医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。

(10) 災害時医療体制

ア. 県内災害拠点病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話番号	F A X
和歌山	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300	073-441-0713
和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4 丁目 20 番地	073-422-4171	073-427-2344
紀の川	公立那賀病院	紀の川市打田 1282	0736-77-2019	0736-77-4659
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-34-1200	0736-37-1880
有田	有田市立病院	有田市宮崎町 6	0737-82-2151	0737-82-5154
御坊	ひだか病院	御坊市菌 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
田辺	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄町 46-70	0739-22-5000	0739-26-0925
新宮	新宮市立医療センター	新宮市峰伏 18 番 7 号	0735-31-3333	0735-31-3337

イ. 医師会所在地・連絡先

医師会名	住 所	電 話 ・ F A X
和歌山県医師会	和歌山市小松原通 1-1 県民文化会館内	0734-24-5101・36-0530
日高医師会	御坊市菌 290 番地	0738-22-3144・23-5472

ウ. 町内医療機関及び医療関係人員

病院名	診 療 科 目	所 在 地	電話 (0738)
古田医院	内科、小児科、循環器科	荊木 560	63-2625
楠山整形外科	整形外科、リハビリテーション科	荊木 8	63-3615
長野鍼灸接骨院	鍼灸、接骨院	萩原 885-6	63-3107
あかね整骨院	接骨院	小中 512-2	63-3866
上野山歯科医院	歯科	高家 768-5	63-3622
岡本歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	高家 642-3	63-3883
日高おはな整骨院	接骨院	志賀 460-4	35-3355
ひだか歯科	歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科	小中 493-1	63-1188

エ. 御坊保健所管轄医療機関（病院）一覧

病 院 名	病 床 数					所 在 地	診 療 科 目	電話 (0738)
	一般	療養	結核	伝染	精神			
整形外科北裏病院	100					御坊市湯川町小松原 454	整・リハ・麻・呼・循	22-3352
北出病院	131	51				御坊市湯川町財部 728-4	内・消・外・理・放・麻 整・小・呼・リハ・脳・ 精・循	22-2188
ひだか病院	263			4	100	御坊市菌 116-2	内・精・神・小・外・整・ 脳・皮・尿・産婦・眼・ 耳・放	22-1111
国立病院機構 和歌山病院	295		15			美浜町和田 1138	内・呼・循・小・外・呼 外・心・放・歯	22-3256

(11) 県（統一様式）トリアージ・タグ

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タグ（識別票）をトリアージ・タグという。

又、トリアージ・タグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タグの活用が期待できる。

一方、トリアージ・タグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり県（統一様式）トリアージ・タグを定める。

ア. タグの形式及び寸法

23.2cm（縦）×11.0cm（横）の3枚複写とし、1枚目は『災害現場用』、2枚目は『搬送機関用』とし、本体（3枚目）は『収容医療機関用』とする。

イ. タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色とする。

ウ. トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎること、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

優先度	色別	疾病状況	診断
第一順位	赤	生命、四肢の危機的状況	呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど
第二順位	黄	数時間処置を遅らせても悪化しない程度	中等熱傷、四肢長管骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者
第三順位	緑	軽傷外傷、通院治療が可能	打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など
第四順位	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

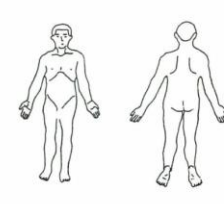
1～3枚目 (表面)

※モギリ部分は3枚目のみ

3枚目裏面 (収容医療機関用)

(災害現場用)		和歌山県	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
H77-7 実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		H77-7 実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
H77-7 実施場所		H77-7 区分 0 I II III	
H77-7 実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			
0 (黒)			
I (赤)			
II (黄)			
III (緑)			

特記事項



0 (黒)
I (赤)
II (黄)
III (緑)

11.0cm

第28章 要配慮者対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

各地域における乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、自主防災組織、子育て福祉健康課、いきいき長寿課、産業建設課、その他関係機関

第3節 取り組み内容

(1) 要配慮者

ア. 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、かつ迅速な避難を行うために特に支援を必要とする者（避難行動要支援者）について、介助する家族の有無、必要な介助内容等を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、住民生活課は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿は、災害発生時の救出資料にするなど救助等に活用する。又、作成した避難行動要支援者名簿の情報を、消防、警察等、関係機関に提供する。

避難行動要支援者名簿の作成・活用等に当たっては、以下の事項について定めておく。

① 避難支援等関係者となる者

町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、消防団、区長会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ひとり暮らし老人
- ・要介護2以上の人
- ・身体障害者手帳1・2級で 視覚・聴覚に障害のある人

- ・知的障がい者（A1、A2）
 - ・難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
 - ・その他支援が必要と思われる人
- ③ 名簿作成に必要な個人情報
名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。
- ・氏名、性別、生年月日
 - ・住所（又は居所）
 - ・避難支援等を必要とする理由
 - ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ・1年に1回更新する。
 - ・登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
 - ・名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。
- ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、町が求める措置及び町が講じる措置
- ・名簿情報は、個人情報保護法及び町関係条例に基づき、要配慮者の個人情報保護に留意した上で利用又は提供する。
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

イ. 避難行動要支援者の支援体制の構築

避難行動要支援者の支援として、個別避難計画の策定や障がいに応じた避難支援体制の構築を図る必要がある。

このため、個別避難計画については、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、避難支援等に携わる多様な関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て地域特有の課題にも留意して作成するよう努めるとともに、名簿情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

又、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

ウ. 交流関係の育成

ボランティア、区長会等の助けを得て、日頃から個人的な交流関係の育成に努め、発災時に備える。

エ. コミュニティの育成

要配慮者の介助、救出等については、地域住民の力に負うところが大きいいため、区長会、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者やその家族を含めた地域ぐるみのコミュニティの育成や地域全体で要配慮者を支援する仕組みの構築に努める。

オ. 要配慮者への防災教育

要配慮者への防災教育を随時開催するよう努める。

カ. ヘルパー等への防災教育

ヘルパー、ボランティア等に、要配慮者向けの防災教育を行うよう努める。

キ. 緊急情報施設の設置

要配慮者が宿泊する施設に、防災行政無線を設置し、的確な災害情報の提供を行う。

又、要配慮者に対する高齢者等避難の情報等を迅速・的確に伝達すると共に、要配慮者施設と緊急避難の支援体制の構築を図る。

ク. 区長会の協力

区長会に、要配慮者についての理解を得るよう努め、その知識を要配慮者対策に役立ててもらおう。

ケ. 避難所施設等

- ① 段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身体障がい者用トイレの設置等について、施設管理者等と協議し、可能なものから設置の推進に努める。
- ② 身体障がい者用便器、車椅子、ベッド等身体障がい者用資機材について、緊急時に入手できるよう、業者等にあらかじめ申し入れを行う等、その確保に努める。
- ③ 要配慮者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておく。

コ. 児童保育等

災害時において保育を必要とする児童があるとき、又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- ① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとするが、被災等により入所可能な保育所がない場合には、臨時保育所を開設できるものとする。
- ② 保護者を失った児童があるときは、日高振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

(2) 旅行者・外国人等に対する配慮

ア. 誘導標識

避難所への誘導標識等に、外国語や絵による標示などの整備に努める。

イ. 防災パンフレット等の掲示

民宿等及び観光地に、外国語を併記した防災パンフレット等の掲示について観光協会等に協力を要請する。

ウ. 宿泊施設に対する防災教育

旅館等及び観光地従業員の防災教育に努め、国内及び国外の観光客に対する防災サービスを提供するよう指導する。

エ. 緊急放送

旅館等及び観光地において、災害時には拡声器による緊急放送を行うこととする。

オ. 同報無線による緊急放送

沿岸部に屋外拡声方式による同報無線の設置を図り、釣り客、海水浴客等に、地震・津波等に関する緊急放送、及び警報等の災害情報の提供を行う。

カ. 外国人旅行者向け情報提供手段・方法の確立

外国人向けの情報提供の際に活用する多言語コミュニケーションツール（コミュニケーションカード、ピクトグラム、音声データ等）の整備のほか、町ホームページから災害情報提供ポータルサイト「Safety tips for travelers」へのリンク設定、スマートフォン用アプリケーション「Safety tips」の周知等を行う。

※「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報等の情報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリケーション。このアプリケーションを観光・宿泊施設運営者や在住外国人・近隣住民が自らの端末にダウンロードし情報を得るといように、アプリを通じて外国人旅行者に必要な情報を提供することが考えられる。

(3) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の管理者等は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定するものとする。

町は、水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に、主として要配慮者が利用する施設がある場合、さらに、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

「資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

ア. 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障がい者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておく。

イ. 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

ウ. 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努める。

エ. 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努める。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努める。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努める。
- ④ 災害に際し、町や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努める。

(4) 福祉避難所の周知等

町は、福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報等を、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。

福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、住民に周知する。

又、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整する。さらに、公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(5) 災害時に特に配慮すべき事項

町は、災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮する。

- ア. 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- イ. 自主防災組織、民生・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ウ. 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- エ. 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等、対象者に応じ

たきめ細かな対応

- オ. 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- カ. 生活必需品への配慮
- キ. 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ク. 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ケ. 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- コ. 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- サ. 仮設住宅への優先的入居
- シ. 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ス. ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- セ. 感染症の防止
- ソ. 社会福祉施設等の被害状況調査
- タ. 医療福祉相談窓口の設置

(6) 防災及び防犯に関する情報の取得及び通報に関する体制等の整備

町は、国及び県と連携を図り、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備、その他の必要な施策を講ずる。

(7) 保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度）の事務処理対策

町は、県、国及び関係機関（病院、介護サービス事業所等）と連携し、被災により被保険者証を紛失若しくは提示不可能となっても、本人確認等により必要な医療若しくは介護サービスを受けられる体制の整備を進める。

第29章 ボランティア活動等環境整備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

ボランティアは、自主的、任意的、無報酬を原則とし、善意をもって他人の窮状に対して奉仕する社会貢献活動である。最近急速に台頭したボランティア活動の気運を定着させるためにも、ボランティア活動の性格や特徴に合わせた受入体制を計画する。

さらに、研修や訓練を通じて、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進する。このほか、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、被災現場ではアスベスト（石綿）等による粉じん暴露の可能性があるため、適切な防じん機能を有するマスクを使用する等、作業従事者に対する暴露防止教育を実施すること、さらに、中皮腫や肺がんを発症したときのために、作業従事記録を40年間保存すること等についても検討しておくものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	社会福祉協議会、住民生活課
関 連 部 署	総務課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

(1) ボランティアの育成

ボランティアの育成を行うため、次の項目の実施を行う。

- ア. 町域のボランティア活動を掌握し、相互に関係を深め、これの組織化に努めるとともに、提供可能な技能等の登録について検討する。
- イ. 平常時の防災活動に関する協力依頼は、ボランティア組織を通じて行う。又、非組織ボランティアには、広報等により随時依頼を行う。
- ウ. 防災教育の実施。
- エ. 各ボランティア団体の育成及び相互の連携を図るため、ボランティアリーダー

ー及びボランティアコーディネーターの発掘、育成、訓練の実施に努める。

- オ. 発災時の対応方針を、あらかじめ相互に検討し、徹底を目指す。
- カ. 発災時の対応として、町域のボランティアにボランティア・コーナーの運営等を依頼し、他市町村等のボランティアが町域での奉仕活動を行う際の支援を、あらかじめ依頼するよう努める。
- キ. ボランティア組織間の相互連携のほか、消防団、区長会、行政、町社協等関係機関・団体との相互連携を図る。
- ク. 地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る。
- ケ. 専門的技能を活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく。

(2) 発災時ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

- ア. 一般労力提供型ボランティアによる支援
 - ① ボランティア・コーナーの支援又は運営
 - ② 救急救助活動支援
 - ③ 物資配送センター支援（救援物資の受入、分類、在庫整理、配送、分配等）
 - ④ 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
 - ⑤ 自宅避難者等の給食、給水、物資の分配
 - ⑥ 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
 - ⑦ 要配慮者の救済・支援
 - ⑧ 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、ボランティアセンター、病院等）
 - ⑨ 安否情報、生活情報の収集伝達
- イ. 専門技術提供型ボランティアによる支援
 - ① 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
 - ② 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
 - ③ 教育・保育、事務関係
 - ④ 通訳（外国語、手話）
 - ⑤ アマチュア無線技士
 - ⑥ その他、自動車運転、各種機器の修理等

第30章 総合的防災体制の確立

第1節 基本方針

【達成目標】

日高町、防災関係機関、町民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合

第3節 取り組み内容

(1) 日高町

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。

設置した場合、その機能が十分発揮できるよう各組織の構成員は、日頃より各々の職務内容・手順の把握に努める。

ア. 日高町防災会議

① 設置の根拠等

日高町防災会議は、基本法第16条を根拠として設定され、その内容は、日高町防災会議条例に定められている。

② 所掌事務

a. 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

b. 本町に係る災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集し、その対策を講じること。

c. その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務

③ 組織

日高町防災会議は、「資料編 資料1 日高町防災会議条例」のとおり組織する。

イ. 日高町災害対策本部

① 設置の根拠等

日高町災害対策本部は、基本法第23条を根拠として設定され、その内容

は、日高町災害対策本部条例等に定められている。

② 所掌事務

日高町地域防災計画の定めるところにより、町域の災害予防及び応急対策を実施する。

③ 組織

日高町災害対策本部の組織については、「第4編 第1章 防災組織計画」に定める。

(2) 防災関係機関

ア. 防災体制の確立

町域を所管する県の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努めることにより、防災体制の確立を図る。

イ. 相互応援関係の充実

町域に大規模災害が発生した場合など、町の防災能力ではこれに対応することは困難となることが考えられる。又、過度の物資の備蓄、資機材の整備を図ることは、著しい財政負担となり、財政の圧迫につながることも明らかである。このため、これに備えて、あらかじめ他市町村との間で、広域に相互応援協定の締結を推進する。

(3) 町民の防災意識の向上と自主防災組織の形成促進

ア. 町民の防災意識の向上

災害対策の基本は、地域住民が防災意識を高め、災害に備える機運の醸成にある。このため、町は、広報等により、区長会を通じ、町民の防災意識の向上に努める。

イ. 事業所の防災体制の確立

消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所及び地域の安全と密接な関連がある事業所については、被害の未然防止に努め、又、災害時には従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努めることが重要である。

このため、各事業所において、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保を図るほか、地域の消防団とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

又、町は、事業継続ガイドラインに基づき、事業所が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう普及・啓発を実施するとともに、事業所が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかけるとともに、町商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、地震発生時における施

設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するなど、平常時より防災対策の実施に努める。

さらに、事業所等は、事業継続計画の作成により、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

ウ. 自主防災組織の形成促進

基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動を形成し、促進を図る。

エ. 各種民間組織の防災意識の向上

区長会、ボランティア団体等、各種民間組織の防災意識の向上を図る。

オ. 相互関係の確立

区長会、ボランティア団体等、各種民間組織について、同一団体内の連携及び他種団体間の連携を図り、相互関係の確立を図る。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

町は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、町は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第31章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模な災害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
---------	-------

第3節 取り組み内容

(1) 災害時応急体制の整備

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定するとともに、次のことを推進する。

- ア. 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。
- イ. 災害廃棄物等の仮置場や集積場の配置計画、広域的な処理・処分計画等について検討を進める。

(2) 一般廃棄物処理施設等の防災対策

町は、一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を推進するとともに、耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策を推進する。

(3) 廃棄物処理施設の設置に関する協議

町は、災害時の迅速な廃棄物の処理を行うため、あらかじめ知事に対して、災害時に設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設及び委託する事業者について協議し、同意を得ておく。

なお、平成30年10月22日に、町内の事業者である有限会社ワコー産業と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書を締結している。

(4) 周知・啓発

町は、県と連携し災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知・啓発に努める。

第32章 情報収集・伝達体制の確立

第1節 基本方針

【達成目標】

突発的な災害発生の場合に、速やかに災害対策本部の設置を可能にし、災害対策本部がとるべき指針を緊急に明確にするため、情報を収集し、連絡、伝達できる体制をあらかじめ確立しておく。

又、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図っていく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、子育て福祉健康課、いきいき長寿課、企画まちづくり課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

(1) 情報収集・伝達体制の整備

ア. 情報収集体制

24時間体制により、突発的な災害発生の場合に備え、万全を期す。

災害による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段を確保する。

災害時・緊急時には、効率的な連絡手段の確保として、個人所有の携帯電話・スマートフォンの番号の一覧・携帯メールアドレス台帳を整備する。

又、出先機関や現場職員への連絡手段については、個人所有の携帯電話・スマートフォン（緊急連絡網の作成（個人携帯番号・メールアドレス））や、トランシーバーなどの移動系無線機の活用も検討する。

発災直後は、各種情報が増幅し錯綜するため、収集されるべき情報及び周知すべき情報は、精査・一元管理を行い、情報処理ルート体系を確立する。

なお、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務

省)」により所在地を把握することができることを踏まえて、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備を検討する。

なお、県と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の手續等について整理しておくよう努める。

さらに、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を整備する。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

又、河川管理者との連携強化や、河川監視カメラ・道路高までの水位計等の設置に努める。

イ. 被害状況調査

- ① 災害発生の場合は、直ちに町長に連絡を取り、災害対策本部の設置及び配備体制について指示を要請する。
- ② 災害発生の場合の情報伝達体制は、「第4編 第1章 防災組織計画」により行う。
- ③ 被害概要・本部決定・町対応状況・復旧見込みなど、情報の伝達不足により、町民及び現場対応者に混乱が生じないため、情報伝達の強化、情報の共有化を図る。
- ④ 戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する。
- ⑤ 地区遠隔端末装置（集落内放送）の未設置箇所の解消を図る。
- ⑥ 自治会は、平常時から集落内放送の操作に習熟する。
- ⑦ 町から自動車移動者等へ防災情報を発信するため、新たな情報伝達手段の導入を検討する。
- ⑧ 固定電話・携帯電話・スマートフォン回線、Z T Vインターネット回線が倒木断線や基地局浸水等により不通となることが想定されるため、衛星携帯電話、無線、衛星インターネット回線等の通信手段の確保・強化を図る。
- ⑨ テレビからの情報は、気象情報の入手なども含め重要であるため、災害時に備え、B S衛星アンテナの整備を図る。
- ⑩ 特に緊急性・危険性がある情報に関しては、防災行政無線放送のほか、エリアメール・緊急速報メール等を活用し、情報発信を行う。

(2) 災害情報・伝達処理要員の育成

ア. 要員の育成

大規模災害が発生した場合、災害及び被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、重点的に行うべき活動の種類又は活動すべき地域を把握し、あるいはこれらを伝達するため、情報要員の育成を図る。

又、各種情報機器の操作に習熟した職員を養成する。

イ. 把握すべき情報等

災害時、災害応急対策活動において、重点的に行うべき活動又は地域を把握するために必要な情報等は、次のとおりである。

- ① 災害情報
- ② 二次災害の危険性とその把握
- ③ 職員参集情報
- ④ 被害の抽出調査による全体像の把握（応急情報用）
- ⑤ 現地調査、電話等による問合せ調査
- ⑥ 収集情報から重点的に行うべき活動の種類又は活動すべき地域の抽出
- ⑦ 認定基準に基づいた被害調査

第33章 緊急輸送体制の確立

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害時に備えて、町民の生命・身体の安全を確保するための避難所への誘導、その他緊急物資・資機材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、和歌山県県土整備部、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、総務課

第3節 取り組み内容

(1) 道路整備の基本方針

- ① 国・県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいて整備の促進を図る。
- ② 緊急輸送道路に接続する町道について、優先的に整備を進める。
- ③ 避難所をはじめ、町内各施設を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- ④ 災害時における負傷者、医薬品、医療資器材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急幹線道路を結ぶ道路の整備に努めるほか、ヘリコプター指定発着地とを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 避難路整備計画

避難所への避難及び二次災害等にもなう避難所間の移動が安全に行われるように、道路改良等の事業により総合的な避難路整備を検討する。

(3) 緊急輸送道路及び接続道路の整備計画

災害発生時に備えて、緊急輸送道路及び接続道路の整備を国・県に要請する。又、これらの緊急輸送道路に架かる橋りょうやのり面の整備についても要請し、安全度を向上させる。

なお、国は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網（国道42号、近畿自動車道紀勢線）を「重要物流道路」として指定し、機

能強化、重点支援を実施するとしている。

ア. 緊急輸送道路

町域の緊急輸送道路は、次のとおり指定されている。

一般国道	国道42号
主要地方道	県道御坊由良線
一般県道	県道比井紀伊内原停車場線、県道柏御坊線、県道井関御坊線
町道	町道萩原荊木線
漁港道路	阿尾漁港内道路

イ. 広報

緊急幹線道路及び接続道路等の緊急輸送施設については、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び町民等に対してその周知徹底を図る。

(4) 緊急ヘリポートの指定

- ① 災害による交通途絶、又は緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。
- ② 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急幹線道路とする。

表 ヘリコプター指定発着地

名称	所在地		施設管理者		面積 東西 m 南北 m	備考
	住所	電話番号	氏名	電話番号		
日高中学校	志賀 71-1	63-2014	校長	63-2014	90×70	北に校舎
日高町若もの広場	池田 451	63-3191	町長	63-2051	100×100	東・北に山
産湯海水浴場 駐車場	産湯 727-2	63-3806	町長	63-2051	45×90	東に山・西に海

(5) 緊急時の港湾・漁港の使用

ア. 緊急時の港湾・漁港の使用に資する整備

地方港湾・由良港湾部として、柏、小杭、方杭の3施設がある。又、第4種漁港の阿尾港を始め、田杭、産湯、比井、津久野、小浦の各漁港がある。

災害時には、陸上交通の途絶が考えられるため、これらの港湾、漁港を緊急輸送等を行う港湾として利用できるよう整備に努める。

イ. アクセス道路の整備

港湾と町内を結ぶ道路として、県道御坊由良線、県道比井紀伊内原停車場線等の整備を促進する。

(6) 緊急輸送体制

ア. 車両の確保

- ① 基本法第76条第1項の定めによる緊急通行車両の指定を行う。
- ② 町有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
- ③ 緊急時のために、事前に業者等と車両の提供について協議する等、車両の確保に努める。
- ④ 道路・橋りょうの被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の整備を図る。

イ. 輸送拠点の指定等

- ① 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。
- ② 緊急輸送のため車両の拠点を検討し、指定する。
- ③ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

[資料編 資料10 公用車]

(7) 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- ① 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- ② 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- ③ 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

和歌山県
 緊急輸送道路ネットワーク図
 (和歌山県域)



第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編

図 緊急輸送道路の指定状況 (令和4年4月1日現在)

資料：和歌山県

第34章 避難体制の確立

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時において、町民の生命、身体の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するための安全な避難場所をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、区長会、自主防災組織等の協力を得て、避難所の周知徹底に努め、避難体制の整備を図る。

なお、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。

又、指定避難所等の指定に際しては、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受入れることができる施設等を、あらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	産業建設課、住民生活課、子育て福祉健康課、いきいき長寿課、企画まちづくり課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

(1) 警戒避難体制の確立

ア. 雨量計・量水標の点検

雨量及び水位観測に障害が発生しないように定期的に機器の点検に努める。

イ. 水防倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

ウ. 町民への意識啓発

災害から町民を守るため、警報の如何に関わらず、異常を観測した場合は、直ちに警戒体制をとるよう、平常時からの意識啓発に努める。

又、町は、地域住民による水防活動等の強化を推進し、「災害から自分たちの生

命と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

災害時の安全性を高めるためには、町民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断する必要がある、災害時の安全な避難の考え方を、町民に周知する。各家庭や地域では、それぞれに適した避難場所・経路について日頃から話し合っておく。

又、町内会向け出前講座や自主防災組織の訓練時などを活用し、日頃から「避難指示等避難情報の意味」「避難の重要性」「自主避難と救助の相違」などの啓発を強化する。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること、指定避難所等（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、町民への周知徹底に努めるものとする。

（2）避難予定場所の選定

災害の程度、種別、沿岸部の地形、市街化の状況など、地域特性を考慮した避難場所、避難路等の整備・確保を行う。

又、指定避難所の安全性を災害ごとに明示すると共に、指定避難所の浸水被害や、土砂災害の危険性も含めた「指定解除」も検討する。

（3）指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、管理者の同意を得た上で、洪水、その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

町長は、指定緊急避難場所の指定、取消しを行った場合は、知事に通知するとともに、住民に公示する。

指定緊急避難場所の管理者は、当該施設を廃止、改築等重要な変更を加えるときは、町長への届け出を行う。

なお、町は、指定緊急避難場所をハザードマップ等により町民への周知に努めているが、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から住民等への周知徹底に努める。

（4）避難場所等の分類

町の避難場所等は、次のように分類する。

ア．指定緊急避難場所（一時避難場所）

避難者が取り急ぎ危険を避けるために一時的に集合して様子を見る場所、又は、集団を形成する場所とする。

なお、避難者は状況に応じて、指定避難所又は福祉避難所に移動する、又は自宅に戻ることになる。

イ. 避難路

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の町民を、当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した、又は整備を行う道路等をいう。

ウ. 指定避難所

災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者、又は現に被害を受けるおそれのある者を、一時的に既存建築物等に収容し保護する場所で、次のものをいう。

- ① 情報伝達ができ、食糧や水などの確保、周辺住民等の一時的な安全を確保できる防災活動の拠点
- ② 被災者の最寄りの場所として一時的に宿泊できる場所
- ③ 小・中学校等公共施設

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

現在指定している避難所については、指定避難所としての基準に適合しない避難所については、見直しを行う。

エ. 福祉避難所

被災者のうち、高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者など、特に配慮を要する者（要配慮者）に対しては、防災上必要な措置の実施に努めなければならないとされており（基本法第8条第2項第14号）、福祉避難所とは、被災者のニーズが多様化、複雑化している近時の災害事例等を鑑みるに、要配慮者、特に避難行動要支援者を受け入れる避難所である。

このため、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者への対応として、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

福祉避難所とは、次のとおりとする。

- ① 対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。
- ② 施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適していること。
- ③ 生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設等の既存施設とする。

[資料編 資料28 避難所]

(5) 指定等

ア. 指定避難所は、町域の小学校、中学校、その他の施設で災害の場合に安全に避難者を収容するにふさわしい施設を指定する。

イ. 民間施設で、指定避難所に適合するものについては、その所有者と協議の上、

災害時に利用できるよう努める。

(6) 指定避難所の整備

- ア. 指定避難所としてふさわしい建築物とするため、耐震診断の実施に努め、非構造部材(床、小梁、間柱等)を含めた耐震性や不燃性のある施設とするが、耐震性等に問題のある建築物に対しては事業計画を作成し、その性能確保に努めるとともに、老朽化の兆候が認められる施設は優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。
- イ. 延焼防止の植樹を行うなど、火災の延焼防止に努める。
- ウ. 電話回線の途絶等に備えて、通信機器の整備に努める。
- エ. 大規模災害等により、大量長期の避難者の発生の場合に備え、指定避難所の開設及び運営を円滑に行うための指針の整備に努める。
- オ. 避難所施設
 - ① 段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身体障がい者用トイレの設置等について、施設管理者等と協議し、可能なものから設置の推進を図る。
 - ② 身体障がい者用便器、車椅子、ベッド等身体障がい者用資器材につき、緊急時に入手できるよう、業者等にあらかじめ申し入れを行う等、その確保に努める。
 - ③ 避難者のための情報収集・提供・連絡手段を確保するための設備の整備に努める。
 - ④ 非常用電源の燃料の備蓄(3日分程度)及び備蓄場所の浸水・地震対策を図るとともに、定期的な点検整備体制の確立、設備事業者との緊急時における連絡体制の構築に努める。

(7) 給水等施設の整備

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、飲料水を得ることが困難になることを防ぐため、次を行うよう努める。

- ア. 水道施設の耐震構造化
- イ. 井戸の所在の調査及び井戸の水質調査の実施
- ウ. プール等貯水、可能な施設への貯水
- エ. 学校のプール等への浄水用施設の設置
- オ. 貯水槽、プール等の耐震化
- カ. 簡易浄水器、浄水用薬品の備蓄
- キ. 耐震性貯水槽の避難所又は公園への設置
- ク. 配水池等への緊急遮断弁の設置
- ケ. 周辺市町との連絡管の設置

(8) 避難協力体制の整備

- ア. 避難又は避難誘導は、防災関係機関と地域住民の協力により行うことが必要であるため、広報、防災訓練、地域での話し合い等を通じて、避難の場合の

心得、地域住民との役割分担等について、理解を得るよう努める。

- イ. 要配慮者（特に避難行動要支援者）に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、区長会、自主防災組織等、地域住民の協力が得られるよう努める。
- ウ. 旅行者、外国人等地理に乏しい者に対する避難又は避難誘導の方法についても検討する。

(9) 避難所等の周知

- ア. 避難所等を広報紙に随時掲載する。
- イ. 避難所等を記した防災マップを作成し、各戸に配布する。
- ウ. 避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識の整備に努める。
- エ. 避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識は、要配慮者に配慮したものになるよう、整備に努める。
- オ. 避難所等への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(10) 避難情報の判断・伝達マニュアル

町は、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、速やかな避難指示等を行う。

(11) 津波避難施設の整備・充実

津波浸水想定範囲なども勘案し、津波から緊急的に避難できる高台への避難路などを適正に配置する。

(12) 帰宅困難者への備え

町は、平常時から帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や交通事業者等との連携を強化し、一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食糧、物資等の備蓄を促進するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

(13) 避難所生活の長期化に対応した環境整備

避難所の運営管理においては、高齢者や障がい者、女性、子供、外国人など、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

なお、避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班の班長、各居住グループのグループリーダーで構成し、女性の割合3割以上を目標とするとともに、本部長、副本部長のうち、少なくとも1人を女性とし、女性の意見が十分反映される体制とする。

- ア. 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策
- イ. 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化
- ウ. 避難者が避難所で亡くなることのないように二次被害の防止対策を整備
- エ. 持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備
- オ. 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。

- カ. 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備
 - ① 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - ② 女性用物干し場の設置
 - ③ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置等
- キ. 避難所、不在住宅等の防犯対策
- ク. 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等の対策
- ケ. 福祉関係者等の協力による介護・ケア等の支援の充実
- コ. 災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの地域の実情に応じた被災者支援の仕組みの整備
- サ. 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
- シ. 愛玩動物（ペット）の飼育スペースの設置と衛生対策等

（14）指定避難所等の感染症対策

- ア. 避難行動の普及

平常時から感染を防止するための適切な避難行動について、必要に応じて、住民等に周知しておく。

 - ① ハザードマップによる避難の要否の確認
 - ② 避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備
 - ③ 指定避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保
- イ. 自宅療養者等の避難確保

平常時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難方法、避難先等の体制を整備しておく。
- ウ. 感染症対策に必要な備蓄等

平常時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。
特に、マスク、消毒液のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備蓄を推進する。
- エ. 指定避難所開設・訓練の実施

運営職員等においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（15）車中泊による健康被害の抑制

町は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。また、車中泊等による避難生活は、過去の災害においてもエコノミークラス症候群[※]等の健康被害が生じており、車中泊にはこのような健康リスクが存在しうること、車中泊をする場合にはこまめな水分補給・適度な運動を行うことで健康リスクが軽減されることを広報する。

※エコノミークラス症候群とは、血行不良により脚の深部にある静脈に血のかたまり（深部静脈血栓）ができ、この血のかたまりの一部が血流によって肺に流れ込み、肺の血管を閉塞（肺塞栓）してしまう症状。

第35章 相互応援協定

第1節 基本方針

【達成目標】

町域に、大規模災害が発生した場合、町の防災能力で、これに対応することは困難となる。又、これに備えた物資の備蓄、資機材の整備を図ることは、著しい財政負担となり、財政の圧迫につながることも明らかである。

このため、これに備えて、あらかじめ他市町村との間で、広域に相互応援協定を締結する。このことにより、町独自で負担すべき多額な財政支出を抑制することが可能になるとともに、万一の場合、広域的な応援を相互に行うことで、所期の目的が期待できる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	住民生活課、子育て福祉健康課、上下水道課、日高広域消防事務組合、その他関係機関

第3節 取り組み内容

(1) 避難対策

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 市町村相互応援協定締結の推進

県内外を問わず、広域に市町村間の相互応援協定の締結を図る。

又、災害に備え、民間企業、災害関係NPO等多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

さらに、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れにつ

いて、支援部隊の受け入れ場所の選定や、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める受援計画等を検討、整備するとともに、円滑な受け入れ・受援のために、平常時から相互交流を深めておくものとする。

ア. 応援内容

- ① 被災者の食糧、その他生活必需品の提供
- ② 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供
- ③ 職員の応援等

イ. 協定を結ぶべき項目

市町村相互応援協定締結について、次にあげる項目を検討する。

- ① 職員の応援に関する事。
- ② 消防・水防に関する事。
- ③ 食糧、生活必需品、医薬品、給水関係等各種資機材等の備蓄及び物資の調達に関する事。
- ④ 医療・救護に関する事。
- ⑤ 救命・救助に関する事。
- ⑥ 避難施設の提供に関する事。
- ⑦ 避難をした要配慮者の収容に関する事。
- ⑧ 通信機器貸与に関する事。
- ⑨ コンピュータ相互バックアップに関する事。
- ⑩ 車両の貸与に関する事。
- ⑪ 清掃・し尿処理・防疫に関する事。
- ⑫ 遺体処理に関する事。
- ⑬ 学用品等学校教育に関する事。
- ⑭ その他の必要事項

(3) 和歌山県下消防広域応援基本計画

県域内の市町村及び消防の一部事務組合が、大規模若しくは特殊な災害の発生により、市町村及び消防の一部事務組合の地域を超えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、和歌山県消防広域相互応援協定等に基づく、応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うために必要な事項について定めるものである。

(4) 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

ア. 応援の種別

- ① 災害が、隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町村等の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切

な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ. 協定年月日

平成8年2月22日

ウ. 協定县市町村等

県知事、県下30市町村長、県下8消防事務組合管理者

(5) 消防相互応援協定の締結

消防活動について組合単独では処理できない事態を想定し、消防相互応援協定の締結を推進する。

(6) 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援協定

ア. 応援の種別

- ① 応急給水作業
- ② 応急復旧作業
- ③ 応急復旧資機材の供出
- ④ 工事業者の斡旋
- ⑤ 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

イ. 協定年月日

平成8年2月23日

表 相互応援協定の締結状況

応援協定の名称	応援協定の内容	応援協定の締結団体名	協定年月日
災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定	食料、飲料水、資機材、車両の提供、職員の派遣、被災者の受入等	日高管内市町(御坊市、美浜町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町)	H28. 8. 10
全国日高災害時相互応援に関する協定	食料、飲料水、資機材、生活必需品の提供、ボランティアの斡旋、職員の派遣等	北海道日高市、埼玉県日高町、兵庫県日高町(現豊岡市)、高知県日高村	H10. 12. 25
災害時における相互応援に関する協定	食料、飲料水、資機材、車両の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋等	兵庫県日高町(現豊岡市)	H 8. 10. 1
和歌山県下消防広域相互応援協定及び和歌山県下消防広域相互応援協定書の一部を変更する協定	(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害 (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災 (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故 (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害	県下市町村、消防事務組合	H 8. 3. 1 及びH25. 9. 2一部 変更

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

応援協定の名称	応援協定の内容	応援協定の締結団体名	協定年月日
御坊市・日高広域消防事務組合消防相互応援協定	火災・火災及び地震等の災害	御坊市、日高広域消防事務組合	H 6. 9. 1
日高広域消防事務組合・十津川村救急活動に関する協定	救急活動	日高広域消防事務組合 十津川村	H 2. 10. 25
日高広域消防事務組合、湯浅広川消防組合消防相互応援協定	火災防ぎよのための応援隊の派遣、救急救助業務のための応援隊の派遣、必要資機材の援助	日高広域消防事務組合 湯浅広川消防組合	S 63. 1. 24
消防組織法第 21 条に基づく相互応援協定	水災・火災防ぎよ	日高町、美浜町、由良町、日高川町、印南町、御坊市	S 43. 7. 24

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第4編 風水害等応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 基本方針

【達成目標】

(組織計画)

町域に災害が発生し、又は発生が予想される場合において、災害応急対策に対処する必要があるときは、本計画に定めるところにより災害対策本部を置く。又、本部長は、状況に応じ、本部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を置く。

本部は、災害の規模によってそれぞれ必要な組織の配置をとるほか、本部を設置するに至らない災害時であっても、組織を配置して対処する。

(動員計画)

本部を設置するまでの間、又は本部を設置するに至らない場合は、平常時における組織をもって対処するものとする。

なお、職員動員は、本計画によるが、消防職（団）員の動員については、水防、消防両計画に定めるところによる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	企画まちづくり課、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 時系列でみた取り組み事項

・ 災害対策本部の設置・運営

時 間	取り組み目標
30 分後	<ul style="list-style-type: none">• 本部の設置決定• 本部室の設営• 災害、被害情報の収集と本部員への伝達• 職員の参集率 50%
2 時間後	<ul style="list-style-type: none">• 第 1 回災害対策本部会議の開催• 応急対策の検討、災害派遣要請の検討等
24 時間後	<ul style="list-style-type: none">• 第 2 回災害対策本部会議の開催• 応急対策の検討、災害復旧計画の検討等、災害救助法の適用検討
2 日目以降	<ul style="list-style-type: none">• 定期的に災害対策本部会議の開催• 本部組織の見直し編成、激甚法の適用検討

第4節 取り組み内容

1 組織計画

(1) 災害時の配備体制の概要

町は、町域内に災害が発生し、又は発生が予想される場合に、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

そのため、町長は、自らを本部長として、町に「日高町災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

災害時は、各職場内が手薄になるため、個人情報・セキュリティ上の観点から、関係者以外立入制限区域を設定する。

(2) 警戒・配備体制

気象状況等により、災害の発生が予想されるとき、又は町長が必要と認めるときは、災害対策本部設置以前の体制として、概ね次の基準による配備につき、気象、水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

区 分	風水害等における発令基準
災害担当職員の参集	① 大雨警報、洪水警報又は高潮警報のいずれかが発表されたとき。 ② その他の警報で、何らかの被害が発生したとき。
警戒体制	① 水防配備態勢1号が発令されたとき。 ② 大雨警報、洪水警報又は高潮警報のいずれかが発表され、厳重な警戒を要するとき。 ③ 台風が本町に接近するおそれがあり、厳重な警戒を要するとき。 ④ 西川の水位が2.0mを超えたとき。 ⑤ 連続雨量が80mmに達し、かつ、1時間雨量が20mmを超え、さらに上昇の見込みがあるとき。 ⑥ 大規模な事故が発生したとき。 (爆発・多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等) ⑦ その他町長及び災害担当長が必要と認めたとき。
1号配備体制	① 水防配備態勢第2号が発令されたとき。 ② 暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。 ③ 本町が台風の暴風雨圏内に入るおそれがあり、かつ重大な災害がおこるおそれがあると認められたとき。 ④ その他町長及び災害担当長が必要と認めたとき。
2号配備体制	① 水防配備態勢第3号が発令されたとき。 ② 大規模な災害発生の危険性があるとき。 ③ 災害が発生し、被害の拡大の危険があるとき。 ④ その他町長及び災害担当長が必要と認めたとき。
3号配備体制	① 災害対策本部を開設しなければならないような規模の災害が発生するおそれがあるとき。 ② 救助法の適用を必要とする災害が発生するおそれがあるとき。 ③ 大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ④ その他町長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	① 気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水、その他の特別警報が発表されて、町長が必要と認めたとき。 ② 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。 ③ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。 ④ その他の状況により町長が必要と認めたとき。

(3) 解除の基準

- ア. 災害対策本部が設置されたとき。
- イ. 災害の発生のおそれが解消したとき。
- ウ. 災害応急対策が概ね完了したとき。
- エ. 町長又は副町長が必要なしと認めたとき。

(4) 職員の配置

災害担当職員及び各配備体制の詳細については、「2 動員計画」参照

(5) 災害対策本部体制

町長は、町域に災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、「日高町災害対策本部条例」に基づき、日高町災害対策本部を設置する。

本部の会議スペースには、気象情報・災害状況などの情報表示スペースや自衛隊・警察・県など外部連携スペースも確保する。

災害対策本部においては、自家発電機を常備し、停電時においても、防災拠点として機能するよう照明等及び電源を確保する。

なお、本部の設置等の詳細については「災害対策本部マニュアル」、初動期における活動については「職員初動マニュアル」、優先する業務等については「日高町業務継続計画」を参照する。

ア. 災害対策本部設置基準

- ① 気象業務法に基づく暴風・大雨又は洪水、その他の特別警報が発表されて、町長が必要と認めたとき。
- ② 大規模な火事・爆発・水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。
- ③ 救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
- ④ その他の状況により町長が必要と認めたとき。

イ. 災害対策本部の設置場所

本部は、役場庁舎におく。

(第1順位：2階中会議室、第2順位：3階大会議室)

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、日高中学校に設置する。

この場合、各関係機関に連絡する。

ウ. 災害対策本部の廃止基準

本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害の発生のおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ その他本部長が必要なしと認めたとき。

エ. 災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したとき、若しくは本部員の動員配備を指令し又は解除したときは、直ちにその旨を知事（県総務部災害対策課）及び関係機関に通知するとともに公表する。

オ. 本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

本部が設置された場合、玄関又は見やすい場所に「日高町災害対策本部」の標識板等を掲示する。

又、本部を設置した場合の通知及び公表の方法は次のとおりである。

表 本部を設置した場合の通知及び公表

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当課
庁内各部	庁内放送	総務課
防災関係機関等	県総合防災情報システム、電話その他迅速な方法	総務課
町 民	町防災行政無線、ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車等	総務課
報道機関	口頭及び文書	総務課

カ. 構成

本部の組織は、「日高町災害対策本部条例」（資料編 資料2）及び本計画の定めるところによるものとする。

表 本部の組織構成

	組織の名称	担当構成員
本 部 会 議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	総務課長 企画まちづくり課長 議会事務局長 出納室長 税務課長 住民生活課長 いきいき長寿課長 子育て福祉健康課長 産業建設課長 上下水道課長 教育課長

① 本部長の代行

町長が不在の場合、若しくは何らかの事情により連絡が取れない場合、本部体制及び動員体制並びに各関係機関への要請の決定は副町長が行い、本部長を代行する。

副町長も不在の場合は、教育長がこれを行う。

教育長も不在の場合は、総務課長が本部長の代行を務める。

総務課長も不在の場合は、各課長等（年長者を上位とする。）が本部長の代行を務める。

② 本部設置及び廃止時の対応

災害応急対策の基本的事項について協議するため、役場庁舎において本部会議を開催する。

なお、災害の状況により、本部会議の開催が不可能な場合は日高中学校等に変更する。

③ 本部会議の内容

本部会議の内容は、概ね次のとおりとする。

a. 報告事項

- ・ 気象情報及び災害情報
- ・ 各協力機関の配備体制
- ・ 各部門の措置状況
- ・ 被害状況

b. 協議事項

- ・ 応急対策への指示
- ・ 配備体制について
- ・ 各部門の調整事項の指示
- ・ 広域応援
- ・ 自衛隊の災害派遣要請

キ. 各課（室）の分担任務

① 課（室）

- a. 課長に事故等があるときは、それぞれあらかじめ定めた次席の職員がその職務を代行する。
- b. 各課に本部連絡員をおき、課長がそれぞれその所属職員のうちから指名する。
- c. 課長は、本部長の命を受け、課（室）に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

② 本部連絡員

本部連絡員は、課（室）の災害に関する情報及び応急対策の実施状況につき、本部との連絡に当たる。

③ 事務分掌

各課の事務分掌は、次のとおりであり、ここで分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは総務課においてその都度定める。

特に、発災直後においては、被害状況や避難者の状況によっては一部の部署に業務（応急対策活動）が集中する可能性があることから、他の職員及び関係機関からの支援を充ててフォローするなど、臨機応変な対応をとる。

又、課長は、当該課の所属事項について応急対策の処理に当たる。

課長の属する課等の職員は、上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

その際、避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者など防災事務に従事する者については、自身の安全の確保に配慮する。

なお、災害の規模によっては、本部長の指示により柔軟な組織対応を行う。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

表 災害対策本部の各課事務分掌

担当課	分 担 事 務
総務課	1. 防災会議及び各関係機関、団体との連絡調整に関する事。 2. 災害対策本部に関する事。 3. 本部会議に関する事。 4. 各課との連絡調整に関する事。 5. 気象情報の受報・通報に関する事。 6. 災害情報の受理伝達に関する事。 7. 職員の動員調整に関する事。 8. 消防団員の出動等に関する事。 9. 被害情報の収集及び報告に関する事。 10. 報道機関への発表に関する事。 11. 避難者の管理及び避難所の開設等の指示に関する事。 12. 他市町村及び県との連絡調整・応援要請に関する事。 13. 輸送に関する事。 14. 被災職員に関する事。 15. 庁舎の管理等に関する事。 16. 町有財産等の災害対策・被害調査に関する事。 17. 自衛隊派遣要請の依頼、受入れに関する事。 18. ヘリコプターの派遣要請、発着地の開設・運営に関する事。 19. 車両の確保及び配車に関する事。 20. 災害対策予算に関する事。 21. 災害に伴う財政計画の樹立に関する事。 22. 避難指示等の発令及び避難情報の伝達に関する事。 23. 警戒区域の設定に関する事。 24. 災害救助法の適用申請に関する事。 25. 電気、通信及びLP ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関する事。 26. 課の受援活動に関する事。 27. その他必要な事。
企画まちづくり課	1. 被害情報の収集及び報告に関する事。 2. 災害広報活動の実施に関する事。 3. 災害写真等の収集に関する事。 4. 男女共同参画の視点からの配慮等に関する事。 5. 課の受援活動に関する事。 6. その他必要な事。
議会事務局	1. 視察見舞いのための来町者の接遇に関する事。 2. 町議会との連絡調整に関する事。 3. 事務局の受援活動に関する事。 4. その他必要な事。

担当課	分 担 事 務
出納室	1. 災害活動の出納に関する事。 2. 義援金の受理に関する事。 3. 被害情報の収集及び報告に関する事。(税務課との協働) 4. 家屋等の被害認定調査に関する事。(税務課との協働) 5. 室の受援活動に関する事。 6. その他必要な事。
税務課	1. 被害情報の収集及び報告に関する事。 2. 家屋等の被害認定調査に関する事。 3. 町税の減免等課内の庶務に関する事。 4. り災証明の発行に関する事。 5. 課の受援活動に関する事。 6. その他必要な事。
住民生活課	1. 災害情報の受報・伝達に関する事。 2. 被害情報の収集及び報告に関する事。 3. 転出入の取り扱いに関する事。 4. 義援物資の受領配分に関する事。 5. 食糧の調達及び受領配分支給に関する事。 6. 炊き出し及び食糧の調達に関する事。 7. 衣料・生活必需品その他物資供給に関する事。 8. 避難所運営に関する事。 9. 社会福祉施設の災害復旧に関する事。 10. 民間団体への活動依頼に関する事。 11. ボランティアに関する事。 12. 被災者に対する各種給付金の支払いに関する事。 13. 災害相談窓口に関する事。 14. 行方不明者の捜索に関する事。 15. 遺体の収容埋葬に関する事。 16. し尿の収集・処理に関する事。 17. 一般廃棄物の処理に関する事。 18. 本部要員の食糧・寝具などの調達に関する事。 19. 被災者台帳、行方不明者名簿、遺体処理台帳及び埋葬台帳の作成に関する事。 20. 安否情報の提供に関する事 21. 要配慮者対策に関する事。 22. 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び活用に関する事。 23. 応急仮設トイレに関する事。 24. 課の受援活動に関する事。 25. その他必要な事。

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編

担当課	分担事務
いきいき長寿課	1. 高齢者等福祉施設及び利用者の被災状況の把握及び安全確保に関すること。 2. 避難行動要支援者の安否確認その他被災状況に関すること。 3. 被災した避難行動要支援者の生活支援に関すること。 4. 高齢者福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関すること。 5. 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者への支援に関すること。 6. 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び活用に関すること。(住民生活課との協働) 7. 課の受援活動に関すること。 8. その他必要なこと。
子育て福祉健康課	1. 傷病者の救護応急処置及び収容(助産を含む)に関すること。 2. 感染症予防等防疫に関すること。 3. 医療施設災害復旧に関すること。 4. 保健所、日本赤十字社、その他医療機関との連絡調整に関すること。 5. 本部要員の健康管理に関すること 6. 被災者の心理的被害のケア、その他精神保健福祉に関すること。 7. 被害情報の収集及び報告に関すること。 8. 保育に関すること。 9. 幼児等の安全対策に関すること。 10. 愛玩動物の飼育管理・保護に関すること。 11. 課の受援活動に関すること。 12. その他必要なこと。
産業建設課	1. 災害情報の受報・伝達に関すること。 2. 被害情報の収集及び報告に関すること。 3. 観光客の避難、輸送に関すること。 4. 農林水産業施設災害復旧に関すること。 5. 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に関すること。 6. 道路、橋りょう、河川、海岸、漁港、排水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 7. 障害物の除去に関すること。 8. 水防活動に関すること。 9. 災害復旧に関すること。 10. 応急対策実施のための用地借入及び補償に関すること。 11. 輸送に関すること。 12. 車両の確保及び配車、燃料の調達に関すること。 13. 緊急通行車両確認証明書に関すること。 14. 被災建築物応急危険度判定に関すること。 15. 被災宅地危険度判定に関すること。 16. 土砂災害等の警戒活動に関すること。 17. 課の受援活動に関すること。 18. その他必要なこと。

担当課	分担事務
上下水道課	1. 災害情報の受報、伝達に関すること。 2. 被害情報の収集及び報告に関すること。 3. 給水に関すること。 4. 上下水道復旧資機材の調達に関すること。 5. 上水道施設の応急復旧に関すること。 6. 下水道施設の応急復旧に関すること。 7. 課の受援活動に関すること。 8. その他必要なこと。
教育課	1. 災害情報の受報、伝達に関すること。 2. 被害情報の収集及び報告に関すること。 3. 文教対策に関すること。 4. 避難所運営に関すること。 5. 指定文化財に関すること。 6. 学校施設に関すること。 7. 児童・生徒の安全対策に関すること。 8. 課の受援活動に関すること。 9. その他必要なこと。

(6) 現地本部

ア. 現地本部の設置

本部体制下において、局地的に著しい災害が発生し、又は発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により、現地本部を設置する。

なお、災害対策本部へのリアルタイムな状況伝達のため、現地本部から本部へは、定期報告を徹底する。

イ. 組織及び運営

① 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員その他の職員をおく。

a. 現地本部長、現地副本部長は、本部会議構成員のうちから本部長が指名する。

b. 現地本部員（主幹相当職以上の職にある者）その他の職員は、本部会議構成員のうちから本部長が指名する。

② 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。

③ 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

ウ. 現地本部の設置場所

現地本部は、設置する原因となった災害現場付近など、現地指揮をとるのに有利な公共施設等（公園、広場等を含む）に設置する。

現地本部を設置するのにふさわしい公共施設がない場合で、適当な民間施設がある場合には、基本法に基づく応急公用負担等により借上げ等を行う。

エ. 事務分掌

- ① 災害状況の掌握・本部への報告
- ② 現地災害応急対策の立案、決定
- ③ 防災関係機関との連絡調整
- ④ 必要な応援班、要員の要請と応援期間、集結場所等の指定
- ⑤ 現地災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- ⑥ 本部長の特命事務
- ⑦ その他

オ. 現地本部の閉鎖

現地本部の閉鎖は、本部長がこれを指示する。

2 動員計画

本部を設置するまでの間、又は本部を設置するに至らない場合は、平常時における組織をもって対処する。

なお、職員動員は、本計画によるものとするが、災害担当課長の裁量により、動員体制以外の職員を配備につかせることができる。

その際、災害対応職員の健康管理に留意する。

又、役場退職者などによる支援体制など、体制の充実を検討する。

(1) 災害時の警戒・配備体制

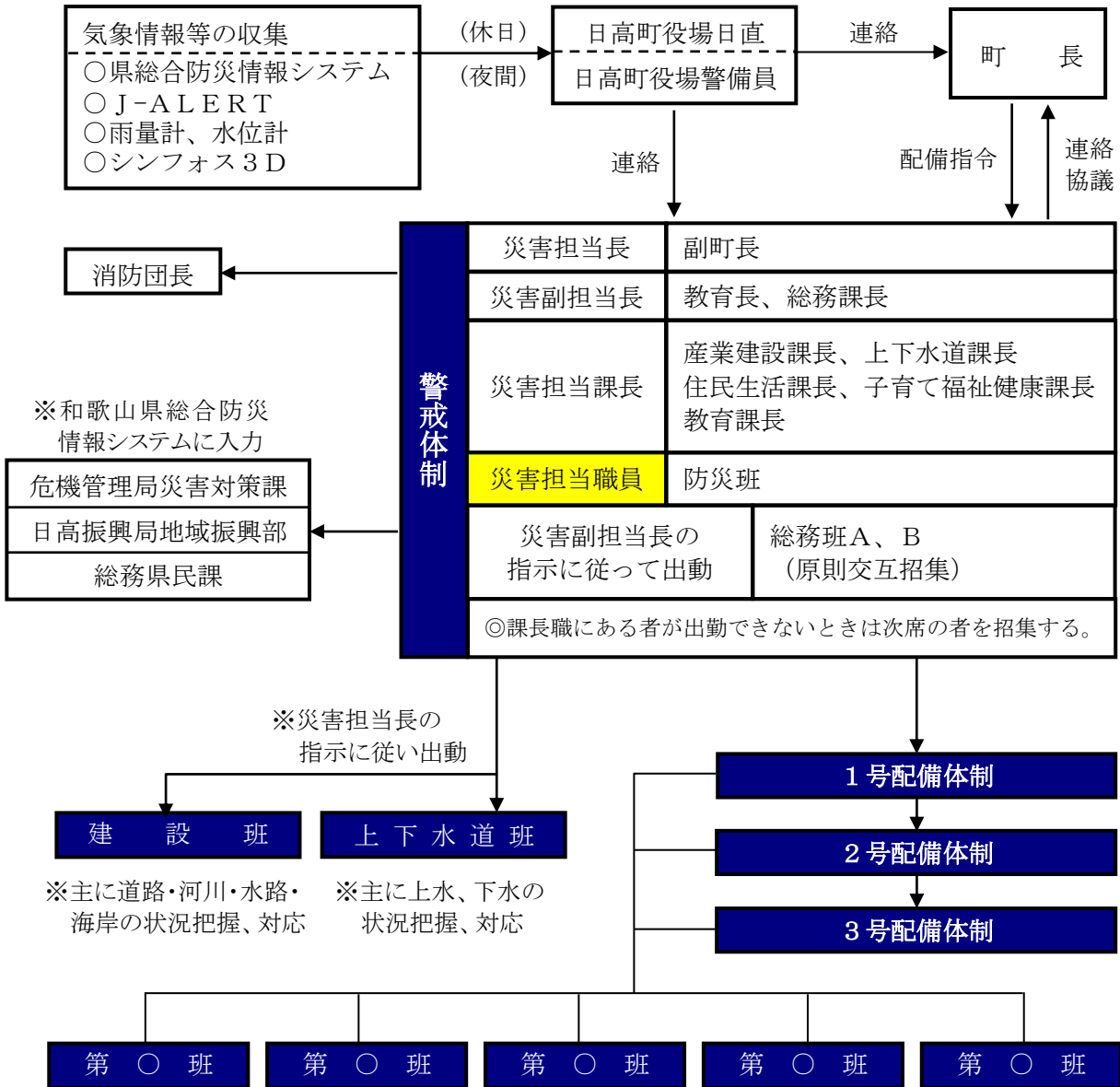
「1 組織計画」に定める発令基準に該当する場合は、次の警戒・配備態勢をとる。

なお、災害の態様ごとに、柔軟な配備体制をとる。

日高町職員防災体制連絡系統表

※詳細は、職員初動マニュアル参照

第1編
第2編
第3編
第4編
第5編
第6編
第7編



体制発令時の出勤職員と主な対応一覧	
災害担当職員参集	災害担当職員
警戒体制発令時	災害(副)担当長、災害担当課長、災害担当職員、総務班1班
1号配備体制発令時	警戒体制+配備班1~2班 ※町長、消防団長に連絡 ・町内状況把握・対応、家屋浸水対応、避難所対応、その他
2号配備体制発令時	警戒体制+配備班3~4班 ※町長、消防団長に連絡 ・1号配備体制+避難誘導、自主防災組織支援
3号配備体制発令時	全職員 ・2号配備体制+災害対策本部設置判断

(2) 動員方法

災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の警戒・配備体制」に定める参集方式であるが、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部・本部会議の協議を経て、本部長が指令する。

ア. 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、総務課長から各課長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

イ. 勤務時間外（夜間、休日等）における配備指令の伝達及び職員の非常招集

① 町役場日直又は町役場警備員（以下、「宿日直者」という）は、災害の状況について、防災関係機関や町民等からの通報があった時は、直ちに災害担当長、災害副担当長、各課長、各災害担当に連絡する。課長職にあるものが出勤できないときは次席の職員に連絡する。

② 連絡を受けた災害担当職員は、必要に応じて警戒体制をとるべく職員を招集する。

③ 災害担当長は、災害の情報について確認し、町長に連絡し協議の上、町長から配備指令が出された時は、あらかじめ定めた方法により職員に伝達する。

④ 連絡又は招集の方法は、原則として次の手段による。

- a. 電話
- b. 町防災行政無線
- c. 携帯電話・スマートフォン等の電子メール
- d. 広報車
- e. 伝令、その他の適当な方法

⑤ 非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。

ウ. 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属課と連絡の上、又は自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

エ. 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、最寄りの町の機関に参集し、当該出先機関の長の指示に従って、防災活動に従事する。

オ. 初動活動の体制

勤務時間外に災害が発生したときは、交通の混乱等で参集に時間がかかることが予想されるので、町役場の近傍に居住している職員を初動班として、各種情報の収集伝達等、初動活動にあてる。

カ. 非常招集及び自主参集を要しない者

- ① 心身の障がいにより許可を受けて休暇中の職員
- ② 前号に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

キ. 動員報告

各課長は、配備指令に基づいて所属課の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに総務課長に報告する。

総務課長は、常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに県に報告し、又は関係防災機関に連絡する。又、動員した人数が不足する場合は、予定している応援の職員を動員する。

ク. 参集時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を守って参集する。

- ① 勤務時間内の初動体制
 - a. 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
 - b. 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
 - c. 不急の行事、会議、出張等を中止する。
 - d. 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
 - e. 災害現場に出動した場合は、必ずヘルメット及び防災服を着用する。
 - f. 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。
- ② 勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制
 - a. 災害が発生し、その災害が「1 組織計画」の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
 - b. 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、できるだけ防災服・ヘルメット・安全靴等着用、食糧1食分及び水筒とする。
 - c. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに所属長に報告する。
 - d. 休日等で外出先において災害が発生した場合は、可能な限りあらかじめ指定された場所に参集し、不可能な場合は最寄りの町の施設に参集する。
- ③ 持ち場に参集できない場合
 - a. 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町の施設に参集し、災害対策に従事する。

- b. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- c. 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

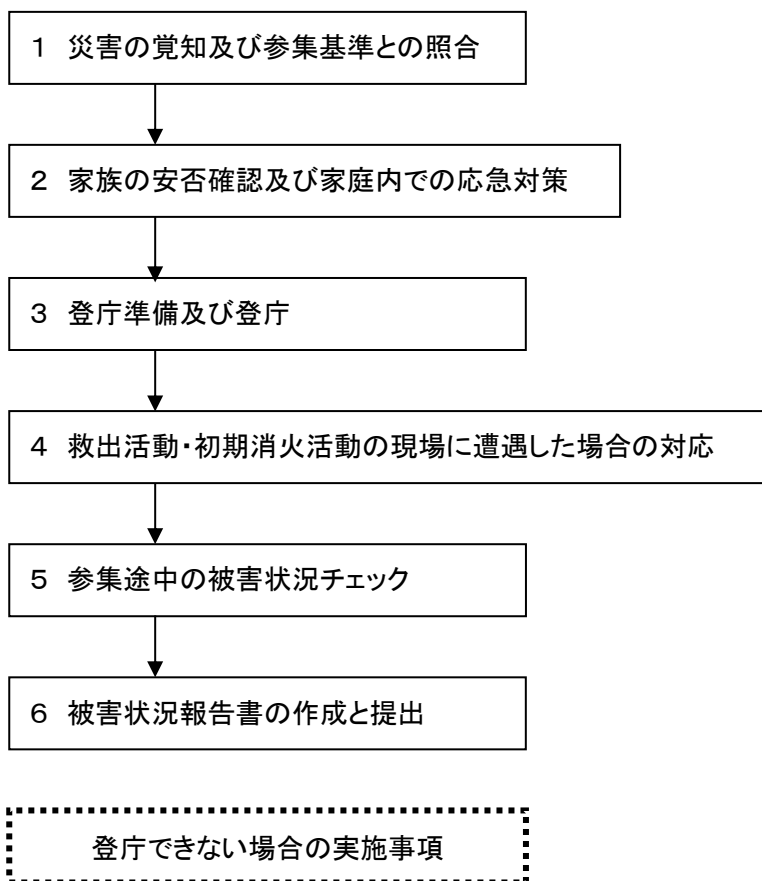
(3) 初動期の活動

ここでは、災害対策本部設置前における初期活動を以下に示す。

ア. 自主参集：発災直後の初動対応

応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置するための活動体制を確立する。

以下にその流れを示す。

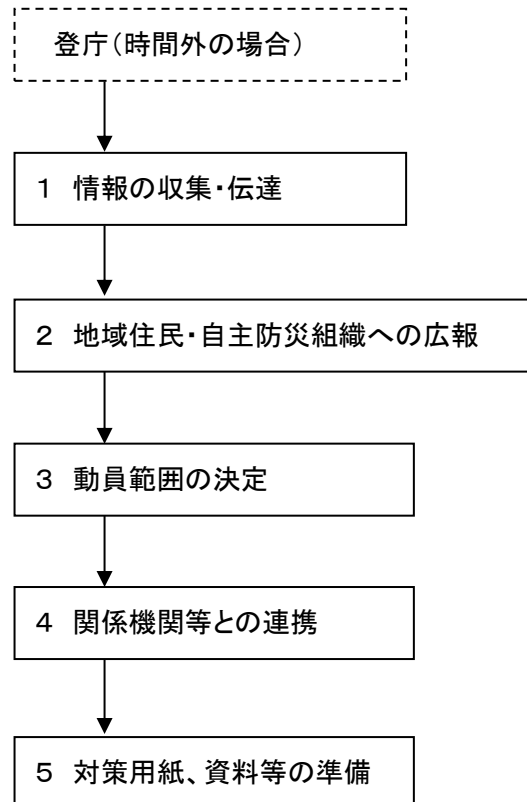


災害対策本部へは、電話等により参集できない旨の報告を行う。

イ. 事前配備：発災直後の初動対応

関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

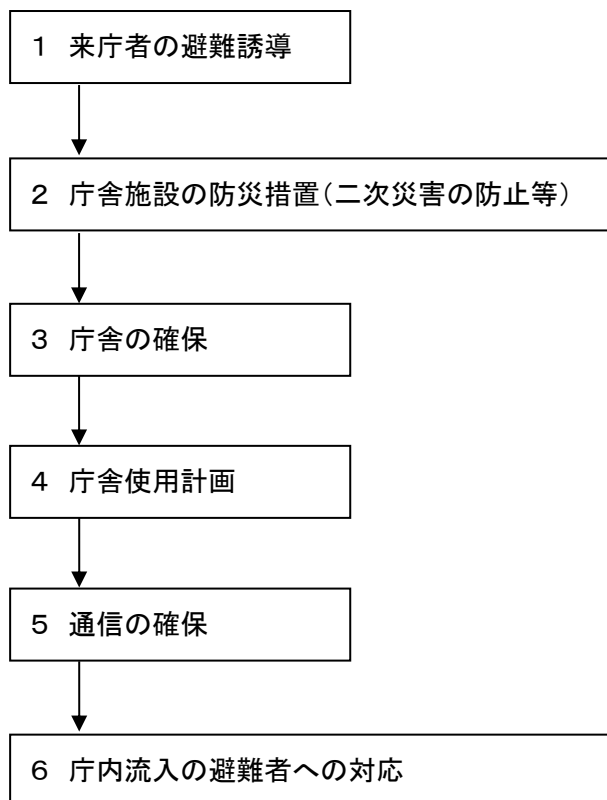
以下にその流れを示す。



ウ. 庁舎管理：発災直後の初動対応

町は、災害が発生した場合、災害対策本部が設置される庁舎において、庁舎の使用可能状況及び安全性を速やかに把握する。

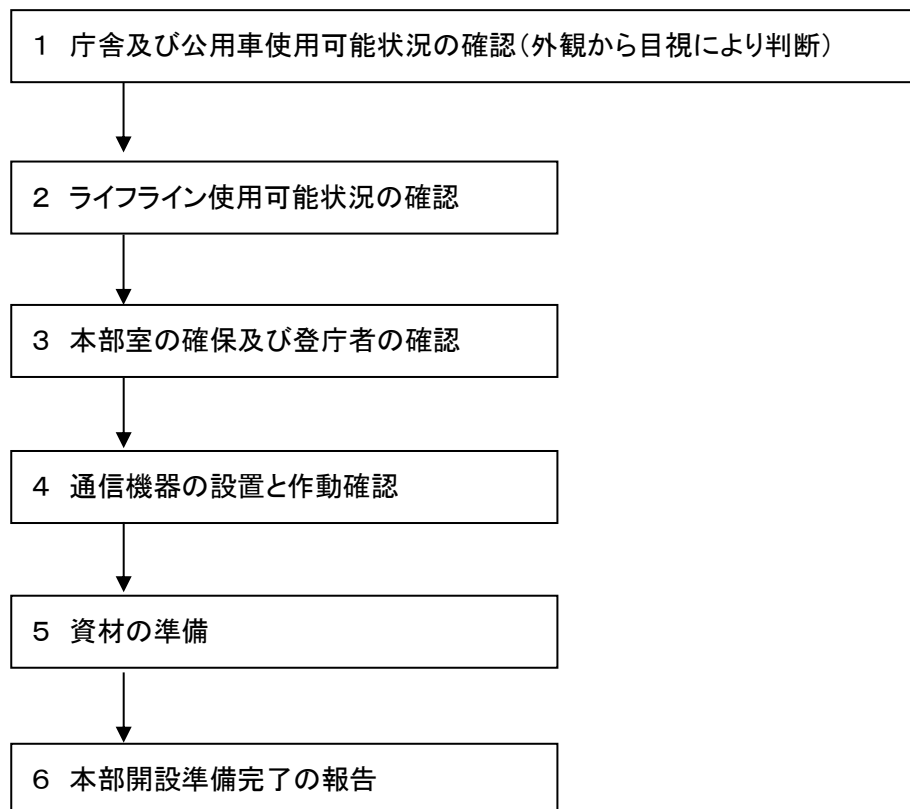
以下にその流れを示す。



エ. 本部立上げ：発災直後の初動対応

町長（本部長）は、基本法第23条に基づき、災害応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

以下にその流れを示す。



第2章 情報計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町域に大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、災害に関する必要な情報の収集、伝達及び広報を実施する。

通信連絡を確実に実施するため、通信手段等の確保を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	企画まちづくり課、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

1 気象警報等の伝達計画

気象、地象（地震及び火山現象を除く）、高潮、波浪、洪水、津波に関する注意報及び警報等の伝達について周知徹底を図る。

（1） 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するものである。

その種類及び発表の基準は「資料編 資料7 気象庁注意報、警報地域区分・種類及び発表基準」のとおりである。

（2） 警 報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒をうながすために発表するものである。

その種類及び発表の基準は「資料編 資料7 気象庁注意報、警報地域区分・種類及び発表基準」のとおりである。

(3) 注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するものである。

その種類及び発表の基準は、「資料編 資料7 気象庁注意報、警報地域区分・種類及び発表基準」のとおりである。

なお、注意報は本計画に必要と認めたものを周知する。

(4) 警報・注意報の切り替え、解除

警報・注意報は、前から発表されている警報・注意報の標題や、内容の一部又は全部を更新して発表されることがある。

このような場合は、先に発表されていた警報・注意報は自動的に無効となり、現在発表されているものだけが有効な警報・注意報になる。

そして災害のおそれなくなったとき解除される。

(5) 水防活動用警報時の取り扱い

気象業務法第14条の2第1項に基づき、和歌山地方気象台は、水防活動の利用に適合する予警報を行うことになっているが、特に標題に水防活動用という語を冠することなく、気象業務法第13条の一般の利用に適合するものをもって代える。

(気象庁予報警報規定第16条)

(6) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川については、洪水による被害の発生が予想される場合において警告を発するものであるが、本町には該当河川はない。

(7) 火災警報

消防法第22条に基づき、和歌山地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認め、かつ町長が特に必要であると認める場合、火災警報を発令する。

ア. 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度35パーセント以下となり、最大風速が毎秒8メートル（和歌山地方気象台毎秒10メートル）を超える風が吹くと予想されるとき。

イ. 平均風速毎秒12メートル（和歌山地方気象台毎秒15メートル）を超える風が、1時間以上連続して吹くと予想されるとき。

(注) 和歌山地方気象台においては、次の気象条件になったとき、又はなると予想されるとき、県総務部災害対策課に火災気象通報を行う。

・実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度35パーセント以下となり、最大風速が毎秒8メートル以上の風が吹くと予想されるとき。

・平均風速毎秒12メートル以上の風が1時間以上連続して吹くと予想されるとき。ただし降雨、降雪が予想される場合は通報しないこともある。

(8) 土砂災害警戒情報

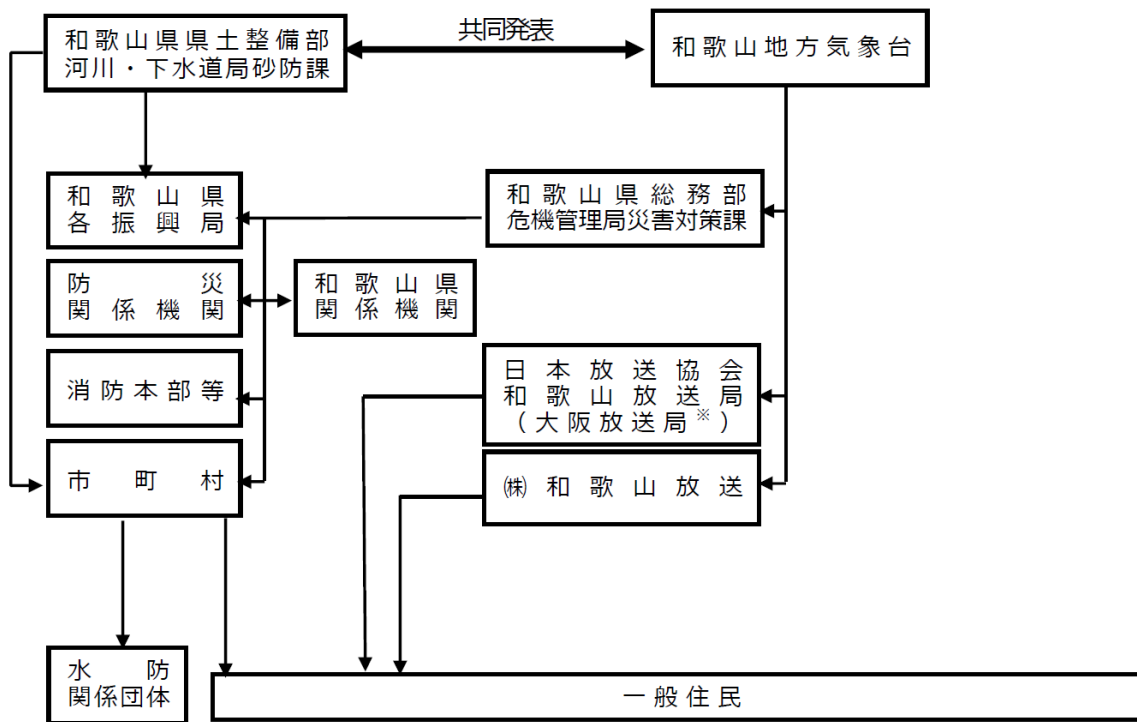
大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

町は、雨量情報、土砂災害警戒情報、町民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達を行う。

土砂災害警戒情報の伝達系統図(令和5年3月9日現在)



※障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

出典：和歌山県地域防災計画基本計画編

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

第1編
第2編
第3編
第4編
第5編
第6編
第7編

又、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア. 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新する。

災害切迫（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

イ. 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

浸水キキクルは、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

災害切迫（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

ウ. 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

洪水キキクルは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報で、3時間先までの流域雨量指数

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

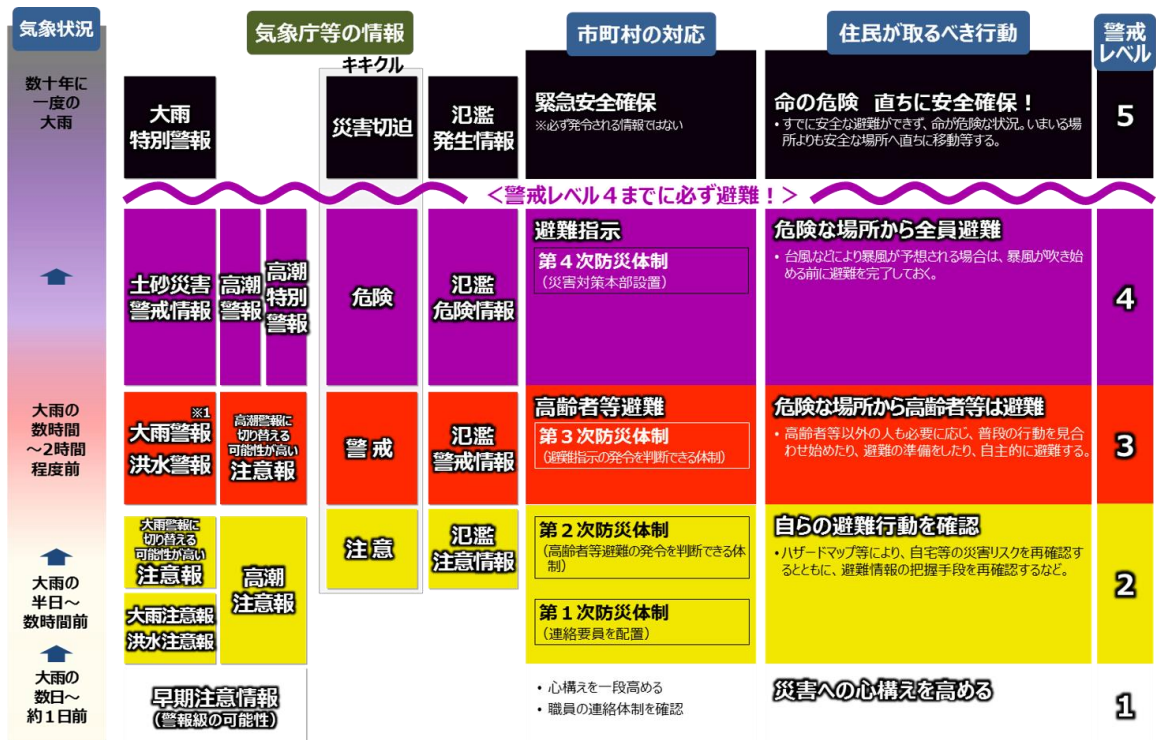
の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

災害切迫（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

エ. 流域雨量指数の予測

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報で、6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

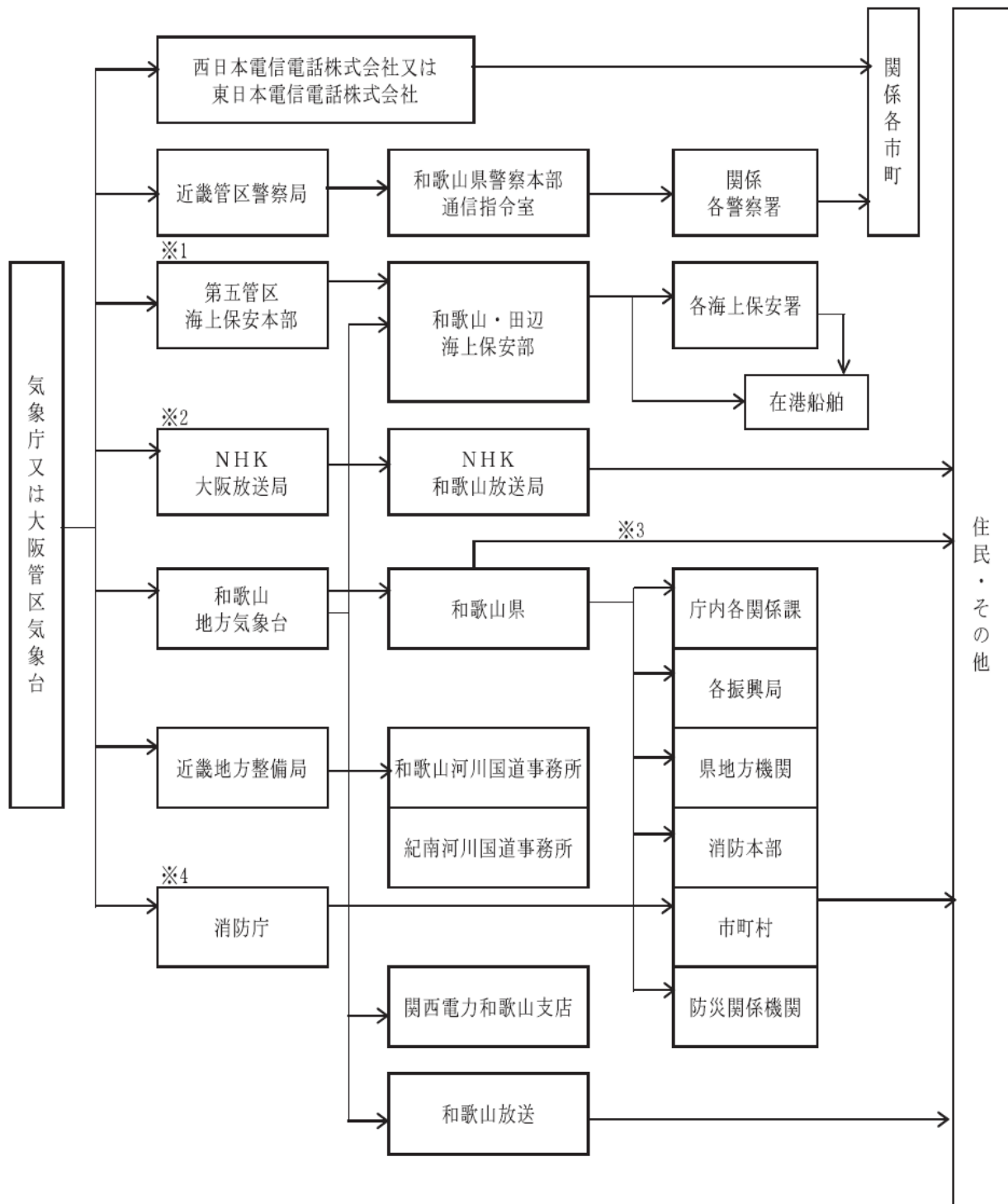
段階的に発表される防災気象情報と対応する行動（気象庁）



2 注意報・警報等の伝達計画

(1) 警報等の配信経路

令和3年6月1日現在



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」又は「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
 3 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム(EWS)による。
 4 ※3は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX(Twitter)による。
 5 ※4は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。

(2) 町長の措置

- ア. 町長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、町民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。
周知方法は、概ね次のとおりとする。
- ① 広報車による。
 - ② 防災行政無線、ケーブルテレビ、町ホームページ等による。
 - ③ 伝達組織を通じる。
 - ④ サイレン等による。
 - ⑤ 行政・防災情報メール配信サービスによる。
- イ. 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- ウ. 町長は、N T T西日本から、津波警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報等の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- エ. 町長は、気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- オ. 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。
- カ. 町長は、災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。
- キ. 町長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

(3) 災害発見者の報告及び通報

基本法第54条に基づく災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその通報を受けた警察その他の関係機関は、その旨遅滞なく次の場所へ通報する。

通報先	日高町役場総務課	電話 0738(63)2051
	和歌山地方気象台	電話 073(422)1328

なお、日高町役場総務課は、同条第4項により、その旨を和歌山地方気象台、その他関係機関に通報する。

(4) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ. 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長及び警察署長に通報する。

ウ. 町長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、又災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ. 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- ① 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- ② 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪
- ③ 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震）と災害を伴う大地震

オ. 周知徹底

異常現象を発見し、又通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって予想される災害地域の町民及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 土砂災害緊急情報

国土交通省は特に高度な技術を要する土砂災害について、県はその他の土砂災害について、深層崩壊など大規模な土砂災害が緊迫している状況において、被害の想定される区域・時期に関する情報を市町村に提供する。

町は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、住民への避難指示等の判断に利用する。

3 応急被害状況の把握(関係機関)

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、本部及び防災関係機関がとるべき対策を明確にするため、被害状況の概要を把握する。

(1) 実施担当

応急被害状況の把握に関する担当部署と分掌事務は、次のとおりである。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

担当課	分掌事務
総務課	応急情報の総括的管理
企画まちづくり課	関係施設の被害調査・報告、商工関係施設の被害調査・報告
議会事務局	庁舎その他の町有財産の被害調査・報告
住民生活課	町民の問合せ・通報・苦情等の受付、処理 文化会館、住民公園、関係施設等の被害調査・報告
いきいき長寿課	高齢者等福祉施設の被害調査・報告
子育て福祉健康課	保育所等管理施設の被害調査・報告
税務課、出納室	住宅・人的被害等状況調査・報告
産業建設課	農産物、農地、農業用施設の被害調査・報告 道路・橋りょう・河川施設等の土木施設の被害調査・報告 危険なため池、海岸施設等の被害調査・報告 土砂災害危険箇所の災害調査・報告 山地災害の災害調査・報告
上下水道課	上下水道施設の被害調査・報告
教育課	学校教育施設、社会教育施設等の被害調査・報告

(2) 緊急調査

ア. 調査指示

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、本部長は緊急調査を本部員に指示し、本部員は該当部署にこれを伝達する。

ただし、規模の小さな調査にあつては、本部員独自の判断で、これを指示する。

なお、調査の規模が大きく、担当部署に応援の必要がある場合は、本部が総務課に対し増員を指示する。

イ. 調査内容

調査内容は次のとおり。

- ① 町内被害緊急調査
- ② 道路・橋りょう緊急調査
- ③ 河川・ため池・海岸等緊急調査
- ④ 土砂災害等事前緊急調査
- ⑤ その他緊急調査

ウ. 応急被災情報の収集

① 指示を受けた部署は、被災状況、危険箇所の調査を、重複を避けるように行い、各職員は現場において応急被災状況報告書(資料編 様式1)に記載し、これを持ち帰り、各部署で図面情報とデータ情報としてとりまとめる。この場合、調査地域を被災地域と被災していない地域とに区別する。

② 町民の問合せ・通報・苦情等を町職員が受けた場合の町民情報及び現地

活動を行う場合のその周辺の被災情報等もあわせて、応急被災状況報告書（資料編 様式1）又は被害状況即報及び災害概況即報様式（資料編 様式3）に記載する。

エ. 総務課における応急被災情報の早期収集

- ① 総務課は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 被害規模を早期に把握するため、日高広域消防事務組合との緊密な連携を図る。

オ. 情報整理

集まった応急被災状況報告書（資料編 様式1）は、情報の二重処理に注意して整理し、図面情報も合わせて本部に報告する。

応急被災状況報告書の収集状況等からみて、短時間に処理しきれない場合は応援を要請する。

情報整理の過程で、重要な情報未収集地区がある場合は、必要に応じ、本部員を通じて担当部署に調査を依頼する。

カ. 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員は参集途上の被災状況を頭にとどめ、登庁後直ちにこれを応急被災状況報告書（資料編 様式1）に記載する。

4 被害情報等の収集計画

災害情報及び被害報告の収集は、本計画によるものとする。

被害状況の収集は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。

本部長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに町内の状況を把握して県総合防災情報システムに入力し、知事に報告する。

なお、口頭による状況報告では伝達の限界があり、各種判断の遅延に繋がるため、報告は出来る限り、状況写真又は動画を添えての報告に努める。

写真及び動画については、その後の記録に必要なため、撮影者・撮影日時・場所等最低限の情報を添えて管理する。情報は、町民・職員等への周知に努める。

又、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 被害状況調査

ア. 調査の対象

各課の所管に属する事項についての調査対象は、それぞれの課において適宜行うものとする。

特に、救助法適用の決定資料となる一般民家の損壊及び人的被害の調査対象は、現実に住居のため使用している住家で被害を受けたもの、災害のため死亡又は行方不明となったものを対象とする。

孤立化が想定される地区においては、災害時に活用できる安否確認台帳の事前準備に努める。又、確認事項欄を含め、様式の統一化を図る。

安否確認は、消防・警察・県等とも連携し、効率化を図る。

イ. 被害情報の早期収集

① 被害の規模を推定するための関連情報の収集

町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

② 119番通報状況の収集

町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等を積極的に収集する。

ウ. 被害程度の認定基準

災害により被害を受けた人的及び家屋被害の認定は、概ね被害状況報告及び附表・明細表（資料編 様式4）によるものとする。

家屋被害調査は、応急復旧活動や大雨警報などにより調査が遅れ、第1次調査（床下・床上判定）において浸水痕跡の確認が難しくなる可能性があるため、り災状況を的確に把握するため、災害直後速やかに第1次調査を実施する。

なお、被害調査の遅延・調査の二度手間などを防ぐため、まず被害把握調査を目的とした一斉調査を実施し、その後、住家・店舗等に区分化するなど、調査の効率化を図る。

エ. 災害調査員による調査

① 災害調査員は、認定基準に基づく被害程度の認定を行い、その報告書を作成して本部に報告することを主たる任務とする。この報告は、救助法適用判断の基礎資料となるとともに、救助実施に当たって、その種類、程度、期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正かつ迅速に行わなければならない。

② 災害調査員は、応急被災状況報告書（資料編 様式1）又は被害状況即報及び災害概況即報様式（資料編 様式3）を作成する。

③ 災害調査員は、報告書作成に際して課長及び課関係職員とも協議して統一した報告を行う。

④ 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求

めて実施する。

- ⑤ 状況の収集、調査については、警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 災害調査員は、必要に応じて災害救助業務を処理する。

(2) 被害状況の収集報告

ア. 本部における被害状況収集報告

- ① 本部における被害状況（情報）の収集報告事務は、総務課が行う。
- ② 各課の所管に属する被害状況（情報）報告については、各課から県主管課へそれぞれ報告する。（資料編 様式3、4）
なお、被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し、随時報告するとともに、被害状況全般の把握がされているか否かを明らかにするため、不明地域事項等についてその旨（範囲）を附記する。
- ③ 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに町本部に通報されるよう、体制を整えておく。
- ④ 被害状況の迅速かつ、統一的な把握を必要とするときは、本部長の決定するところにより関係課若しくは本部要員で被害調査隊を編成して現地調査を行う。
- ⑤ 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ⑥ 状況の収集、調査については、警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑦ 最終的には、概ね被害状況報告及び附表・明細表（資料編 様式4）に準じた総括表にまとめておく。

イ. 県への報告

- ① 災害即報
 - a. 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。
 - b. 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（基本法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。
 - c. 119番通報状況については、町から県その他、直接国へも報告する。
 - d. 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したものうちから逐次報告する。
 - e. 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

システム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

f. 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行う。

② 被害状況報告

被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告（資料編 様式3、4）を段階的に行う。

a. 概況報告は、災害発生後速やかに概況を報告する。

b. 中間報告は、被害状況が判明の都度報告する。

c. 確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

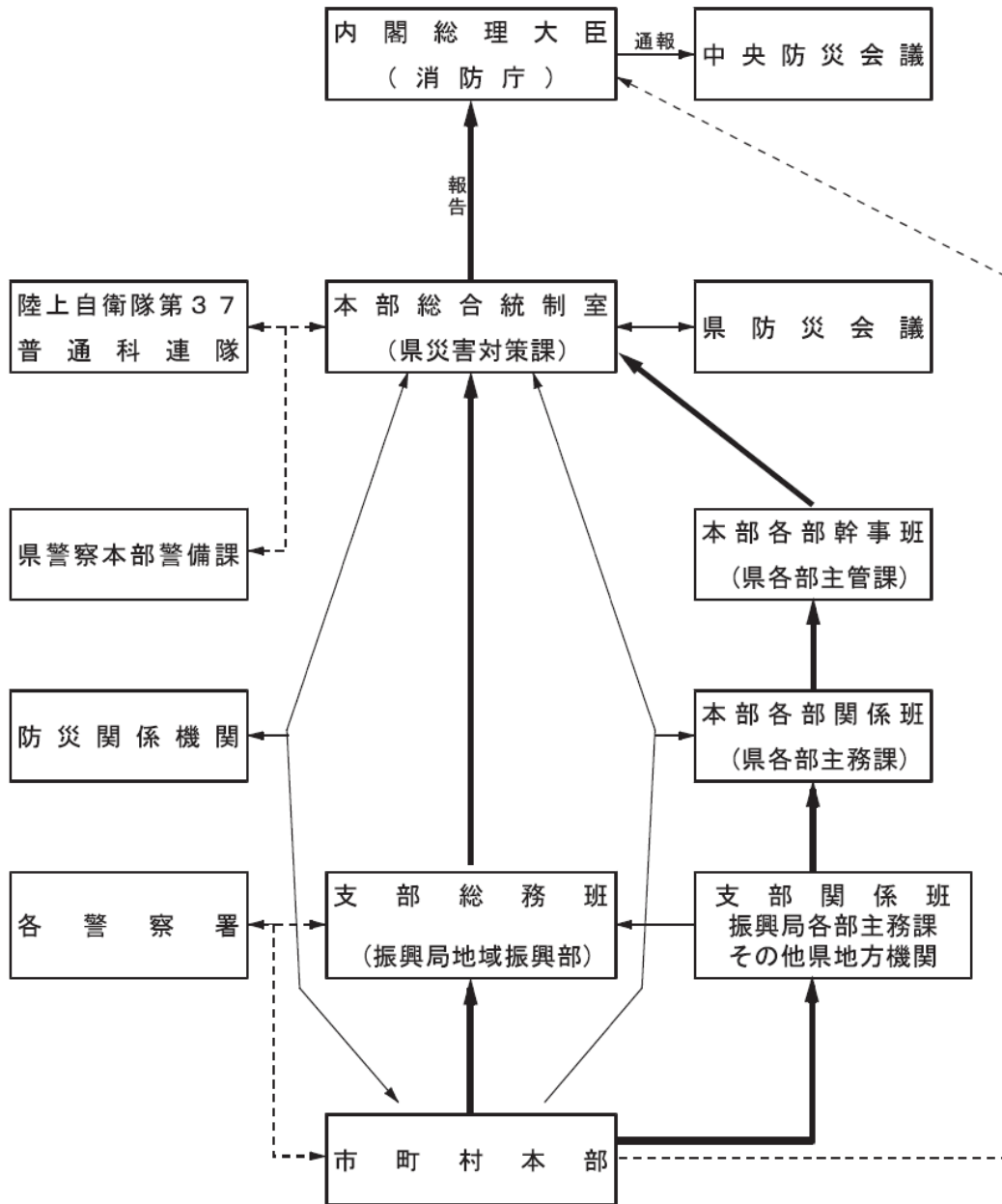
d. その他の報告

③ 報告系統

被害報告等は各地区調査員が調査報告し、総務課において総合的なとりまとめを行い、次の区分により県関係機関に報告する。

表 被害状況の報告

区 分	報 告 先	町所管課
人的被害及び住宅等一般	日高振興局総務健康安全課	総務課
土木関係	日高振興局道路課	産業建設課
農業関係	日高振興局農業水産振興課	産業建設課
耕地関係	日高振興局農地課	産業建設課
林業関係	日高振興局林務課	産業建設課
水産関係	日高振興局企画産業課	産業建設課
漁港関係	日高振興局河港課	産業建設課
公共施設関係	日高振興局地域振興部各課・健康福祉部各課、和歌山県教育委員会	総務課 教育課
商工業関係	日高振興局企画産業課、地域課	企画まちづくり課
観光関係	日高振興局企画産業課、地域課	企画まちづくり課
自然公園関係	日高振興局衛生環境課	企画まちづくり課
衛生関係	日高振興局衛生環境課	子育て福祉健康課 住民生活課 上下水道課
その他	日高振興局総務県民課	総務課 その他関係各課
災害に対してとられた措置の概要	日高振興局総務県民課	総務課 その他関係各課



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。

(災害対策基本法第53条第1項)

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-49033

NTT回線 電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）

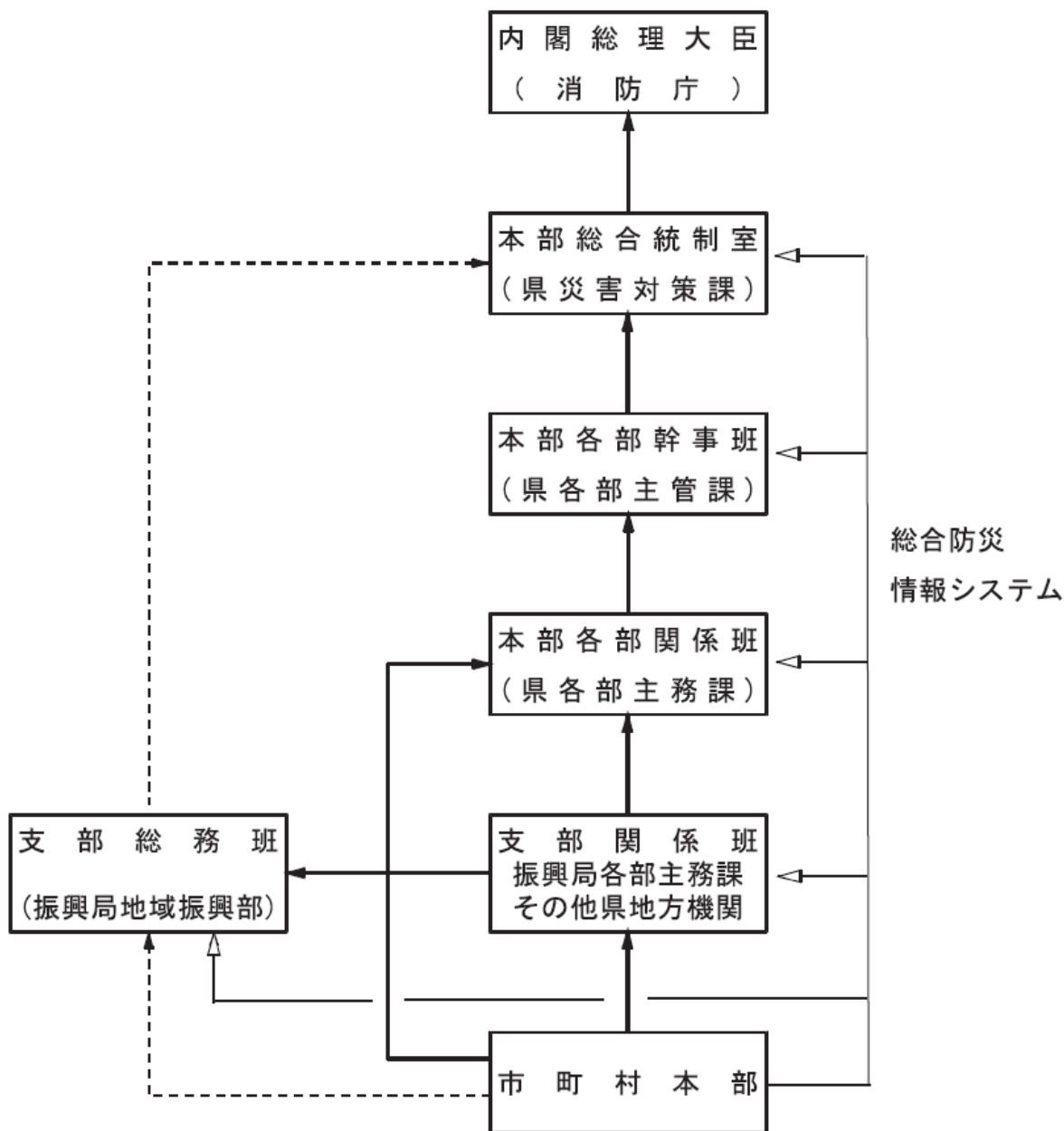
地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災FAX番号：7-048-500-49036

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

図 災害即報系統図

資料：和歌山県地域防災計画



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 ② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

図 被害状況報告系統図

資料：和歌山県地域防災計画 令和3年度修正版

ウ. 災害即報の報告方法

災害即報の報告方法については、原則として電子メールにより行うものとし、電子メールが使用不能等の場合は、迅速性を最優先として、電話等通信可能な方法により行う。

エ. 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県及び警察等の協力を得て、安否不明者等の氏名

情報等を収集する。

オ. 防災関係機関との情報交換、報告

本部と防災関係の各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

5 災害通信計画

災害時における関係機関、住民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

災害時の通信連絡手段としては、有線電話が電話線の切断や電話のふくそう等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、防災行政無線、又は関係機関の各種通信施設を有効に利用して、情報のそ通に支障のないようにする。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、又、孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努める。

(1) 通信窓口の指定

通信窓口については、「資料編 資料 16 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿」参照。

(2) 通信の種類

ア. 電話、ファクシミリ、携帯電話・スマートフォン

イ. 県総合防災情報システム

ウ. 町防災行政無線

エ. 電話会社の通信設備による通信

オ. 急使による連絡

カ. 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

キ. 衛星携帯電話

ク. 特設公衆電話

ケ. 非常通信

コ. ケーブルテレビ(ZTVのコミュニティチャンネルにおいて町防災行政無線と連携)

(3) 町防災行政無線

町役場防災無線室より放送した内容が、全町域へ放送される仕組みになっている。

放送できる内容は役場、その他の官公庁からの広報、公共性のある団体からの営利を目的としないお知らせ等のうち、住民生活に密着した内容とする。

したがって、政党、政治、宗教に関する団体、任意の団体、個人が会員等に連絡手段として使用するための申請は受け付けない。

「資料編 資料 19 防災行政無線位置図」

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

(4) 非常通信等

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

又、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、無線局に対して、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

なお、電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を、町及び関係機関と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

非常通信経路（令和3年度）

区 間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設との距離
日高町 (総務課) ↔ 日高振興局	A	0.6km	日高町役場	[専用][地景]	日高振興局□ (総務県民課)	0.4km
	A		日高広域消防事務組合△ (警防係)	[専用][県防]		
	B	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係)	[消救]	御坊市消防本部 △ (通信指令室)	
	B	1.5km	日高中学校△ (町庁舎代替施設)	[相互]	日高振興局□ (総務県民課)	
	B	0.1km	■高家駐在所	[警察]	御坊警察署△ (地域課)	0.4km
日高町 (総務課) ↔ 和歌山県庁	A	0.6km	日高町役場	[専用][地景]	和歌山県庁□ (防災企画課)	構内
	A		日高広域消防事務組合△ (警防係)	[専用][県防]		
	A	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係)	[消救]	和歌山県庁□ (危機管理・消防課)	
	B	0.1km	■高家駐在所	[警察]	県警察本部△ (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

近畿地方非常通信協議会概要を「資料編 資料17 近畿地方非常通信協議会概要及び非常通信経路」に示す。

6 災害広報計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民に対して応急対策あるいは応急

復旧等に関する情報を周知徹底し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

又、被災地外の地域の町民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

(1) 総務課と災害対策関係各部との連絡

- ア. 本部開設の場合は、庁内電話、庁内放送、伝令等により各課と密接な連絡をとる。
- イ. 本部が開設されていない場合は、平常時の総務課と連絡をとる。

(2) 情報等の収集要領

- ア. 本部開設の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生が予測される場合の災害予警報、災害状況、対策通報等あらゆる通信の授受は総務課が行うものであるから、その授受した通信中より広報に関係ある情報を抽出収集する。
- イ. 必要に応じ災害現地の状況について、動画又は写真等により情報を収集する。
- ウ. その他関係ある機関とできる限り連絡をとり、情報の収集に努める。

(3) 情報機関に対する情報発表の方法

- ・ 発表する情報

本部長より指示又は承認されたものであって、町の地域及び町民の生命財産を災害から保護するための情報や保護のためにとった処置並びに被害の状況等について発表し、災害の真相を明らかにする。

発表に当たっては、特に要配慮者に配慮したものでなければならない。

(4) 町民に対する広報の方法

町民に対しては、災害の状況を次のような方法にて適宜発表し、又、区長会等による会議等において詳細な発表を行う。

特に、町外へ避難した町民の安否を迅速に確認し、情報提供を行う。

- ア. 報道機関による広報

緊急を要するものや広範囲にわたるものは、ラジオ・テレビ・ケーブルテレビ・新聞等により行う。

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として日高振興局を経由して知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請

する。

ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請する。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

なるべく早期の段階で、総合的な問い合わせ・相談等に対応した一覧形式の書面（臨時広報紙など）を作成し、地方紙への折込み・地区配布などを実施する。

災害時には、被害状況に加え、町が周知したい案件についても積極的な情報提供を行い、各メディアに情報発信の協力要請を行う。

イ. 広報車による広報

広報車を利用して巡回し、広報を行う。

ウ. 印刷物による広報

町広報誌等により、災害等に関する広報を行う。

エ. 防災行政無線による広報

防災行政無線により全町域への広報を行う。

（ZTVコミュニティチャンネルと連携）

オ. インターネットによる広報

町ホームページ、行政・防災情報メール配信サービスを利用し、災害等に関する広報を行う。

（5）安否情報の提供

町は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、町が把握する情報に基づき回答することができる。

又、当該回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

被災者情報の公表や問い合わせへの回答等の際は、被災者の中にDV等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合等、配偶者からの暴力（DV被害）等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

7 生活関連総合相談計画

（1）計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 計画内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問合わせに対応するため、国、県、関係機関等と合同の相談窓口を設置する。

又、窓口には関係部署から必要な人員を派遣する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第3章 消防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

消防計画は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、町民の生命、身体、財産を保護するための計画である。

消防業務に携わる消防団については、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団組織の充実強化に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団

第3節 消防計画の取り組み内容

1 日高広域消防事務組合

- ・ 任務
 - ア. 災害防ぎょ計画の策定指導に関すること。
 - イ. 消防部隊の指揮運用に関すること。
 - ウ. 消防団員の招集発令に関すること。
 - エ. 対外応援部隊の要請誘導配置に関すること。
 - オ. 防災関係機関との連絡協調に関すること。
 - カ. 機材器具の整備保全に関すること。
 - キ. 応急避難に関すること。
 - ク. 災害出動指令に関すること。
 - ケ. 消防通信の運用に関すること。
 - コ. 災害気象伝達に関すること。
 - サ. 災害情報の収集、防災活動の記録及び報告に関すること。
 - シ. 火災予防に関すること。
 - ス. 活動部隊の食糧、その他各種必要資機材等の補給及び調達に関すること。

2 消防団

- 任務
 - ア. 受持地区又は隣接地区における災害防ぎょ活動
 - イ. 飛火警戒並びに風水害等の警戒
 - ウ. 避難誘導及び広報
 - エ. 警戒区域の設定及び群衆整理
 - オ. 町長又は署長の特命による業務

3 消防水利調査

消防職員及び団員は、水利の実体につき管内調査、管外調査（利用可能なもの）及び特別調査を行い、これを利用する。

水利とは次をいう。

- ・消火栓 ・防火水槽 ・井戸 ・プール ・河川、溝等
- ・濠、池等 ・海 ・下水道 ・その他消防水利として使用できるもの

4 通信体制

防災行政無線及び消防救急無線の基地局及び共通波、活動波は、以下のとおりである。

日高町	陸上移動局（防災波、防災相互波）	10W 2局	ぼうさいひだかちょうぶんかん1(日高中学校)
	陸上移動局（防災波、防災相互波）		ぼうさいひだかちょう 101(防災車)
	陸上移動局（防災波）	5W 16局	ぼうさいひだかちょう(役場)
	陸上移動局（防災波、防災相互波）		ぼうさいひだかちょう 1～10(孤立集落)
	陸上移動局（防災波、防災相互波）		ぼうさいひだかちょう 201～205(役場)
日高広域消防事務組合	基地局	5W 3局	ひだかしょうほんぶにしやま
			ひだかしょうほんぶいぬがじょう
			ひだかしょうほんぶあきばさん
	共通波 (県内の各消防本部全体で運用)	5W 4局	運用波(県波)
			全国波(統制波1)
			全国波(統制波2)
	活動波 (日高広域消防事務組合が単独で運用)	5W 2局	活動波1
活動波2			

5 応急避難計画

この計画は、危険区域にある町民を安全なる場所に応急的に避難させ、生命、身体の安全を図るため必要な事項を定めるものである。

(1) 避難情報の発令

- ア. 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命あるいは、身体を保護するため特に必要であると認めるとき、本部長は必要と認める区域の町民に対し避難情報を発令する。
- イ. 避難すべき時期が急を要し、本部長が指示等を発令するいとまがないと認めるときは、災害現場にある消防機関の長若しくはその委任を受けた上席消防吏員等がこれを行う。
- ウ. 避難情報を発令した場合は、県に報告する。

(2) 避難情報の区分

避難情報は、事態に応じ次のとおり区分する。

ア. 高齢者等避難

条 件	・火災が延焼拡大して容易に鎮圧し難く、火災防ぎょ線を決定して阻止しようとするとき ・その他爆発の危険を伴う火災等で、特に区域住民の避難を必要とする場合
対 象	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者
伝達内容	(1)発令者 (2) 避難すべき理由 (3) 避難すべき場所 (4) 避難すべき経路
伝達方法	広報車、ケーブルテレビ、サイレンの吹鳴、ラジオ放送等を利用し、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。

イ. 避難指示

条 件	・状況がさらに悪化して避難すべき時期が切迫する場合、又は指示に従わない残留者があるとき
対 象	高齢者等避難の場合と同じ
伝達内容	高齢者等避難の場合と同じ
伝達方法	マイク等による広報、口頭伝達（戸別）、サイレンの吹鳴等

ウ. 警察との協調

避難の指示等は、御坊警察署長との協議により相互の意見を調整した後、これを行う。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、臨機の措置によりその旨御坊警察署長に通知する。

(3) 避難、誘導の留意点

- ア. 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全に避難を行うことを第一義とする。過重な携帯品等は状況によって持参せぬよう指導する。

イ. 避難順位

緊急避難の必要が大きい地域から行い、通常の場合は次の順位による。

- ① 要配慮者（幼児・高齢者、病人、身体障がい者、妊産婦等）及びこれらの者に必要な介助者
- ② 町民
- ③ 防災活動従事者

ウ. 最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な箇所については、事前に誘導員を配置し避難中の事故を防止する。

エ. 夜間においては、可能な限り投光機等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。

オ. 財産の保護は、避難後においても状況の許す限り、最善の方策を講じる。

(4) 避難所の設定

避難所については、「資料編 資料 28 避難所」を参照。

6 相互応援協力計画

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによる。

(参考)

非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防ぎょに関し、緊急の必要があると認められるときに運用する。

なお、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防ぎょに対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等について、知事より消防庁長官に要請する。

第4章 水防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

水防計画は、水防業務の円滑なる実施のため必要な事項を定め、洪水又は高潮等による水災を警戒防ぎよし、その被害を軽減するためのものである。

なお、災害時における水防上必要な事項は本計画によるもののほか、水防法第33条に基づく日高町水防計画によるものとする。

水防業務に携わる消防団については、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団

第3節 水防計画の取り組み内容

1 水防機関

本町においては水防法第5条に定める水防団は設置せず、消防団をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要あるときは、町各課職員を動員する。

2 水防組織

(1) 水防本部の設置

- ア. 町長は災害の状況により必要と認めた場合は、日高町水防本部を設置する。ただし、災害対策本部を設置したときはその機構に従う。
- イ. 水防本部は町役場内に設けるが、必要により他に変更又は分室を設ける。又、状況によっては水防本部を設置せず、日高町事務分掌条例に定める事務分掌に基づき事務を処理することができる。
- ウ. 各課長は、水防本部の設置と同時に連絡員を同本部に派遣し、命令受領並びに事務連絡に従事させる。

(2) 水防本部の組織

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、町民の生命、身体、財産を保護するための計画である。

表 水防本部の組織構成

	組織の名称	担当構成員
本 部 会 議	本 部 長	町長
	副 本 部 長	副町長、教育長
	本 部 員	総務課長 企画まちづくり課長 議会事務局長 出納室長 税務課長 住民生活課長 いきいき長寿課長 子育て福祉健康課 産業建設課長 上下水道課長 教育課長

(3) 水防本部・組織の任務

水防法第11条に定めるところにより洪水、高潮予報の通知を受けたとき又は洪水、高潮等の発生が予想されるときから、洪水又は高潮等の危険が去ったと認められるまで、「第1章 防災組織計画 第4節 1 組織計画」に示す事務分掌に準拠する。

又、次の水防活動についても必要に応じて行う。

- ア. 町自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、日高振興局建設部へその旨連絡する。
- イ. 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等河川管理者への連絡、通報を行う。
- ウ. 管理する水門、防潮扉等の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
- エ. 他市町村との相互協力、応援。

(4) 水防組織の非常配備

水防非常配備の種類を次の3種類とする。

ア. 水防配備態勢第1号

少数の人員で、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移により直ちに課員を招集する体制

イ. 水防配備態勢第2号

所属人員の約半数を動員し、水防活動が必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制

ウ. 水防配備態勢第3号

所属員全員を動員する、完全な水防体制

(5) 水防組織の配備基準

ア. 水防配備態勢第1号

今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが、具体的に水防活動を必要とするに至るまでには、かなり時間的に余裕があると認められたとき。

イ. 水防配備態勢第2号

水防活動を必要とする事態の発生が予測され、又は水防活動が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。

ウ. 水防配備態勢第3号

事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想される時、又は大規模な水防活動が行われ、第2号配備で処理しかねると認められるとき。

(6) 消防団の非常配備

消防団の非常配備の種類を次の3種類とする。

なお、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意する。

又、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

ア. 待機

消防団の連絡員を本部につめさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、又、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ. 準備

団長、副団長は所定の詰所に集合し、又、資機材器具の整備点検作業、人員の配備計画等に当たり、重要水防区域監視のため一部団員を出動させる。

準備命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき。
- ② 気象状況等により、高潮の危険が予想される時。
- ③ 地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの危険が予想される時。

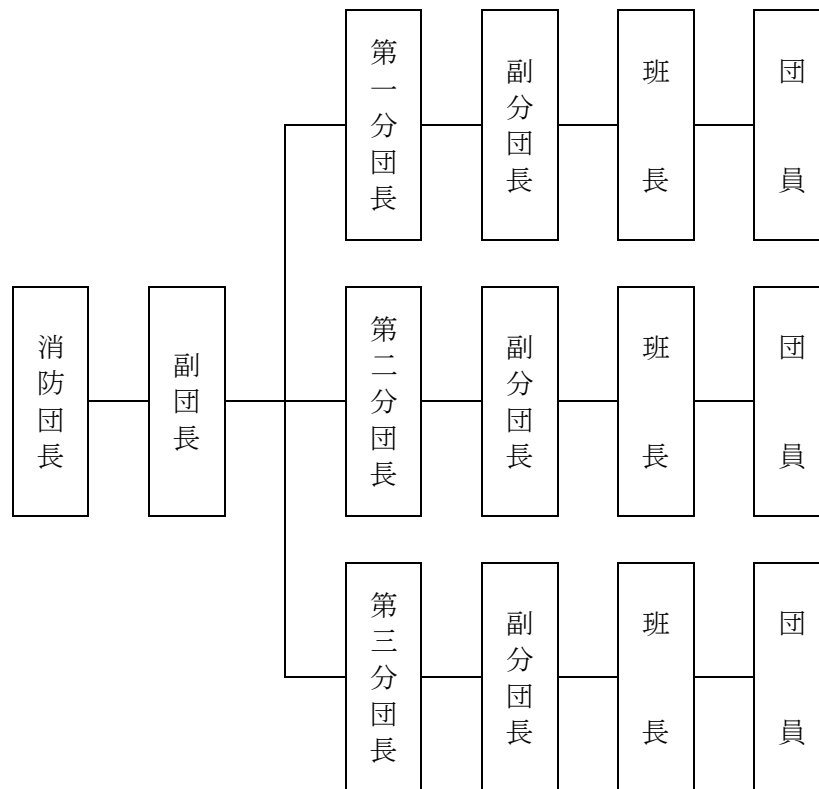
ウ. 出 動

消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがあるとき。
- ② 潮位が満潮位を超え、異常に上昇のおそれがあるとき。
- ③ 地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

(7) 消防団組織



(8) 資材、機材の数量及び保管場所

町における水防倉庫は、役場構内にある。

(9) 雨量、水位の通報

災害の予想される気象状況に際しては、雨量及び西川水位の観測を行い、水防に資するとともに、水防法第12条の規定に基づき、日高振興局建設部へ通報する。

ア. 雨量の観測及び通報

雨量の観測は、町役場に設置した雨量計により行う。

総雨量が80ミリに達したとき、あるいは台風等の接近により、前線が停滞してかなりの降雨量が予想される場合は、1時間雨量20ミリを超えたときから降り終わるまでの間、毎時間観測通報する。

又、水防配備態勢が発令された場合は、発令時から毎時観測を行う。

ただし、ラジオ、テレビ等により豪雨が予想される場合は、降り始めたときから

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

観測を行う。

「資料編 資料 20 雨量観測所」

イ. 水位の観測及び通報

水位の観測は、西川の清水井橋水位観測所で行う。

「資料編 資料 21 水位観測所」

気象状況により出水のおそれがあることを察知したときは、下記の要領により観測通報する。

- ・水防団待機水位（2.6m）を上回ったときから1時間ごと
- ・氾濫注意水位（3.0m）を上回ったときから半時間ごと

ウ. 通報

雨量及び水位の通報は、テレメータにより日高振興局建設部へ伝わるが、何らかの理由により故障した場合は、町は、観測場所、日時、水位増減の傾向等を電話又は無線で通報する。

(10) 水防信号

ア. 水防に用いる信号は、次のとおりとする。

方法	サイレン信号
第1信号	○-5秒 休止-10秒 ○-5秒 休止-10秒 ○-5秒
第2信号	○-5秒 休止-5秒 ○-5秒 休止-5秒 ○-5秒
第3信号	○-10秒 休止-5秒 ○-10秒 休止-5秒 ○-10秒
第4信号	○-1分 休止-5秒 ○-1分

イ. 信号の内容

信号区分	内容
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。
第2信号	消防団に属するものの全員が出動することを知らせるもの。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動することを知らせるもの。
第4信号	必要と認める区域の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの。

ウ. 信号の実施要領

- ① 信号は適宜の時間継続する。
- ② 危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。

(11) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

県は、洪水による災害の発生を警戒すべき日高川流域について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町に通知している。

町は、県による浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを作成しているが、当

該区域内に位置し水防法第15条第1項4号<要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）>に該当する施設は以下の資料の通りである。

なお、当該施設に関する情報の収集及び伝達等は、第4編第5章二次災害の防止第3節1（3）情報の収集及び伝達、（4）伝達情報の内容に準じて行う。

「資料29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第5章 二次災害の防止

第1節 基本方針

【達成目標】

大雨等による浸水、地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止施策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	総務課、企画まちづくり課

第3節 取り組み内容

1 土砂災害の防止

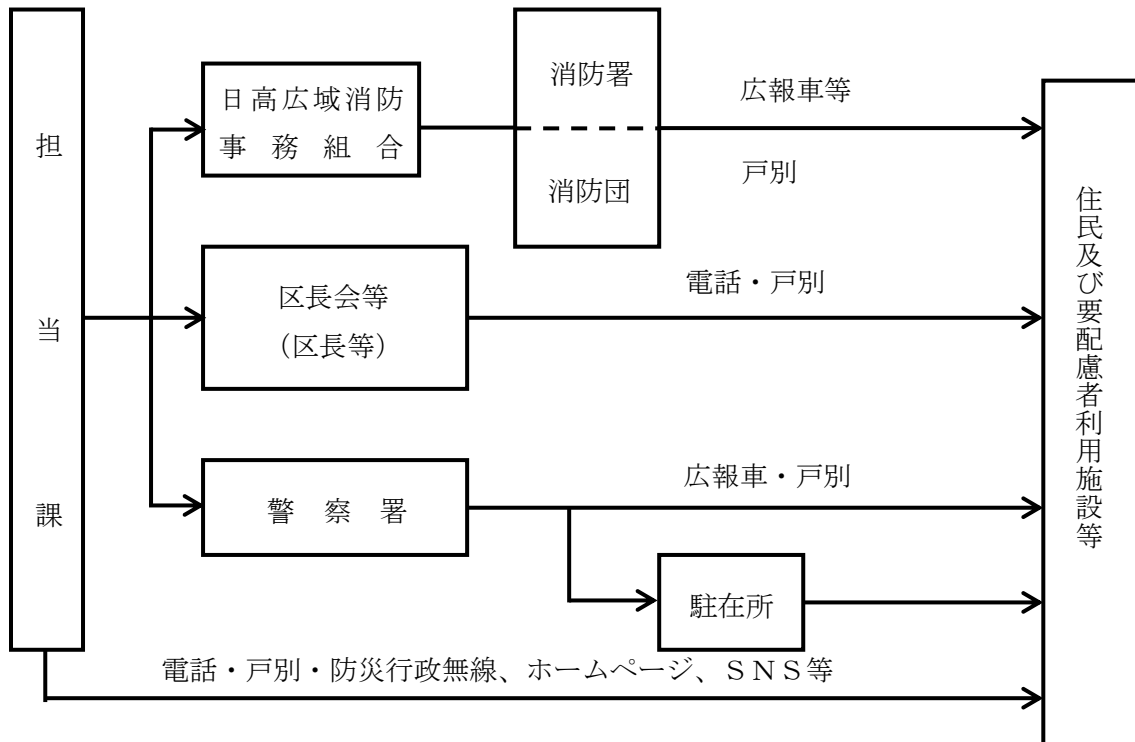
(1) 対象

山地災害危険地区、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域については、「資料編 資料 11～15」参照。

(2) 警戒体制の確立

- ア. 警戒すべき区域に対する警戒及び巡視
- イ. 気象情報、予警報等の収集・伝達
- ウ. 必要により町民に対する災害情報、避難情報の広報
- エ. 自主防災組織結成地区にあつては、自主防災組織の活用
- オ. その他、本部長が必要と認める事項

(3) 情報の収集及び伝達



(4) 伝達情報の内容

- ア. 気象予警報等の情報
- イ. 降雨の状況
- ウ. 前兆現象の監視、観測状況の報告
- エ. 避難指示等
- オ. その他応急対策に必要な情報

(5) 前兆現象の把握

本部は、土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、町域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握を行う。

- ア. 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ. 斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）の変化、亀裂状況
- ウ. 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- エ. 斜面の局部的崩壊
- オ. 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- カ. 人家等建物の損壊状況
- キ. 町民及び滞留者数
- ク. その他必要な情報

(6) 災害救助活動

本部長は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救出班を編成し、日高広域消防事務組合及び消防団、警察等の協力を得て救助活動に当たる。

なお、独自の救出作業が困難な場合は、県に応援を要請する。

2 公共土木施設

(1) 対象

河川施設、ため池施設、海岸施設、港湾関係施設、漁港関係施設、橋りょう等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

施設の管理者等は、被害状況の早期発見に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

(3) 避難及び立入制限

施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や町民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

3 公共建築物

公共建築物の管理者等は、被害現況の早期把握、被害建物に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

4 被災宅地危険度判定の実施

ア. 実施方針

- ① 町長は、その区域において災害により多くの宅地が被災し、本部を設けた場合、危険度判定実施の要否を判断し、危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- ② 危険度判定の実施を決定した場合、町長は必要に応じて知事より支援を受けることができる。

イ. 町実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりである。

- ① 宅地に関する被害情報の収集
- ② 判定実施要否の決定
- ③ 実施本部、判定拠点の設置
- ④ 判定士の参集要請、派遣要請
- ⑤ 判定士等の受入
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の集計、報告
- ⑧ 実施本部、判定拠点の解散等

ウ. 県支援本部の業務

県支援本部の業務は以下のとおりである。

- ① 発生時の情報収集
- ② 支援本部の設置
- ③ 支援実施計画の作成
- ④ 他府県等への支援要請
- ⑤ 支援の実施
- ⑥ 支援本部の解散

5 土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害により住民の生命等に危害が生じる恐れのあると認めた土地などを土砂災害（特別）警戒区域として指定し、関係市町に通知している。

町は、県による土砂災害（特別）警戒区域に基づき、ハザードマップを作成しているが、当該区域内に位置し土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項4号＜要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）＞に該当する施設は以下の資料の通りである。

「資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第6章 災害救助法等の適用計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時における被災者の救助、保護及び健康の保持を図る。

なお、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事から町長に委任され、町長が行うことになる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 リ災証明書に基づく様々な被災者支援策

リ災証明書に基づく被災者支援策は、以下のとおり様々な方式のものがある。

各々が異なる申請期限、必要項目等を有するものであるため、各支援策に対応したり災証明書の発行を可能とするべく、調査方針や発行計画を立てていく。

- ⇒ 給付 — 被災者生活再建支援法、義援金 等
- ⇒ 融資 — 住宅金融支援機構融資、損害援護資金 等
- ⇒ 減免・猶予 — 税の減免・猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免 等
- ⇒ 現物給付 — 災害救助法に基づく住宅の応急修理 等

（※ 傍線部分は法令に基づく支援策であり、通常リ災証明書の添付等を要する）

2 災害救助法の適用計画

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行われる。

（1）適用基準

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が

現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

- ア. 全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下、「被害世帯」という）が40世帯数以上に達したとき。
- イ. 被害世帯数が40世帯に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。
- ウ. 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯に達したとき。
- エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（特別の事情とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）
- オ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- カ. 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ア. 避難所の設置
- イ. 応急仮設住宅の設置
- ウ. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ. 医療及び助産
- カ. 被災者の救出
- キ. 被災した住宅の応急修理
- ク. 学用品の給与
- ケ. 埋葬

- コ. 遺体の搜索
- サ. 遺体の処置
- シ. 障害物の除去
- ス. 応急救助のための輸送費
- セ. 応急救助のための賃金職員等雇上費

3 被災者生活再建支援法の適用計画

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、風水害等の自然災害により生じた被害が、次に該当するに至った場合に適用される。

(火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる)

- ア. 市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。
- イ. 大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。
 - ① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。
 - ② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。
- ウ. 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- エ. 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- オ. 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- カ. ウ又はエの市町村を含む都道府県内の他の市町村で、自然災害により、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- キ. オ又はカに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ウ、エ、オのいずれの区域に隣接し、自然災害により、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）
- ク. ウ若しくはエの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、自然災害により、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害

が発生した市町村

(2) 対象となる被災世帯

- ア. 自然災害により、その居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。
- イ. 住宅が全壊した世帯
- ウ. 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- エ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- オ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- カ. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

全壊世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給される。

又、住宅を建設・購入する場合は200万円が、補修する場合は100万円が、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（いずれも世帯人数が複数の場合）である。

詳細については、「資料編 資料23 被災者生活再建支援制度の概要」参照。

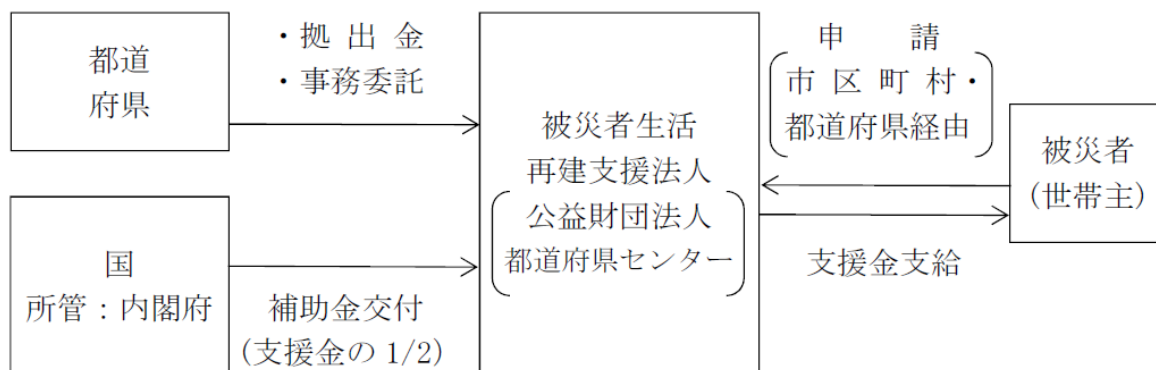
(4) 支援金の支給事務

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

又、同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。

支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請の受付を町で行い、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



資料：自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度
 (令和4年6月、公益財団法人 都道府県センター)

(5) その他

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

4 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援制度(災害援護資金)

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、町は条例に基づき、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うことができる。

- (1) 対象災害：都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 貸付対象者：(1)の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (3) 貸付限度額：350万円以内（被害状況（負傷の程度、全壊、半壊等）により異なる）
- (4) 貸付制限：世帯に属する者の所得の合計額が、世帯人員数等に応じて設定した額（2人世帯 430万円、その世帯の住居が滅失した世帯：世帯人数によらず 1,270万円等）に満たない世帯が対象。
- (5) 貸付条件：利率：年3%以内
 （保証人無しの場合、なお据置期間中は無利子）
 償還方法：年賦又は半年賦
 据置期間：3年（特別の場合5年）
 償還期間：10年（据置期間を含む）

5 災害に係る住家の被害認定の実施

(1) 災害に係る住家の被害認定の役割

災害に係る住家の被害認定（以下、「被害認定」という）とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することをいい、町が実施するものである。

この被害認定により、災害の規模、被害の全体像の把握がなされるとともに、又、被災者に対するり災証明書の発行が行われることとなる。

特に、被害認定をもとに発行されるり災証明書は、前述のような被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金支給などの判断材料となるなど、各種支援策と密接に関連しており、り災証明書の内容によりどのような被災者支援を受けられるかが決まることとなる。

(2) 住家の被害区分と認定基準

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」等の区分がある。

それぞれの区分の基準は、「災害の被害認定基準」等に定められている。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

住家の被害認定基準

被害の程度	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊
損壊基準判定	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
損害基準判定	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
被害の程度	認定基準				
住家全壊 (全焼・全流失)	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</p> <p>具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p>				
住家半壊（半焼）	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p>				
大規模半壊	<p>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。</p>				
中規模半壊	<p>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも。</p>				
半 壊	<p>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも。</p>				
準半壊	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。</p> <p>具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。</p>				

(3) 被害認定の流れ

住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、さらにはこの2つが混合した「混合被害」の3種類に区分される。「地震等による被害」とは部材等が外力により物理的に破壊される被害をいい、「浸水による被害」とは吸水により部材等の機能劣化が生じるなどの被害をいう。

又、建物の構造によって「木造・プレハブ」と鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの「非木造」の2種類があり、「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」において、それぞれの構造に応じた調査方法が示されている。

第1編

第2編

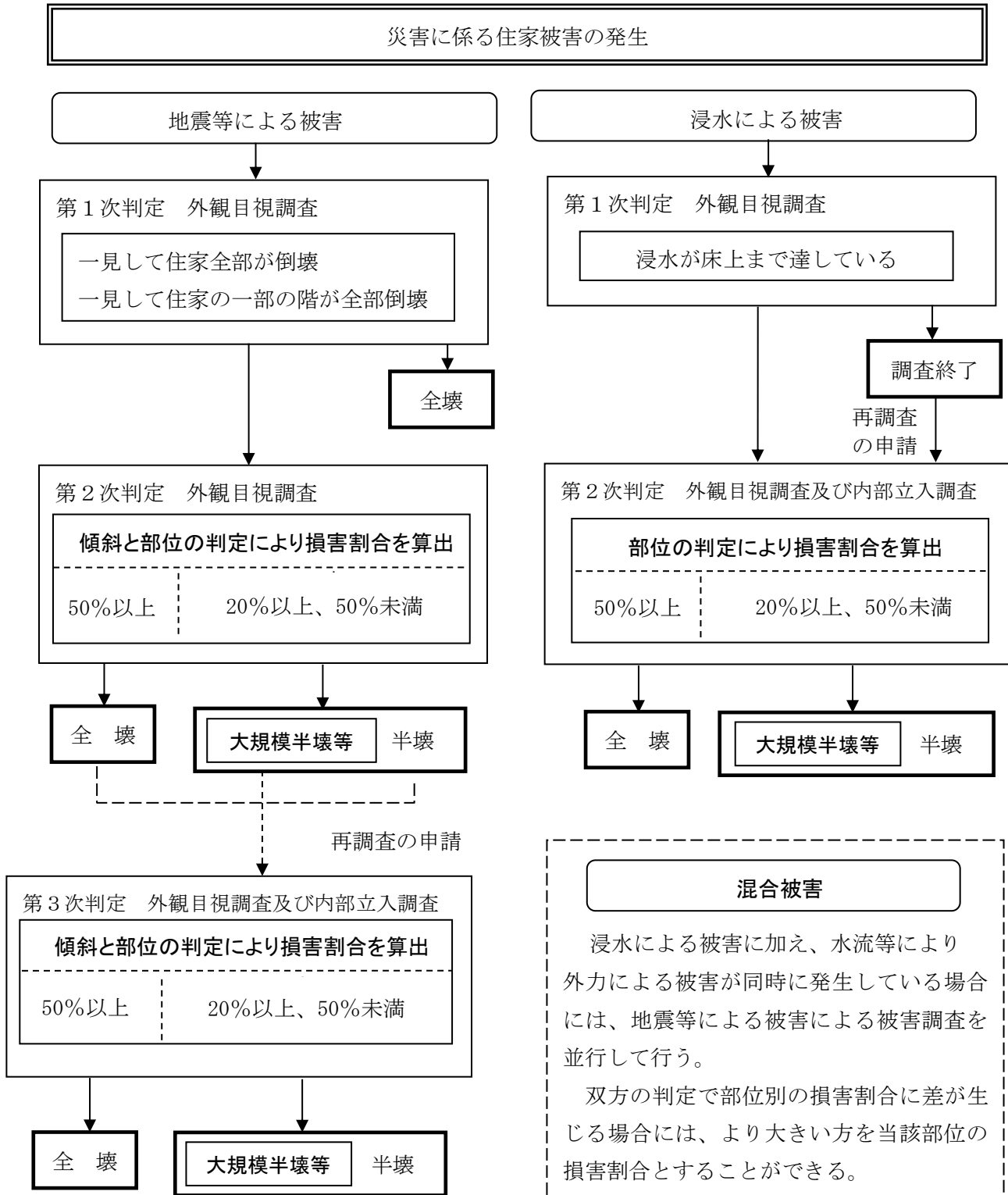
第3編

第4編

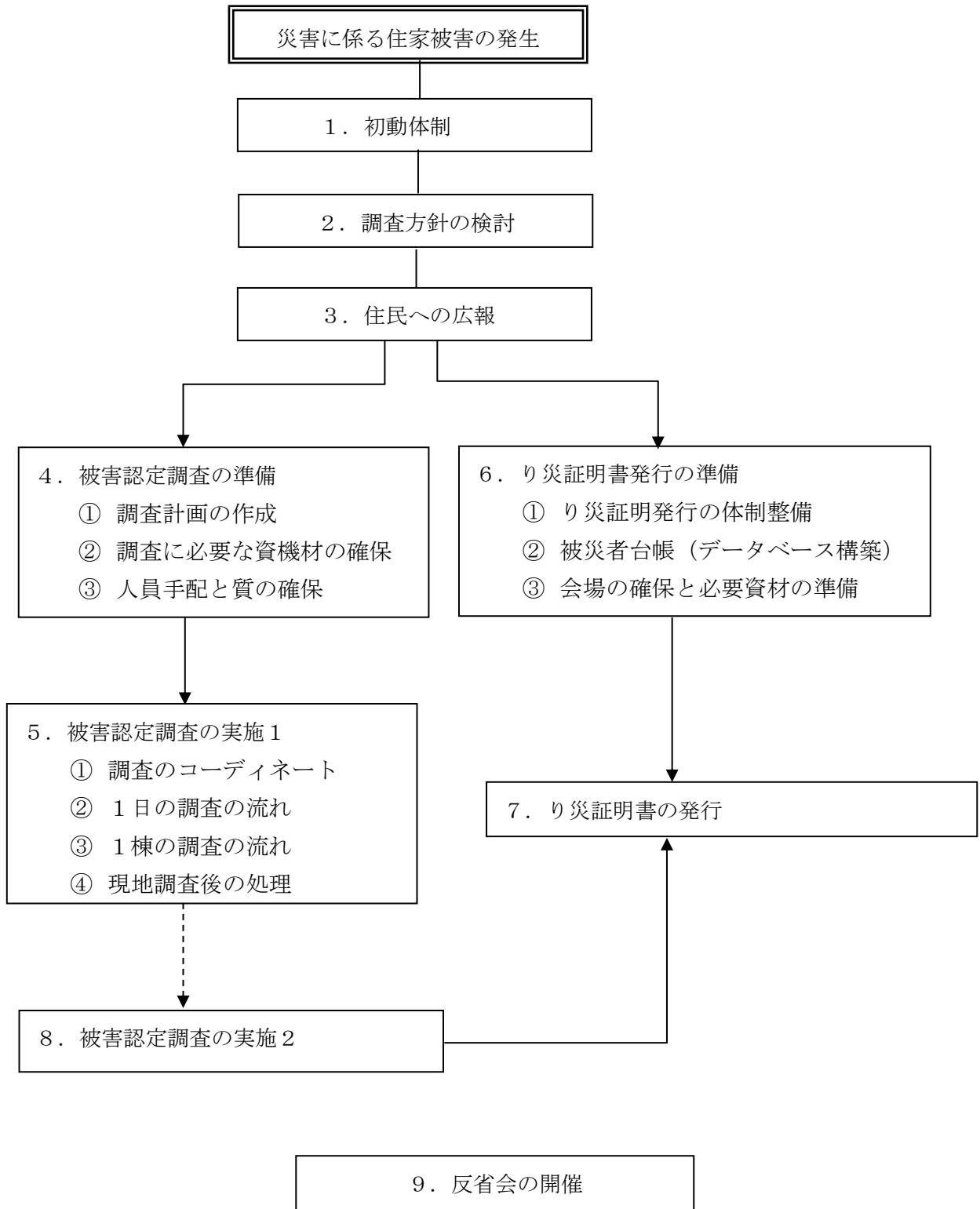
第5編

第6編

第7編



6 住家被害認定調査及びり災証明書発行のスキーム



第7章 避難計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害発生時の避難状況を早期に把握するための体制の整備、避難指示等の発令、避難所への誘導方法・収容体制を定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、御坊警察署、自衛隊、 和歌山海上保安部（海南海上保安署）、住民生活課、いきいき長寿課、 子育て福祉健康課、産業建設課、教育委員会

第3節 取り組み内容

1 避難計画

避難の指示等を行う者（行うことができる者）は次表のとおりとする。

なお、町長は、避難指示等の判断に際しては、別に定める「避難情報等の判断・伝達マニュアル」を参照し、必要に応じて、国、県に対して助言を求めるものとする。

表 避難の指示等を行う者（行うことができる者）

指示者	内 容	根 拠 法
①町 長	すべての災害に関する避難の呼びかけ （高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）、警戒区域の設定、避難所の開設	基本法 第56条、第60条
②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定	基本法第61条、第63条 警察官職務執行法第4条
③災害派遣時の自衛官	すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にはいないとき、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定	基本法第63条 自衛隊法第94条

指示者	内 容	根 拠 法
④水防管理者	洪水の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
⑤知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難を指示することができる	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
⑥消防署長	災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めたとき	地方自治法第153条第1項 (補助機関による代行)

(1) 避難の方法

避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知し、必要に応じて関係機関の車輛、船舶等を利用する。

火災における避難については、消防計画に定めるところによるものとするが、その他の災害における避難については町長が災害情報に基づき、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。又、町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

※必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置については、「緊急安全確保措置」という。

避難指示等以外にも、町民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信を行う。

避難指示等の発令は、要配慮者への配慮も含め、「昼間の発令」や「状況が悪化する前の発令」が重要なポイントとなる。しかし、「早めの発令」は、必ずしも避難に繋がらないことから、発令タイミングは、今後の状況予測も含め、地区毎に応じた発令判断を行う。又、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

さらに、台風接近時における住民の適切な行動（不要不急の外出抑制等）を促すような情報提供に努める。

なお、発令判断には、和歌山県気象予測システムを参考とし、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する可能性があることを事前に周知しておくものとする。

ア. 避難の方法

① 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ要配慮者、特に避難行動要支援者を避難させる。

② 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合、又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

緊急避難の場合は、避難指示が発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

種 別	拘束力
高齢者等避難	事態の推移によっては、避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備（高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対して、事前避難の開始）を呼びかけるものである。
避難指示	危険が切迫したときに発せられるもので、指示に従わなかった人に対し、直接強制までは行わない。

なお、避難誘導においては、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、町の避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

イ. 高齢者等避難

「高齢者等避難」とは、災害発生の危険性が高まった時に危険予想地域に町が発する避難情報の一つとして、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令し、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

① 高齢者等避難の発表基準

災害が発生するおそれがある場合においては、町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供する。

具体的には、次の状況のときに情報提供を行う。

- ・西川の清水井橋水位観測所において水防団待機水位（2.6m）を超えたとき
- ・洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（警報基準）

ウ. 避難指示

状況がさらに悪化し、避難すべき時機が切迫した場合又は災害が発生し、現場に

残留者がある場合に、町長は速やかに避難指示を発令する。

① 避難指示発令基準

水位が西川はん濫注意水位(3.0m)に到達し、次のⅠ～Ⅱのいずれかに該当する場合

Ⅰ. 引き続き水位の上昇が見込まれる場合

Ⅱ. 洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(警戒基準を大きく超過)」

エ. 緊急安全確保

すでに安全な避難ができず、生命が危険な状況である場合に、町長は、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を発令する。

・危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合。

オ. 知事への報告

避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

カ. 広域的避難の支援

大規模災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難(以下、「母子避難」という)が多くなることが予想される。

このため、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

(2) 指定避難所設置

避難所は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置する。

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、避難所を開設する際は、当該施設の安全性を確認するものとし、避難所の開設状況等をホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

ア. 収容対象

① 避難指示等が発せられた場合、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者

② 住家が災害により全壊(全焼)、流失、半壊(半焼)、床上浸水(破壊消防による全・半壊を含む)の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

イ. 避難所開設の方法

① 避難所等の確保

災害時の避難先として指定緊急避難場所(一時避難場所)及び指定避難所を確保する。

又、避難行動要支援者に対応した避難所として、福祉避難所を開設する。

避難者が多く、あるいは避難所が被災したため、指定した避難所に避難者を収容しきれない場合には、公立学校、体育館、公民館等未使用の公共施設、町以外の公共的団体、防災関係機関が管理する未使用の施設も避難所として開設する。

避難所については、「資料編 資料 28 避難所」を参照。

② 民間建築物等

前項においてなお不足する場合は、神社、寺院、民宿、工場、倉庫等の建物を応急的に利用する。

③ 野外仮設の利用

前項の既存建物の利用が不可能な場合は、適当な場所に野外仮設をし、又は天幕を借上げて設置する。

(注) 土地、建物の所有者又は管理者から借用の承諾を得られないときは、知事に申請し公用令書により強制的に避難所として使用することができるが、できるだけ話し合いによるよう努力する。

ウ. 避難所への管理者の配置

避難所を設置したときは、施設管理者等から補助責任者を定め、避難所に配属して、その状況を連絡させるとともに、これを取りまとめ、本部長に報告する。

本部長は、県本部長にその状況を報告する。

この場合の連絡報告は、すべて迅速を要するものであるから、とりあえず口頭で報告し、事後書類で報告する。

避難所開設状況報告（報告事項）

- ・ 開設の日時、場所
- ・ 避難所収容人員（避難所別）
- ・ 開設期間の見込み
- ・ その他（閉鎖した場合の日時）

エ. 避難所の移動

避難した者に対しては、所要の応急保護を行った後、縁故先のある者については、できる限り短期間に縁故先へ、その他の者については別途収容施設を考慮する。

オ. 避難所待避者の自宅への復帰

避難指示等はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため避難所へ待避して来た者については、被害のおそれがなくなったときは直ちに自宅に復帰させる。

カ. 避難所における緊急事態

避難所において緊急事態が発生した場合は、本部に連絡の上適切な措置を講じる。

ただし、緊急連絡不能の場合は、責任者において事態に即応した処理を行い、事後速やかに本部に報告する。

キ. 避難所必要物品の確保

① 総務課は、避難所開設に伴う必要最小限の用品の確保に努力する。

避難所用品として考えられるものは、概ね次のとおり。

- a. 電池、ローソク等の照明具
- b. 軽微な負傷、疾病に必要な救急薬品及び材料

② 本部において所要物品が確保できないときは、県本部に物資確保を要請する。

ク. 開設（収容）期間

① 避難所への収容、保護の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次減少し、その都度その旨を県本部長に連絡する。

② 大規模災害の場合等で、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、本部長は支部を経由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は、次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）

- a. 実施期間内により難い理由
- b. 必要とする救助の実施期間
- c. 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- d. その他

ケ. 福祉避難所の開設

町は、避難所や自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じて、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

又、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、必要に応じた確保に努める。

コ. 避難所設置のための費用

救助法適用の場合の避難所設置及び収容のために要する経費として、国庫負担の対象となる経費及び限度額は次のとおり。

① 対象経費

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資機材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。

区 分	例 示
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、トイレ及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、トイレ及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石けん等）
福祉避難所	高齢者、障がい者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 限度額

「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照

サ. 書類の整備保管

避難所を開設したときは、次のような書類を整理して保管する。

- ① 避難者名簿
- ② 救助実施記録日計票
- ③ 避難所用物品費受払簿
- ④ 避難所設置及び収容状況
- ⑤ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ⑥ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

シ. 避難者の他地区への移送

避難所開設後、大雨等による土砂災害危険、危険物等施設における火災・有毒ガス漏洩危険その他により、町長が危険と判断した場合は他地区の避難所を選定し、当該避難所の被災者を他地区の避難所へ移送する。

このほか、町長は、以下に示すように被災者の他地区への移送、広域一時滞在の受入れ要請及び他市町村からの被災者受入れを行う。

- ① 避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、町保有の車両又は借上げ車両により移送する。移送を行うに当たっては御坊警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- ② 被災地域が広域にわたっており、町の地域内で予定した避難所が使用できなくなった場合は、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接府県）への受入れ、広域一時滞在及び移送について、知事（災害対策本部）に要請する。
- ③ 他市町村に避難所又は広域一時滞在施設を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該市町村へ派遣するとともに、

移送に当たり引率者を添乗させる。

- ④ 知事から他市町村の避難者を受入れるための避難所又は広域一時滞在施設の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、ただちに避難所又は広域一時滞在施設の選定・開設を進め、受入体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所又は広域一時滞在施設の運営に協力する。

(3) 避難所の運営

ア. 町の役割

- ① 町は、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や経験を踏まえ、県が示す「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」等を参考に「避難所運営マニュアル（大規模避難所版、小規模避難所版）」を策定しており、このマニュアルに準じて、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。
- ② 避難所の運営組織においては、女性割合3割以上、本部長及び副本部長の1人を女性とし、避難所運営本部のメンバーにも女性を配置する。
- ③ 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。又、女性向け物資の配付については、女性が担当するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮する。
- ④ 必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施する。
- ⑤ 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方、性的少数者及び子どもの視点等に配慮する。特に、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ⑥ 避難所での集団生活や避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染等が懸念されるなど、災害対応が中・長期間にわたることもあるため、避難所での避難者の健康管理に配慮する。
- ⑦ 避難所担当職員による「状況アナウンス」の実施やラジオ放送を館内に流すなど、避難者への情報提供に努める。
- ⑧ 長期避難生活（長期避難所開設）により「ストレス等から避難者同士のトラブル」が発生することも考えられるため、保健師等に巡回依頼を要

請し、「心のケア」「体操」などを企画・実施する。

- ⑨ 「要配慮者、女性避難者への配慮」のため、個室空間の創出・仕切り板の設置・女性職員の配置等に努める。特に、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。
- ⑩ 避難所開設時における、隔離等が必要になる感染症の発生においては、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策を行う。又、子育て福祉健康課は保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行う等、適切な避難所運営に努める。
- ⑪ 避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対して県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。
- ⑫ 外国人の避難時にあつては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（ハラール認証を得た食品の必要可否等）等にも配慮する。
- ⑬ 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者がある場合には、その情報の早期把握に努める。又、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

イ. 避難所における基本的事項

- ① 避難所の開設・点検
 - ・避難所の開設を行う。
 - ・自主防災組織等でも鍵を保管する。
 - ・建物内への立ち入りには注意する。
- ② 避難所運営組織の立ち上げ
 - ・避難所運営のリーダーを選出するとともに、立ち上げ当初は、リーダーを中心に避難所の運営に当たる。
- ③ 居住グループの編成
 - ・世帯を基本単位に居住グループを編成する。
 - ・居住グループ編成には、従前居住エリア等を考慮して編成する。
 - ・観光客や滞在者、外国人等への対応にも配慮する。
- ④ 部屋(区画)割り
 - ・施設の利用方法を明確にする。
 - ・避難者の居住空間を確保する。
 - ・要配慮者は優先的に室内へ避難させる。
- ⑤ 避難者名簿の作成
 - ・「資料編 様式9 避難者名簿」のとおりである。

ウ. 避難所の運営体系

① 避難所の運営主体

避難所の運営は、避難者自身で行うことを基本とする。

町職員や施設職員、ボランティアは、避難者が1日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹する。

避難所の運営組織は、避難所運営本部と各活動班及び居住単位ごとの居住グループで構成する。

なお、過去の災害では、長期避難生活により「避難者の自立意欲が低下し、要求意識が高まる」等の課題があったため、避難生活が落ち着いた時点で、避難所運営マニュアルを参考に、簡単な役割から避難者に避難所運営への参加協力を促進する（行政主導から避難者主導運営に切替える）。

② 運営本部会議

避難所生活を円滑に進めるため、運営本部会議を開催する。

発災直後は1日2回（概ね発災2時間後、24時間後）程度、避難所生活が落ち着いてからは1日1回程度開催し、問題点の確認等を行う。

③ 避難所内の仕事

避難所では、次図で示した活動班ごとに役割を担う。

詳細は「日高町避難所運営マニュアル」参照。

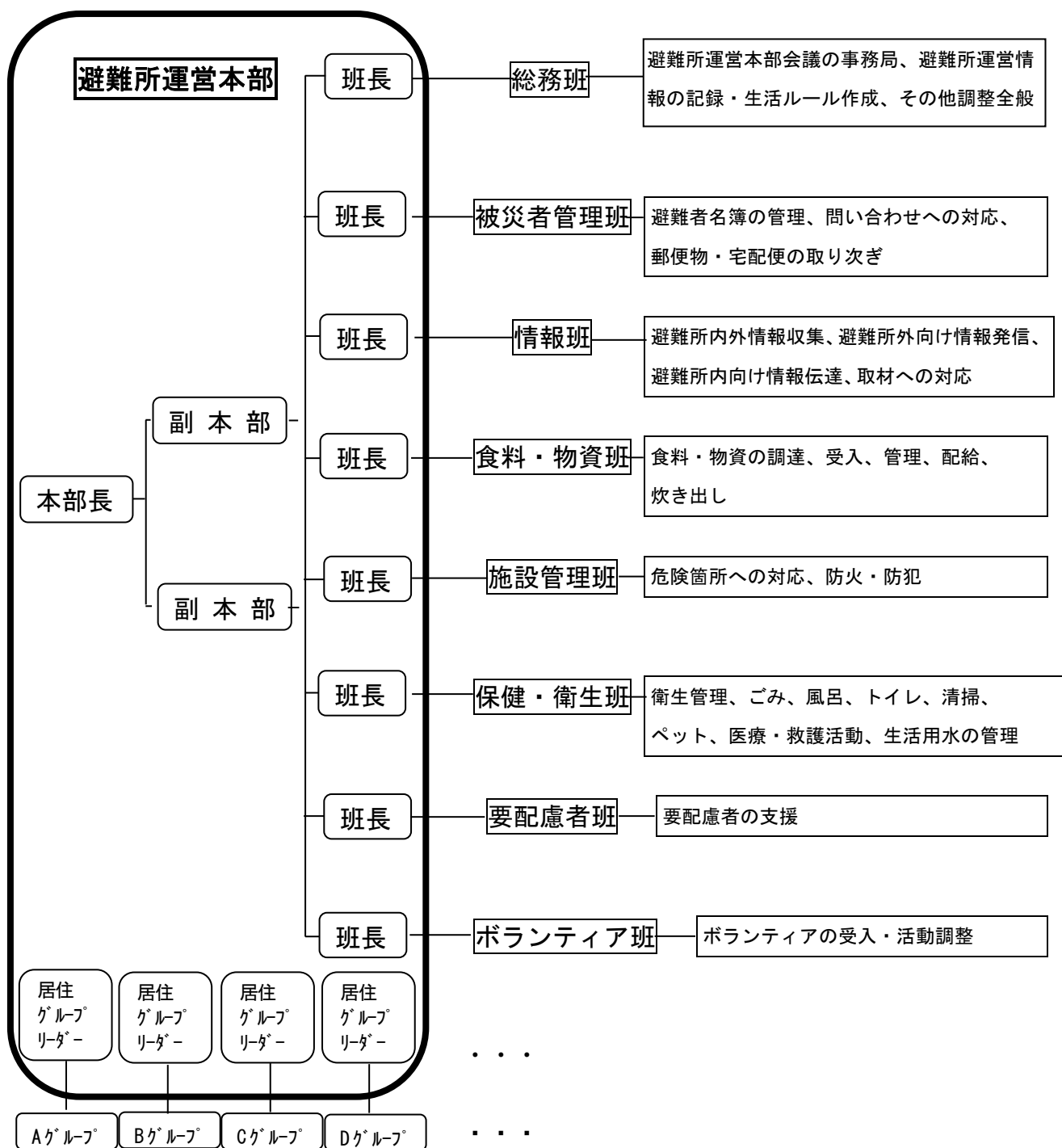


図 避難所の運営体系

エ. 空間配置

避難所内では、居住空間と共有空間の管理を行う。

居住空間は区画整理を行い、プライバシーの確保に配慮する。

一方、避難者が共同で使う共有空間としては、次の機能が考えられる。

運営本部室、情報掲示板、受付、仮設電話、食糧・物資置場、食糧・物資の配給所、調理室、医務室、福祉避難室、更衣室、給水場、愛玩動物飼育場、洗濯場・洗濯物干し場、仮設トイレ、風呂、ゴミ置場、喫煙場所、駐車場、食堂、娯楽室 等

愛玩動物同伴の避難者に対しては、愛玩動物同伴用避難スペースや、飼育専用スペースの確保に努める。

オ. 生活ルール

多くの避難者が共同生活していくための様々なルールを設定する。

2 要配慮者利用施設の対応

洪水浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき、迅速に避難対応を図るものとする。

「資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第8章 食糧供給計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時におけるり災者に対する備蓄品、炊出し又は食品の給与について、事前に計画を立てておくことにより、災害時に備えておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	自主防災組織、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、総務課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 食糧供給計画の策定

（1）実施の場所

備蓄品・食品等の支給又は炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

なお、避難所は在宅避難者が必要な水や食糧等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めよう努める。

（2）備蓄食糧の支給

備蓄食糧の支給は、避難所開設後、可能な限り速やかにこれを支給し、炊出しが行われるまでの期間、食事毎にこれを支給する。

（3）炊出しの方法

炊出しは、本部長が責任者を指示し、ボランティア等の協力により実施する。

なお、炊出しのために必要な原材料等の調達は本部において行うが、不可能な場合は、知事に対し、災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という）の数量を申請する。

又、やむを得ない理由により、本部長が、農産局長に直接要請した場合は、知事に連絡すると共に、要請書の写しを送付する。

（4）食糧の調達

炊出しその他食品給与のため必要な原材料の調達は、本部において行う。

ただし、災害の規模その他により、現地において調達又はあつせんする。

調達に際しては、被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳や液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、食物アレルギー対応食品、介護食品等に配慮した食糧調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

本部による供給が不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という）の数量を知事に申請する。ただし、やむを得ない理由により本部長が、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という）に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合の政府所有米穀の知事又は町長への緊急引渡手続きについては、次に定めるところとする。

ア. 摘要範囲

この要領は、知事又は町長に対して災害地における応急食糧の円滑な供給を期するため、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I「第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用する。

イ. 具体的な内容

- ① 農産局長が知事又は町長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- ② 災害救助用米穀は、知事により農産局長から全量買い受けられる。
- ③ ②の米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
- ④ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しないものとする。
 - a. 災害救助法が発動され、救助を行う場合は30日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - ・ 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - ・ 自衛隊の派遣が行われていること。
 - ・ 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

〔食品の給与〕

- ① 食品の給与のため必要な食糧の調達は、本部において行う。
- ② 本部による調達が不可能な場合は、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に支援を要請する。県は、本部からの要請に基づき、あるいは、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たずに物資を確保し、供給する。

(5) 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、一食当たり 200 精米グラムとする。

(6) 救助法による救助基準

ア. 炊出し及び食品給与対象者

避難所は、在宅避難者が必要な水や食糧等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて、他の避難所被災者の理解を求める。

又、高齢者、病弱者、障がい者等要配慮者に対しては、優先して確実に配布されるようにする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

イ. 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

ウ. 費用の準備

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

主食、副食、燃料、雑貨一切の費用を含む。

- ・ 1人1日とは大人、小人にかかわらず3食分である。

エ. 炊出し責任者

炊出し等を実施する場合には、本部長はその責任者を選定する。

オ. 書類の整備保管

炊出しその他食品の給与を実施した場合は、次のような書類を整理して保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 炊出し給与状況
- ③ 炊出しその他による食品給与用物品受払状況
- ④ 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- ⑤ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第9章 給水計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時に飲料水が確保できない場合に備え、飲料水の備蓄及び迅速な飲料水の供給ができるよう、事前に給水計画を策定しておく。

又、1日1人最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できない場合は、県や隣接市町、関係団体等に応援要請する体制を確保する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	上下水道課
関 連 部 署	自主防災組織、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 給水計画の策定

(1) 対象者

災害のため現に飲料水（飲料水及び炊事のための水であること）を得ることができない者を対象とする。

(2) 給水方法

ア. 補給水利の種別及び所在

- ① 上水道・井戸水
- ② 配水池、飲料水兼用防火水槽
- ③ プール、ため池等をろ過するなど可能な限りの手段を用いる。
- ④ 日本水道協会和歌山県支部の応援を求める。

イ. 給水方法

給水車による運搬給水のほか、避難所等は、公設共用栓を仮設して給水する。
なお、給水にあつては、残留塩素を0.2PPM以上とする。

ウ. 給水量

1日1人3リットルを基本とする。

(3) 応急給水用機械の種別、能力、保有数、所管

「資料編 資料24 上下水道整備状況」参照

(4) 事務手続き

ア. 本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策又は飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）経由の上、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

イ. 要請等に当たっては、次の事項を示す。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

(5) 救助法による基準

ア. 飲料水の供給期間

- ① 災害発生の日から7日以内とする。
- ② 期限を経過してもなお継続実施を必要とするときは、本部長は、災害発生の日より7日以内に県本部長に期限延長の要請をするものとし、県本部長がその必要を認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て必要期間を延長することができる。
- ③ 申請の方法

申請はとりあえず電話その他の方法で行い、事後文書をもって行う。

この場合の申請日付は、先の電話連絡の日付とする。

イ. 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

補助対象となる経費は、概ね次の範囲とする。

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
 - a. 機械とは自動車、給水車、ポンプ等をいう。
 - b. 器具とはバケツ、びん、ポリ容器等をいう。
- ③ 浄水用の薬品及び資材費
 - a. 薬品は「カルキ」等をいう。
 - b. 資材とは、ろ水機等に使用するネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ. 書類の整備保管

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具 燃料及び浄水用薬品資機材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(6) その他

本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておく。又、給水の実施に当たって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努める。

給水車、人的不足により、効率的な活動が実施できなくなることを防ぐため、断水見込みの段階から関係機関(民間・県・他自治体等)への早めの支援要請を図る。

給水車両による地区定点給水作業(住民給水)は、「水」の搬送効率に欠けるものとなることから、より効率的な給水活動を行うため、水タンクを各所(地区給水所)に設置し、給水車は「水の移送のみ」に徹する。

地区ごとにおける均等配置や周辺の交通事情に配慮(交通渋滞)したポイント選定を行っていく。

医療機関への給水においては、個々の機関要請に応じると、全体的スケジュールが立たない状況となるため、医療機関係に特化した給水スケジュールを立て、一般給水作業と並行して計画する。

2 上水道施設対策

(1) 計画方針

災害により被災した場合には、上水道、井戸等の復旧を迅速に行い、できる限り断水を防止して円滑に送水できるように努める。

(2) 計画内容

ア. 警戒業務

日高町災害対策本部が設置され、本部長が動員を指令したときは、迅速に出動してそれぞれの部署に待機する。

被害を受けたときには、迅速に応急措置ができるように、水道諸施設復旧資機材を整備点検し、準備する。

イ. 防ぎょ活動

災害が発生した場合、その災害が終了してからの応急対策では到底円滑に送水することができないので、災害の最中においても絶えず諸施設及び資機材倉庫の被害状況の調査を行うとともに、次のことを実施する。

- ① 専用電話線の被害状況を調査し、電話線切断等の故障が生じた場合は、その都度応急修理をして連絡の確保に努める。
- ② 各ポンプ所の運転状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能な場合に対処するため、各配水池、浄水池の水位を絶えず調査する。
- ③ 被害の程度により、早期復旧が困難であって断水の事態が生じた場合、又は事前の応急措置等のために断水の必要が生じた場合は、その断水地区の町民に対し予告する。
- ④ 町単独での対応が困難な場合は、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱により応援を要請する。
- ⑤ 水道施設の応急対応や復旧工事において支援が必要な場合は、県が和

歌山県管工事業協同組合連合会と締結している「災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

ウ. 事後の措置

災害が終了した直後においては、その被害の程度によって異なるが、概ね次のことを実施する。

① 飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対しての飲料水の供給は、別途救助法による救助計画に基づいて実施する。

② 被害状況の調査

迅速に被害状況を調査して、その復旧対策を樹立する。

③ 応急復旧工事の実施

被害の程度によって、その復旧にかなりの期日と工事費を必要とする箇所については、本復旧工事を後日施工するものとするが、とりあえず応急的な復旧工事を施工して、断水防止に努める。

第10章 物資供給計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時に、り災者に対する被服、寝具その他生活必需品を供給又は貸与するため、備蓄物資の必要量の把握をしておくとともに、災害時に迅速な給与、貸与ができるよう、物資供給計画を事前に策定しておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	自主防災組織、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、総務課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、企画まちづくり課

第3節 取り組み内容

1 物資供給計画の策定

救助法に基づき、り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

(1) 対象者

災害により、住家が床上浸水以上の被害を受け、被服、寝具、その他日用品等を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 給（貸）与の品目並びに方法

ア．り災者には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ①寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ②外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- ⑧光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

イ． 救援物資の支給基準

救助法に基づく、災害における救助物資の給（貸）与については、県の配分計画

法により、町において世帯構成別に応じ、これを割り当てし、支給する。

なお、本部による調達が可能ない場合は、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に支援を要請する。

県は、本部からの要請に基づき、あるいは、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たずに物資を確保し、供給する。

県により送達を受けた救助物資は、日高町農村環境改善センター・中央公民館等において受領集積するが、避難所として開設し、場所が確保できない場合は、中紀地域職業訓練センター、紀州農業協同組合日高支店経済店舗、旧紀州農業協同組合志賀事業所を利用する。

支援物資の効率配布を促進するため、地区現状の把握に努め、町内会長（区長）・自主防災組織などと、物資配布時の連携を強化する。

(3) 給（貸）与の基準

ア. 期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内とする。

イ. 給（貸）与の限度

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

(4) 物資の輸送

り災者に対する物資の輸送は、別途輸送計画に基づいて実施し、り災者に対する物資の給（貸）与については、原則として指定避難所でこれを行う。

(5) 寝具の貸与

指定避難所収容者に寝具が必要なときは、これを貸与する。

(6) 書類の整備保管

救助物資を購入配分する場合は、次のような書類を整理して保管する。

ア. 救助実施記録日計票

イ. 物資受払簿

ウ. 物資の給与状況表

エ. 物資購入関係支払証拠書類

オ. 備蓄物資払出し証拠書類

(7) 物価の監視等

大規模災害による交通途絶などのため、流通市場において需要と供給の均衡がくずれやすい状況が長期化する場合には、物価の騰貴、売惜しみ等による町民生活に好ましくない影響を避けるため、県と連携して次を行い、町民生活の安定に努める。

ア. 物価の監視

イ. 商店への価格協力の要請

ウ. 商店への売惜しみ排除の要請

エ. 物資の町外からの流入促進

第11章 物資拠点計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害が発生した場合、各地から寄せられる救援物資を速やかに分配するため、物資の整理、保管、配送を行うために物資拠点を事前に確保する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	総務課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課

第3節 取り組み内容

1 物資拠点計画の策定

(1) 選定条件

物資拠点は、道路事情、車輛による搬送等を勘案し、指定避難所に輸送が容易な地点を選定する。

(2) 予定地

物資配送拠点の予定地は、日高町農村環境改善センター・中央公民館等とするが、避難所として開設し、場所が確保できない場合は、中紀地域職業訓練センター、紀州農業協同組合日高支店経済店舗、旧紀州農業協同組合志賀事業所を利用する。

(3) 物資拠点の選択

物資拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、物資拠点の必要性、要員の確保、その他の条件に照らし、開設予定場所を選定しておく。

作業効率向上のため、できる限り災害対策本部に隣接した保管スペースの確保に努める。

(4) 要員の確保

ア. 町職員による要員の確保

物資拠点が開設された場合は、住民生活課、子育て福祉健康課は、各課（室）に対して応援要請を行い、必要な要員を確保する。

イ. 町職員では不足する場合

物資の搬入出・配送作業の要員が不足する場合は、「ボランティアの活用」や「輸

送業者委託」など、作業内容を精査し、できる限り外部委託することを検討する。

(5) 業務

物資拠点で行うべき業務は次のとおりとする。

- ・ 救援物資の受入れ、整理、在庫管理、需要の把握、配送、車両管理等

救援物資の在庫管理を的確に行い、必要相当分数量に達している物品は、即座にホームページ等に品名を掲載するなど、外向きに支援の辞退を発信する。

(6) 扱い品目

物資拠点で扱う品目は、原則として救援物資とするが、必要に応じて備蓄品、食糧、生活必需品等及び避難者のために必要な物資を扱う。

この場合は、それぞれの物資の需要把握、業者への発注等を総合的に行う。

第12章 住宅・宅地対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害のため住家が滅失したり災者に仮設住宅を設置し、一時的な居住の安定を図り、或いは災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要最小限の部分を応急的に補修することにより、居住の安定を図る。

又、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

※応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	住民生活課

第3節 取り組み内容

1 応急仮設住宅の供与等

町は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行う。

なお、実施が困難な場合は県が行うことができる。又、県は災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行う。

住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な方法により実施する。

(1) 応急仮設住宅設置

ア. 対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住家が全焼、全壊又は流失した者であって、居住する住家がなく自らの資力では住宅を確保することのできない者とする。

(注) 住民生活課による保護世帯被害状況調査結果を考慮の上選定する。

「例」

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない寡婦、母子・父子世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者等

イ. 救助法による賃貸型応急住宅の供与

- ① 費用の限度、入居基準
「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。
- ② 着工時期
災害発生の日から速やかに提供する。

ウ. 救助法による建設型応急住宅の供与

建築基準法第 85 条の緩和を適用し実施する。

エ. 建設型応急住宅の設置戸数

全焼、全壊及び流失戸数の 3 割の範囲内において、災害の状況並びに災者の住宅建設能力等を考慮して設置する。

オ. 設置の方法及び場所

- ① 県が直接又は建設業者に請負わせて行うのを原則とするが、町に委任された場合は、請負工事又は町の直営工事により実施する。
- ② 応急仮設住宅建築場所は、災害地域その他を考慮し決定する。

カ. 建物の規模、費用の限度及び期間

「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

キ. 住宅の供与及び期間

- ① 応急仮設住宅に収容する入居者の選考については、民生委員の意見を聴取する等、災者の資力、その他生活状況を十分調査の上決定する。
- ② 応急仮設住宅は、災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう措置する。
- ③ 災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から 2 年以内とする。

ク. 書類の整備保管

応急仮設住宅の設置に伴い整備する書類は次のとおりである。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書

⑤ 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合には、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

又、り災者を入居させたときは、次のような書類を整理し保管する。

① 入居該当者調書

② 応急仮設住宅入居者台帳

③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

④ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

⑤ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

⑥ 入居誓約書

(2) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、町長が知事から委託を受けて管理する。

ア. 家賃及び維持管理

① 家賃は無料とする。

② 維持修理は、入居者において負担する。

③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ. 応急仮設住宅台帳の作成

町長は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

ウ. 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(3) 救助法による住家の応急修理の基準

ア. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 規模並びに費用の限度

a. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

b. 費用の限度は、「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

② 応急修理の期間

災害の発生から10日以内に完了すること。

③ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 応急修理の規模及び費用の限度

a. 規模

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

b. 費用

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

② 応急修理期間

災害の発生から、3カ月以内に完成するものとする。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了)

③ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

「例」

① 生活保護法の被保護者並びに要保護者

② 特定の資産のない失業者

③ 特定の資産のない寡婦、母子父子世帯

④ 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障がい者

⑤ 特定の資産のない勤労者

⑥ 特定の資産のない小企業者

⑦ 前各号に準ずる経済的弱者等

ウ. 応急修理の方法

「(1) 応急仮設住宅設置 オ. 設置の方法及び場所」に準じる。

(注) 現物給付が原則であるから、り災者に現金を支給して応急修理を行わせることは許されない。

エ. 書類の整備保管

住宅の応急修理を実施したときは、次のような書類を整理して保管する。

直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工・作業員等出納簿、材料輸送簿等を整備する。

① 救助実施記録日計票

② 住宅応急修理記録簿

③ 住宅の応急修理のための工事契約書、仕様書等

④ 住宅の応急修理支払証拠書類

(4) 公営住宅法による災害公営住宅

ア. 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の事項以上に達した場合に、低所得者被災世帯のため、国庫から補助(割当)を受けて建設し、

入居させる。

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ・町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数が町の区域内住宅戸数の10%以上のとき
- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ. 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理する。

ただし、財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理する。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準による。

- ① 入居者の条件
 - 次の各号の条件に適合する世帯
 - ・当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - ・その他入居収入基準等は町条例による。
- ② 建設戸数
 - ・建設戸数は、被災滅失住宅戸数の30%以内
(ただし、他市町村で余分があるときは30%を超えることができる)
 - ・県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。
※上記について激甚法の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。
- ③ 規格
 - 住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上
- ④ 費用
 - 標準建設費の2/3 国庫補助（激甚災の場合は3/4）
- ⑤ 家賃
 - 管理者が入居者の収入に応じて決定する額
- ⑥ 建設年度
 - 原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(5) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図る。

ア. 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

- ① 申込みができる者
 - a. 自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から次の

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

書類「り災証明書」の発行を受けた者

[建設、新築、リ・ユース購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者

※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。

([補修] のみ対象)

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる。

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

*被災した住宅の所有者が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者も申し込みをすることができる。

b. 自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者

※被災者向けに貸すための住宅をに建設、購入、補修する場合も対象になる。

(ただし、連帯保証人が必要となるなど所定の要件がある。)

※年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の基準を満たす者

年 収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含む。)、家賃、地代等の融資後も継続する支払をいう。

(注) 総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

c. 日本国籍の者、永住許可などを受けている外国人又は法人

② 申込受付期間

「り災証明書」に記載された「り災日」から2年間

③ 融資を受けることができる住宅

[概要](令和3年12月1日現在)

建設 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。 ・中古住宅(*)購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の機銃に適合する住宅であること。
補修	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限なし。
(*) 申込日において竣工日(建築基準法における検査済証の交付年月日)から2年を	

<p>超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅。</p> <p>※ 融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要。</p> <p>※ 床面積の制限はない。ただし、店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上必要。</p> <p>※ このほか、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることが必要。</p>		
融資 限度額	建設	土地を取得する場合 : 3700 万円 土地を取得しない場合 : 2700 万円
	購入	3,700 万円
	補修	1,200 万円
返済 期間	①申込区分による最長返済期間：建設・購入 35 年、補修 20 年	
	②「80 歳」－「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢」	
	※上記①又は②のいずれか短い期間で設定	

a. 共通事項

- ・各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
- ・建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。
- ・敷地の権利が転貸借でないこと。
- ・店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上必要。

b. 建設

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

c. 新築購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。
- ・申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅。

d. リ・ユース（中古）購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。
- ・マンション以外の場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。

e. 補修

- ・床面積の制限なし。

④ 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。

（10万円以上で10万円単位）

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

a. 基本融資額

[建設の場合の融資限度額]

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得融資)	基本融資額 (整地資金)
1,500万円	460万円	970万円	400万円

[購入の場合の融資限度額]

・新築住宅

基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,470万円	460万円

・リ・ユース(中古)住宅

	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170万円	460万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,470万円	

・補修の場合の融資限度額

	基本融資額	
補修資金	整地資金	引方移転資金
660万円	400万円	400万円

b. 貸付利率

住宅金融支援機構に問い合わせる。

c. 返済期間

最長返済期間は、次の(a)又は(b)のいずれか短い年数になる。

(a)住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年
木造(一般)	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ・ユース(中古)購入資金】(10年以上1年単位で設定)

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】20年(1年単位で設定)

※返済期間内で融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる。

(返済期間は延長されない。)

(b) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

d. 返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

e. 担保

【建設・購入の場合】

・建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

・建物に機構の抵当権を設定。

(審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。)

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定。

f. 火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第1順位の質権を設定。

⑤ 申込み・問い合わせ貸付の手続き

a. 申込先

住宅金融支援機構(郵送)

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

b. 必要書類

・り災証明書の写し

・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書

・運転免許証、パスポート、健康保険証又は住民基本台帳カードのうちいずれかの写し

・申込本人の収入及び納税に関する証明書

c. 書類の入手方法

・住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求。

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

第13章 医療助産計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害のため医療機関が混乱し、り災地の住民が、医療又は助産を受けることが困難となった場合を想定し、応急的に医療処置を施せるよう事前に計画を策定しておく。

なお、必要に応じて、県に医療救護班として、薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）の派遣を要請する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	子育て福祉健康課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、日高医師会、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 医療助産計画の策定

（1）医療

ア．対象者

医療を受ける者とは、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療を受けることが困難となった者又は応急的に医療を施す必要がある者をいう。

イ．医療情報の収集活動

町は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、電話、防災行政無線、徒歩等あらゆる手段を用い、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

ウ．医療班の編成

医療班の編成は、可能な限り地域在住の医師、薬剤師、看護師等で構成する。

① 医療班の編成基準

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、地域の医療機関、日高医師会、県及び日本赤十字社和歌山県支部等の協力を得て医療班を編成する。

災害発生から1～2日は外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増加するのが一般的であり、このような状況を勘案しながら救護に当たることが必要である。

又、医療活動に参加する医師、看護師については、最長でも連続24時間程度の勤務を限度とし、遺体処置などの激務に従事する場合には、2時間程度をめぐりにローテーションが可能な体制を検討する。

医療班は、概ね次の基準により編成する。

又、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替える。

医 師	1名
看護師	2名
事務員	1名
薬剤師	1名
自動車運転手	1名

又、必要に応じて、県に、和歌山DMAT（災害派遣医療チーム）やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請を依頼する。

② 医療機関の状況

災害時の医療機関の体制については、以下のとおり。

a. 県内災害拠点病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話番号	F A X
和歌山	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300	073-441-0713
和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4丁目 20番地	073-422-4171	073-427-2344
紀の川	公立那賀病院	紀の川市打田 1282	0736-77-2019	0736-77-4659
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-34-1200	0736-37-1880
有田	有田市立病院	有田市宮崎町 6	0737-82-2151	0737-82-5154
御坊	ひだか病院	御坊市菌 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
田辺	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄町 46-70	0739-22-5000	0739-26-0925
新宮	新宮市立医療センター	新宮市峰伏 18番7号	0735-31-3333	0735-31-3337

b. 医師会所在地・連絡先

医師会名	住 所	電 話 ・ F A X
和歌山県医師会	和歌山市小松原通 1-1 県民文化会館内	0734-24-5101・36-0530
日高医師会	御坊市菌 290番地	0738-22-3144・23-5472

c. 町内医療機関及び医療関係人員

病院名	診療科目	所在地	電話 (0738)
古田医院	内科、小児科、循環器科	荊木 560	63-2625
楠山整形外科	整形外科、リハビリテーション科	荊木 8	63-3615
長野鍼灸接骨院	鍼灸、接骨院	萩原 885-6	63-3107
あかね整骨院	接骨院	小中 512-2	63-3866
上野山歯科医院	歯科	高家 768-5	63-3622
岡本歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	高家 642-3	63-3883
日高おはな整骨院	接骨院	志賀 460-4	35-3355
ひだか歯科	歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科	小中 493-1	63-1188

d. 御坊保健所管轄医療機関（病院）一覧

病院名	病床数					所在地	診療科目	電話 (0738)
	一般	療養	結核	伝染	精神			
整形外科北裏病院	100					御坊市湯川町小松原 454	整・リハ・麻・呼・循	22-3352
北出病院	131	51				御坊市湯川町財部 728-4	内・消・外・理・放・麻 整・小・呼・リハ・脳・ 精・循	22-2188
ひだか病院	263			4	100	御坊市菌 116-2	内・精・神・小・外・整・ 脳・皮・尿・産婦・眼・ 耳・放	22-1111
国立病院機構 和歌山病院	295		15			美浜町和田 1138	内・呼・循・小・外・呼 外・心・放・歯	22-3256

エ. 救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し、迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 学校の保健室
- ③ 指定避難所
- ④ その他救護所の設置が必要な場所

オ. 医療班の業務

- ① 患者に対する応急処置

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

- ② 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定
- ③ 搬送困難な患者及び軽症患者の医療
- ④ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他の医学的検査）

カ. 医療・救護活動

- ① 多数来院患者受入体制の確保

大規模災害発生時には、傷病者が大量に発生することが予想されることから、そのうちでも特に、重傷者を収容するスペースを確保することが望まれる。

この際、軽傷者を救護所などに入れることで救護所が混乱し、治療に支障の生ずることのないよう配慮し、救護所前などでトリアージすることが必要である。

キ. トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案の上治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するよう努める。

トリアージを行うのは、第1義的には医師が最も適している。

状況が許されない場合には、熟練した看護師等がこれに当たる。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用する。

トリアージタグについては、「第3編 第25章 災害時救急医療体制確保計画」参照。

ク. 医療機関への搬送

救護所では対応できない重傷者等に対しては、緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行い、医療機関への搬送を行う。

なお、負傷者の搬送にあつては、救急車をはじめ、県、警察、自衛隊等のヘリコプターや船艇等の動員を求め、後方の医療機関に搬送する。

ケ. 医薬品等の確保供給活動

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班(モバイルファーマシー搭載品含む)の所持品を繰替使用するが、町は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、衛生材料等の調達、供給活動を実施する。

又、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

コ. 被災者のこころのケア

- ① 巡回相談の実施

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の症状悪化の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

- ② こころのケア相談窓口の開設

町は、災害時に発生するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の対策として、県に精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを要請する。

又、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行う必要があるため、相談窓口を開設する。

サ. 人工透析患者等に対する対策

① 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医療品等の確保も重要であるため、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により医療の確保を図る。

② その他要配慮者対策

被災地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障がい児、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

シ. 医療の範囲及び方法

① 治療の範囲

- a. 診察
- b. 薬剤又は治療材料の支給
- c. 処置、手術、その他の治療及び施術
- d. 病院又は診療所への収容
- e. 看護

② 医療の方法

- a. 救助法による医療は、医療班によって行われるのが原則であるが、重症患者等、医療班で医療を実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。
- b. 本部長は、当該地域において医療、助産救助の実施の必要が生じたときは、災害時の医療救護に関する協定書に基づき、医師会、若しくは医療機関に対して、応援の要請を行う。

なお、これらの医療救護の実施が不可能又は困難な場合は、知事にその旨を連絡して応援を要請するとともに、日本赤十字社にも要請を行う。

又、災害の規模が甚だしく、多くの医療救護の応援を要する場合は、自衛隊、相互支援協定市町村に要請を行い、なお不足が予想される場合は、隣接市町長等に要請を行う。

災害の状況により医療班の活動能力の限界をこえ、又、切迫した事情があつて早急に医療を施さなければならない場合は、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置を講じる。

- c. 医療班は、医療に必要な医薬品並びに衛生材料の調達方法をあらかじめ確保しておく。
- d. 応援の医療班が多い場合で、後方医療が不足する場合は、県医師会、若しくは町域の医療機関で医療救護を実施している医療班は、撤収して後方医療に徹する。

e. 日高医師会と災害時の医療救護に関する協定書を締結する。

ス. 医療のための費用の限度と期間

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

セ. 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次のような書類を整理し保存する。

- ① 医療班活動状況
- ② 救助実施記録日計票
- ③ 医薬品、衛生材料等使用簿
- ④ 医療、助産関係支出証拠書類

(2) 助産（周産期医療）

ア. 対象者

災害のため助産を受けることが困難な者で、災害発生の日の以前又は以降7日以内に分べんした者に対して行う。

イ. 助産の範囲並びに方法

- ① 範囲
 - a. 分べんの介助
 - b. 分べん前、分べん後の処置
 - c. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

② 方法

医療班及び助産師によるほか、助産所又は一般の医療機関で行っても差し支えない。

ウ. 助産のための費用の限度と期間

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

エ. 書類の整備保管

助産を行った場合は、次のような書類を整理して保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 衛生材料等受払
- ③ 助産台帳
- ④ 助産関係支出証拠書類

オ. 期間の延長

定められた分べん日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で助産を実施する期間を延長できる。

第14章 り災者救出計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護を迅速に実施するための計画を策定する。

第2節 担当部署

関連部署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、御坊警察署、自衛隊、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、住民生活課、子育て福祉健康課、総務課
------	--

第3節 取り組み内容

1 り災者救出計画の策定

(1) 対象者

- ア. り災者の救助は、災害のため救出を要する状態に置かれている者で、概ね次のような状態にある者
- ① 火災の際に火中に取り残された場合
 - ② 災害の際に倒壊家屋の下敷になった場合
 - ③ 水害により家屋とともに流されたり孤立した地域に取り残された場合、又は山津波により生埋めになった場合
 - ④ 山での遭難の場合
 - ⑤ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合
- イ. 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(2) 救出のための費用の限度と期間

救助法の適用があった場合の救出のための費用の限度と期間は、「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、救助の期間は災害発生の日から3日以内とする。

(3) 書類の整備保管

り災者を救出した場合は、次の書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 救助者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ. 被災者救出状況記録簿
- エ. 救助者救出用関係支払い証拠書類

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第15章 住居等の障害物除去計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により住宅等に被害を与えた物の除去計画を事前に策定し、迅速な対応ができるようにする。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て障害物の除去を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 住居等の障害物除去計画の策定

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

(1) 対象者

災害によって、住家が半壊又は床上浸水の被害をうけ、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれたために、日常生活が営み得ない状態又は敷地内に障害物が運びこまれたため、家の出入が困難な場合で、自らの資力により障害物の除去ができない者に対して行う。

(2) 障害物除去の方法

作業員等により障害物を除去し、居住に支障のない状態にする。

(3) 障害物除去の費用の限度と期間

救助法の適用があった場合、障害物除去の費用の限度と期間は、「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 書類の整備保管

障害物の除去をした場合は、次の書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 障害物の除去の状況記録簿
- ウ. 障害物除去費関係支払証拠書類

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第16章 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により被害を受けた者に対し、早期立直りを図るとともに、生活の安定化を促進するための措置を円滑に行うため、事前に災害弔慰金等の支給及び援護資金等貸付計画を策定する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

第3節 取り組み内容

1 援護資金貸付計画の策定

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

(1) 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した町民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

(2) 実施基準等

「資料編 資料 25 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画」参照。

3 生活福祉資金(福祉資金)の貸付け

(1) 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付ける。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

(2) 生活福祉資金貸付条件

「資料編 資料25 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画」参照。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第17章 遺体搜索処置計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により行方不明の者に関して迅速に搜索活動ができるよう、又、周囲の事情により既に死亡されていると推定される者に関して、迅速な対処ができるよう、事前対策を図っておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、日高医師会、 御坊警察署、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、自衛隊、 和歌山海上保安部（海南海上保安署）、総務課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者に対して行う。

なお、災害発生後3日間を経過したものは、明らかに生存しているものを除き、死亡した者と推定し、遺体の搜索として取り扱う。

(2) 搜索方法

必要に応じ、搜索班を編成し、関係機関と密接な連絡をとり、行方不明者の搜索を行う。

(3) 費用の限度及び期間

救助法の適用を受けた場合の搜索費用の限度と期間は、「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、搜索期間は災害発生の日から10日以内とする。

(4) 書類の整備保管

行方不明者の搜索を実施した場合は、次のような書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 搜索用機械器具燃料受払簿

- ウ. 死体捜索状況記録簿
- エ. 死体捜索用関係支出証拠書類

2 遺体の処置

(1) 対象者

遺体の処置及び埋火葬は、災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処置（埋葬を除く）を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代って処置を行うものである。

なお、火葬場、棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、県対策本部の支部保健班（御坊保健所）を経由して、県対策本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬と速やかな埋葬に努める。

(2) 検案場所・遺体安置所の設置

住民生活課は、災害の状況に応じて被災現場近くの寺院・集会所・学校等の施設管理者と協議して、遺体安置所を開設する。

なお、検案場所・遺体安置所については、以下に該当する場所が望ましい。

- ・ 避難場所に指定されていないこと
- ・ 電源設備を有していること
- ・ 上水道を完備していること
- ・ 川、池等の水源が付近に所在すること
- ・ 道路整備がされており、災害時、早期に復旧整備が見込まれる地域であること
- ・ 高台に所在していること

(3) 遺体処置

ア. 処置方法

遺体の処置に必要な機材等については、現物給付する。

イ. 処置の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

検案は、原則として医療救護班によって行う。

検案に当っては、警察官の立会いを必要とする。

(4) 埋火葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、埋葬又は納骨等の役務提供

(5) 遺体の処置、埋葬に要する費用の限度と期間

救助法適用の場合の遺体の処置、埋火葬に要する費用の限度及び期間は、「資

料編 資料 22 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、処置・埋火葬の期間は災害発生の日から10日以内とする。

(6) 書類の整備保管

遺体の処置、埋火葬を実施した場合、次の書類を整理して保管する。

ア. 遺体の処置の場合

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処置台帳
- ③ 遺体処置関係支出証拠書類

イ. 埋火葬の場合

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋火葬台帳
- ③ 埋火葬費支出関係証拠書類

3 県本部長に対する報告

本部長は、行方不明者の捜索、遺体の処置、埋火葬を行ったときは、その状況を速やかに県本部長に報告する。

第18章 災害義援金品配分計画

第1節 基本方針

【達成目標】

り災者、り災施設その他に対する義援金品の配分等について、迅速に対処できるよう本計画により定めておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	出納室
関 連 部 署	総務課、企画まちづくり課

第3節 取り組み内容

1 配分

引き継ぎを受けた義援金品は、次の方法によって配分する。

(1) 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行う。

又、本町において受付けた義援金品は、義援金受付簿（資料編 様式15）及び義援物資受付簿（資料編 様式16）にて受付け、県における配分の方法及び民生委員、その他関係者の意見を聞き実情に即して配分する。

なお、配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

(2) 配分の時期

配分は、できる限り受付又は引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなることから、一定量に達したときに行う等、配分の時期に十分留意して行う。

ただし、腐敗変質のおそれがある物質については、速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

2 義援金の受領

義援金は、出納室が次の方法により受領管理する。

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿を備え付け、出

納の状況を記録し、経理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

3 費用

義援金品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。
又、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。

ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて費用負担について協議することができる。

4 その他

義援金募集に当たっては、積極的に広報活動を行う。

被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報を行う。

又、物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組む。

第19章 その他のり災者保護計画

第1節 基本方針

【達成目標】

要保護児童や外国人等のり災者に対して、災害時に迅速な対応ができるよう、保護計画を事前に策定しておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、県が本部並びに民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の相談を受け付ける。

なお、保護の決定に当たっては、特に救助法による救助実施期間及びその程度、内容との関係に十分留意し、日高振興局健康福祉部で決定を行う。

2 要保護児童の措置

本部長は、被災地において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させる等適切な措置を講じる。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、日高振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡し、保護する。

3 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、災害に対処するため又は災害に際して次により収容者の保護に当たる。

(1) 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を策定し、常に災害に注意するとともに避難についての訓練を実施しておく。

(2) 避難予定場所の選定

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、収容者の保護に万全を期する。

(3) 職員（保育士、その他）の確保

災害により職員に事故があり、又、収容者の増加によって職員が不足して充足を図る必要があるときは、適宜人選の上補充に努める。以上のほか、災害による施設の被害等により、食糧又は飲料水を得ることができないとき、若しくは医療その他の救助を必要とするときは、本編に定めるところに従って、救助を受けるよう本部長に連絡又は要請する。

4 外国人に対する支援

外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

県と連絡調整の上、外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる多言語で情報提供を行う。

(3) 相談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談は、国際交流ボランティア等に支援を依頼し、可能な限り多くの言語で対応する。

又、必要に応じて、通訳の派遣をボランティアに依頼する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに答えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

5 総合相談窓口との連携

町は、県が設置する、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）が受けた相談について、必要に応じ、適宜、町の相談窓口において引き継ぐものとする。

第20章 保健衛生計画

第1節 基本方針

【達成目標】

被災地における防疫計画、清掃計画、し尿処理計画、食品衛生計画、保健師活動計画、精神保健福祉対策計画、動物救護活動支援計画は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の保健衛生に努める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	子育て福祉健康課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、住民生活課、いきいき長寿課、産業建設課、総務課、企画まちづくり課、上下水道課

第3節 取り組み内容

1 防疫計画

（1）実施者

災害時における被災地域の防疫は、子育て福祉健康課が実施する。

ただし、町の被害が甚大で本部のみで実施できないときは、県に応援を要請して実施する。

又、必要に応じて、県に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を要請するものとし、要請を行った際は、チームを迅速・的確に受け入れる体制を整備する。

（2）組織

災害防疫の実施は、本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接の組織として、次の編成を行う。

ア．防疫班の編成

① 防疫班は、概ね衛生技術者（班長）1名、事務吏員1名、作業員数名により編成するが、災害の規模、特性又は季節等により、班数及び編成員を適宜増減する。

② 防疫班の行う業務は、次のとおりとする。

a. 医療班と協力し、被災地及び指定避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、必要なその他予防措置を行う。

第1編

b. 感染症予防上必要がある場合は被災地の消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

c. 被災地の家屋周辺の清掃について、指導又は指示を行う。

第2編

(3) 本部への応援要請

被害が激甚なため防疫班の機能が著しく阻害され、職員の応援を必要とするときは、総務課に応援を依頼する。

第3編

(4) 検病調査

検病調査は、子育て福祉健康課において通常一回以上行うものであるが、異常多発の徴候がある場合にはできる限り回数を増やして実施し、感染症患者の早期発見に努める。

第4編

(5) 臨時予防接種の実施

被災地域の町民に対しては、速やかに健康診断を行うとともに、知事が、感染症予防上緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、町長は臨時予防接種を実施する。

第5編

(6) 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、感染症法施行規則第14条に定めるところによって消毒を実施する。

使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

第6編

(7) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事（県立保健所長）の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

第7編

(8) 生活の用に供される水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をする。

(9) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離の措置をとる。

(10) 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、感染症法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

感染症指定医療機関が被災した場合、又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとる。

(11) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

(12) 避難所の防疫措置

避難所は、施設の設備が応急仮設であり、かつ、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、防疫活動を実施するとともに、収容者に対して衛生指導を行う。

(13) 被害状況報告

被害状況を把握し、速やかに被害状況即報及び災害概況即報様式（資料編 様式3）により、日高振興局総務企画室に報告する。

その概要については、できる限り電話をもって報告する。

(14) 防疫活動状況報告

災害防疫活動の実施状況については、速やかに日高振興局健康福祉部（御坊保健所）に報告する。

(15) 災害防疫所要見込額の報告

防疫作業に要した費用を、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）に電話連絡するとともに、書類にて報告する。

(16) 記録の整理

災害防疫に関し整備すべき書類は、次のとおりとする。

- ア. 被害状況報告書（資料編 様式3、4）
- イ. 防疫活動の状況報告書
- ウ. 消毒に関する書類
- エ. ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- オ. 生活の用に供される水の供給に関する書類
- カ. 患者台帳
- キ. 防疫作業日誌

作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

- ク. 防疫経費所要額調及び関係書類

(17) 災害防疫完了報告

災害防疫活動を終了したのち、速やかに日高振興局健康福祉部（御坊保健所）に報告する。

(18) その他作業日誌の作成

作業の種類、作業員数、実施地域等の明細を日誌等に記入する。
感染症患者の収容施設については以下の通り。

ア. 県内災害拠点病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話番号	F A X
和歌山	和歌山県立 医科大学付属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300	073-441-0713
和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4 丁目 20 番地	073-422-4171	073-427-2344
紀の川	公立那賀病院	紀の川市打田 1282	0736-77-2019	0736-77-4659
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-34-1200	0736-37-1880
有田	有田市立病院	有田市宮崎町 6	0737-82-2151	0737-82-5154
御坊	ひだか病院	御坊市菌 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
田辺	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄町 46-70	0739-22-5000	0739-26-0925
新宮	新宮市立医療センター	新宮市峰伏 18 番 7 号	0735-31-3333	0735-31-3337

イ. 医師会所在地・連絡先

医師会名	住所	電話・FAX
和歌山県医師会	和歌山市小松原通 1-1 県民文化会館内	0734-24-5101・36-0530
日高医師会	御坊市菌 290 番地	0738-22-3144・23-5472

ウ. 町内医療機関及び医療関係人員

病院名	診療科目	所在地	電話 (0738)
古田医院	内科、小児科、循環器科	荊木 560	63-2625
楠山整形外科	整形外科、リハビリテーション科	荊木 8	63-3615
長野鍼灸接骨院	鍼灸、接骨院	萩原 885-6	63-3107
あかね整骨院	接骨院	小中 512-2	63-3866
上野山歯科医院	歯科	高家 768-5	63-3622
岡本歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	高家 642-3	63-3883
日高おはな整骨院	接骨院	志賀 460-4	35-3355
ひだか歯科	歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科	小中 493-1	63-1188

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

エ. 御坊保健所管轄医療機関（病院）一覧

第2編 病院名	病 床 数					所 在 地	診 療 科 目	電話 (0738)
	一般	療養	結核	伝染	精神			
整形外科北裏病院	100					御坊市湯川町小松原 454	整・リハ・麻・呼・循	22-3352
北出病院	131	51				御坊市湯川町財部 728-4	内・消・外・理・放・麻 整・小・呼・リハ・脳・ 精・循	22-2188
ひだか病院	263			4	100	御坊市菌 116-2	内・精・神・小・外・整・ 脳・皮・尿・産婦・眼・ 耳・放	22-1111
国立病院機構 和歌山病院	295		15			美浜町和田 1138	内・呼・循・小・外・呼 外・心・放・歯	22-3256

2 清掃計画

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下、「廃棄物」という）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画による。

なお、石綿の飛散に係る応急対策は、第27章 第3節の7有害物質流出等応急対策計画を参照のこと。

(1) 実施に当たっての配慮事項

- ア. 町長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努める。
- イ. 町長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努める。
- ウ. 町長は、被害が甚大で町内で応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得る。
- エ. 広域的な支援の要請は、県が市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対して行われる。又、廃棄物の収集処分の実施の際は、県による技術的援助、支援活動に係る調整が行われる。
- オ. 被災規模が大きく、町が独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、町が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。
- カ. 報告については、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和4年11月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて、事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

(2) 清掃班の編成

町長は、清掃班を編成するに当たり、住民生活課職員の中から清掃責任者を指名し、清掃作業を行わせる。

清掃班の編成について清掃責任者は、一般廃棄物処理業許可者、浄化槽清掃業許可者、ボランティア及び作業員を雇上げ、運搬車は専用車を借上げ、その他必要器具等についても購入又は借上げる。

がれき処理については、産業建設課の協力を得て行う。

(3) 清掃の方法

ア. 収集・運搬

- ① 救助法の適用を受けない比較的規模の小さい災害が発生した場合は、現有の人員、器材によってこれを行う。
- ② 救助法の適用を受けたかなり規模の大きい災害が発生した場合も、可能な限り現有の人員、器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処置を行う。
- ③ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じて同協会等に協力を要請する。
- ④ 町長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、両法人に支援の協力要請を行う。
- ⑤ 災害によって生じた廃棄物の対策が必要となった場合は、速やかに被害状況を把握し、御坊保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課に報告する。報告は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成19年9月6日）「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」によるものとし、電話等で被害の概況等を直ちに報告した後、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。
- ⑥ 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況等を御坊保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を直ちに報告したのち、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。

イ. 処理の方法

① ごみ・がれき処理

清掃班により、被災地の生活に支障がでないように、ごみの収集処理を適切に行う。

がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

又、がれきの適切な分別・処理・処分を行うとともに可能な限りリサイクルする。リサイクルすることは、大量のがれき処分量を減少させるためにも有効であり、積極的に検討しなければならない。

ごみ・がれきの量が多い場合は、町有地に仮置場、一時保管場所を設ける。

車両・人的不足により、一時保管場所への搬送処理が間に合わず、道路際などに山積みとなることを防ぐため、他自治体等関係機関への支援要請を早期段階で実施する。

② し尿処理

a. 浸水等により各家のトイレがあふれている場合は、一応各家庭において汚物を汲み取る。

b. 相当期間滞水中の地区は、各家庭で、バケツ、便器等で適宜処理させるとともに、水が引いてから各トイレの汚物を早急に汲み取る。

c. 汲み取ったし尿は、し尿処理場等で処理する。

d. バキューム車等で汲み取り不能の場合は、作業員を動員し、バケツ等で搬出する。

3 応急し尿処理施設の設置

(1) 仮設トイレの設置

指定避難所のトイレが、使用できなくなったとき仮設トイレを設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮し、地下に洩れないように注意する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、身体障がい者及び女性用の設置場所に配慮する。

仮設トイレを設置したあとは、衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等を備える。

(2) し尿貯溜槽

汲み取りし尿が大量のため応急的に貯溜槽を設置する場合には、環境衛生上支障のない場所とし、洩流により地下水又は河川を汚染しないよう注意する。

(3) 事務処理

・ 被害状況の報告

災害時において清掃事業の応急対策を実施したときは、直ちに御坊保健所経由の上、県環境生活部循環型社会推進課へ提出する。

(4) その他

感染症法における清掃方法及び堆積土砂と災害清掃事業の関係

- ア. 感染症患者（病原体保有者を含む）が発生し、感染症予防上緊急措置を要する患者発生地区周辺に対して、地区及び期間を限り実施する。清掃作業は感染症法の適用を受ける。
- イ. 堆積土砂の排除は、清掃作業とみなさない。
- ウ. 以上ア・イ各項に含まれないごみ、がれき、し尿の処理は、災害時の清掃作業となる。

4 食品衛生計画

災害発生に伴う停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除するための計画である。

(1) 計画方針

保健所の指導・協力を得て被災地営業施設、臨時給食施設における実態把握と適切な処置を行い、被災者に対して安全で衛生的な食品を供給する。

(2) 対処の方法

ア. 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

【重点的指導事項】

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器器具の消毒
- ③ 給食従事者の健康
- ④ 原材料、食品の検査
- ⑤ 浸水、断水時における飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

イ. 営業施設

関係機関の協力を得て、営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

【重点的指導事項】

- ① 浸水地区は、浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導する。
- ② その他の地区においては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。
- ③ 汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにする。

5 保健師活動計画

大規模災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努める。

(1) 保健師活動

ア. 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ. 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要配慮者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(2) 報告及び記録

保健師活動を実施した場合、子育て福祉健康課は本部に報告するとともに、以下の書類を整備し、保管しておく。

ア. 報告書類

- ① 地域活動記録
- ② 避難所活動記録
- ③ 保健活動日報
- ④ 保健師活動状況報告書

イ. 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票
- ④ その他

6 精神保健福祉対策計画

(1) 計画方針

災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つ。

なお、必要に応じ、県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

(2) 各段階における心の健康相談等の実施

ア. 災害時

- ① 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依

存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置する。

- ② 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科の救護所を設置する。

イ. 長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、又、他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した後を受けて、町は県及び関係機関等と連携して、次のような業務を推進する。

- ① 問題発見のための情報収集
- ② 発見された問題の特性研究及び対策
- ③ 関係職員（ボランティアを含む）の教育研修
- ④ 啓発用資材の作成、配布
- ⑤ 講演会、座談会等の開催
- ⑥ 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
- ⑦ 被災者同士の自助グループの育成

(3) 被災地の災害対策

町は県と連携を図り、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 要配慮者への対策

ア. 精神障がい者の生活再建支援

被災した精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて、避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。

これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等を語れる場を提供する。
- ② 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ. 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。

特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボラ

ンティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

ウ. アルコール関連問題への対応

- ① 災害後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒するおそれがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ. 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。

町は、県支部保健班に協力し、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ. 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。

現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から、災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

7 動物保護管理計画

(1) 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想される。

町は、被災者支援の一環として、県と連携を図り、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等への協力を努める。

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

ア. 放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護・引取りする。

イ. 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等を行う。

(3) 避難所における動物の適正な飼育

町は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して飼養者を支援する。

ア. 避難所での動物の飼養状況の把握

イ. 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ. 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣

エ. 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）

オ. 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ. 家庭動物に関する相談の実施等

キ. 動物に関する寄付金の管理・配分

ク. 県外からの受援体制の確保

第21章 公共土木施設等応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課、上下水道課
---------	-------------

第3節 取り組み内容

(1) 河川災害

町内の河川で、被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

(2) 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況、(救援、復旧等の危機管理を担う施設(役場、警察、消防署、病院等)がある地区等)や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要のある箇所に仮締切工事等を行う。

(3) 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(4) 道路、橋りょう災害

被災した道路、橋りょうで緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋を設ける。

(5) 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

又、必要に応じて、下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

(6) 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第22章 農林関係災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

1 農作物の風水害応急対策

(1) 水稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。又、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引きおこす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。(出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない)

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいため、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

(2) 果樹

ア. 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

イ. 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。

ウ. 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

エ. 落葉の甚だしい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。

オ. 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

(3) 野菜

ア. 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型

を検討する。

イ. 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

- ① 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。
- ② 滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃を行う。
- ③ 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。
- ④ 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。
- ⑤ 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。
- ⑥ 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

（4）花き、花木

被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

- ① 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。
- ② 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。
- ③ 浸水した育苗ほ、切花園では、速やかに排水し、泥水、はね水の汚れを水洗する。
- ④ 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
- ⑤ 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
- ⑥ 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

（5）施設栽培（野菜、花き、果樹）

- ア. ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
- イ. 安全が確認出来れば風雨中も見廻りを行い、施設内への浸水防止や換気に留意する。
- ウ. 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
- エ. 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

2 農作物の干害応急対策

（1）水稻

用水の不足する水田では、水稻の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的なかん水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断かん水を行う。又、適当な水源を近くで得られないところで、田面が

白くなった水田では、株元へのかん水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

(2) 果樹

ア. 干ばつ時において着果過多にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

イ. かん水は、主根域土層の土壌水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正かん水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行う。

(3) 野菜、花き等

ア. 生育期間中の極端な土壌水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するため、可能な限りかん水を実施することが望ましい。

イ. この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目にかん水を開始する。

ウ. 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるため、一度かん水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。

エ. 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段でかん水する。

第23章 水産関係災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

各種災害による漁場、水産関係施設等の被害を最小限にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第2節 担当部署

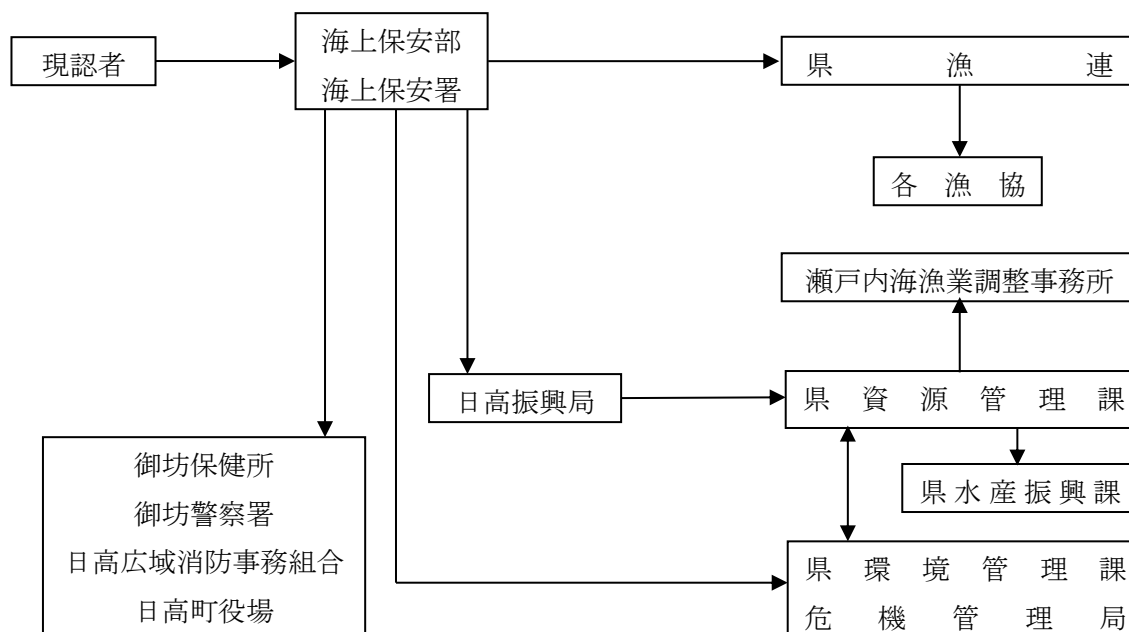
主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、 総務課

第3節 取り組み内容

1 伝達方法

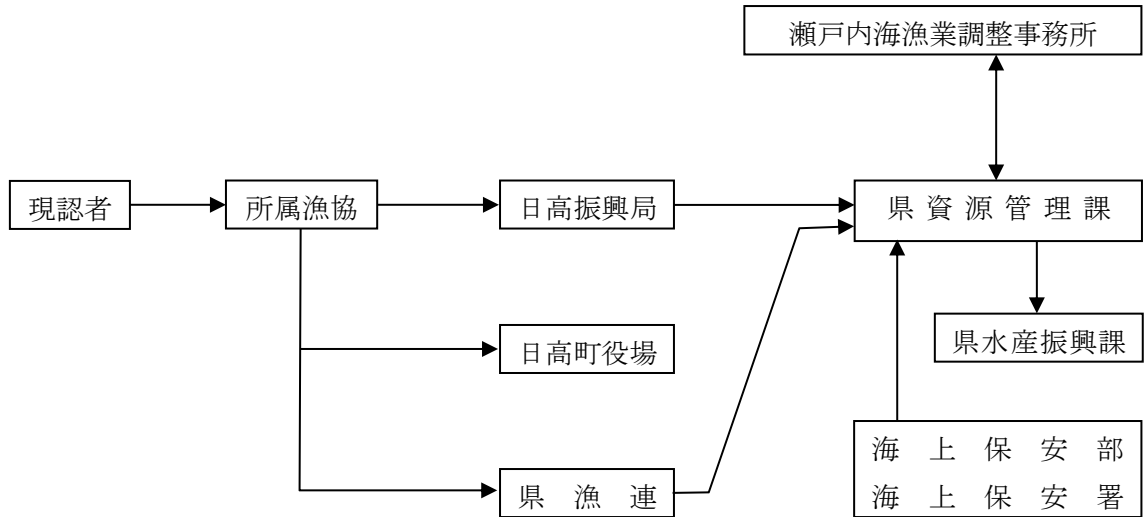
(1) 油流出時

油流出による漁場、水産関係施設災害の発生に際し、被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



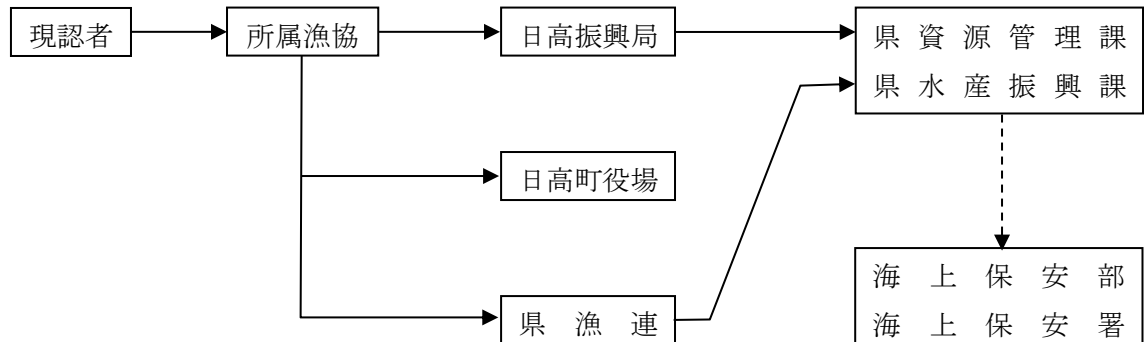
(2) 赤潮時

赤潮時による漁場、水産関係施設への災害の発生に際し、被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(3) 風水害時

風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第24章 事故災害応急対策計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

各種事故災害において、迅速な人命救助活動を行うとともに、周辺住民に対して早期に正確な情報の伝達を行い、周囲の安全確保を迅速に行う。

又、事故災害の早期鎮圧を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	日高広域消防事務組合、御坊警察署、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、総務課、企画まちづくり課
関 連 部 署	産業建設課、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 海上災害応急対策計画

(1) 計画方針

- ア. 本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害、並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害（以下、「海上災害」という）が発生した場合に、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- イ. 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

(2) 実施機関

実施機関	担 当 業 務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部 （海南海上保安署）	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
日高町	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
和歌山県	2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

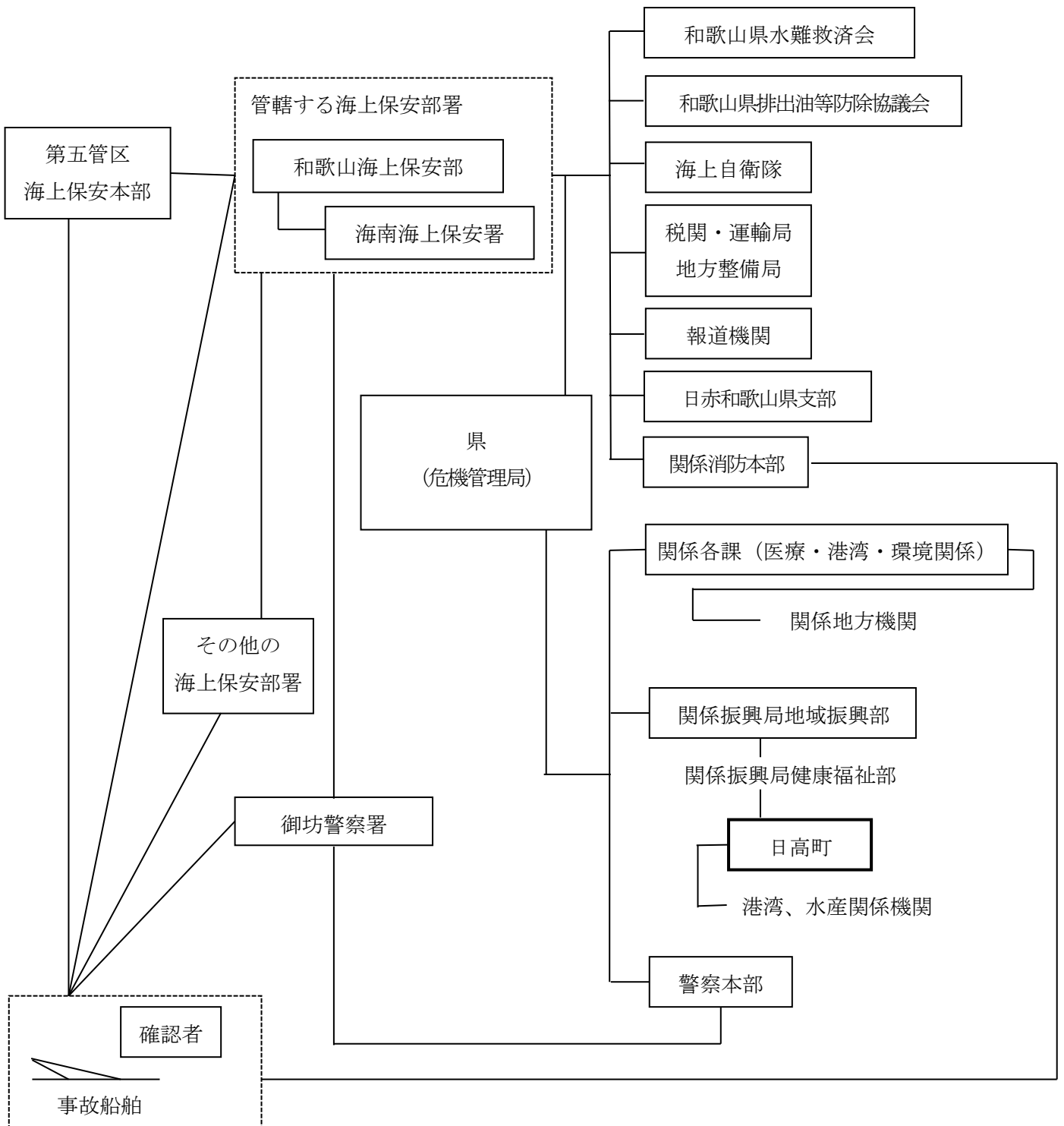
(3) 実施要領

○通報連絡体制

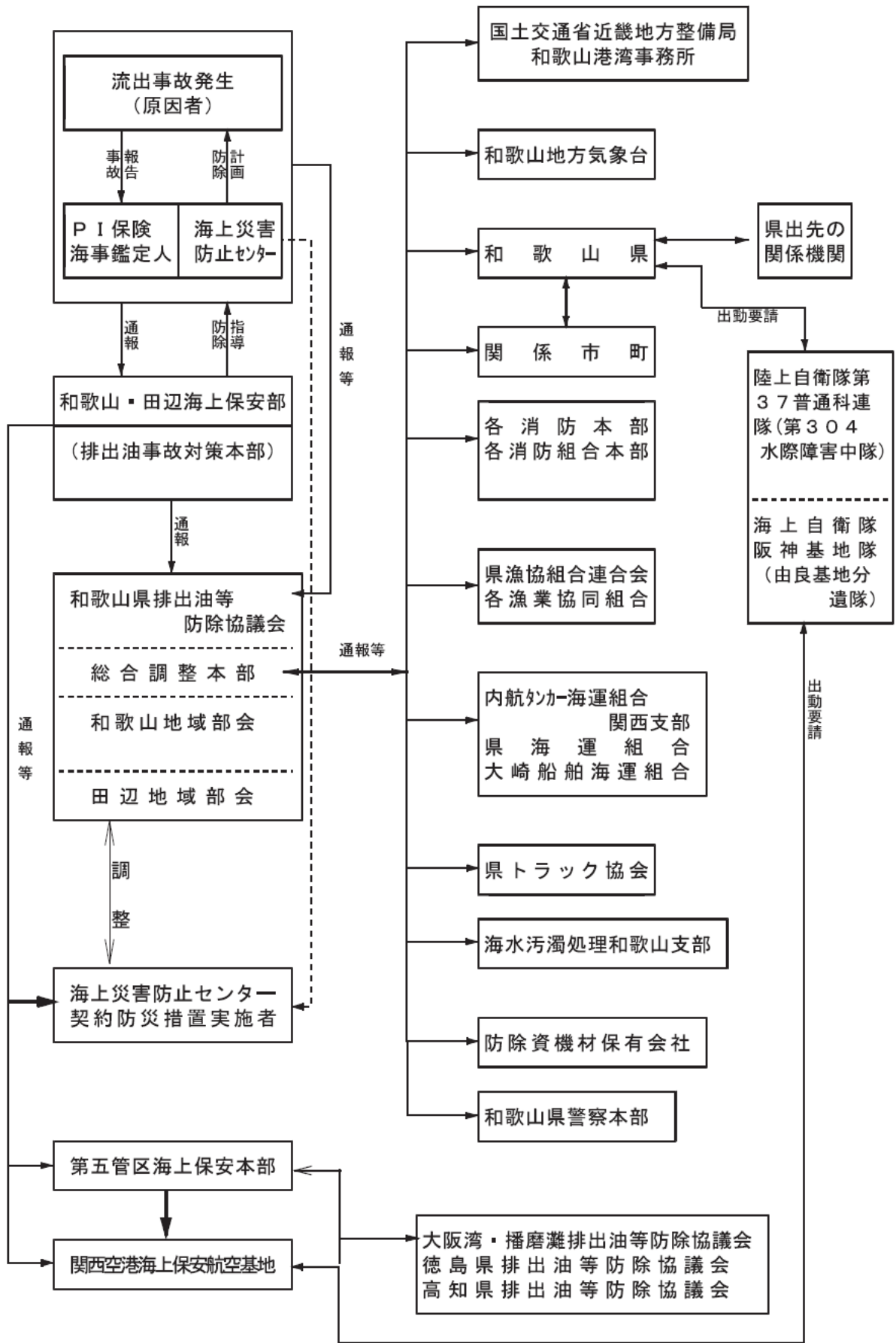
防災関係機関等における通報連絡は、次図により行う。

（但し、流出油事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する）

第1編
 第2編
 第3編
第4編
 第5編
 第6編
 第7編



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



第1編
 第2編
 第3編
第4編
 第5編
 第6編
 第7編

第1編

○船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
巡視船艇等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメール、漁業無線	
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

第2編

第3編

なお、必要に応じて、航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○町民に対する周知は、次により行う。

第4編

機関名	周知手段	周知事項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災行政無線等	ア 災害の状況
警察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放送局	テレビ、ラジオ	エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項

第5編

なお、必要に応じて、航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

第6編

(4) 警戒措置

ア. 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

第7編

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他防災機関関係	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

イ. 沿岸警戒

実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
町	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等の自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
御坊警察署	沿岸地域の交通制限等

(5) 応急措置

ア. 海上流出油等対策（通常の防ぎよ体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

- ① 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
町	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

実施機関名	措置の内容
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村が実施する応急措置に対する協力

② 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

- a. 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあつせんを要請する。
- b. 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- c. 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

イ. 海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

- ① 捜索、人命救助、救護
- ② 消火活動、延焼防止
- ③ 応急資機材の調達
- ④ 遭難船の移動

(6) 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長又は町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎又は事故現場に近い適当な場所
任務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
その他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

(7) 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努める。

※油等：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

2 航空災害応急対策計画

(1) 計画方針

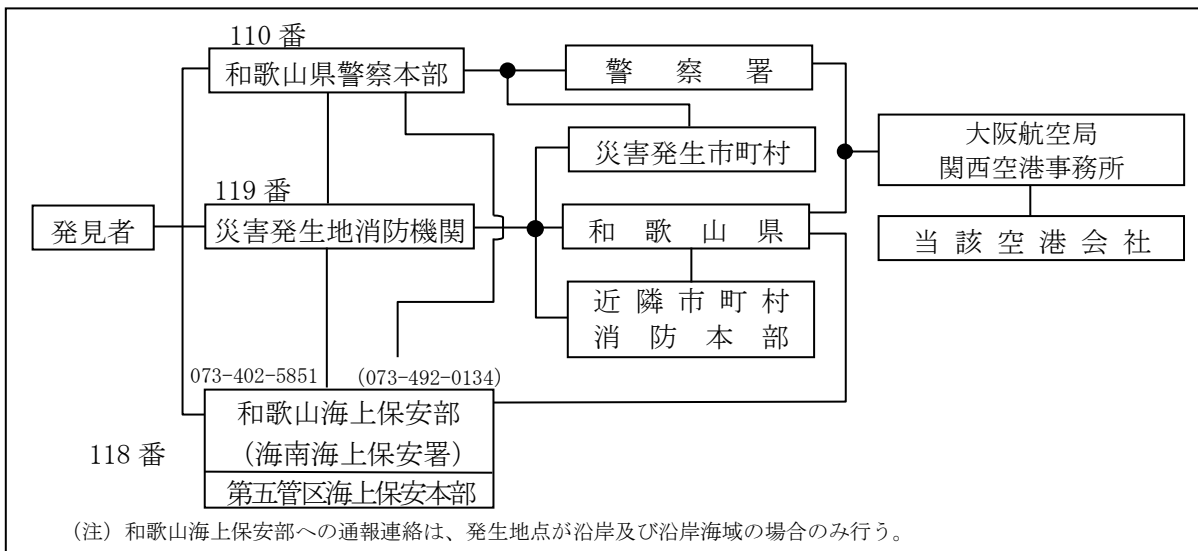
航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下、「航空機災害」という）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講じる。

(2) 計画内容

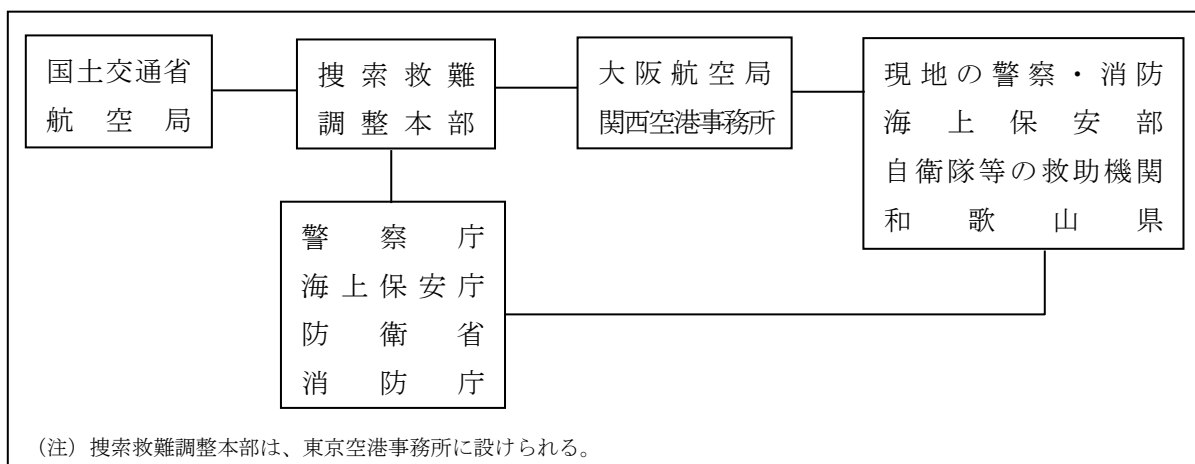
ア. 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡する。

① 近隣市町で、発生地点が明確な場合（消火救難の場合）



② 近隣市町で発生地点が不明確な場合(捜索救難の場合)



イ. 広報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、県及び県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- ① 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

ウ. 本町周辺の消火救難活動

① 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関、和歌山海上保安部・海南海上保安署
 (沿岸及び沿岸海域の場合)

② 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察本部

③ 実施事項

航空機災害に係る火災が発生した場合、災害市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

エ. 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

3 鉄道施設災害応急対策計画

(西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社)

(1) 計画方針

本計画は、西日本旅客鉄道株式会社に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について定める。

(2) 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処する。

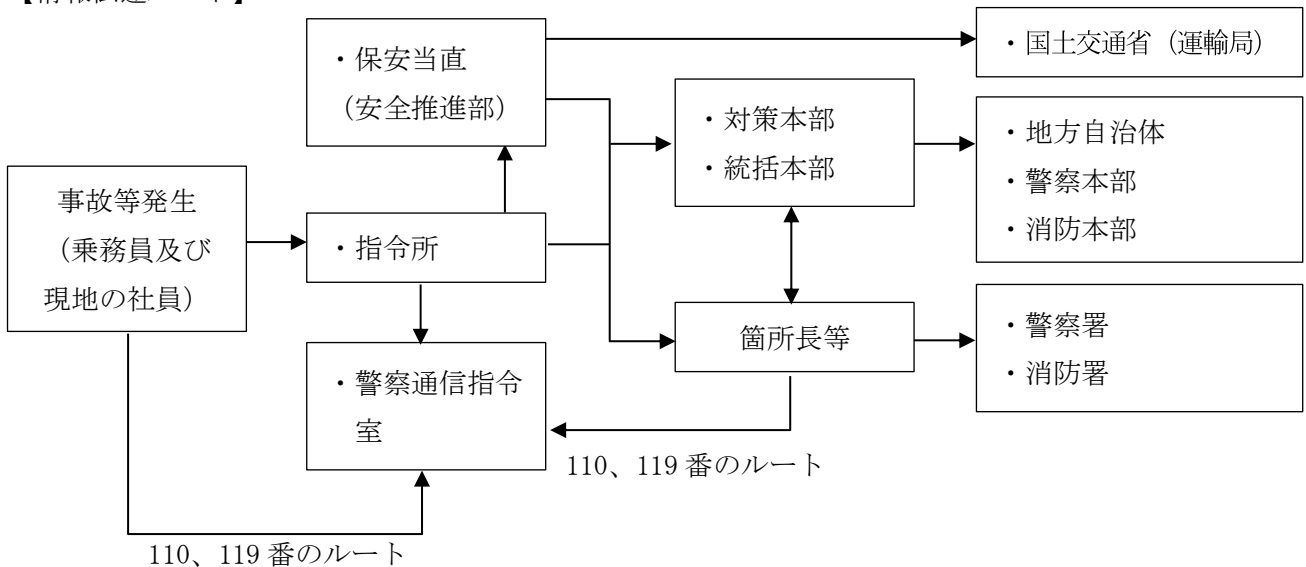
・ 事故災害対策通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

通報経路は、次のとおり。

○事故等発生時の情報の伝達

【情報伝達ルート】



なお、部外協力要請機関及び要請分担、対策本部の種別、設置標準及び招集範囲、統括本部対策本部等の詳細は、県地域防災計画及び西日本旅客鉄道株式会社の計画によるものとする。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

4 道路災害応急対策計画

(近畿地方整備局、県県土整備部・県農林水産部、警察本部、西日本高速道路株式会社)

(1) 計画方針

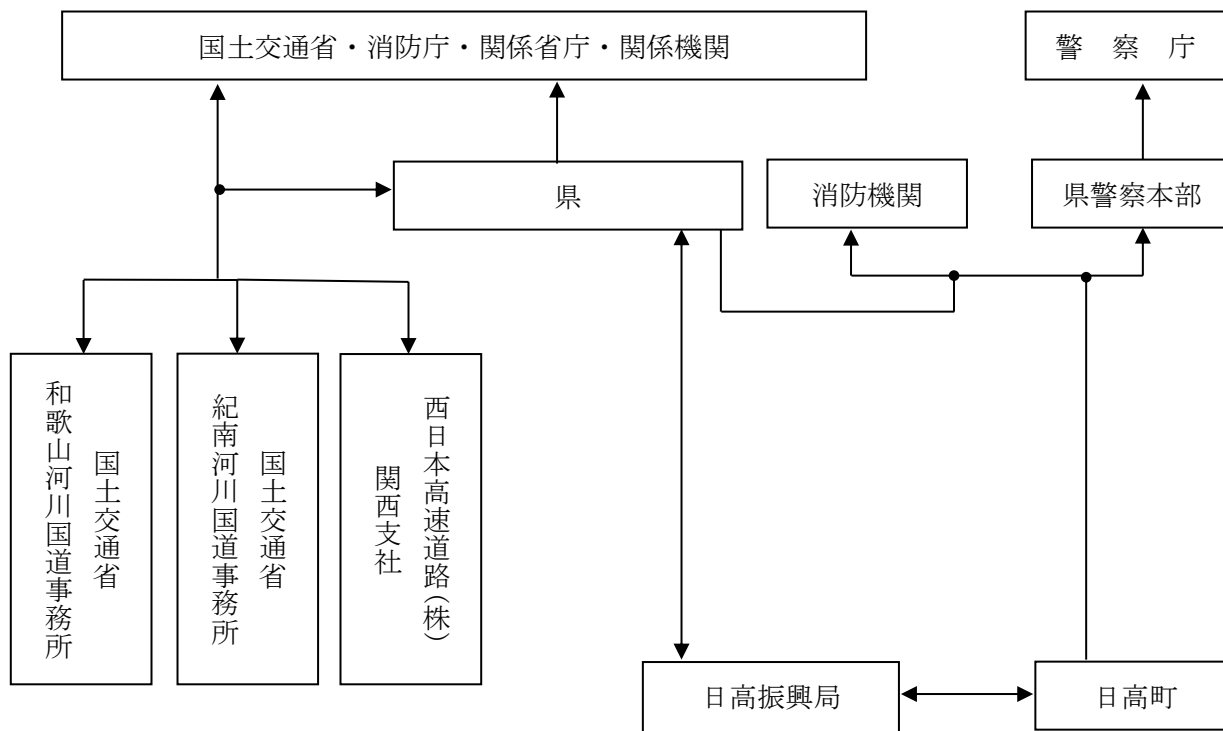
本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

(2) 計画内容

ア. 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- ③ 消防庁等への連絡は、県が町等からの情報及び自ら収集した被害状況を整理把握し連絡を行う。
- ④ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

通報連絡体系図



イ. 応急活動及び活動体制の確立

- ① 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。
- ② 関係機関は、「第4編 第1章 防災組織計画」の定めるところにより、

発生後速やかに、必要な体制をとる。

ウ. 救助・救急、医療及び消火活動

- ① 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- ② 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ. その他

- ① 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
- ② 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ③ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講じる。
- ④ 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第25章 在港船舶応急対策計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

台風、高潮等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画による。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、 総務課

第3節 取り組み内容

1 対策

- ア. 台風来襲時等における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。
 - ① 日ノ御埼以北の沿岸部
和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17. 3）
 - ② 日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部
紀南地区海上安全対策協議会（H 4. 4）
 - ③ 新宮港
新宮港安全対策協議会（H22. 7）
- イ. 在港船舶に対する措置
 - ① 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに、荷役の早期完了又は中止を勧告する。
 - ② けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告する。
 - ③ 在港船舶全般に対し、十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう勧告する。
- ウ. 港内における障害物の措置
 - ① 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命じる。

- ② 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。
- ③ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第26章 林野火災等応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第2節 担当部署

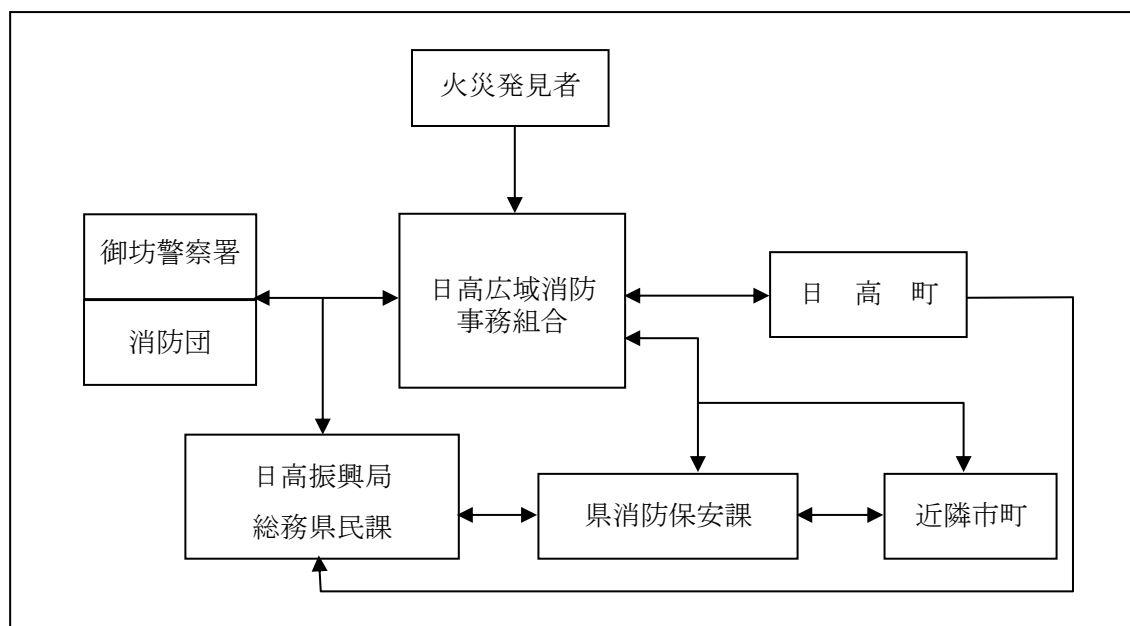
主 幹 部 署	日高広域消防事務組合、産業建設課
関 連 部 署	消防団、総務課

第3節 取り組み内容

1 火災の通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防署に通報しなければならない。

又、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。



2 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

なお、鎮火後も再発に備えて、しばらく警戒に当たる。

ア. 現地指揮本部の設置

- ① 林野火災発生 of 通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、県警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- ② 火災が拡大し、日高広域消防事務組合及び消防団の消防力では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備の要請を行う。

なお、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防ぎょに対処できない場合には、知事が消防組織法第24条の3の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

イ. 現地対策本部の設置

- ① 隣接市町等に応援要請を行った場合、発災地に現地対策本部を設置する。
- ② 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ③ 警戒区域、交通規制区域の指定
- ④ 空中消火の要請又は知事への依頼
- ⑤ 消防庁に対する広域消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

ウ. 林野内滞在者の退去

町、警察、消防団等は、林野火災発生 of 通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

又、県防災ヘリコプターにより、空から避難の呼びかけを行う。

エ. 地域住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、地域住民に対し避難指示等を行い、警察、消防団等と協力して住民を安全に避難させる。

3 住宅地火災

住宅地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、近隣市町、警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、和歌山海上保安部（海南海上保安署）に応援を要請する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第27章 危険物等災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

危険物等を取り扱う施設の管理者及び責任者は、危険物等取扱施設において発生した災害に対し、自衛消防組織等が実際に機能する組織としておくとともに、災害を最小限にとどめ、消防活動、救出活動等を迅速に行う。さらには、関係者に対し、正確な情報提供を早期に的確に行い、施設の関係者及び周辺住民に対する危害の防止を図る。

第2節 担当部署

主幹部署	和歌山県総務部危機管理局、日高広域消防事務組合、総務課、子育て福祉健康課、住民生活課、企画まちづくり課、産業建設課
関連部署	日高医師会、御坊警察署、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

第3節 取り組み内容

1 危険物施設災害応急対策計画

(1) 計画方針

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏洩等の危険が予測されることから、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、危険物による被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

(2) 計画内容

ア. 事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、日高広域消防事務組合等と連携して、大規模災害時における応急措置を次により実施するものとする。

① 災害が発生するおそれのある場合の措置

- a. 情報及び警報等を確実に把握する。
- b. 施設内の警戒を厳重にするとともに、保安要員を各部署に配備する。
- c. 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

講じる。

d. 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

② 災害が発生した場合の措置

a. 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。

b. 消防設備を使用し災害の防除に努める。

c. 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

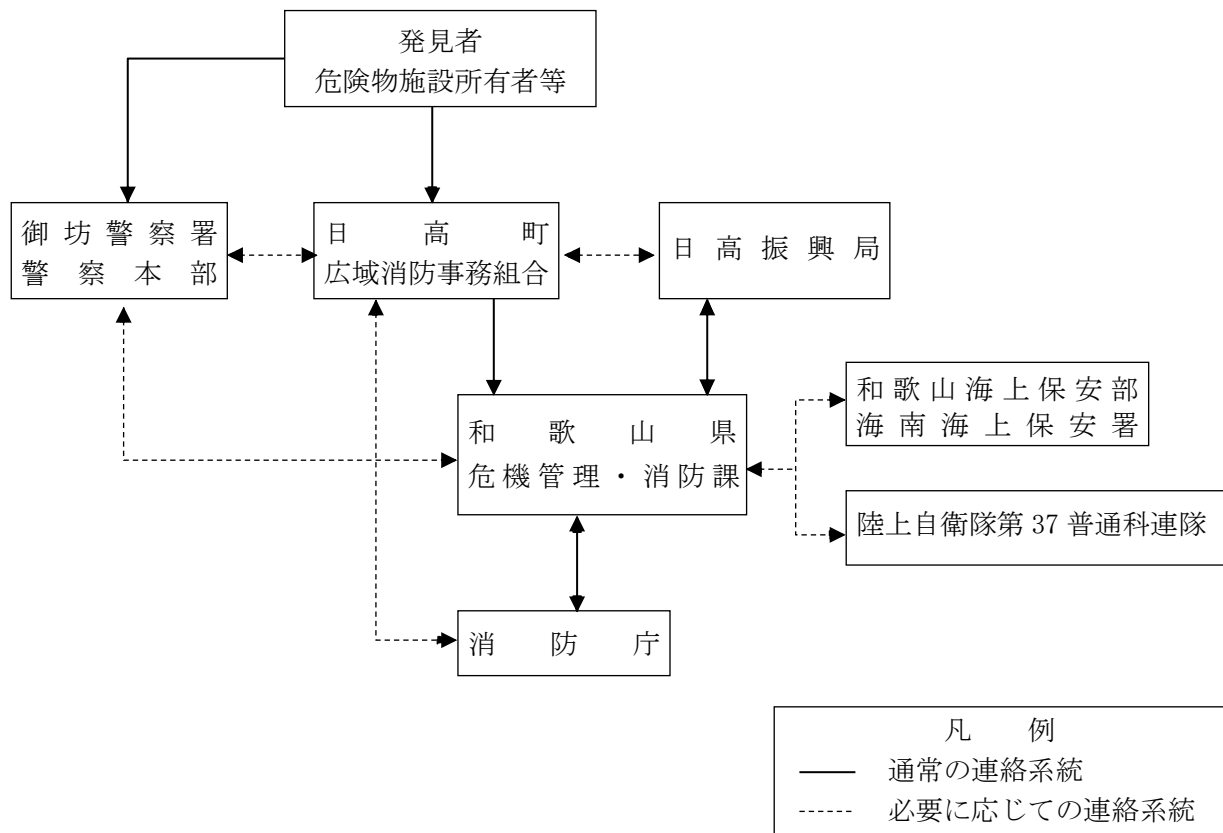
d. 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

イ. 町

危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

ウ. 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



2 火薬類災害応急対策計画

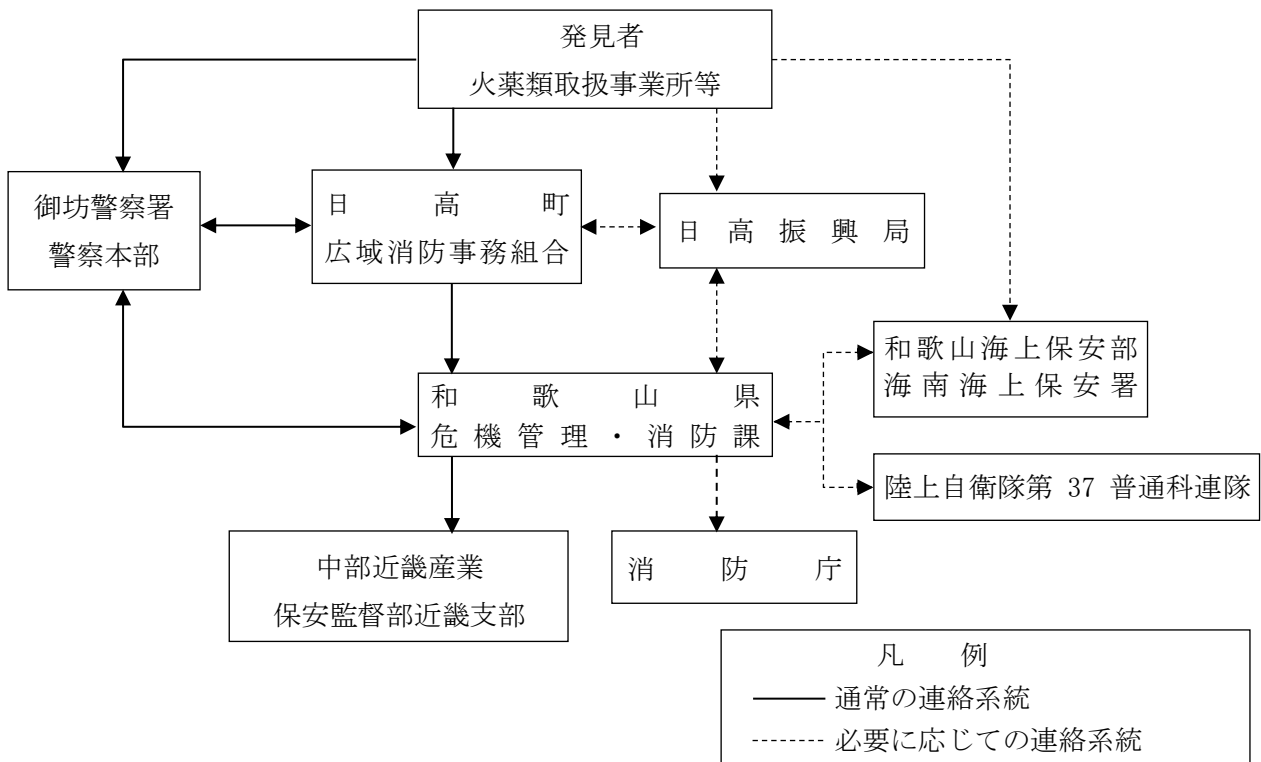
(1) 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

(2) 計画内容

火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- ア. 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- イ. 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- ウ. 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - ② 被災者の救出、救護
 - ③ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



3 高圧ガス災害応急対策計画

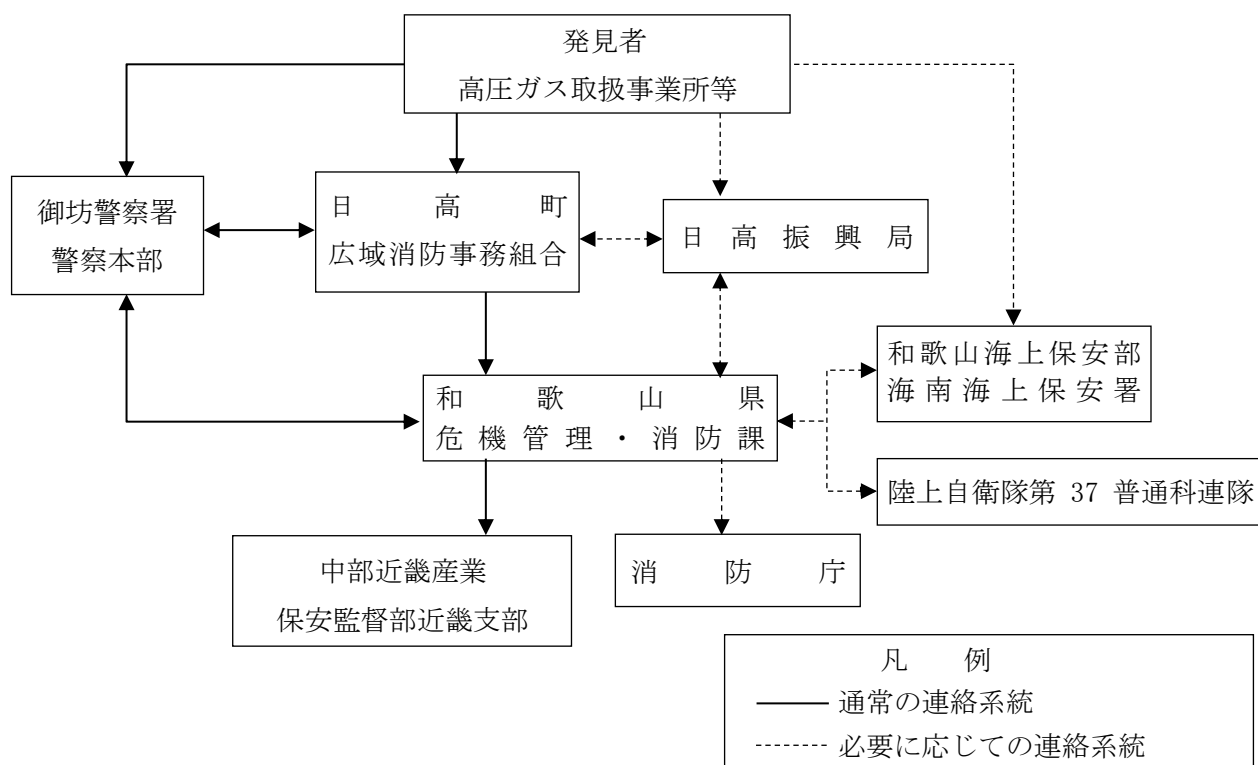
(1) 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、町民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

(2) 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため、速やかに次の措置を講じるものとする。

- ア. 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- イ. 上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の町民の避難措置を講じる。
- ウ. 高圧ガスによる災害が発生した場合、消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 立入禁止区域の設定及び交通規則
 - ② 被災者の救出、救護
 - ③ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- エ. 必要に応じて、県内高圧ガス関係団体又は関係事業所の応援を求める。



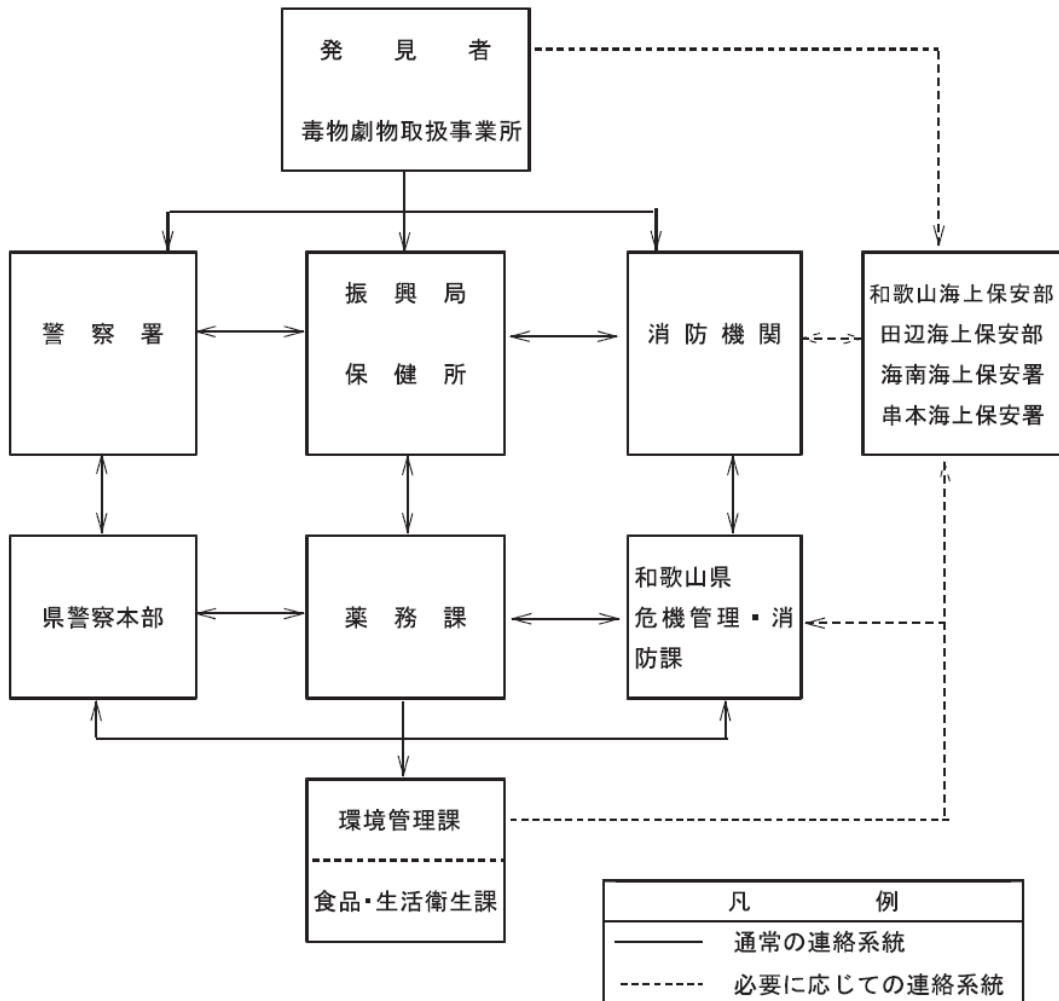
4 毒劇物災害応急対策計画

(1) 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設等が被害を受け、町民が保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

(2) 計画内容

- ア. 災害発生時における毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域の防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条）。
- イ. 緊急措置
 保健所（又は消防機関、警察）は、毒物・劇物の流出散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供する。
- ウ. 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動する。



5 放射性物質事故応急対策計画

(1) 計画方針

放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速・的確な応急対策を実施して住民の安全を確保するための対応については、この計画による。

(2) 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- ア. 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県、町等へ通報する。
- イ. 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関への連絡、通報、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整及び指導を得て事故に対する対応方針を決定する。
- ウ. 町は、事故の連絡、通報を受けたときは、関係機関に連絡、通報するとともに、県、消防本部と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、県等の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、町民への情報提供等を行う。

6 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

(1) 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

(2) 計画内容

ア. 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講じるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講じるものとする。

- ① 消防機関及び警察署に通報する。
- ② 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- ③ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
- ④ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
- ⑤ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講じる。

イ. 町

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

7 有害物質流出等応急対策計画

(1) 計画方針

- ア. 災害による有害物質の流出及び石綿の飛散等により、住民の健康被害が生じ又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。
- イ. この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ① 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - ② 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- ウ. 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- エ. 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

(2) 計画内容

ア. 石綿飛散応急対策

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行う。

なお、県が被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供が行われる。

- ① 町は、県と協力して、アスベスト台帳に基づき、石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
- ② 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
- ③ 町は、県と協力して、災害ボランティア、復興従事者及び町民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

イ. 有害物質流出応急対策

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて行う。

- ① 町は、町民等から異常の通報があった場合は、速やかに県に対し連絡するとともに、情報収集のために必要な協力を行う。
- ② 町は、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置について連絡し、地区内町民への注意喚起及び異常を感知した場合の町又は県への連絡を要請するなど必要な協力を行う。
- ③ 町は、自ら所管する施設について、必要な飛散防止対策を講じるとともに、県の行う指導に対して必要な協力を行う。
- ④ 町は、適当と思われる測定場所候補地リスト等を県に提供するとともに、県が行う環境モニタリングの結果について、町への速やかな情報提

供を要請する。

- ⑤ 町は、県から得た情報については、町ホームページ等により情報公開に努めるとともに、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置等と合わせて連絡し、地区内町民への注意喚起及び身体に異常を感知した場合の町又は県への連絡方法について周知を図る。
- ⑥ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。
- ⑦ 町は、県と協力して、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。
- ⑧ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び町の協力を得て実施する。
- ⑨ 事業者は、有害物質の流出により町民の健康に被害が生じるおそれがある場合は、県及び町等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

※ アスベスト台帳とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリストのこと。

第28章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

公共的施設災害が発生した場合は、各施設の管理・責任会社が、各々で定める災害対策規定等により、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

町は、関連企業とともに情報交換を行い、住民に被災状況の伝達等の情報伝達を行う。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	西日本電信電話株式会社和歌山支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社西日本営業本部、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、総務課、企画まちづくり課
---------	---

第3節 取り組み内容

1 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

(1) 計画方針

事業者は、災害により電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

(2) 災害時における情報の収集及び連絡

ア. 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ① 気象状況、災害予報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況
- ⑤ 復旧要員の稼働状況

⑥ その他必要な情報

イ. 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

県、町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(3) 通信の非常そ通措置

ア. 「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

イ. 災害の発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(4) 災害時における広報

ア. 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、町との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア. 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資機材及び輸送の手当てを行う。

ウ. 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(KDDI株式会社)

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信のそ通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

ア. 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ. 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信のそ通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

(3) 防災に関する組織

- ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- イ. 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信のそ通状況等の情報連絡、通信のそ通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常そ通措置

- ア. 災害に際し、通信のそ通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- イ. 通信のそ通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施する。

(ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

(1) 災害発生直後の対応

- ア. 情報収集および被害状況の把握
設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。
- イ. 防災組織の確立
災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。
又、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

ア. 応急措置

大規模災害発生時にふくそう拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信のそ通を確保するため、ふくそうの規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ. 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧を行う。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。

基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。

又、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

ウ. 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話・スマートフォン、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり）

エ. 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップ・楽天モバイルショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

2 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

・ 計画方針

電力施設の災害を防止し、又発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を図るため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の計画によるものとする。

第29章 文教対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講じる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	教育委員会
関 連 部 署	住民生活課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 小・中学校の計画

(1) 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、基本的に本計画によるものとする。

(2) 計画内容

ア. 児童生徒の安全の確保

- ① 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。
- ② 校長（不在の場合は、教頭若しくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに本部に報告する。
- ③ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。
- ④ 安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。又、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。
- ⑤ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立する。
{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

イ. 学校施設の確保

① 被害程度別応急教育予定場所

a. 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

b. 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

c. 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

d. 特に地区が全体的被害を受けた場合

町民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

② 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得る。

a. 町施設利用の場合

本部において、関係者協議の上行う。

b. 同一支部内の他市町村施設利用の場合

本部は、県教育部に対して施設利用の応援を要請する。

県教育部においては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんする。

ウ. 教職員の対策

① 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

② 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、本部に派遣の要請をする。

本部は、管内の学校内において操作する。

③ 県内操作

町において解決できないときは、本部は、県教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんする。

④ 県内操作不能の場合

県本部は③の方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講じる。

2 学校給食関係の計画

(1) 計画方針

災害時における学校給食の応急対策は、本計画による。

(2) 計画内容

ア. 実施計画

- ① 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、一般り災者との調整を図るよう留意する。
- ② 応急給食の実施や学校給食の再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあることから、衛生管理等には特に留意する。

イ. 物資対策

被害を受けた学校の校長又は調査員は、本部への被害状況報告を速やかに行い、本部は県本部へ被害状況報告を行う。

3 社会教育施設関係の計画

(1) 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講じる。

(2) 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所等に使用される場合もあることから、本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

4 保育所の応急対策計画

(1) 計画方針

保育所に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

(2) 計画内容

ア. 災害時の措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、保育所では、次の措置を講じる。

- ① 所長（不在の場合は、次席の者）は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- ② 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、本部長に報告する。
- ③ 乳幼児は、保育所の管理下において、乳幼児の安全確保を第一とする。
- ④ 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、乳幼児を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、乳幼児を所内に保護する。
- ⑤ 勤務時間外に災害が発生した場合において、関係者は、所属の保育所に速やかに参集し、町が行う災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

イ. 応急対策の実施

所長は、平素に策定した防災マニュアルや応急的な保育計画等の諸計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

又、職員が不足する場合は、関係部局内でこれを調整し対策を講じ、臨時の編成を行うなど必要な措置を行うとともに、乳幼児の保護者に周知する。

5 学校用品支給計画

(1) 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

(2) 計画内容

ア. 給与の種別

教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

イ. 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

ウ. 給与方法

- ① 学用品は、原則として県において一括購入され、町がり災児童生徒に対する配分を行う。

ただし、教科書等については、地域ごと学校等により使用する教科書が異なる場合には、学用品の給与を迅速に行う必要から、県から町長に職権委任されることがあり、その場合は町が調達から配分までの業務を行う。

- ② 学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

エ. 救助法による学用品の給与基準

- ① 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものであること。

- ② 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること

(教科書、文房具、通学用品)

③ 「学用品の給与」のため支出できる費用

【教科書費】

・小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

【文房具費及び通学用品費】

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

オ. 費用の限度と期間

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、「学用品の給与」は災害発生の日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

カ. 記録の整理

学用品支給に関し整理すべき書類は、次のとおりとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 学用品の給与状況
- ③ 学用品購入関係支払証拠書類
- ④ 備蓄物資払出証拠書類

第30章 災害警備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持に当たる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	御坊警察署、総務課
関 連 部 署	消防団、自主防災組織、産業建設課

第3節 取り組み内容

1 警察の任務と活動

災害においては、町民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持に当たるため、関係機関と密接な協力、連携のもとに、概ね次の活動を行う。

- ・ 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- ・ 被害状況等の調査
- ・ 避難の指示、警告及び誘導
- ・ 被災者の救助
- ・ 死体の検視及び身元の確認
- ・ 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- ・ 犯罪の予防及び取締り
- ・ 他機関の行う活動に対する協力援助

2 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害種別、規模及び態様に応じて警備体制を確立するとともに、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行うなど、迅速適切な警備措置を講じる。

3 交通対策

(1) 交通秩序の確保

災害時においては、次の要領によって、早期に交通秩序の確保に努める。

- ア. 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。
- イ. 前号の調査に基づく交通関係情報をとりまとめ、関係先に通報する。
- ウ. 要所に交通案内所、不通箇所、迂回路等を明示した立看板等の設置及び交通整理員を配置する。

(2) 緊急交通路の確保

- ア. 被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間（又は始期）、迂回路等を決定し、所要の交通規制を行う。
- イ. 前号の規制を実施しようとするときは、所要の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、町民に周知する。

第31章 災害対策要員の計画

第1節 基本方針

【達成目標】

ボランティア等の支援が必要な場合は、協力を要請し、円滑に応急対策を実施できるようにするため、迅速な情報交換及び適材適所の人員配置に努めるとともに、ボランティア等が健康かつ安全でスムーズに活動できるようにする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	社会福祉協議会、住民生活課
関 連 部 署	総務課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 ボランティアの編成及び活動計画

大規模な災害により甚大に被害を受けて職員及び他の市町村等からの応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、基本法第5条第2項による町民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織、日高町ボランティア連絡協議会、区長会等の協力を受けて円滑に応急対策を実施できるよう努める。

(1) ボランティア団体の種別

災害応急対策の実施に協力するボランティアは、次のとおりである。

- ア. 区長会
- イ. 日高町ボランティア連絡協議会

(2) ボランティアの可動人員

(令和4年4月現在)

名 称	団 数	可動人員	連 絡 先
区長会	21	—	日高町役場総務課
日高町ボランティア連絡協議会	1	96人	日高町社会福祉協議会

(3) ボランティアの動員要請方法

災害応急対策実施のため、ボランティアによる協力の必要があると認めるときは、

その奉仕作業の種別によりその作業に適応したボランティア団体へ協力を要請する。又、防災の各関係機関において協力を必要とするときは、日本赤十字社和歌山県支部又は町の災害対策本部を通じてボランティアの協力を要請する。なお、その場合は、作業の内容、場所、人員及び期間等を記載した文書による。

ただし、緊急を要する場合は、電話によって連絡する。

又、連絡の方法は次のとおり行い、ボランティアの人選については各団体の長において適宜行う。

- ア. 区長会
災害対策本部（総務課）～各区長
- イ. 日高町ボランティア連絡協議会
災害対策本部（住民生活課）～日高町ボランティア連絡協議会

(4) 記録等

ボランティアの協力を受けた町及び関係機関は、概ね次の事項について記録し、保管しておく。

- ア. ボランティア団体の名称及び人員
- イ. 協力した作業の内容及び期間
- ウ. その他必要な事項

(5) 傷害保険等

団体組織、ボランティア等、町の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、傷害保険をかけることを検討する。

2 ボランティア受入計画

災害発生の初期において、ボランティアの協力は、被災者の救援、避難所の開設・運営等に極めて有効である。

(1) ボランティア・センターの開設

ア. ボランティアへの要請

災害発生の初期において、非組織の個人を中心とする多数のボランティアに対応し、災害応急対策活動に従事してもらうための活動の案内・手配及び調整を行うため、日高町ボランティア連絡協議会がボランティア・センターの開設・運営を行う。

イ. ボランティアセンターの設置場所

庁舎、避難所等にボランティアセンターを設ける。

ボランティアセンターは、活動現場にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備する。

ウ. ボランティアセンターの要員

町職員のほか、ボランティア、区長会長等の協力者に依頼して、これを充てる。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

エ. ボランティアセンターの備品等

ボランティアセンターに、電話、ファクシミリ、コピー機、パソコンその他必要な備品等の整備に努める。又、施設によっては、仮眠所を設置する。

オ. 情報等の掲示

ボランティアセンターには、常に新しいボランティアのための情報等を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害情報図、ボランティア活動の需要情報等を掲示する。

カ. 各ボランティアセンター等との情報交換等

災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、住民生活課は、ボランティアセンターと連携して活動する。

キ. ボランティア活動の安全衛生環境の確保

(2) ボランティアに依頼すべき事項

ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動内容	明細	混乱期	中間期	安定期
救急救助活動	被災地域	◎	△	—
給水活動支援	配送 給水管理事務	◎ ◎	△ △	△ △
自宅避難者等の支援	被災地域	◎	◎	◎
避難所支援	初動整備活動 救護活動 運営活動	◎ ◎ △	— ○ ○	— — △
物資拠点支援	救援物資の受入、 整理配送、分配等	◎ ◎	◎ ◎	○ ○
ボランティア・コーナー支援	町役場、避難所等	◎	○	○
要配慮者支援	避難所、被災地域	◎	○	○
清掃等	避難所 被災地域	○ ○	— ○	— ○
がれき除却等	被災地域	◎	◎	◎
防疫支援	被災地域	—	△	◎
被災現場支援	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 ・医療等・マッサージ ・保健師・事務関係 ・カウンセラー・教育 ・保育・その他	避難所 被災地域	◎	◎	◎

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの、 ○ は必要度の高いもの、
 △ は必要度のあるもの、 — は必要度の少ないか、無いものである。

3 労働者の確保計画

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なおける労働者の確保は、本計画による。

(1) 労務供給の範囲

災害応急対策のための労務供給の範囲は、概ね次に掲げる場合とする。

ア. り災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ. 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員。

③ 傷病が軽度のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員。

ウ. り災者の救出要員

り災者の身体の安全を保護するため、り災者を救出するための要員。

エ. 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ. 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員。

カ. 行方不明者搜索要員

行方不明者搜索に必要な機械器具その他の資機材の操作及び後始末に要する人員。

キ. 遺体の処置（埋火葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(2) 労務供給の方法

災害時において、必要に応じ迅速に労務者を確保して円滑に応急対策が実施できるように、労務供給の方法については、概ね次のとおりとする。

ア. 災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一の段階として県に対し応援を必要とする理由、従事場所、作業内容、必要人員、従事期間、集合場所、その他参考事項等を記載した文書をもってあつ旋を要請する。ただし、緊急な場合においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

イ. 労働者の雇上げは、下記の機関の求職者を対象として要員確保に努める。

申込先 御坊市湯川町財部 943

御坊公共職業安定所（電話 0738-22-3527）

申込書に記載すべき事項

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他必要事項

ウ. 雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

エ. 労務者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。但し、知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、その都度内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

オ. 労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 賃金職員等雇上げ台帳
- ③ 賃金支払関係証拠書類

第32章 交通輸送計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し、総合的かつ積極的に緊急輸送の実現を図る。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を県等の協力のもと、推進する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	産業建設課、和歌山県県土整備部、御坊警察署、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、近畿運輸局、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社

第3節 取り組み内容

1 道路交通の応急対策計画

(1) 町における輸送計画

災害時における被災者又は災害応急対策要員の移送及び災害救助のための応急対策用資機材の迅速な輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであって、この円滑な遂行が災害対策に大きく影響するものである。

したがって、災害時における輸送力の確保については、平常においても絶えず留意し、町有の車両等の整備点検を行うとともに、県本部、漁業組合、鉄道会社その他関係機関と緊密な連携を保ち、もって不時の災害に備える。

ア. 交通規制の種別及び根拠

① 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。

② 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、若しくは制限する。

③ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

又、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、本章において「道路管理者等」という）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

イ. 輸送方法

災害時における輸送の方法は、災害の規模及び被害の程度等によって異なることから、あらかじめ定めることはできない。よって、原則としては、可能な限り町有の車両を使用し、町単独で実施するように努めるものとするが、災害の程度、規模等により民有の車両を借上げる。

なお、不足するときは、県本部に対し輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

ウ. 車両借上げ計画

町有車両をもって対処できない場合は、本計画により民有車両の借上げ、他の関係機関等への応援の要請等を行う。

① 民有車両の借上げ計画

a. 車両借上げ計画の作成

災害発生時における災害対策業務に支障のないよう各課において、民有車両の借上げ先、保有車両の数量型式、大きさ、借上げ先の連絡方法、借上げ条件、借上げ手続等の計画を作成する。

b. 民有車両の借上げ方法

民有車両の借上げを必要とする課は、災害対策本部の決定に基づいて輸送業者との契約その他委託等により、輸送を行う。

② 官公署及び公共的団体等に対する応援要請計画

a. 応援要請

町有車両及び民有車両の使用をもってしても対処できない場合、応援を必要とする課は、災害対策本部の決定に基づき、関係機関、関係団体等に対し、応援を要請する。

b. 応援要請計画

応援要請を必要とする課は、応援を要請するための必要な計画を作成する。

なお、応援要請計画の内容は、概ね次のとおりとする。

要請先					
要請理由					
応援期間					
派遣場所					
必要車両数（車種別、台数）					
運転手等の必要の有無及び人数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> </table>	}	有	名	無
}	有		名		
	無				
輸送計画（作業内容及び活動範囲）					
必要経費					
災害発生状況					
その他必要なこと					

c. 車両応援要請書

応援は、県に要請する。

なお、緊急のため文書により要請するいとまのない場合は、口頭又は電話により要請することができるが、事後速やかに文書を送付する。

エ. 借上げ車両に要する財政措置

車両の借上げをした課は、借上げ車両に要する費用の財政措置及び予算執行を行う。

オ. 車両の借上げ中における事故処理

車両の借上げ中に発生した事故等については、車両の借上げをした課において適切に措置を講じる。

(2) 緊急輸送ネットワークの活用

町は、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、国、県、自衛隊等で構成される和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により策定された緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を結ぶ、緊急輸送ネットワークの活用を図る。

又、町はその指定された緊急輸送道路を踏まえ、防災上重要な避難路等を指定する。

(3) 道路交通の応急対策計画

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施する。

ア. 交通規制の実施

規制の実施は、次の区分によって行う。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者等	国土交通大臣 知 事 町 長	1. 道路の破損、欠壊、その他の事由により、交通が危険であると認める場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警察官	1. 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3. 道路の損壊、火災の発生、その他事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執ることができるよう配慮する。

イ. 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。

通報を受けた町長は、その道路管理者及びその地域を所管する警察署に速やかに通報する。

ウ. 交通規制要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路及び橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行う。

① 道路管理者等

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整の上、速やかに必要な規制を行う。

ただし、町長は、本町以外の者が管理する道路、橋りょう施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。

この場合、町長は、速やかに道路管理者等に連絡して正規の規制を行う。

② 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

エ. 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除

外車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

① 緊急通行車両の基準

・緊急通行車両とは、

a. 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

b. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送
その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

とされており、bの車両については、緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

・規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

② 緊急通行車両の確認

a. 確認の申出

申出場所は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所である。

申出手続方法は、緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

その他、緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については、各申出場所に備え付けのものを使用する。

b. 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章（資料編 様式13）及び緊急通行車両確認証明書（資料編 様式14）を交付する。

c. 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

d. 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる（資料編 様式10）。

事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位

置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申出する。

なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

- ・基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・緊急通行車両とならないもののうち、
 - 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - 医薬品、医療機器、医療用資器材等を輸送する車両
 - 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
 - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る）

のいずれかに該当する車両

オ. 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

- ① 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- ② 前記①に係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

カ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

- ① 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ② 前記①による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。こ

の場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- ③ 前記①及び②を警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

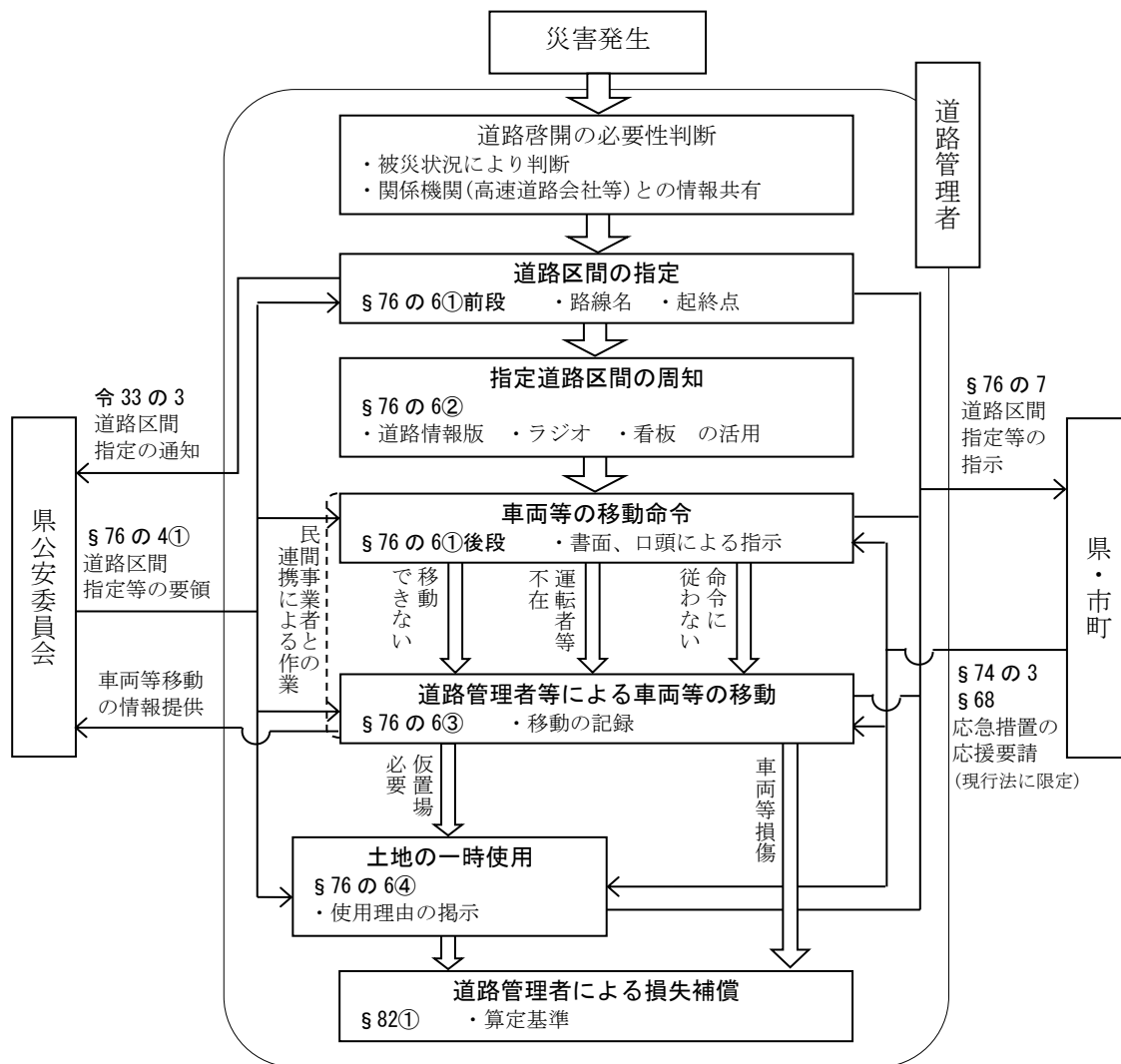
キ. 公安委員会から道路管理者等への車両移動等の措置要請（基本法第76条の4）

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請する。

ク. 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）

- ① 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下、「指定道路区間」という）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- ② 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。
- ③ 運転者等が当該措置をとらない場合や、放置車両等で運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
- ④ 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

第1編
 第2編
 第3編
第4編
 第5編
 第6編
 第7編



※明朝体の文言は、法律・政令には位置づけられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

図 基本法に基づく車両等の移動の流れ

ケ. 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合、政令の定めるところにより、次の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現地において指導に当たる。

① 規制標識

- a. 道路交通法第4条、第5条及び道路法第46条によって規制したとき
 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

b. 基本法第76条によって規制したとき

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

② 規制内容の表示

規制標識（資料編 様式12）には、次の事項を明示して標示する。

- a. 禁止、制限の対象
- b. 規制の区域及び区間
- c. 規制の期間

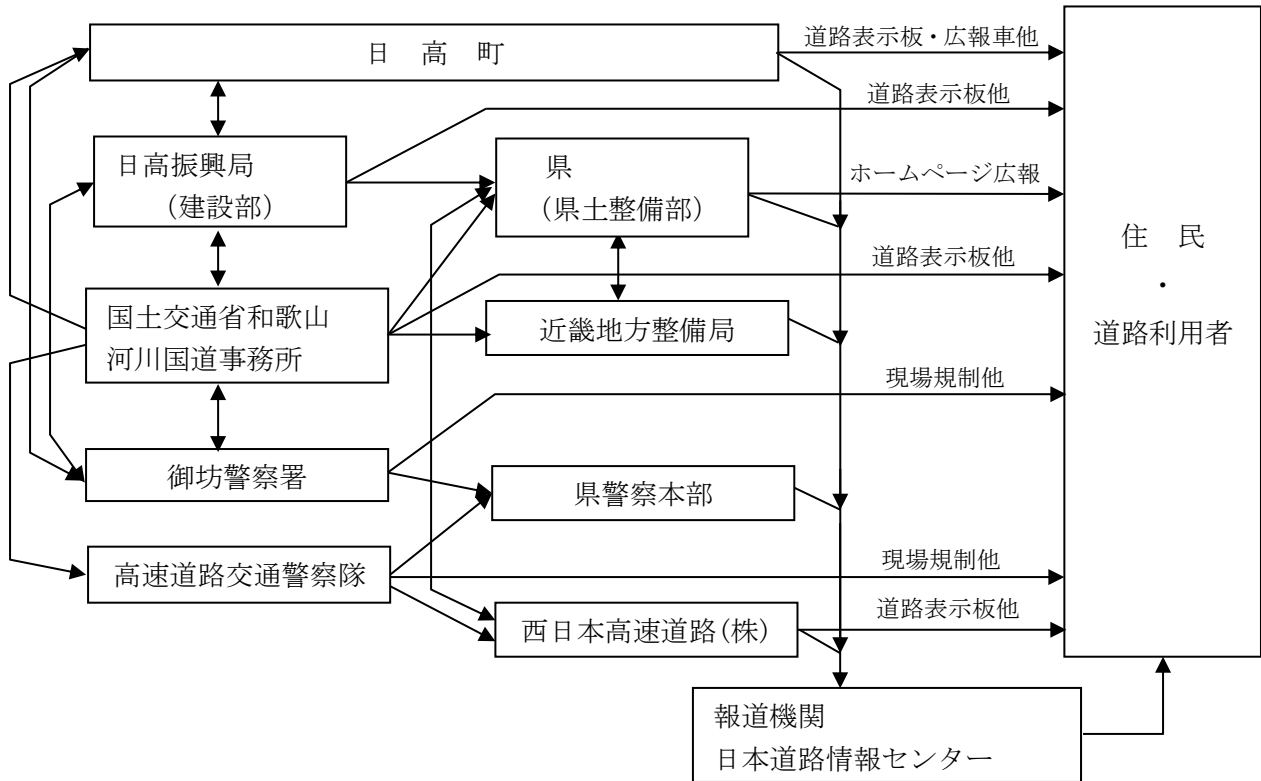
③ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

コ. 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

① 系統図



② 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a. 禁止、制限の種別と対象
- b. 規制する区域及び区間
- c. 規制する期間

- d. 規制する理由
- e. 迂回路その他の状況

サ. 道路の応急復旧

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

町長は、応急復旧に当たり、次の事項を行う。

① 他の道路管理者に対する通報

町長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が崖崩れ等で道路、橋りょう等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。

② 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

③ 知事に対する応援要請

町は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

2 船舶交通の応急対策計画

(1) 発見者の通報

災害時に港内の船舶施設の被害、又は船舶交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長等又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、和歌山海上保安部（海南海上保安署）に通報する。

(2) 航行規制の要領

災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。

又、必要に応じて標識を設置する。

(3) 航路障害物の除去

ア. 和歌山海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者、漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ. 港湾管理者、漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その

他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

3 輸送計画

(1) 基本方針

ア. 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ. 輸送対象の想定

① 第1段階

- a. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c. 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a. 上記①の続行
- b. 食糧及び飲料水等生命の維持に必要な物資
- c. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a. 上記②の続行
- b. 災害復旧に必要な人員及び物資
- c. 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行う。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち、最も適切な方法による。

- ア. 自動車及びバイク等による輸送
- イ. 鉄道軌道等による輸送
- ウ. 船舶による輸送

- エ. ヘリコプター等による空中輸送
- オ. 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

- ・ 各機関における措置

① 町

- a. 鉄道軌道等による輸送

道路等の被害により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道によって輸送することが適当なときは、JRによって輸送を行う。

- b. 空中輸送

患者搬送等、空中輸送が必要な時は、本部は県本部等を通じてヘリコプターによる空中輸送について出動を要請する。

- c. 人力等による輸送

車両による輸送が不可能なときは、人力により輸送する。

- d. 町の所有車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県に応援を要請する。

② 県

県は、県計画に輸送に必要な車両及び要員等の確保について定めている。

③ その他関係機関

その他関係機関においても緊急輸送活動を実施するとともに、町、県と連携を図り、緊急要請に応じて活動を実施できる体制としておく。

第33章 自衛隊派遣要請等の計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

第2節 担当部署

主幹部署	総務課
関連部署	自衛隊

第3節 取り組み内容

1 派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、町民の生命又は財産を保護するために必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

なお、自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

(1) 派遣要請基準

- ア. 人命救助のための応援を必要とするとき。
- イ. 水害、高潮等の災害が発生したとき、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- ウ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- エ. 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- オ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

(2) 派遣の種類

- ア. 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ. まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣
- ウ. 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとま

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

がないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

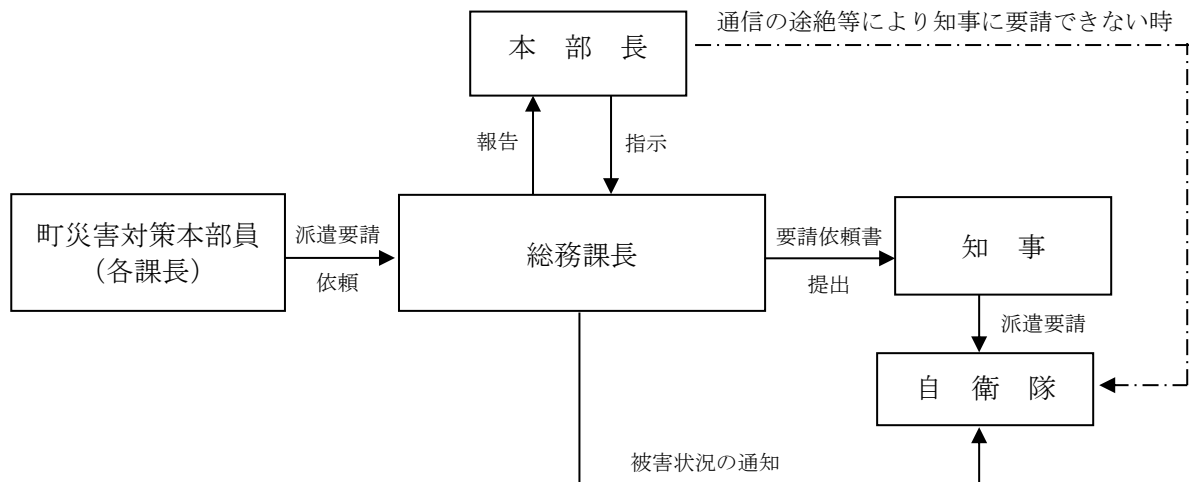
エ. 派遣判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

オ. 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

2 派遣要請要領

- ・ 要請経路



3 派遣要請方法

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、部隊等の派遣要請依頼書（資料編 様式7）に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって日高振興局（総務県民課）を經由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- (1) 派遣要請書記載事項
 - ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ. 派遣を希望する期間
 - ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ. その他参考となるべき事項
- (2) 災害派遣要請部隊名

陸上自衛隊第37普通科連隊 大阪府和泉市伯太町官有地 電話 0725-41-0090 (代表) (昼間) 第3科 (内 236~239) (夜間) 当直司令室 (内 302) 防衛省自衛隊和歌山地方協力本部 和歌山市築港一丁目 14-6 電話 073-422-5116~7

4 自衛隊受入体制及び準備

- ・ 現地には必ず現場責任者を置き、自衛隊現場指揮官と協議して作業の推進を図る。
- ・ 応急対策に必要な資機材については、災害対策本部で準備し、自衛隊の活動が迅速、効果的に実施できるようにする。
- ・ 派遣要員の受入体制の整備
応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、若もの広場、中紀地域職業訓練センター等を派遣部隊の受入れ候補箇所とし、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舍等のための拠点を設け受入体制を整える。
- ・ その他必要な事項を確認する（ヘリコプター発着地の選定等）。

5 撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、部隊撤収について知事に要請する。

部隊等の撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに部隊等の撤収要請依頼書（資料編 様式8）を提出する。

- ・ 撤収要請書記載事項
 - ア. 撤収日時
 - イ. 撤収を要請する理由

第34章 県防災ヘリコプター活用計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	和歌山県総務部危機管理局

第3節 取り組み内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

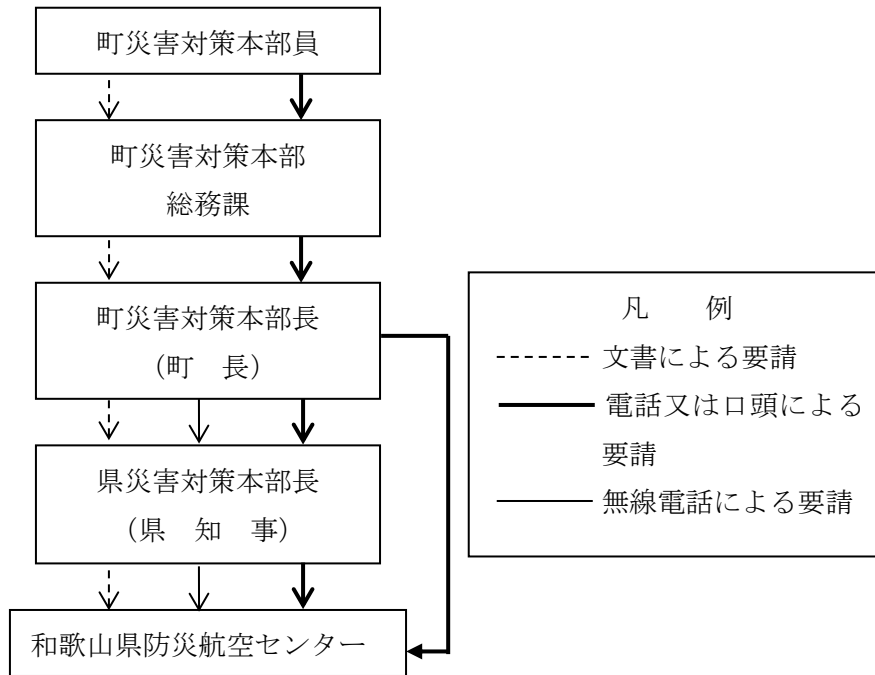
防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として、町等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県総括管理者（危機管理監）の指示により出動する。

(2) 応援要請方法

防災ヘリコプターの要請を必要とする場合、町長は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事宛に要請する。

ただし、緊急時ややむを得ない場合は、要請書に準じて電話又は口頭をもって要請することができる。この場合は、事後速やかに要請書を提出する。

ア. 要請先及び要請系統



イ. 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害状況
- ③ 災害現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ. 緊急応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター TEL:0739-45-8211
 FAX:0739-45-8213
 県防災電話：364-451、400
 県防災 FAX：364-499

(3) 各課における要請後の措置

ア. 作業計画並びに現場指揮

防災ヘリコプター要請の必要な課は、要請責任者並びに作業責任者を定め、作業計画を作成し、現場指揮に当たる。

イ. 資機材の調達及び費用の精算

防災ヘリコプターを要請した課は、必要資機材の調達計画及び費用精算を行う。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

ウ. 要請中の事故処理

防災ヘリコプター要請中に発生した事故等は要請した課において処理する。

エ. 防災ヘリコプター発着地の選定及び準備

① 発着地の選定

防災ヘリコプターを要請した課は、次の指定発着地の中から適当な場所を選定する。

ただし、指定発着地が使用不能又は使用不可能な場合は別に適地を選定し、要請書に位置等を明記する。

a. 災害時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施設管理者		面積 東西 m 南北 m	備 考
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号		
日高中学校	志賀 71-1	0738 63-2014	教育委員会	0738 63-2051	90×70	北に校舎
日高町若もの広場	池田 451	0738 63-3191	教育委員会	0738 63-2051	100×100	東・北に山
産湯海水浴場 駐車場	産湯 725-1	0738 63-3806	企画まちづ くり課	0738 63-2051	45×90	東に山・ 西に海
マツダンスポ ーツグラウンド	荊木 383-1	073 431-1080	県教育庁	073 431-1080	100×60	
マツダンスポ ーツグラウンド 駐車場	荊木 310-1	073 431-1080	県教育庁	073 431-1080	130×60	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正版）

b. 発着地選定基準

- ・地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- ・コンクリート舗装地又は芝地、草が適している。
 なお、運動場の場合は散水し、ほこり止めを行うこと。
- ・平地に円周を描き、その直径が4m以上。
- ・円周の地点から仰角9度の線上400m、幅20mにわたって障害物がないこと。
- ・夜間は障害物を確認することが困難であるため、障害物のない場所を選定すること。

(注) ヘリコプターは風に向かって約10°～12°の上昇角で離着陸する。

普通は垂直に離陸したり、高い所から着陸しない。

② 発着地の準備

a. 昼間使用の場合

- ・ヘリコプター着陸地点には石灰等を用いて円周のなかに「**H**」の記号を表示し、着陸中心地を示すこと。
- ・ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、又は旗をたてること。

b. 夜間使用の場合

- ・着陸誘導器具の準備を行うこと。
- ・誘導器具の調達先（1か所に付き必要数量）
- ・着陸の誘導を行うこと。

(4) 防災ヘリコプター撤収要請

本部長は防災ヘリコプターの救援を要しない状態となった場合は、知事にその旨を文書にて伝達する。

(5) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ア. 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ. 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ. 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ. 被災者等の救出
- オ. 救援物資、人員等の搬送
- カ. 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ. その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第35章 広域防災体制の計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

災害に対し、町だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、県、近隣市町及び指定地方行政機関へ応援協力を要請し、応急復旧活動に対処する。

ただし、消防組織法の規定に基づく消防の相互応援協力については協定事項による。

なお、応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

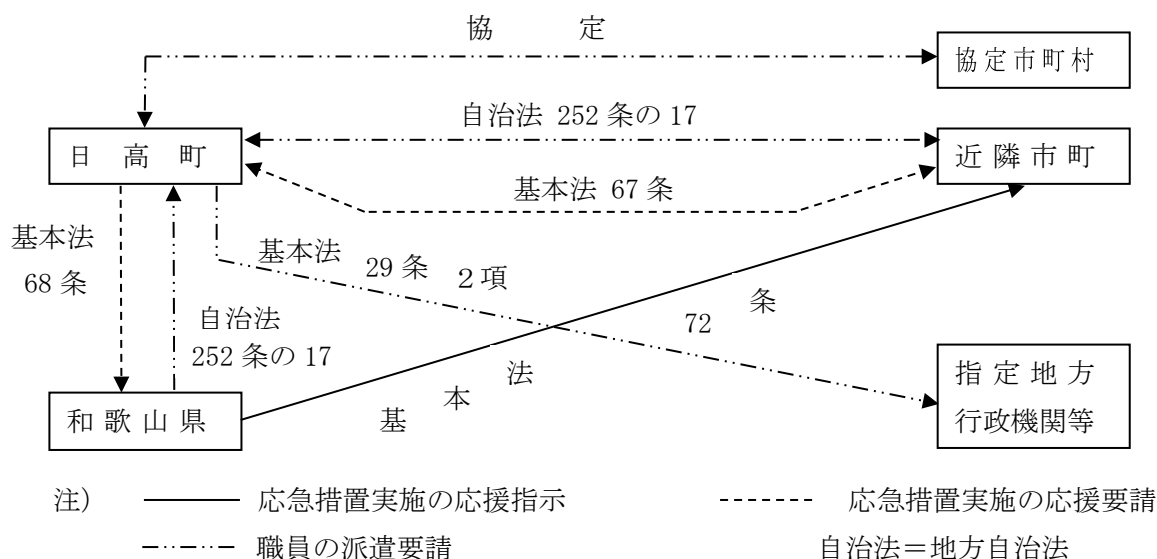
県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、町は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。又、町から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合には、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
---------	-----

第3節 取り組み内容

1 法律、協定に基づく応援協力の要請系統



2 応援要請の決定

応援要請を求めるときは、次にあげる場合において災害対策本部会議の決定に基づき総務課が行う。

又、災害の発生により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第78条の2に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、当該市町村に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされた。

- 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に応急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。
- 町域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

3 連絡の方法

応援を要請するときは、災害の状況及び応援を必要とする理由、応援を必要とする期間、応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数、応援を希望する区域及び活動内容、その他参考となる事項を記載した文書による。

ただし、緊急を要する場合で文書によることができないときは、ファクシミリ又は電話により行う。この場合においては事後速やかに文書を提出する。

4 派遣要請の受入体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、文化施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点として提供する。

5 応援要員の確保

他市町村からの応援要請を受けた場合、直ちに要員を派遣する。

ただし、要員の派遣が長期に及ぶ場合には、交代要員を確保し、適宜交代を行う。

6 費用の負担

応援の費用は基本法第92条の規定等により、原則として応援を要請した市町村が負担する。

7 市町村の相互応援

(1) 和歌山県下消防広域相互応援協定

町は、平成25年9月2日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」

に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努める。

(2) 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

町は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努める。

8 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

9 消防広域応援（緊急消防援助隊の応援要請）

本部長は、大規模災害等による被災者の救援活動のため、他都道府県からの応援が必要と認めるとき、知事に対し、緊急消防援助隊（災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県で編成された全国規模の組織）による応援を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

10 警察広域緊急援助隊

国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等に当たる警察広域緊急援助隊を全国都道府県警察に設置している。

公安委員会は、被災地を管轄する公安委員会の援助要求により速やかに派遣する。

11 組織体制

国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

12 広域一時滞在

(1) 県内における広域一時滞在

ア. 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内各市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内各市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

イ. 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内各市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(2) 県外における広域一時滞在

ア. 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ. 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第36章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

第1節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
---------	-----

第2節 取り組み内容

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成25年6月改正基本法）

内閣総理大臣により日高町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講じることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。

ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第5編 地震津波災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 基本方針

【達成目標】

(組織計画)

町域に大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、災害応急対策に対処する必要があるときは、本計画に定めるところにより災害対策本部を置く。又、本部長は、状況に応じ、本部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を置く。

本部は、災害の規模によってそれぞれ必要な組織の配置をとるほか、本部を設置するに至らない災害時であっても、組織を配置して対処するものとする。

(動員計画)

本部を設置するまでの間、又は本部を設置するに至らない場合は、平常時における組織をもって対処するものとする。

なお、職員動員は、本計画によるものとするが、消防職（団）員の動員については、水防、消防両計画に定めるところによる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	企画まちづくり課、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 時系列でみた取り組み事項

・ 災害対策本部の設置・運営

時 間	取り組み目標
30 分後	<ul style="list-style-type: none"> 本部の設置決定 本部室の設営 災害、被害情報の収集と本部員への伝達 職員の参集率 50%
2 時間後	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回災害対策本部会議の開催 応急対策の検討、災害派遣要請の検討等
24 時間後	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回災害対策本部会議の開催 応急対策の検討、災害復旧計画の検討等、災害救助法の適用検討
2 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に災害対策本部会議の開催 本部組織の見直し編成、激甚法の適用検討

第4節 取り組み内容

1 組織計画

(1) 災害時の配備体制の概要

町は、町域内に大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合に、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。

そのため、町長は、自らを本部長として、町に「日高町災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

災害時は、各職場内が手薄になるため、個人情報・セキュリティ上の観点から、関係者以外立入制限区域を設定する。

ア. 町域に震度4の地震が発生したとき等（警戒体制）

町域に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報以上が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令されたときは、必要な職員の動員配備を行い、被害情報の把握、調査、町民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制をとる。

イ. 町域に津波警報が発令されたとき（2号配備体制）

町域に津波警報が発表されたときは、沿岸部で被害が生じるものと想定し、2号配備体制をとり、被害情報の把握、調査、町民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制をとる。

ウ. 町域に震度5弱の地震が発生したとき（3号配備体制）

町域に震度5弱の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時は、町域に大規模な被害が生じるものと想定し、3号配備体制をとる。

特に、休日・夜間等勤務時間以外に震度5弱が発生したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加する。

なお、津波による危険が予測される時は、沿岸部の職員は避難を優先し、無理に参加せず情報収集を行い、可能な限り役場へ連絡する。

エ. 町域に震度5強以上の地震が発生したとき等（災害対策本部設置）

町域に震度5強以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、町域に大規模な被害が生じるものと想定し、自動的に「災害対策本部」を設置するとりきめとする。特に、休日・夜間等勤務時間以外に震度5強以上が発生したときは、参加指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加する。

なお、津波による危険が予測される時は、沿岸部の職員は避難を優先し、無理に参加せず情報収集を行い、可能な限り役場へ連絡する。

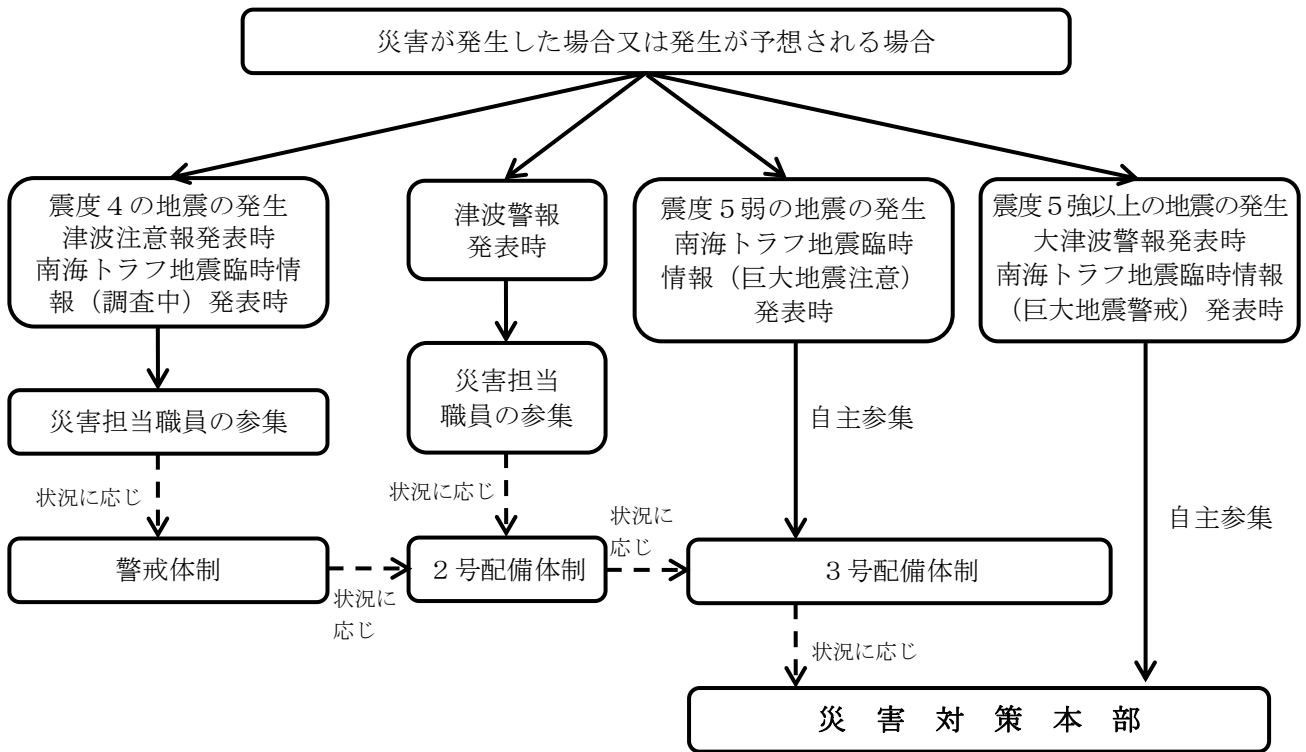


図 地震発生から災害対策本部設置までの流れ

(2) 警戒・配備体制

本部設置以前の体制として、概ね次の基準による配備につき、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期する。

ア. 発令の基準

警戒体制	a. 町域で震度4の地震が発生したとき。 b. 町域で津波注意報が発表されたとき。 c. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令されたとき d. 町域の被害状況等について調査が必要なとき。 e. 災害担当長（副町長）が必要と認めたとき。
2号配備体制	a. 町域で津波警報が発表されたとき。 b. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 c. その他町長が必要と認めたとき。
3号配備体制	a. 町域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 b. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 c. その他町長が必要と認めたとき。

イ. 解除の基準

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 災害の発生のおそれが消したとき。
- ③ 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ④ 町長又は副町長が必要なしと認めたとき。

ウ. 職員の配置

災害担当職員及び各配備体制の詳細については、「2 動員計画」参照。

応急業務の多様化・長期化、一部の通常業務の並行処理、所属間の業務量格差などが生じた場合は、業務の効率化・均等化・他班支援体制等々も含め、災害対策「班編成」の見直しを行う。

(3) 災害対策本部体制

町長は、町域に大規模災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、日高町災害対策本部条例に基づき、日高町災害対策本部を設置する。

本部の会議スペースには、気象情報・災害状況などの情報表示スペースや自衛隊・警察・県など外部連携スペースも確保する。

災害対策本部においては、自家発電機を常備し、停電時においても、地区防災拠点として機能するよう照明等及び電源を確保する。

なお、本部の設置等の詳細については「災害対策本部運営マニュアル」、初動期における活動については「職員初動マニュアル」、優先する業務等については「日高町業務継続計画」を参照する。

ア. 災害対策本部設置基準

- ① 町域で震度5強以上の地震が発生したとき。
- ② 町域で大津波警報が発表されたとき。
- ③ 救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
- ④ その他の状況により町長が必要と認めたとき。

イ. 災害対策本部の設置場所

本部は、役場庁舎におく。

(第1順位：2階中会議室、第2順位：3階大会議室)

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、日高中学校に設置する。

この場合、各関係機関に連絡する。

ウ. 災害対策本部の廃止基準

本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害の発生のおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ その他本部長が必要なしと認めたとき。

エ. 災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したとき、若しくは本部員の動員配備を指令し又は解除したときは、直ちにその旨を知事（県総務部災害対策課）及び関係機関に通知するとともに公表する。

オ. 本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

本部が設置された場合、玄関又は見やすい場所に「日高町災害対策本部」の標識板等を掲示する。

又、本部を設置した場合の通知及び公表の方法は次のとおりである。

表 本部を設置した場合の通知及び公表

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当 課
庁内各部	庁内放送	総務課
防災関係機関等	県総合防災情報システム、電話その他迅速な方法	総務課
町 民	町防災行政無線、ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車等	総務課
報道機関	口頭及び文書	総務課

カ. 構成

本部の組織は、「日高町災害対策本部条例」（資料編 資料2）及び本計画の定めるところによるものとする。

表 本部の組織構成

	組織の名称	担当構成員
本部 会議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	総務課長 企画まちづくり課長 議会事務局長 出納室長 税務課長 住民生活課長 いきいき長寿課長 子育て福祉健康課長 産業建設課長 上下水道課長 教育課長

① 本部長の代行

町長が不在の場合、若しくは何らかの事情により連絡が取れない場合、本部体制及び動員体制並びに各関係機関の要請の決定は副町長が行い、本部長を代行する。

副町長も不在の場合は、教育長がこれを行う。

教育長も不在の場合は、総務課長が本部長の代行を務める。

総務課長も不在の場合は、各課長等（年長者を上位とする。）が本部長の代行を務める。

② 本部設置及び廃止時の対応

災害応急対策の基本的事項について協議するため、町庁舎内において本部会議を開催する。

なお、災害の状況により、本部会議の開催が不可能な場合は中央公民館等に変更する。

キ. 本部会議の内容

本部会議の内容は概ね次のとおりとする。

a. 報告事項

- ・ 地震・津波・気象情報及び災害情報
- ・ 各協力機関の配備体制
- ・ 各部門の措置状況
- ・ 被害状況

- b. 協議事項
 - ・ 応急対策への指示
 - ・ 配備体制について
 - ・ 各部門の調整事項の指示
 - ・ 広域応援
 - ・ 自衛隊の災害派遣要請

ク. 各課（室）の分担任務

① 課（室）

- a. 課長に事故等があるときは、それぞれあらかじめ定めた次席の職員がその職務を代行する。
- b. 各課に本部連絡員をおき、課長がそれぞれその所属職員のうちから指名する。
- c. 課長は、本部長の命を受け、課（室）に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

② 本部連絡員

本部連絡員は、課（室）の災害に関する情報及び応急対策の実施状況につき、本部との連絡に当たる。

③ 事務分掌

各課の事務分掌は、次のとおりであり、ここで分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは総務課においてその都度定める。

特に、発災直後においては、被害状況や避難者の状況によっては一部の部署に業務（応急対策活動）が集中する可能性があることから、他の職員及び関係機関からの支援を充ててフォローするなど、臨機応変な対応をとる。

又、課長は、当該課の所属事項について応急対策の処理に当たる。

課長の属する課等の職員は、上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

その際、避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者など防災事務に従事する者については、自身の安全の確保に配慮する。

なお、災害の規模によっては、本部長の指示により柔軟な組織対応を行う。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

表 災害対策本部の各課事務分掌

担当課	分 担 事 務
総務課	1. 防災会議及び各関係機関、団体との連絡調整に関する事 2. 災害対策本部に関する事 3. 本部会議に関する事 4. 各課との連絡調整に関する事 5. 気象情報の受報・通報に関する事 6. 災害情報の受理伝達に関する事 7. 職員の動員調整に関する事 8. 消防団員の出動等に関する事 9. 被害情報の収集及び報告に関する事 10. 報道機関への発表に関する事 11. 避難者の管理及び避難所の開設等の指示に関する事 12. 他市町村及び県との連絡調整・応援要請に関する事 13. 輸送に関する事 14. 被災職員に関する事 15. 庁舎の管理等に関する事 16. 町有財産等の災害対策・被害調査に関する事 17. 自衛隊派遣要請の依頼、受入れに関する事 18. ヘリコプターの派遣要請、発着地の開設・運営に関する事 19. 車両の確保及び配車に関する事 20. 災害対策予算に関する事 21. 災害に伴う財政計画の樹立に関する事 22. 避難指示等の発令及び避難情報の伝達に関する事 23. 警戒区域の設定に関する事 24. 災害救助法の適用申請に関する事 25. 電気、通信及びLP ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関する事 26. 課の受援活動に関する事 27. その他必要な事
企画まちづくり課	1. 被害情報の収集及び報告に関する事 2. 災害広報活動の実施に関する事 3. 災害写真等の収集に関する事 4. 男女共同参画の視点からの配慮等に関する事 5. 課の受援活動に関する事 6. その他必要な事
議会事務局	1. 視察見舞いのための来町者の接遇に関する事 2. 町議会との連絡調整に関する事 3. 事務局の受援活動に関する事 4. その他必要な事

担当課	分 担 事 務
出納室	1. 災害活動の出納に関する事。 2. 義援金の受理に関する事。 3. 被害情報の収集及び報告に関する事。(税務課との協働) 4. 家屋等の被害認定調査に関する事。(税務課との協働) 5. 室の受援活動に関する事。 6. その他必要な事。
税務課	1. 被害情報の収集及び報告に関する事。 2. 家屋等の被害認定調査に関する事。 3. 町税の減免等課内の庶務に関する事。 4. 災証明の発行に関する事。 5. 課の受援活動に関する事。 6. その他必要な事。
住民生活課	1. 災害情報の受報・伝達に関する事。 2. 被害情報の収集及び報告に関する事。 3. 転出入の取り扱いに関する事。 4. 義援物資の受領配分に関する事。 5. 食糧の調達及び受領配分支給に関する事。 6. 炊き出し及び食糧の調達に関する事。 7. 衣料・生活必需品その他物資供給に関する事。 8. 避難所運営に関する事。 9. 社会福祉施設の災害復旧に関する事。 10. 民間団体への活動依頼に関する事。 11. ボランティアに関する事。 12. 被災者に対する各種給付金の支払いに関する事。 13. 災害相談窓口に関する事。 14. 行方不明者の捜索に関する事。 15. 遺体の収容埋葬に関する事。 16. し尿の収集・処理に関する事。 17. 一般廃棄物の処理に関する事。 18. 本部要員の食糧・寝具などの調達に関する事。 19. 被災者台帳、行方不明者名簿、遺体処理台帳及び埋葬台帳の作成に関する事。 20. 安否情報の提供に関する事 21. 要配慮者対策に関する事。 22. 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び活用に関する事。 23. 応急仮設トイレに関する事。 24. 課の受援活動に関する事。 25. その他必要な事。

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編

担当課	分担事務
いきいき長寿課	1. 高齢者等福祉施設及び利用者の被災状況の把握及び安全確保に関すること。 2. 避難行動要支援者の安否確認その他被災状況に関すること。 3. 被災した避難行動要支援者の生活支援に関すること。 4. 高齢者福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関すること。 5. 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者への支援に関すること。 6. 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び活用に関すること。(住民生活課との協働) 7. 課の受援活動に関すること。 8. その他必要なこと。
子育て福祉健康課	1. 傷病者の救護応急処置及び収容(助産を含む)に関すること。 2. 感染症予防等防疫に関すること。 3. 医療施設災害復旧に関すること。 4. 保健所、日本赤十字社、その他医療機関との連絡調整に関すること。 5. 本部要員の健康管理に関すること 6. 被災者の心理的被害のケア、その他精神保健福祉に関すること。 7. 被害情報の収集及び報告に関すること。 8. 保育に関すること。 9. 幼児等の安全対策に関すること。 10. 愛玩動物の飼育管理・保護に関すること。 11. 課の受援活動に関すること。 12. その他必要なこと。
産業建設課	1. 災害情報の受報・伝達に関すること。 2. 被害情報の収集及び報告に関すること。 3. 観光客の避難、輸送に関すること。 4. 農林水産業施設災害復旧に関すること。 5. 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に関すること。 6. 道路、橋りょう、河川、海岸、漁港、排水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 7. 障害物の除去に関すること。 8. 水防活動に関すること。 9. 災害復旧に関すること。 10. 応急対策実施のための用地借入及び補償に関すること。 11. 輸送に関すること。 12. 車両の確保及び配車、燃料の調達に関すること。 13. 緊急通行車両確認証明書に関すること。 14. 被災建築物応急危険度判定に関すること。 15. 被災宅地危険度判定に関すること。 16. 土砂災害等の警戒活動に関すること。 17. 課の受援活動に関すること。 18. その他必要なこと。

担当課	分担事務
上下水道課	1. 災害情報の受報、伝達に関すること。 2. 被害情報の収集及び報告に関すること。 3. 給水に関すること。 4. 上下水道復旧資機材の調達に関すること。 5. 上水道施設の応急復旧に関すること。 6. 下水道施設の応急復旧に関すること。 7. 課の受援活動に関すること。 8. その他必要なこと。
教育課	1. 災害情報の受報、伝達に関すること。 2. 被害情報の収集及び報告に関すること。 3. 文教対策に関すること。 4. 避難所運営に関すること。 5. 指定文化財に関すること。 6. 学校施設に関すること。 7. 児童・生徒の安全対策に関すること。 8. 課の受援活動に関すること。 9. その他必要なこと。

(4) 現地本部

現地本部の設置

本部体制下において、局地的に著しい災害が発生し、又は発生が予想される場合において現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、本部長の指示により、現地本部を設置する。

なお、災害対策本部へのリアルタイムな状況伝達のため、現地本部から本部へは、定期報告を徹底する。

組織及び運営

- ① 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員その他の職員をおく。
 - a. 現地本部長、現地副本部長は、本部会議構成員のうちから本部長が指名する。
 - b. 現地本部員（主幹相当職以上の職にある者）その他の職員は、本部会議構成員のうちから本部長が指名する。
- ② 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。
- ③ 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

現地本部の設置場所

現地本部は、設置する原因となった災害現場付近など、現地指揮をとるのに有利な公共施設等（公園、広場等を含む）に設置する。

現地本部を設置するのにふさわしい公共施設がない場合で、適当な民間施設がある場合には、基本法に基づく応急公用負担等により借上げ等を行う。

事務分掌

- ④ 災害状況の掌握・本部への報告
- ⑤ 現地災害応急対策の立案、決定
- ⑥ 防災関係機関との連絡調整
- ⑦ 必要な応援班、要員の要請と応援期間、集結場所等の指定
- ⑧ 現地災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- ⑨ 本部長の特命事務
- ⑩ その他

現地本部の閉鎖

現地本部の閉鎖は、本部長がこれを指示する。

2 動員計画

本部を設置するまでの間、又は本部を設置するに至らない場合は、平常時における組織をもって対処する。なお、職員動員は、本計画によるものとするが、災害担当課長の裁量により、動員体制外の職員を配備につかせることができる。

その際、災害対応職員の健康管理に留意する。

又、役場退職者などによる支援体制など、体制の充実を検討する。

(1) 初動体制・活動

町域に地震が発生した場合、その震度階又は津波警報等により、その地震に関する状況が「災害時の警戒・配備体制（地震時）」に定める事由に該当するときは、自動的に当該配備事由に相当する体制に移行する。町域の震度は、気象庁の発表する震度情報であり、「和歌山県北部」又は「日高町」のいずれかの震度とする。町域の津波警報等は、「和歌山県」が該当する。

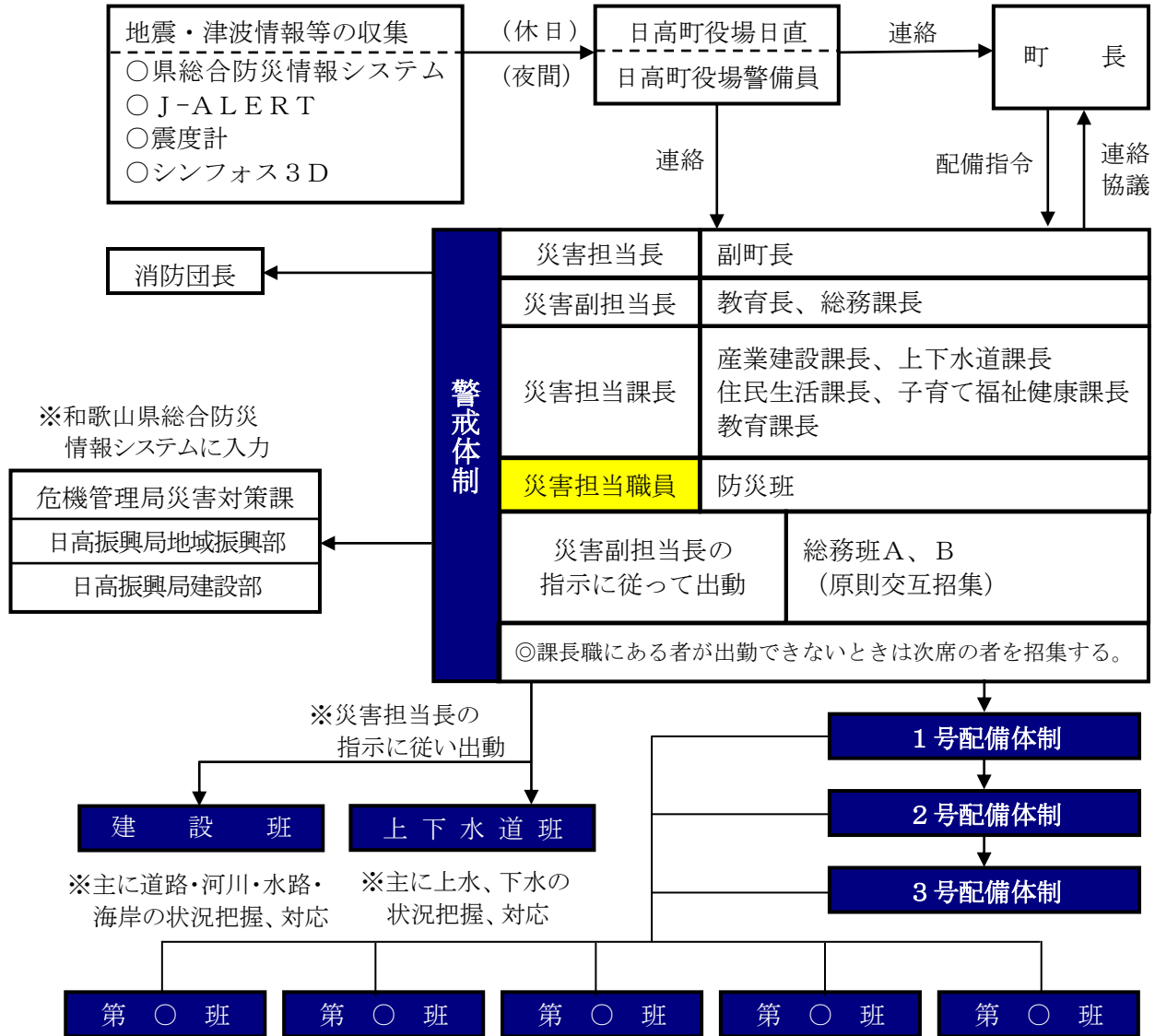
ア. 災害時の警戒・配備体制（地震時）

「1 組織計画」に定める発令基準に該当する場合は、次の警戒・配備態勢をとる。

なお、災害の態様ごとに、柔軟な配備体制をとる。

日高町職員防災体制連絡系統表

※詳細は、職員初動マニュアル参照



体制発令時の出勤職員と主な対応一覧	
災害担当職員参集	災害担当職員
警戒体制発令時	災害(副)担当長、災害担当課長、災害担当職員、総務班1班
1号配備体制発令時	警戒体制+配備班1~2班 ※町長、消防団長に連絡 ・町内状況把握・対応、家屋浸水対応、避難所対応、その他
2号配備体制発令時	警戒体制+配備班3~4班 ※町長、消防団長に連絡 ・1号配備体制+避難誘導、自主防災組織支援
3号配備体制発令時	全職員 ・2号配備体制+災害対策本部設置判断

第1編
第2編
第3編
第4編
第5編
第6編
第7編

イ. 初動期の活動

ここでは、災害対策本部設置前における初期活動を以下に示す。

① 自主参集：発災直後の初動対応

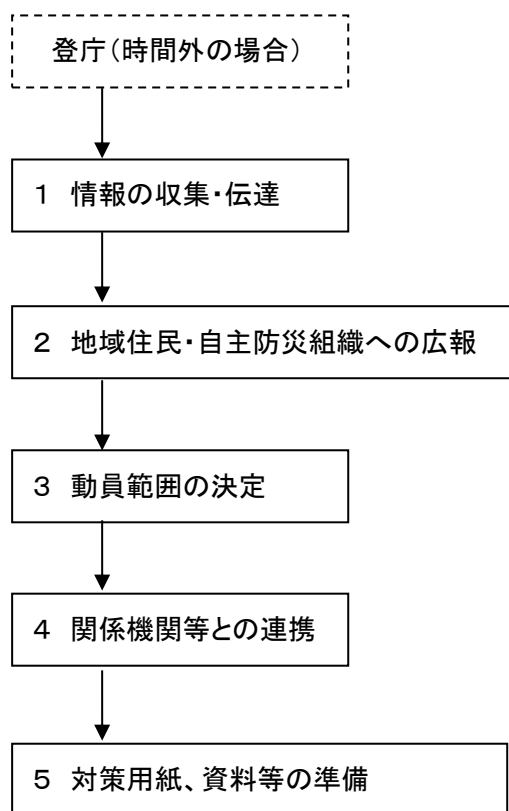
応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置するための活動体制を確立する。

以下にその流れを示す。

② 事前配備：発災直後の初動対応

関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

以下にその流れを示す。



第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

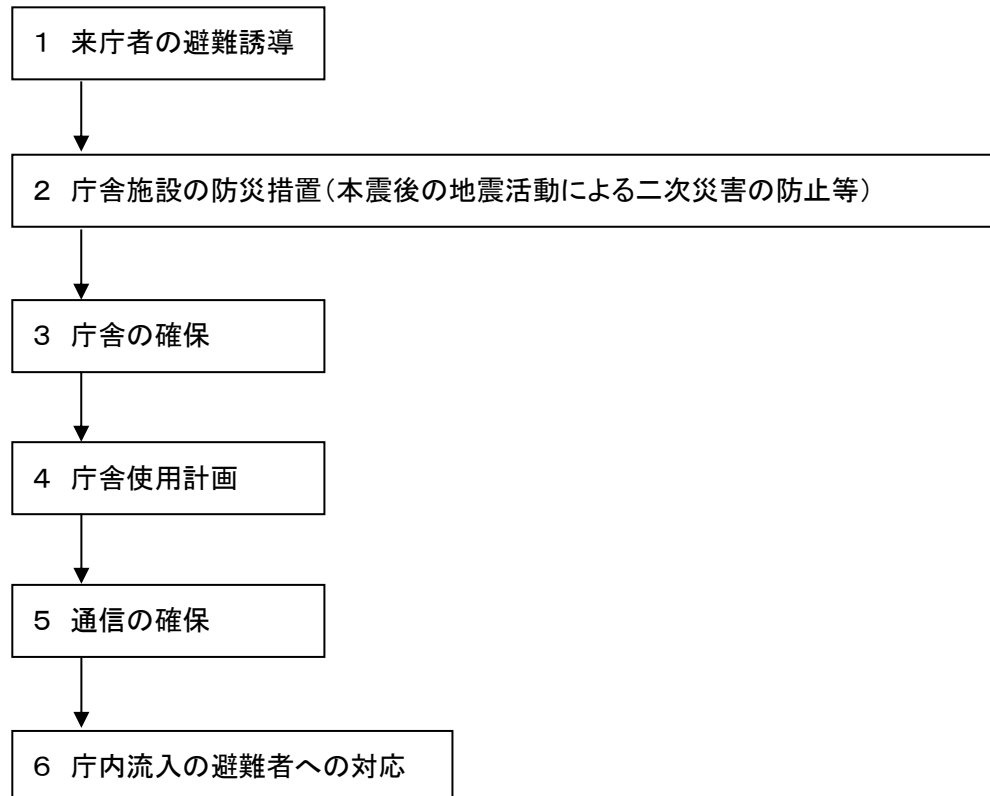
第6編

第7編

③ 庁舎管理：発災直後の初動対応

町は、地震が発生した場合、災害対策本部が設置される庁舎において、庁舎の使用可能状況及び安全性を速やかに把握する。

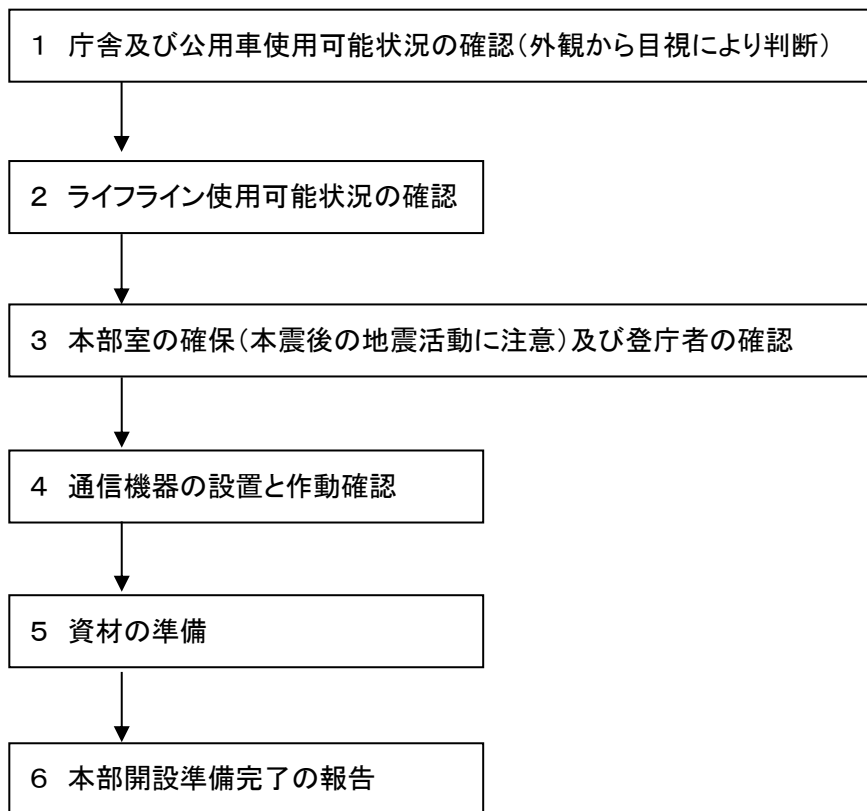
以下にその流れを示す。



④ 本部立上げ：発災直後の初動対応

町長（本部長）は、基本法第23条に基づき、災害応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

以下にその流れを示す。



(2) 動員方法

災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の警戒・配備体制」に定める参集方式であるが、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部・本部会議の協議を経て、本部長が指令する。

ア. 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、総務課長から各課長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

イ. 勤務時間外（夜間、休日等）における配備指令の伝達及び職員の非常招集

① 町役場日直又は町役場警備員（以下、「宿日直者」という）は、災害の状況について、防災関係機関や町民等からの通報があった時は、直ちに災害担当長、災害副担当長、各課長、各災害担当に連絡する。課長職にあるものが出勤できないときは次席の職員に連絡する。

② 連絡を受けた災害担当職員は、必要に応じて警戒体制をとるべく職員を招集する。

③ 災害担当長は、災害の情報について確認し、町長に連絡し協議の上、町

長から配備指令が出された時は、あらかじめ定めた方法により職員に伝達する。

④ 連絡又は招集の方法は、原則として次の手段による。

- a. 電話
- b. 町防災行政無線
- c. 携帯電話・スマートフォン等の電子メール
- d. 広報車
- e. 伝令、その他の適当な方法

⑤ 非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。

ウ. 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属課と連絡の上、又は、自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

エ. 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、最寄りの町の機関に参集し、当該出先機関の長の指示に従って、防災活動に従事する。

オ. 初動活動の体制

勤務時間外に災害が発生したときは、交通の混乱等で参集に時間がかかることが予想されるので、町役場の近傍に居住している職員を初動班として、各種情報の収集伝達等、初動活動にあてる。

カ. 非常招集及び自主参集を要しない者

- ① 心身の障がいにより許可を受けて休暇中の職員
- ② 前号に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

キ. 動員報告

各課長は、配備指令に基づいて所属課の職員を非常招集したとき又は、職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに総務課長に報告する。

総務課長は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに県に報告し、又は関係防災機関に連絡する。又、動員した人数が不足する場合は、予定している応援の職員を動員する。

ク. 参集時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を守って参集する。

- ① 勤務時間内の初動体制
 - a. 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

- b. 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
 - c. 不急の行事、会議、出張等中止する。
 - d. 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
 - e. 災害現場に出動した場合は、必ずヘルメット及び防災服を着用する。
 - f. 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。
- ② 勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制
- a. 災害が発生し、その災害が「1 組織計画」の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
 - b. 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、できるだけ防災服・ヘルメット・安全靴等着用、食糧1食分及び水筒とする。
 - c. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに所属長に報告する。
 - d. 休日等で外出先において災害が発生した場合は、可能な限りあらかじめ指定された場所に参集し、不可能な場合は最寄りの町の施設に参集する。
- ③ 持ち場に参集できない場合
- a. 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町の施設に参集し、災害対策に従事する。
 - b. 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
 - c. 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

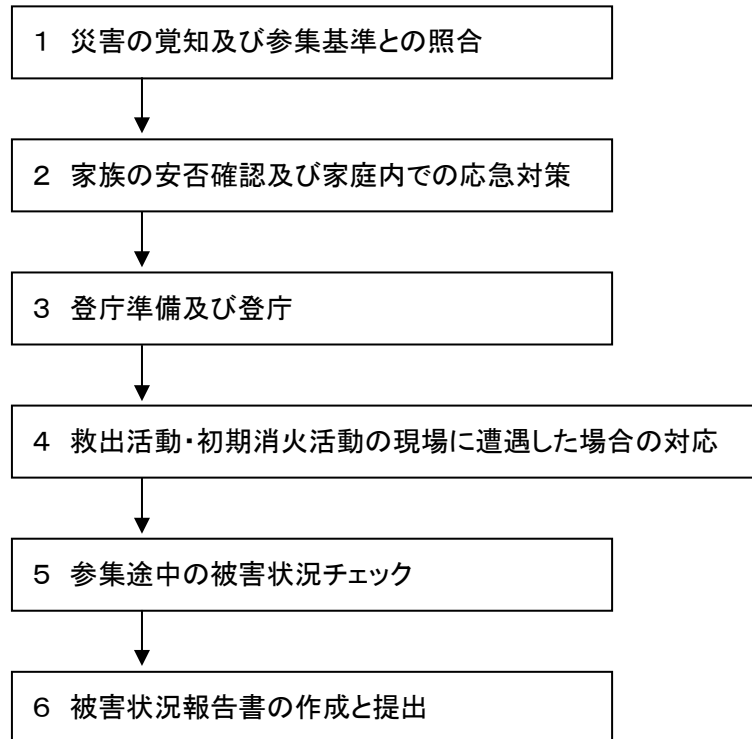
(3) 初動期の活動

ここでは、災害対策本部設置前における初期活動を以下に示す。

ア. 自主参集：発災直後の初動対応

応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置するための活動体制を確立する。

以下にその流れを示す。



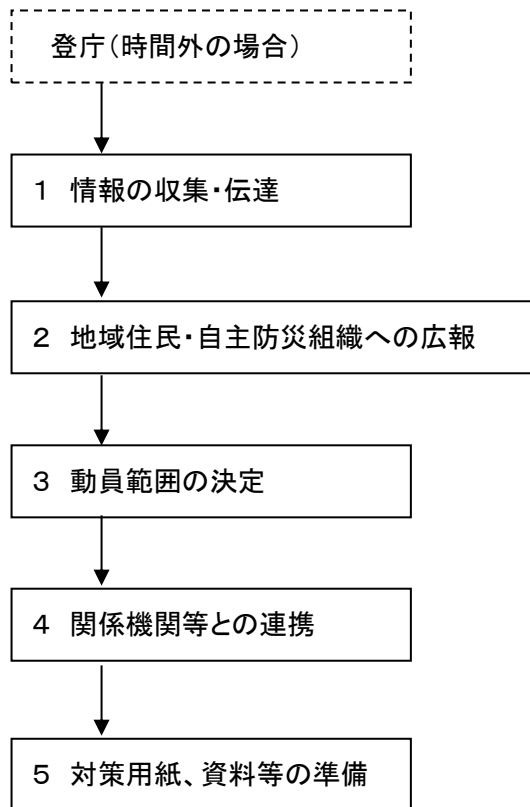
登庁できない場合の実施事項

災害対策本部へは、電話等により参集できない旨の報告を行う。

イ. 事前配備：発災直後の初動対応

関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

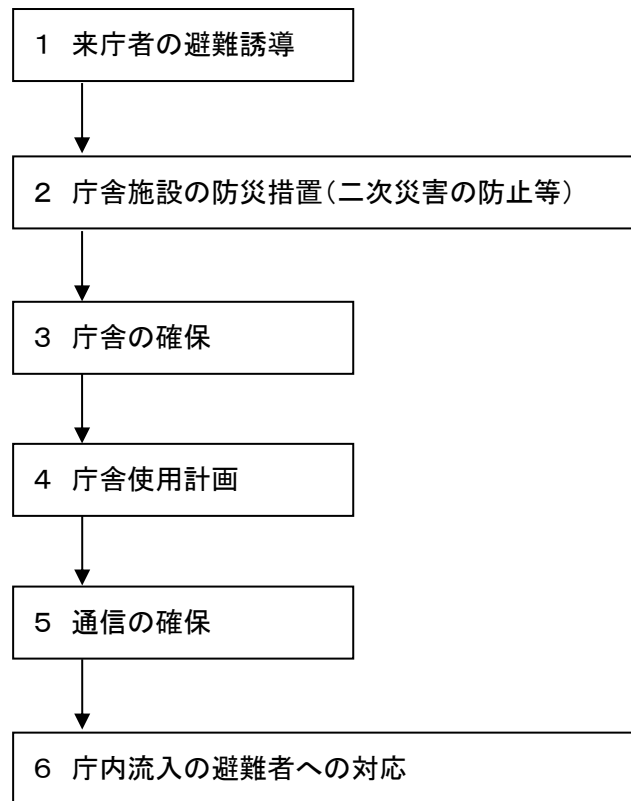
以下にその流れを示す。



ウ. 庁舎管理：発災直後の初動対応

町は、災害が発生した場合、災害対策本部が設置される庁舎において、庁舎の使用可能状況及び安全性を速やかに把握する。

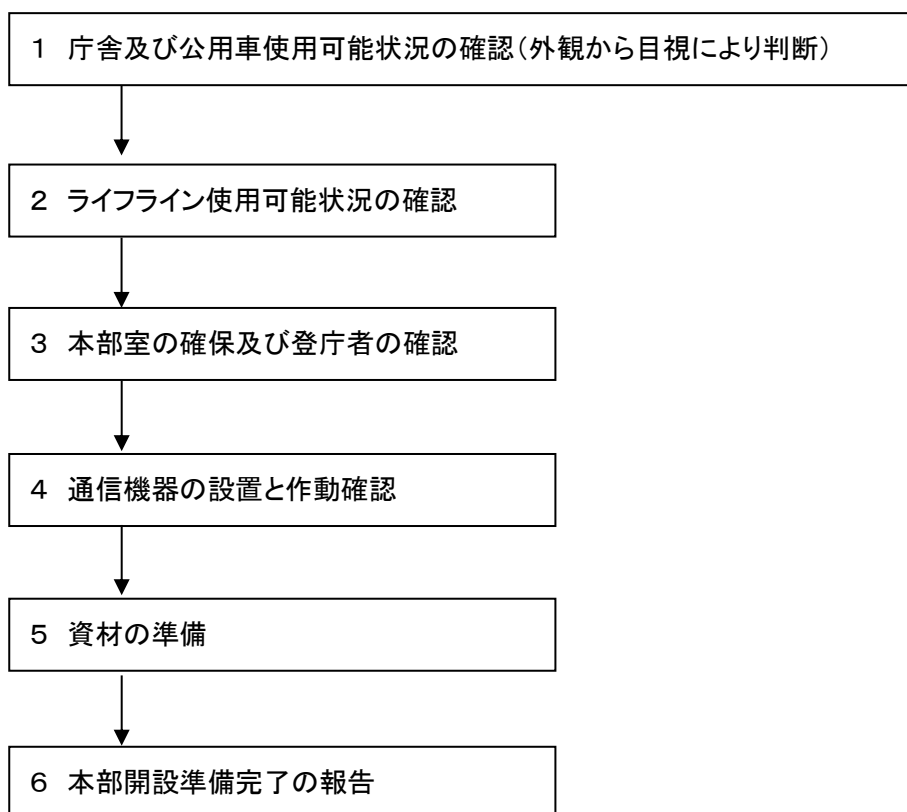
以下にその流れを示す。



エ. 本部立上げ：発災直後の初動対応

町長（本部長）は、基本法第23条に基づき、災害応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

以下にその流れを示す。



3 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

(1) 目的

内閣総理大臣は、東海地震にかかる地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発することになっている。

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、同地域で大規模な地震が発生した場合、町域で震度4、局地的に震度5弱程度と予想され、若干の被害が発生するおそれがある。又、警戒宣言が発せられたときにおいて、社会的混乱の発生も懸念される。

このため、警戒宣言の発令に伴う社会混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、町民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

なお、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29

年11月1日)に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

(2) 基本方針

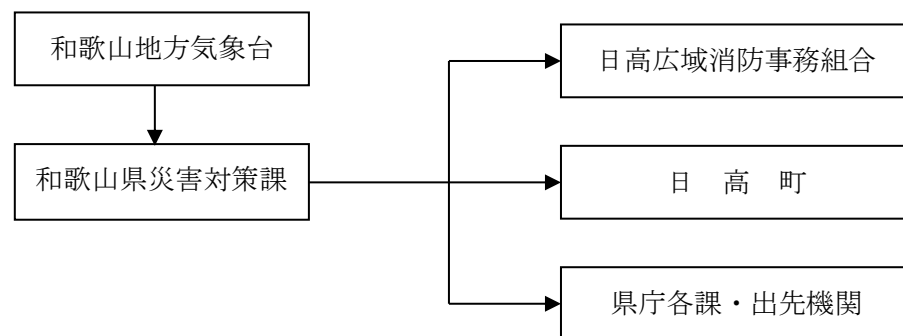
- ア. 本町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、平常どおりの行政機能を確保する。
- イ. 原則として警戒宣言が発令されたときから地震発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、地震防災対策強化地域判定会(以下、「判定会」という)の招集が決定された旨の連絡を受けたとき、又はその情報を得たときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
- ウ. 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防計画編、地震津波災害応急対策計画編で対処する。
- エ. 気象庁から東海地震の発生のおそれなくなった旨の情報が発表されるまでの間についても、必要な措置をとる。

(3) 東海地震に関する情報発表時等の措置

町及び防災関係機関は、東海地震に関する情報(東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報)が発表された場合には、警戒宣言及び地震に関する情報等を各機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

ア. 東海地震に関する情報の伝達

① 伝達系統



② 伝達事項

- a. 東海地震に関する連絡報の内容
 - b. 判定会の結果についての事項
 - c. その他必要な事項
- イ. 警戒体制の準備

町及び防災関係機関は、警戒体制の配備など対策を準備するとともに、警戒宣言及び大規模地震関連情報の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

(4) 警戒宣言発令時の対応措置

町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

ア. 大規模地震関連情報等の伝達

町及び県は、警戒宣言が発令され、大規模地震関連情報が発表されたときは、迅速に関係機関に伝達する。

① 伝達系統

「(3) 東海地震に関する情報発表時等の措置」参照。

② 伝達事項

- a. 警戒宣言
- b. 大規模地震関連情報
- c. 警戒解除宣言
- d. その他必要と認める事項

イ. 警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

① 組織動員配備体制の確立

- a. 地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられた場合、直ちに防災担当職員は配備につく。
- b. 情報交換により関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- c. 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

② 活動事項

- a. 職員への情報伝達・周知は、迅速的確に行う。
- b. 計画に基づき、警戒体制を敷き、職員の動員配備を行う。
- c. 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。
- d. 応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務を行う。
- e. 所管施設、職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講じる。
- f. 自家用発電機・消防用設備・無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

③ 町民が利用する施設の管理等

- a. 施設の利用者等に対して、警戒宣言が発令されたことを的確に周知し、これらの人々が混乱に陥らないように十分配慮する。
- b. 非常口・非常階段等の避難設備を点検し、地震時の避難体制に万全を期する。
- c. 火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置し、地震時の火災防止に

万全を期す。

d. 町の各種行事の中止等の検討を行う。

④ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当課は、現場の状況に応じ、請負業者の責任において次の措置を講じる。

- a. 建設機械類の安全措置
- b. 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び補強措置
- c. 工事現場内のガス管・上下水道管・電気設備等の安全措置
- d. 工事監督者・作業員の安全確保措置・現場巡視措置

⑤ 消防・水防

町、日高広域消防事務組合等は、迅速な消防・水防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- a. 地震予知情報等の収集と伝達
- b. 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- c. 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- d. 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

⑥ 交通の確保・混乱防止

町は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、必要に応じ、交通の確保・混乱の防止等の交通規制等への協力と安全走行についての広報を行う。

⑦ 上水道

町は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

⑧ 危険箇所対策

- a. 町は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、必要に応じて、巡視点検を行う。
- b. 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る町民については、町長は、警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

⑨ 多数の者を収容する施設

学校等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

ウ. 町民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたとき、町民、事業所は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において必要な防災措置を実施する。又、町は防災活動に協力するよう広報する。

- ① 広報の内容
 - a. 警戒宣言等の内容とそれらによってとられる措置
 - b. 出火防止、危険防止、発災時の対応など、町民、事業所のとるべき措置
 - c. 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
 - d. 要配慮者への支援の呼びかけなど
- ② 広報の手段

町は、警戒宣言の発令を受領した時は、広報車、防災行政無線等を活用し、区長会等の町民組織と連携して地域住民、事業所等へ周知する。周知に当たっては、要配慮者に配慮したものとする。

なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。

町民・事業所に対する町長からの呼びかけの例文

町民並びに事業所の皆さん、私は日高町長の〇〇〇〇です。

先程、テレビ、ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に係る「警戒宣言」が発令されました。

その内容は、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、町内では、静岡県等の地震防災対策強化地域（震度6弱以上）とは異なり、震度は4～5弱程度であると予想されます。

震度4では、被害はほとんど発生しません。又、地盤の悪いところでは局地的に震度5弱程度になるところもありますが、このときでも家屋等の倒壊の可能性は少なく、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。

町民、事務所の皆さんが冷静沈着な態度をとり、適切に対処すれば被害は最小限に食い止めることができます。まず地震に備えて危険な作業、又は不要不急の電話の利用や自動車の使用は極力自粛してください。又、デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオの情報や町役場等の防災機関からの広報など、正確な情報に耳を傾けてください。

繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大丈夫です。あわてず、落ち着いて行動していただくよう、重ねてお願いいたします。

4 津波対策

気象庁から発せられる津波予報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び町民に迅速に伝達・周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

(1) 津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

町及び関係機関は、気象台等から発せられる津波予報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

ア. 津波予報

① 津波予報の担当官署

津波予報（大津波警報、津波警報及び津波注意報）は、震央が北海道・本州・

四国・九州及び南西諸島の沿岸から概ね 600 km以遠にある地震による津波については気象庁本庁が、又、概ね 600 km以内の地震による津波については、気象庁本庁及び管区气象台等（近畿・中国・四国地方については大阪管区气象台）が担当し発表する。

② 津波警報等の種類と内容

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なため行わない。注意報が解除されるまで安全な場所から離れない。

出典：気象庁 警報・注意報発表基準

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

イ. 地震及び津波に関する情報

「震度速報」は、気象庁が津波予報発表以前に全国瞬時警報システム（J—A L E R T）等を用いて通知する。

「震源・震度に関する情報」及び「津波情報」は気象庁が発表し、県に関連する場合に和歌山地方气象台から通知する。

「各地の震度に関する情報」は県に関する場合、県に関連する事項を必要に応じ付記して和歌山地方气象台が発表する。

① 地震情報及び津波情報の種類と内容

※ 南海トラフ地震臨時情報は、「第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画」に記載する。

種類	発表基準	情報の内容
緊急地震速報 (警報)	・最大震度が5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合 ※1	地震の発生時刻、発生場所<震源>の推定値、地震発生場所の震央地名 長周期地震動階級3以上が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域〕
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測しあ震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地域名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 * 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 * 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

種類	発表基準	情報の内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

※1：震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予測される場合のものを特別警報に位置付けている。

出典：気象庁 警報・注意報発表基準

情報の種類	内容	
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 （沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 （沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。又、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表

出典：気象庁 警報・注意報発表基準

（2）町民等への周知

町は、日高広域消防事務組合、警察及び和歌山海上保安部（海南海上保安署）と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

ア．避難の指示、誘導

次の場合、町民や釣り人等の観光客、船舶等に対して、速やかに避難指示を行い、高台などの安全な場所に誘導する。

- ① 津波予報が発表されたとき。
- ② 県内で震度4以上の地震が観測され、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、海面監視等により津波による浸水が発生すると判断したとき。

イ．周知の方法

避難指示及び避難誘導を行う場合は、町防災行政無線や広報車等の活用、防災わかやまメール配信サービス、区長会等町民組織との連携など、あらゆる手段を使っ

て、町民等へ周知する。

周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

ウ. 防災行政無線による広報

津波情報については、町防災行政無線により全町域に放送される仕組みになっている。

放送が流れない場合は繰り返し防災無線室より放送を行う。

＜津波注意報（警報）が発令されたとき＞

「日高町役場より臨時放送をいたします。〇〇時〇〇分気象庁（〇〇気象台）発表、和歌山県下に津波注意報（警報）が発令されました。津波に注意（警戒）して下さい。なお、津波に関する情報はNHKのテレビ、ラジオで臨時放送されますので、今後の情報に十分注意して下さい。」

（3）町の組織動員配備体制

「2 動員計画」参照。

（4）水防活動

町は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門、閘門については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難する。

ア. 水防管理団体等

- ① 招集体制を確立する。
- ② 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡・通報を行う。
- ③ 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の県担当課に報告する。
- ④ 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- ⑤ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

イ. 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- ① 津波予報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- ② 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。
- ③ 産湯川水門等（4か所）遠隔操作できる箇所については、役場から監視の上、開閉を行う。

5 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

県は、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき「津波災害警戒区域」を指定し、公表している。

町は、県による津波災害警戒区域（浸水想定区域）に基づき、ハザードマップを作成しており、当該区域内に位置し津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項4号＜要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）＞に該当する施設は以下の資料の通りである。

「資料29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

なお、当該施設に関する情報の収集及び伝達等は、第5編第1章防災組織計画第4節4（2）町民等への周知の内容に準じて行う。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第2章 情報計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町域に大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、災害に関する必要な情報の収集、伝達及び広報を実施する。

通信連絡を確実に実施するため、通信手段等の確保を図る。

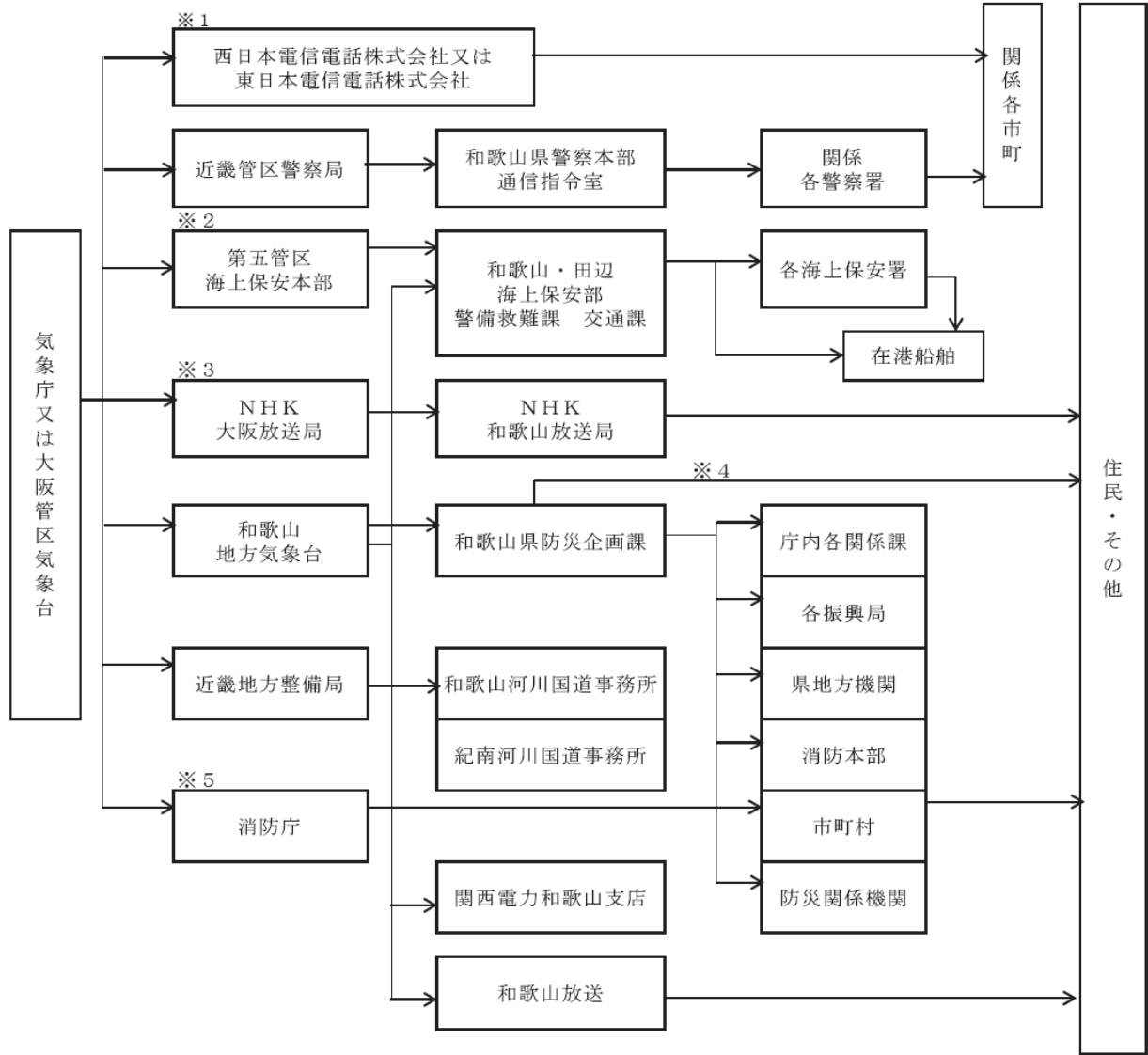
第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	企画まちづくり課、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

1 津波予報等の伝達計画

(1) 警報等の配信経路



- (注) 1 和歌山地方气象台からの伝達は、「アデス」又は「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、大津波警報、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。
 3 ※2は、神戸地方气象台から伝達する。
 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
 5 ※4は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやま X(Twitter)により伝達する。
 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達する。
 7 県（災害対策課）から町民への伝達は、津波警報及び津波注意報の発表時のみ行う。
 8 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局である。
 9 沿岸を有する警察署は、和歌山西、和歌山北、海南、有田湯浅、御坊、田辺、白浜、新宮の各警察署である。
 10 気象業務法の規定による通知先は、国土交通省（和歌山河川国道事務所）、警察庁（近畿管区警察局）、海上保安庁（第五管区海上保安本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部）、都道府県（和歌山県）、NTT西日本及びNHK大阪放送局である。

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編

11 各海上保安署とは、海南海上保安署、串本海上保安署の各海上保安署である。

(2) 地震に関する情報の伝達系統

勤務時間内は、県災害対策課より町へ伝達される。

勤務時間外においても、県総合防災情報システムの一斉通信により伝達される。

(3) 災害発見者の報告及び通報

基本法第54条に基づく災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は町長、警察官、海上保安官に、又は、異常な現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官、海上保安官その他の関係機関は、その旨を遅滞なく次の場所へ通報する。

通報先 日高町役場総務課 電話 0738(63)2051

和歌山地方気象台 電話 073(422)1328

なお、日高町役場総務課は、同条第4項により、その旨を和歌山地方気象台、その他関係機関に通報する。

2 応急被害状況の把握(関係機関)

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、本部及び防災関係機関がとるべき対策を明確にするため、被害状況の概要を把握する。

(1) 実施担当

応急被害状況の把握に関する担当部署と分掌事務は、次のとおりである。

担当課	分 掌 事 務
総務課	応急情報の総括的管理
企画まちづくり課	関係施設の被害調査・報告、商工関係施設の被害調査・報告
議会事務局	庁舎その他の町有財産の被害調査・報告
住民生活課	町民の問合せ・通報・苦情等の受付、処理 文化会館、住民公園、関係施設等の被害調査・報告
いきいき長寿課	高齢者等福祉施設の被害調査・報告
子育て福祉健康課	保育所等管理施設の被害調査・報告
税務課、出納室	住宅・人的被害等状況調査・報告
産業建設課	農産物、農地、農業用施設の被害調査・報告 道路・橋りょう・河川施設等の土木施設の被害調査・報告 危険なため池、海岸施設等の被害調査・報告 土砂災害危険箇所の災害調査・報告 山地災害の災害調査・報告
上下水道課	上下水道施設の被害調査・報告
教育課	学校教育施設、社会教育施設等の被害調査・報告

(2) 緊急調査

ア. 調査指示

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、本部長は緊急調査を本部員に指示し、本部員は該当部署にこれを伝達する。

ただし、規模の小さな調査にあつては、本部員独自の判断で、これを指示する。
なお、調査の規模が大きく、担当部署に応援の必要がある場合は、本部が総務課に対し増員を指示する。

イ. 調査内容

調査内容は次のとおり。

- ① 町内被害緊急調査
- ② 道路・橋りょう緊急調査
- ③ 河川・ため池・海岸等緊急調査
- ④ 土砂災害等事前緊急調査
- ⑤ その他緊急調査

ウ. 応急被災情報の収集

- ① 指示を受けた部署は、被災状況、危険箇所の調査を、重複を避けるように行い、各職員は現場において応急被災状況報告書（資料編 様式1）に記載し、これを持ち帰り、各部署で図面情報とデータ情報としてとりまとめる。この場合、調査地域を被災地域と被災していない地域とに区別する。
- ② 町民の問合せ・通報・苦情等を町職員が受けた場合の町民情報及び現地活動を行う場合のその周辺の被災情報等もあわせて、応急被災状況報告書（資料編 様式1）又は被害状況即報及び災害概況即報様式（資料編 様式3）に記載する。

エ. 総務課における応急被災情報の早期収集

- ① 総務課は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 被害規模を早期に把握するため、日高広域消防事務組合との緊密な連携を図る。

オ. 情報整理

集まった応急被災状況報告書（資料編 様式1）は情報の二重処理に注意して整理し、図面情報も合わせて本部に報告する。応急被災状況報告書の収集状況等からみて、短時間に処理しきれない場合は応援を要請する。

情報整理の過程で、重要な情報未収集地区がある場合は、必要に応じ、本部員を通じて担当部署に調査を依頼する。

カ. 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員は参集途上の被災状況を頭にとどめ、登庁後直ちにこれを応急被災状況報告書（資料編 様式1）に記載する。

3 被害情報等の収集計画

災害情報及び被害報告の収集は、本計画によるものとする。

被害状況の収集は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければ

ならない。

本部長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに町内の状況を把握して県総合防災情報システムに入力し知事に報告する。

なお、口頭による状況報告では伝達の限界があり、各種判断の遅延に繋がるため、報告は出来る限り、状況写真又は動画を添えての報告に努める。

写真及び動画については、その後の記録に必要となるため、撮影者・撮影日時・場所等最低限の情報を添えて管理する。情報は、町民・職員等への周知に努める。

又、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要となるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 被害状況調査

ア. 調査の対象

各課の所管に属する事項についての調査対象は、それぞれの課において適宜行うものとする。特に救助法適用の決定資料となる一般民家の損壊及び人的被害の調査対象は、現実に住居のため使用している住家で被害を受けたもの、災害のため死亡又は行方不明となったものを対象とする。

孤立化が想定される地区においては、災害時に活用できる安否確認台帳の事前準備に努める。又、確認事項欄を含め、様式の統一化を図る。

安否確認は、消防・警察・県等とも連携し、効率化を図る。

イ. 被害情報の早期収集

① 被害の規模を推定するための関連情報の収集

町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

津波による電話回線の途絶などの場合に備えて、多様な被害情報収集手段を確保する。

② 119番通報状況の収集

町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等を積極的に収集する。

ウ. 被害程度の認定基準

災害により被害を受けた人的及び家屋被害の認定は、概ね被害状況報告及び附表・明細表（資料編 様式4）によるものとする。

家屋被害調査は、応急復旧活動や大雨警報などにより調査が遅れ、第1次調査（床下・床上判定）において浸水痕跡の確認が難しくなる可能性があるため、り災状況を的確に把握するため、災害直後速やかに第1次調査を実施する。

なお、被害調査の遅延・調査の二度手間などを防ぐため、まず被害把握調査を目的とした一斉調査を実施し、その後、住家・店舗等に区分化するなど、調査の効率化を図る。

エ. 災害調査員による調査

- ① 災害調査員は、認定基準に基づく被害程度の認定を行い、その報告書を作成して本部に報告することを主たる任務とする。この報告は、救助法適用判断の基礎資料となるとともに、救助実施に当たって、その種類、程度、期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正かつ迅速に行わなければならない。
- ② 災害調査員は、応急被災状況報告書（資料編 様式1）又は被害状況即報及び災害概況即報様式（資料編 様式3）を作成する。
- ③ 災害調査員は、報告書作成に際して課長及び課関係職員とも協議して統一した報告を行う。
- ④ 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 災害調査員は、必要に応じて災害救助業務を処理する。

(2) 被害状況の収集報告

ア. 本部における被害状況収集報告

- ① 本部における被害状況（情報）の収集報告事務は、総務課が行う。
- ② 各課の所管に属する被害状況（情報）報告については、各課から県主管課へそれぞれ報告する。（資料編 様式3、4）
なお、被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し、随時報告するとともに、被害状況全般の把握がされているか否かを明らかにするため、不明地域事項等についてその旨（範囲）を附記する。
- ③ 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに町本部に通報されるよう、体制を整えておくものとする。
- ④ 被害状況の迅速かつ、統一的な把握を必要とするときは、本部長の決定するところにより関係課若しくは本部要員で被害調査隊を編成して現地調査を行う。
- ⑤ 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ⑥ 状況の収集、調査については、警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。

⑦ 最終的には、概ね被害状況報告及び附表・明細表（資料編 様式4）に準じた総括表にまとめておく。

イ. 県への報告

① 災害即報

a. 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。

b. 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

c. 119番通報状況については、町から県の他、直接国へも報告する。

d. 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

e. 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

f. 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行う。

② 被害状況報告

被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告（資料編 様式3、4）を段階的に行うものとする。

a. 概況報告は、災害発生後速やかに概況を報告する。

b. 中間報告は、被害状況が判明の都度報告する。

c. 確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

d. その他の報告

③ 報告系統

被害報告等は各地区調査員が調査報告し、総務課において総合的なとりまとめを行い、次の区分により県関係機関に報告する。

表 被害状況の報告

区分	報告先	町所管課
人的被害及び住宅等一般	日高振興局総務健康安全課	総務課
土木関係	日高振興局道路課	産業建設課
農業関係	日高振興局農業水産振興課	産業建設課
耕地関係	日高振興局農地課	産業建設部
林業関係	日高振興局林務課	産業建設課
水産関係	日高振興局企画産業課	産業建設課
漁港関係	日高振興局河港課	産業建設課
公共施設関係	日高振興局地域振興部各課・健康福祉部各課、和歌山県教育委員会	総務課 教育課
商工業関係	日高振興局企画産業課、地域課	企画まちづくり課
観光関係	日高振興局企画産業課、地域課	企画まちづくり課
自然公園関係	日高振興局衛生環境課	企画まちづくり課
衛生関係	日高振興局衛生環境課	子育て福祉健康課 住民生活課 上下水道課
その他	日高振興局総務県民課	総務課 その他関係各課
災害に対してとられた措置の概要	日高振興局総務県民課	総務課 その他関係各課

第1編

第2編

第3編

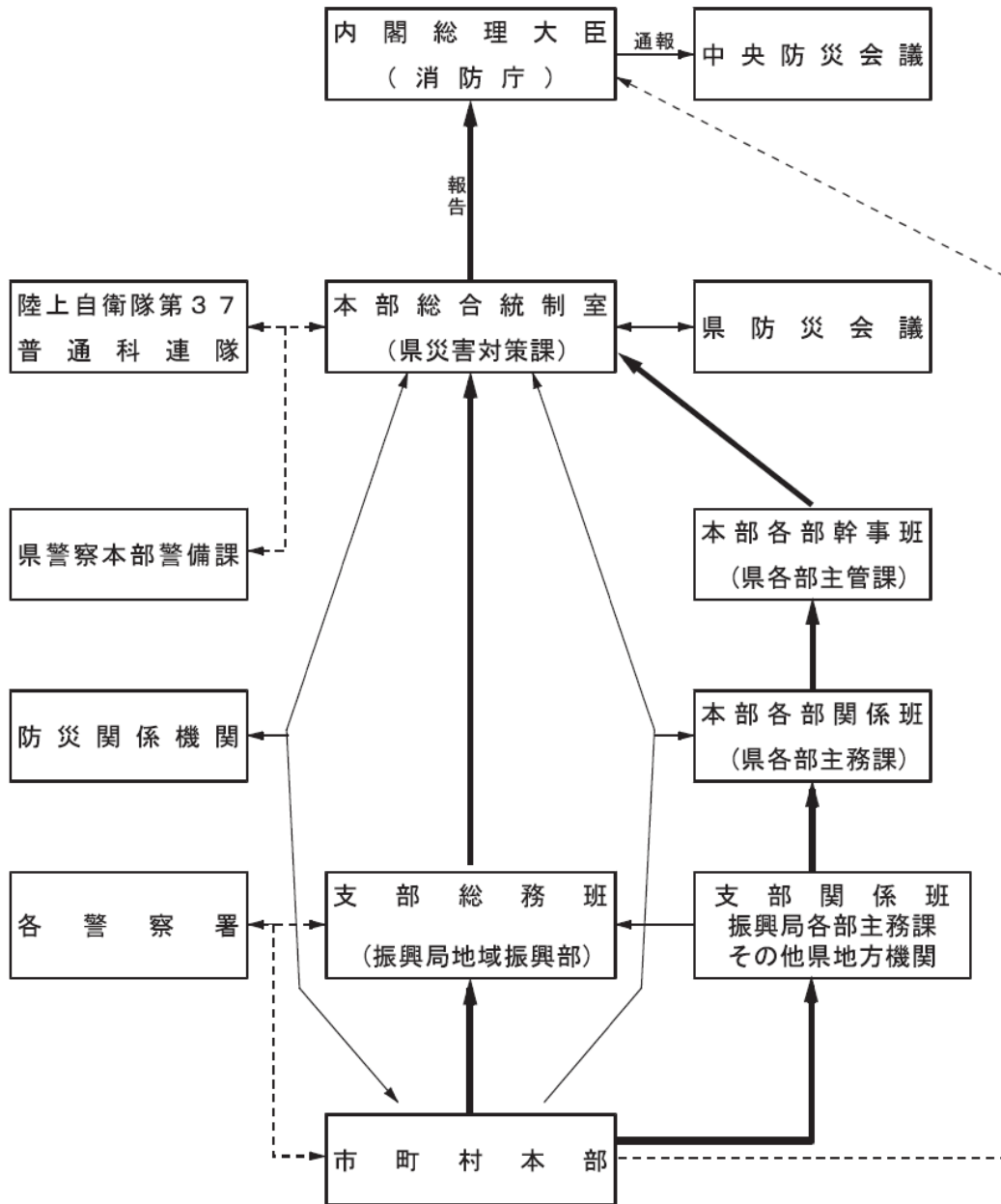
第4編

第5編

第6編

第7編

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。

(災害対策基本法第53条第1項)

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-49033

NTT回線 電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）

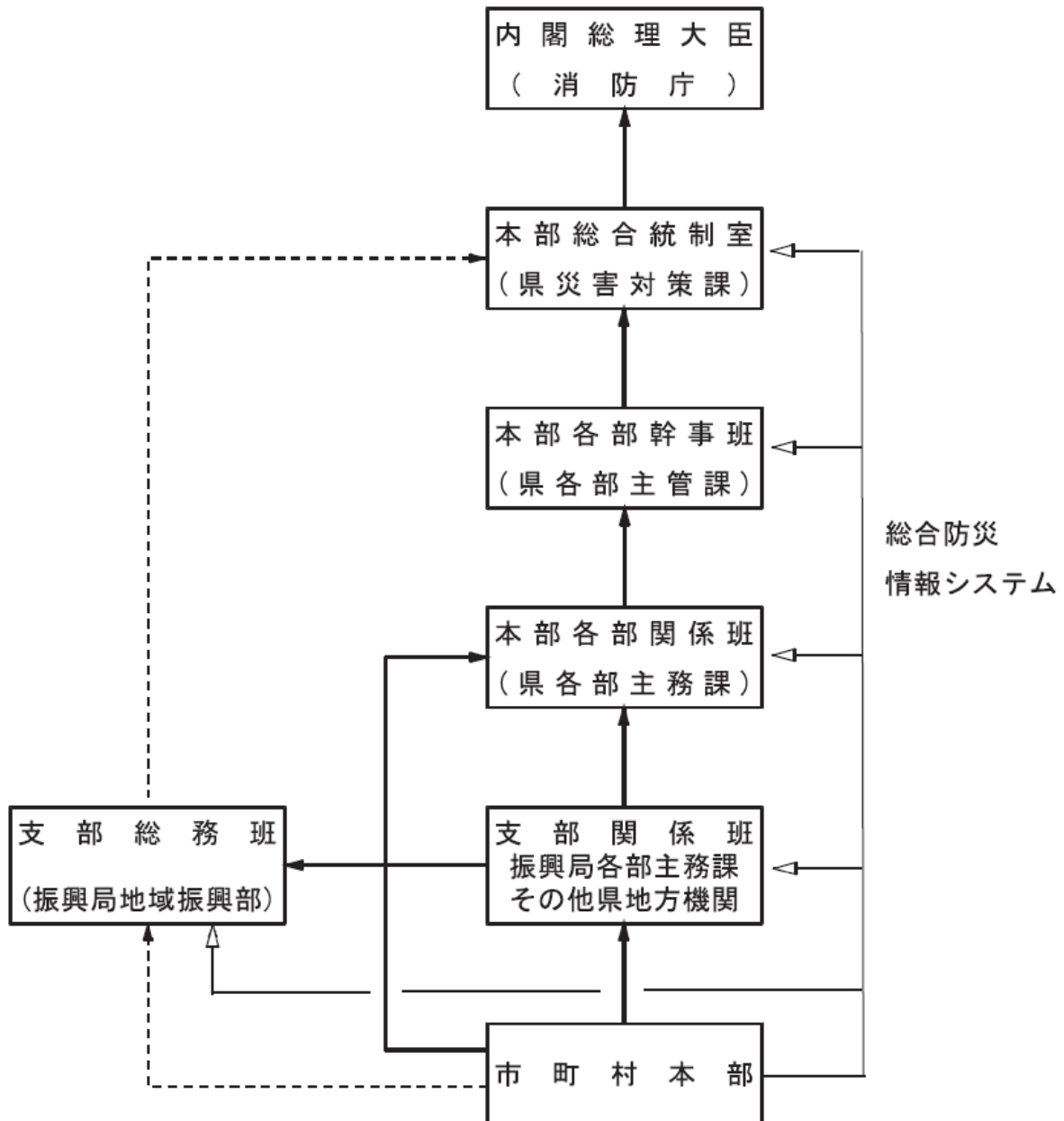
地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災FAX番号：7-048-500-49036

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

図 災害即報系統図

出典：和歌山県地域防災計画



- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 ② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

図 被害状況報告系統図

出典：和歌山県地域防災計画 令和3度修正版

ウ. 災害即報の報告方法

災害即報の報告方法については、原則として電子メールにより行うものとし、電子メールが使用不能等の場合は、迅速性を最優先として、電話等通信可能な方法により行う。

エ. 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県及び警察等の協力を得て、安否不明者等の氏名

情報等を収集する。

オ. 防災関係機関との情報交換、報告

本部と防災関係の各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

4 災害通信計画

災害時における関係機関、住民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

災害時の通信連絡手段としては、有線電話が電話線の切断や電話のふくそう等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、防災行政無線、又は関係機関の各種通信施設を有効に利用して、情報のそ通に支障のないようにする。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、又、孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努める。

(1) 通信窓口の指定

通信窓口については、「資料編 資料 16 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿」参照。

(2) 通信の種類

- ア. 電話、ファクシミリ、携帯電話・スマートフォン
- イ. 県総合防災情報システム
- ウ. 町防災行政無線
- エ. 電話会社の通信設備による通信
- オ. 急使による連絡
- カ. 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)
- キ. 衛星携帯電話
- ク. 特設公衆電話
- ケ. 非常通信

(3) 町防災行政無線

町役場防災無線室より放送した内容が、全町域へ放送される仕組みになっている。

特に、津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合には、通信衛星を用いて国(消防庁)から情報が送信され、瞬時に防災行政無線を通して町内に流れる仕組みとなっている(J-A L E R T)。

放送できるのは役場、その他の官公庁からの広報、公共性のある団体からの営利を目的としないお知らせ等のうち、住民生活に密着した内容とする。したがって、政党、政治、宗教に関する団体、任意の団体、個人が会員等に連絡手段として使用するための申請は受け付けない。

「資料編 資料 19 防災行政無線位置図」

(4) 非常通信等

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

又、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、無線局に対して、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

なお、電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を、町及び関係機関と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

非常通信経路（令和3年度現在）

区 間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設との距離
日高町 (総務課) ←→ 日高振興局	A	0.6km	日高町役場	[専用][地皇]	日高振興局□ (総務県民課)	0.4km
	A		日高広域消防事務組合△ (警防係)	[専用][県防]		
	B	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係)	[消救]	御坊市消防本部 △ (通信指令室)	
	B	1.5km	日高中学校△ (町庁舎代替施設)	[相互]	日高振興局□ (総務県民課)	
日高町 (総務課) ←→ 和歌山県庁	B	0.1km	■高家駐在所	[警察]	御坊警察署△ (地域課)	0.4km
	A	0.6km	日高町役場	[専用][地皇]	和歌山県庁□ (防災企画課)	構内
	A		日高広域消防事務組合△ (警防係)	[専用][県防]		
	A	0.6km	日高広域消防事務組合△ (警防係)	[消救]	和歌山県庁□ (危機管理・消防課)	
B	0.1km	■高家駐在所	[警察]	県警察本部△ (平日昼間：警備課 時間外：地域指導課通信指令室)		

近畿地方非常通信協議会概要を「資料編 資料 17 近畿地方非常通信協議会概要及び非常通信経路」に示す。

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編

5 災害広報計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知徹底し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

又、被災地外の地域の町民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

(1) 総務課と災害対策関係各部との連絡

- ア. 本部開設の場合は、庁内電話、庁内放送、伝令等により各課と密接な連絡をとるものとする。
- イ. 本部が開設されていない場合は、平常時の総務課と連絡をとるものとする。

(2) 情報等の収集要領

- ア. 本部開設の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生が予測される場合の災害予警報、災害状況、対策通報等あらゆる通信の授受は総務課が行うものであるから、その授受した通信中より広報に関係ある情報を抽出収集する。
- イ. 必要に応じ災害現地の状況について、動画又は写真等により情報を収集する。
- ウ. その他関係ある機関とできる限り連絡をとり、情報の収集に努める。

(3) 情報機関に対する情報発表の方法

本部長より指示又は承認されたものであって、町の地域及び町民の生命財産を災害から保護するための情報や保護のためにとった処置並びに被害の状況等について発表し、災害の真相を明らかにする。

発表に当たっては、特に要配慮者に配慮したものでなければならない。

(4) 町民に対する広報の方法

町民に対しては、災害の状況を次のような方法にて適宜発表し、又、区長会等による会議等において詳細な発表を行う。

特に、町外へ避難した町民の安否を迅速に確認し、情報提供を行う。

ア. 報道機関による広報

緊急を要するものや広範囲にわたるものは、ラジオ・テレビ・ケーブルテレビ・

新聞等により行う。

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として日高振興局を経由して知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できるものとする。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

なるべく早期の段階で、総合的な問合わせ・相談等に対応した一覧形式の書面（臨時広報紙など）を作成し、地方紙への折込み・地区配布などを実施する。

災害時には、被害状況に加え、町が周知したい案件についても積極的な情報提供を行い、各メディアに情報発信の協力要請を行う。

イ. 広報車による広報

広報車を利用して巡回し、広報を行う。

ウ. 印刷物による広報

町広報誌等により、災害等に関する広報を行う。

エ. 防災行政無線による広報

防災行政無線により全町域への広報を行う。

（ZTVコミュニティチャンネルと連携）

特に津波情報等緊急を要するものについて、緊急放送を行う。

オ. インターネットによる広報

町ホームページ、行政・防災情報メール配信サービスにより、災害等に関する広報を行う。

(5) 安否情報の提供

町は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、町が把握する情報に基づき回答することができる。

又、当該回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

被災者情報の公表や問い合わせへの回答等の際は、被災者の中にDV等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合等、配偶者からの暴力（DV被害）等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

6 生活関連総合相談計画

(1) 計画方針

被災町民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 計画内容

町は、被災町民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、国、県、関係機関等と合同の相談窓口を設置する。又、窓口には関係部署から必要な人員を派遣する。

第3章 消防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

地震による災害が発生し、又は発生のおそれのある場合においては、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、町民の生命、身体、財産を保護する。

又、消防団においては、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団

第3節 取り組み内容

1 日高広域消防事務組合

(1) 地震及び津波災害等活動実施要領

管内における地震及び津波災害等に対し、日高広域消防事務組合が行う活動等について定める。

地震及び津波災害が発生した場合、日高広域消防事務組合が行う活動は火災の鎮圧、人命救助及び救急活動に重点をおく。

ア. 津波警報等受信時の措置

① 津波注意報

- a. 情報の収集
- b. 災害及び緊急のものを除く庁外活動の中止及びその他の必要な措置

② 津波警報

- a. 消防長、次長及び関係所属長への連絡
- b. 沿岸警備及び広報
- c. 情報収集
- d. 必要に応じ、職員招集等

イ. 地震発生時の措置

震度4以上の地震を覚知した場合は、次の事項を実施する。

① 全無線局の開局、試験

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

- ② 119 回線等、緊急時使用回線の試験
- ③ 必要に応じて非常無線局の開局、試験
- ④ 庁舎の安全確認及び車庫のシャッター開放
- ⑤ 消防車両の安全確保
- ⑥ 必要に応じ、職員招集等

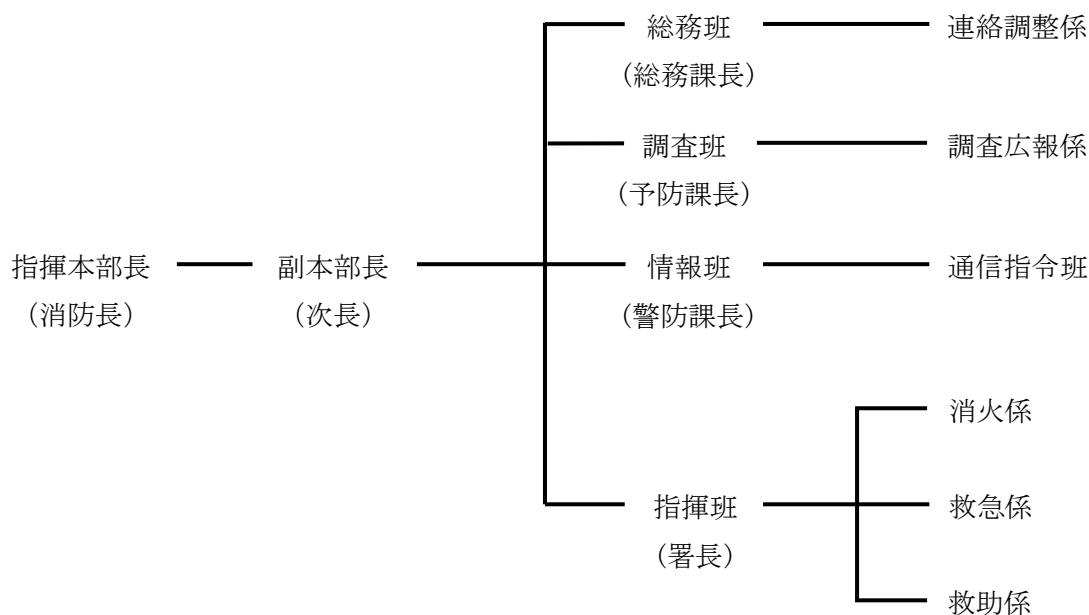
ウ. 指揮本部の開設等

次の①～③に該当する場合、地震及び津波等の災害活動を実施するため、消防本部に地震・津波災害指揮本部をおくものとする。

- ① 震度5強以上の地震が発生したとき
- ② 大津波警報が発表されたとき
- ③ その他消防長が必要と認めたとき

エ. 指揮本部の組織及び編成

- ① 組織



② 任務

- a. 指揮本部
 - ・災害活動の方針決定
- b. 連絡調整係
 - ・管内市町の災害対策本部との連絡調整に関すること
 - ・関係機関との連絡調整に関すること
 - ・各班の連絡調整に関すること
 - ・被害状況の集計と記録に関すること
 - ・消防庁舎の応急修理に関すること
 - ・非番職員の把握

- ・燃料・食糧・必要資器材の調達に関すること
- c. 調査広報係
 - ・災害状況及び災害活動の情報収集並びに報告記録に関すること
 - ・各種情報の収集及び報告に関すること
 - ・報道機関に対する発表とその資料作成に関すること
 - ・危険物、有毒ガス及び可燃性ガスに関する防災上の応急措置及び指導に関すること
 - ・消防団の活動、調査に関すること
 - ・初期消火並びに出火防止の指導及び広報に関すること
- d. 通信指令班
 - ・災害初期における消防部隊の運用に関すること
 - ・各消防部隊（消火、救急及び救助等）の運用に関すること
 - ・消防団との連絡調整に関すること
 - ・救急関係機関との連絡調整、医療機関の状況把握及び収集場所の確保に関すること
 - ・通信指令施設の管理運用に関すること
 - ・応援要請の受発に関すること
 - ・応援部隊の誘導に関すること
 - ・活動記録の事後整理及び保存管理
- e. 指揮班
 - ・指揮宣言
 - ・活動方針の決定に関すること
 - ・他機関等の応援要請の検討
 - ・消防部隊の状況把握
 - ・使用資器材の統制と運用に関すること

2 消防団

- ・ 任務
 - ア. 受持地区又は隣接地区における災害防ぎょ活動
 - イ. 飛火警戒
 - ウ. 避難誘導及び広報
 - エ. 警戒区域の設定及び群衆整理
 - オ. 町長又は消防長の特命による業務

3 消防水利調査

消防職員及び団員は、水利の実体につき管内調査、管外調査（利用可能なもの）及び特別調査を行い、これを利用する。

水利とは次をいう。

- ・ 消火栓 ・ 防火水槽 ・ 井戸 ・ プール ・ 河川、溝等
- ・ 濠、池等 ・ 海 ・ 下水道 ・ その他消防水利として使用できるもの

4 通信体制

防災行政無線及び消防救急無線の基地局及び共通波、活動波は、以下のとおりである。

日高町	陸上移動局（防災波、防災相互波）	10W 2局	ぼうさいひだかちょうぶんかん1(日高中学校)
	陸上移動局（防災波、防災相互波）		ぼうさいひだかちょう 101(防災車)
	陸上移動局（防災波）	5W 16局	ぼうさいひだかちょう(役場)
	陸上移動局（防災波、防災相互波）		ぼうさいひだかちょう 1～10(孤立集落)
	陸上移動局（防災波、防災相互波）		ぼうさいひだかちょう 201～205(役場)
日高広域消防事務組合	基地局	5W 3局	ひだかしょうほんぶにしやま
			ひだかしょうほんぶいぬがじょう
			ひだかしょうほんぶあきぼさん
	共通波 (県内の各消防本部全体で運用)	5W 4局	運用波(県波)
			全国波(統制波 1)
			全国波(統制波 2)
	活動波 (日高広域消防事務組合が単独で運用)	5W 2局	活動波 1
活動波 2			

5 応急避難計画

この計画は、危険区域にある町民を安全なる場所に応急的に避難させ、生命、身体の安全を図るため必要な事項を定めるものである。

(1) 避難情報の発令

- ア. 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命あるいは、身体を保護するため特に必要であると認めるとき、本部長は必要と認める区域の町民に対し避難情報を発令する。
- イ. 避難すべき時期が急を要し、本部長が指示等を発令するいとまがないと認めるときは、災害現場にある消防機関の長若しくはその委任を受けた上席消防吏員等がこれを行う。
- ウ. 避難情報を発令した場合は、県に報告する。

(2) 避難情報の区分

避難情報は、事態に応じ次のとおり区分する。

ア. 高齢者等避難

条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が延焼拡大して容易に鎮圧し難く火災防ぎょ線を決定して阻止しようとするとき ・大津波警報が発表されたとき ・その他爆発の危険を伴う火災等で特に区域住民の避難を必要とする場合
対 象	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者
伝達内容	(1) 発令者 (2) 避難すべき理由 (3) 避難すべき場所 (4) 避難すべき経路
伝達方法	広報車、有線放送、サイレンの吹鳴、ラジオ放送等を利用し、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。

イ. 避難指示

条 件	状況がさらに悪化して避難すべき時期が切迫する場合、又は指示に従わない残留者があるとき
対 象	高齢者等避難の場合と同じ
伝達内容	高齢者等避難の場合と同じ
伝達方法	マイク等による広報、口頭伝達（戸別）、サイレンの吹鳴等

ウ. 警察との協調

避難の指示等は、御坊警察署長との協議により相互の意見を調整した後これを行う。ただし、緊急時等やむを得ない場合は臨機の措置によりその旨御坊警察署長に通知する。

(3) 避難、誘導の留意点

ア. 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全に避難を行うことを第一義とする。したがって過重な携帯品等は状況によって持参せぬよう指導する。

イ. 避難順位

緊急避難の必要が大きい地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ① 要配慮者（幼児・高齢者、病人、身体障がい者、妊産婦等）及びこれらの者に必要な介助者
- ② 町民
- ③ 防災活動従事者

ウ. 最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な箇所については事前に誘導員を配置し避難中の事故を防止する。

エ. 夜間においては可能な限り投光機等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。

オ. 財産の保護は避難後においても状況の許す限り最善の方策を講じる。

カ. 消防団員は、津波警報等の発令時には「津波災害時の消防団活動・安全管

理マニュアル」に基づき行動する。

(4) 避難所の設定

避難所については、「資料編 資料 28 避難所」を参照。

6 相互応援協力計画

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによる。

(参考)

非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防ぎょに関し、緊急の必要があると認められるときに運用する。

なお、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防ぎょに対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等について、知事より消防庁長官に要請する。

第4章 水防計画

第1節 基本方針

【達成目標】

水防計画は、水防業務の円滑なる実施のため必要な事項を定め、洪水又は高潮等による水災を警戒防ぎよし、その被害を軽減するためのものである。

なお、地震・津波災害時における水防上必要な事項は本計画によるもののほか、水防法第33条に基づく日高町水防計画によるものとする。水防業務に携わる消防団については、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団

第3節 水防計画の取り組み内容

1 水防機関

本町においては水防法第5条に定める水防団は設置せず、消防団をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要あるときは、町各課職員を動員する。

2 水防組織

(1) 水防本部の設置

- ア. 町長は災害の状況により必要と認めた場合は、日高町水防本部を設置する。ただし、災害対策本部を設置したときはその機構に従う。
- イ. 水防本部は町役場内に設けるが、必要により他に変更又は分室を設ける。又、状況によっては水防本部を設置せず、日高町事務分掌条例に定める事務分掌に基づき事務を処理することができる。
- ウ. 各課長は、水防本部の設置と同時に連絡員を同本部に派遣し、命令受領並びに事務連絡に従事させる。

(2) 水防本部の組織

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、その鎮

圧、被害の拡大防止に努め、町民の生命、身体、財産を保護するための計画である。

表 水防本部の組織構成

	組織の名称	担当構成員
本部 会議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	総務課長 企画まちづくり課長 議会事務局長 出納室長 税務課長 住民生活課長 いきいき長寿課長 子育て福祉健康課産業建設課長 上下水道課長 教育課長

(3) 水防本部・組織の任務

水防法第11条に定めるところにより洪水、高潮予報の通知を受けたとき又は洪水、高潮等の発生が予想されるときから洪水又は高潮等の危険が去ったと認められるまで、「第1章 防災組織計画 第4節 1 組織計画」に示す事務分掌に準拠する。

又、次の水防活動についても必要に応じて行う。

- ア. 町自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、日高振興局建設部へその旨連絡する。
- イ. 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等河川管理者への連絡、通報を行う。
- ウ. 管理する水門、防潮扉等の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
- エ. 他市町村との相互協力、応援。

(4) 水防組織の非常配備

水防非常配備の種類を次の3種類とする。

ア. 水防配備態勢第1号

少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移により直ちに課員を招集する体制

イ. 水防配備態勢第2号

所属人員の約半数を動員し、水防活動が必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制

ウ. 水防配備態勢第3号

所属員全員を動員する完全な水防体制

(5) 水防組織の配備基準

ア. 水防配備態勢第1号

今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが、具体的に水防活動を必要とするに至るまでには、かなり時間的に余裕があると認められたとき。

イ. 水防配備態勢第2号

水防活動を必要とする事態の発生が予測され、又は水防活動が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。

ウ. 水防配備態勢第3号

事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、又は大規模な水防活動が行われ、第2号配備で処理しかねると認められるとき。

(6) 消防団の非常配備

消防団の非常配備の種類を次の3種類とする。

なお、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意する。又、消防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

ア. 待機

消防団の連絡員を本部につめさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、又、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ. 準備

団長、副団長は所定の詰所に集合し、又、資機材器具の整備点検作業、人員の配備計画等に当たり重要水防区域監視のため一部団員を出動させる。準備命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき。
- ② 気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。
- ③ 地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。

ウ. 出動

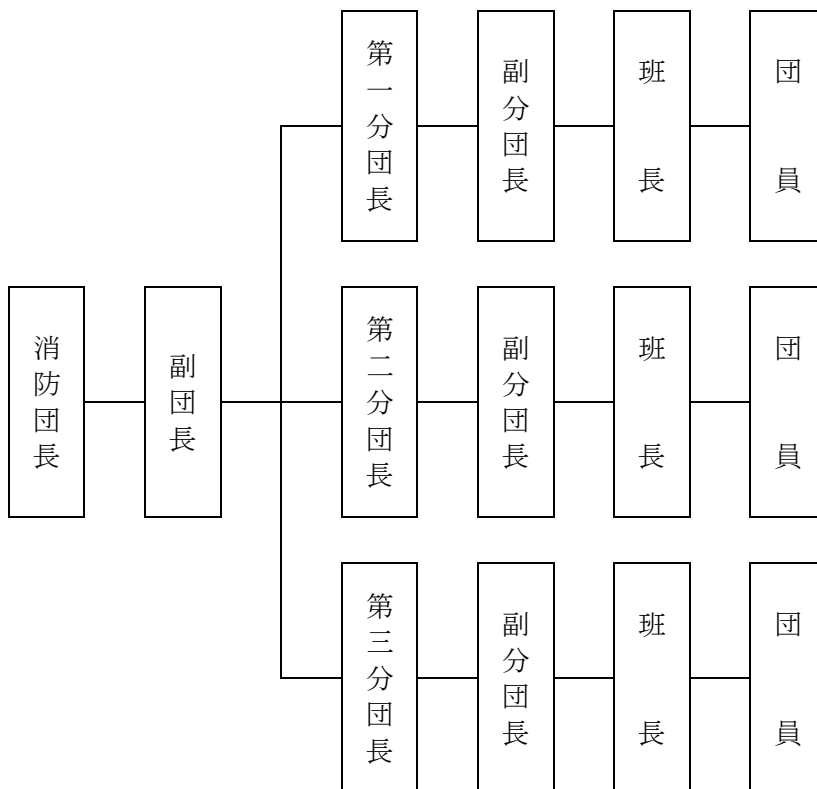
消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく出動命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがあるとき。

るとき。

- ② 潮位が満潮位を超え、異常に上昇のおそれがあるとき。
- ③ 地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

(7) 消防団組織



(8) 資材、機材の数量及び保管場所

町における水防倉庫は、役場構内にある。

(9) 雨量、水位の通報

災害の予想される気象状況に際しては、雨量及び西川水位の観測を行い、水防に資するとともに、水防法第12条の規定に基づき日高振興局建設部へ通報する。

ア. 雨量の観測及び通報

雨量の観測は、町役場に設置した雨量計により行う。

総雨量が80ミリに達したとき、あるいは台風等の接近により、前線が停滞してかなりの降雨量が予想される場合は、1時間雨量20ミリを超えたときから降り終わるまでの間、毎時間観測通報する。

又、水防配備態勢が発令された場合は、発令時から毎時観測を行う。ただし、ラジオ、テレビ等により豪雨が予想される場合は、降り始めたときから観測を行う。

「資料編 資料20 雨量観測所」

イ. 水位の観測及び通報

水位の観測は、西川の清水井橋水位観測所で行う。

「資料編 資料21 水位観測所」

気象状況により出水のおそれがあることを察知したときは、下記の要領により観測通報する。

- ・水防団待機水位（2.6m）を上回ったときから1時間ごと
- ・氾濫注意水位（3.0m）を上回ったときから半時間ごと

ウ. 通 報

雨量及び水位の通報は、テレメータにより日高振興局建設部へ伝わるが、何らかの理由により故障した場合は、町は、観測場所、日時、水位増減の傾向等を電話又は無線で通報する。

(10) 水防信号

ア. 水防に用いる信号は、次のとおりとする。

方 法	サイレン信号
第1信号	○-5秒 休止-10秒 ○-5秒 休止-10秒 ○-5秒
第2信号	○-5秒 休止-5秒 ○-5秒 休止-5秒 ○-5秒
第3信号	○-10秒 休止-5秒 ○-10秒 休止-5秒 ○-10秒
第4信号	○-1分 休止-5秒 ○-1分

イ. 信号の内容

信号区分	内 容
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。
第2信号	消防団に属するものの全員が出動することを知らせるもの。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動することを知らせるもの。
第4信号	必要と認める区域の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの。

ウ. 信号の実施要領

- ① 信号は適宜の時間継続する。
- ② 危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。

(11) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

県は、洪水による災害の発生を警戒すべき日高川流域について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町に通知している。

町は、県による浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを作成しているが、当該区域内に位置し水防法第15条第1項第4号<要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）>に該当する施設は以下の資料の通りである。

なお、当該施設に関する情報の収集及び伝達等は、第5編第5章二次災害の防止第3節1(3)情報の収集及び伝達、(4)伝達情報の内容に準じて行う。

「資料29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第5章 二次災害の防止

第1節 基本方針

【達成目標】

地震により多くの宅地が被災した場合、本震後の地震活動等による宅地の崩壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	総務課、企画まちづくり課

第3節 取り組み内容

1 土砂災害の防止

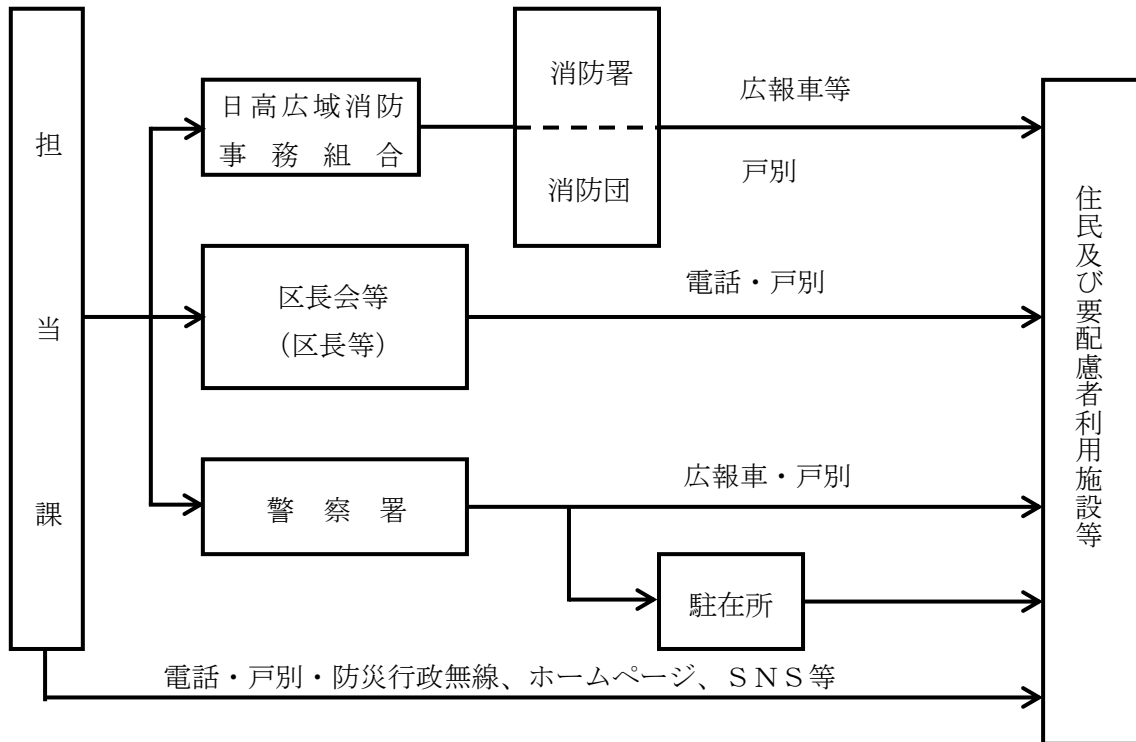
(1) 対象

山地災害危険地区、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域については、「資料編 資料 11～15」参照。

(2) 警戒体制の確立

- ア. 警戒すべき区域に対する警戒及び巡視
- イ. 気象情報、予警報等の収集・伝達
- ウ. 必要により町民に対する災害情報、避難情報の広報
- エ. 自主防災組織結成地区にあつては、自主防災組織の活用
- オ. その他、本部長が必要と認める事項

(3) 情報の収集及び伝達



(4) 伝達情報の内容

- ア. 気象予警報等の情報
- イ. 降雨の状況
- ウ. 前兆現象の監視、観測状況の報告
- エ. 避難指示等
- オ. その他応急対策に必要な情報

(5) 前兆現象の把握

本部は、土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、町域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握を行う。

- ア. 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ. 斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）の変化、亀裂状況
- ウ. 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- エ. 斜面の局部的崩壊
- オ. 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- カ. 人家等建物の損壊状況
- キ. 町民及び滞留者数
- ク. その他必要な情報

(6) 災害救助活動

本部長は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救出班を編成し、日高広域消防事務組合及び消防団、警察等の協力を得て救助活動に当たる。なお、独自の救出作業が困難な場合は、県に応援を要請する。

2 公共土木施設

(1) 対象

河川施設、ため池施設、海岸施設、港湾関係施設、漁港関係施設、橋りょう等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

施設の管理者等は、被害状況の早期発見に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

(3) 避難及び立入制限

施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や町民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

3 土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害により住民の生命等に危害が生じる恐れのあると認めた土地などを土砂災害(特別)警戒区域として指定し、関係市町に通知している。

町は、県による土砂災害(特別)警戒区域に基づき、ハザードマップを作成しているが、当該区域内に位置し土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号<要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)>に該当する施設は以下の資料の通りである。

「資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第6章 災害救助法等の適用計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時における被災者の救助、保護及び健康の保持を図る。

なお、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事から町長に委任され、町長が行うことになる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 リ災証明書に基づく様々な被災者支援策

リ災証明書に基づく被災者支援策は、以下のとおり様々な方式のものがある。

各々が異なる申請期限、必要項目等を有するものであるため、各支援策に対応したり災証明書の発行を可能とするべく、調査方針や発行計画を立てていく。

- ⇒ 給付 — 被災者生活再建支援法、義援金 等
- ⇒ 融資 — 住宅金融支援機構融資、損害援護資金 等
- ⇒ 減免・猶予 — 税の減免・猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免 等
- ⇒ 現物給付 — 災害救助法に基づく住宅の応急修理 等

（※ 傍線部分は法令に基づく支援策であり、通常リ災証明書の添付等を要する）

2 災害救助法の適用計画

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行われる。

（1）適用基準

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が

現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

- ア. 全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下、「被害世帯」という）が40世帯数以上に達したとき。
- イ. 被害世帯数が40世帯に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。
- ウ. 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が5,000世帯に達したとき。
- エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
(特別の事情とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。)
- オ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- カ. 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ア. 避難所の設置
- イ. 応急仮設住宅の設置
- ウ. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ. 医療及び助産
- カ. 被災者の救出
- キ. 被災した住宅の応急修理
- ク. 学用品の給与

- ケ. 埋葬
- コ. 遺体の搜索
- サ. 遺体の処置
- シ. 障害物の除去
- ス. 応急救助のための輸送費
- セ. 応急救助のための賃金職員等雇上費

3 被災者生活再建支援法の適用計画

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合に適用される。

(火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる)

- ア. 市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。
- イ. 大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。
 - ① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。
 - ② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。
- ウ. 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- エ. 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- オ. 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- カ. ウ又はエの市町村を含む都道府県内の他の市町村で、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- キ. オ又はカに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ウ、エ、オのいずれの区域に隣接し、自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）
- ク. ウ若しくはエの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、自然災害により、

5世帯（人口5万人未満の市町村にあつては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

(2) 対象となる被災世帯

- ア. 自然災害により、その居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。
- イ. 住宅が全壊した世帯
- ウ. 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- エ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- オ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- カ. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

全壊世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給される。又、住宅を建設・購入する場合は200万円が、補修する場合は100万円が、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（いずれも世帯人数が複数の場合）である。

詳細については、「資料編 資料23 被災者生活再建支援制度の概要」参照。

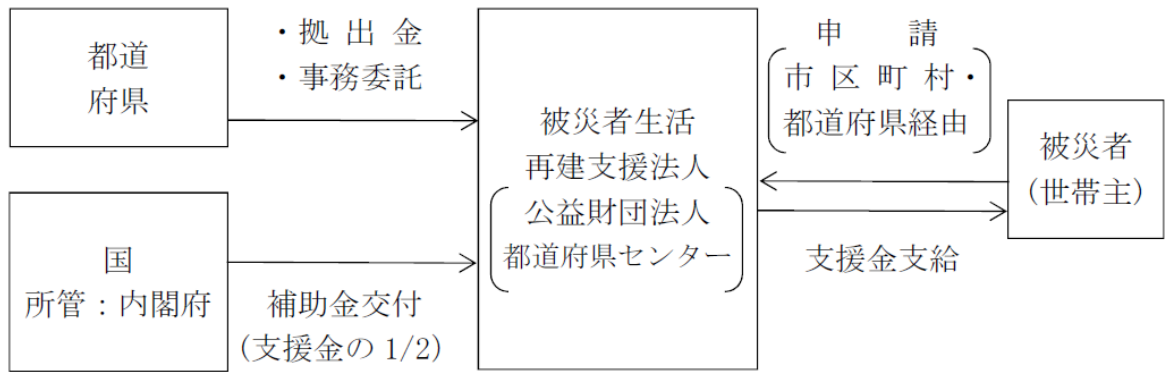
(4) 支援金の支給事務

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

又、同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。

支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請の受付を町で行い、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



資料：自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度
 (令和4年6月、公益財団法人 都道府県センター)

(5) その他

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

4 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援制度(災害援護資金)

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、町は条例に基づき、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うことができる。

- (1) 対象災害：都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 貸付対象者：(1)の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (3) 貸付限度額：350万円以内（被害状況（負傷の程度、全壊、半壊等）により異なる）
- (4) 貸付制限：世帯に属する者の所得の合計額が、世帯人員数等に応じて設定した額（2人世帯 430万円、その世帯の住居が滅失した世帯：世帯人数によらず 1,270万円等）に満たない世帯が対象。
- (5) 貸付条件：利率：年3%以内
 (保証人無しの場合、なお据置期間中は無利子)
 償還方法：年賦又は半年賦
 据置期間：3年（特別の場合5年）
 償還期間：10年（据置期間を含む）

5 災害に係る住家の被害認定の実施

(1) 災害に係る住家の被害認定の役割

災害に係る住家の被害認定（以下、「被害認定」という）とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することをいい、町が実施するものである。

この被害認定により、災害の規模、被害の全体像の把握がなされるとともに、又、被災者に対するり災証明書の発行が行われることとなる。

特に、被害認定をもとに発行されるり災証明書は、前述のような被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金支給などの判断材料となるなど、各種支援策と密接に関連しており、り災証明書の内容によりどのような被災者支援を受けられるかが決まることとなる。

(2) 住家の被害区分と認定基準

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」等の区分がある。それぞれの区分の基準は、「災害の被害認定基準」等に定められている。

住家の被害認定基準

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
損壊基準判定	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
損害基準判定	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
被害の程度	認定基準				
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。				
住家半壊（半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。				
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その				

	住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	<p>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</p> <p>具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。</p>
半壊	<p>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。</p> <p>具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。</p>
準半壊	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。</p> <p>具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</p>

(3) 被害認定の流れ

住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、さらにはこの2つが混合した「混合被害」の3種類に区分される。

「地震等による被害」とは部材等が外力により物理的に破壊される被害をいい、「浸水による被害」とは吸水により部材等の機能劣化が生じるなどの被害をいう。

又、建物の構造によって「木造・プレハブ」と鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの「非木造」の2種類があり、「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」において、それぞれの構造に応じた調査方法が示されている。

第1編

第2編

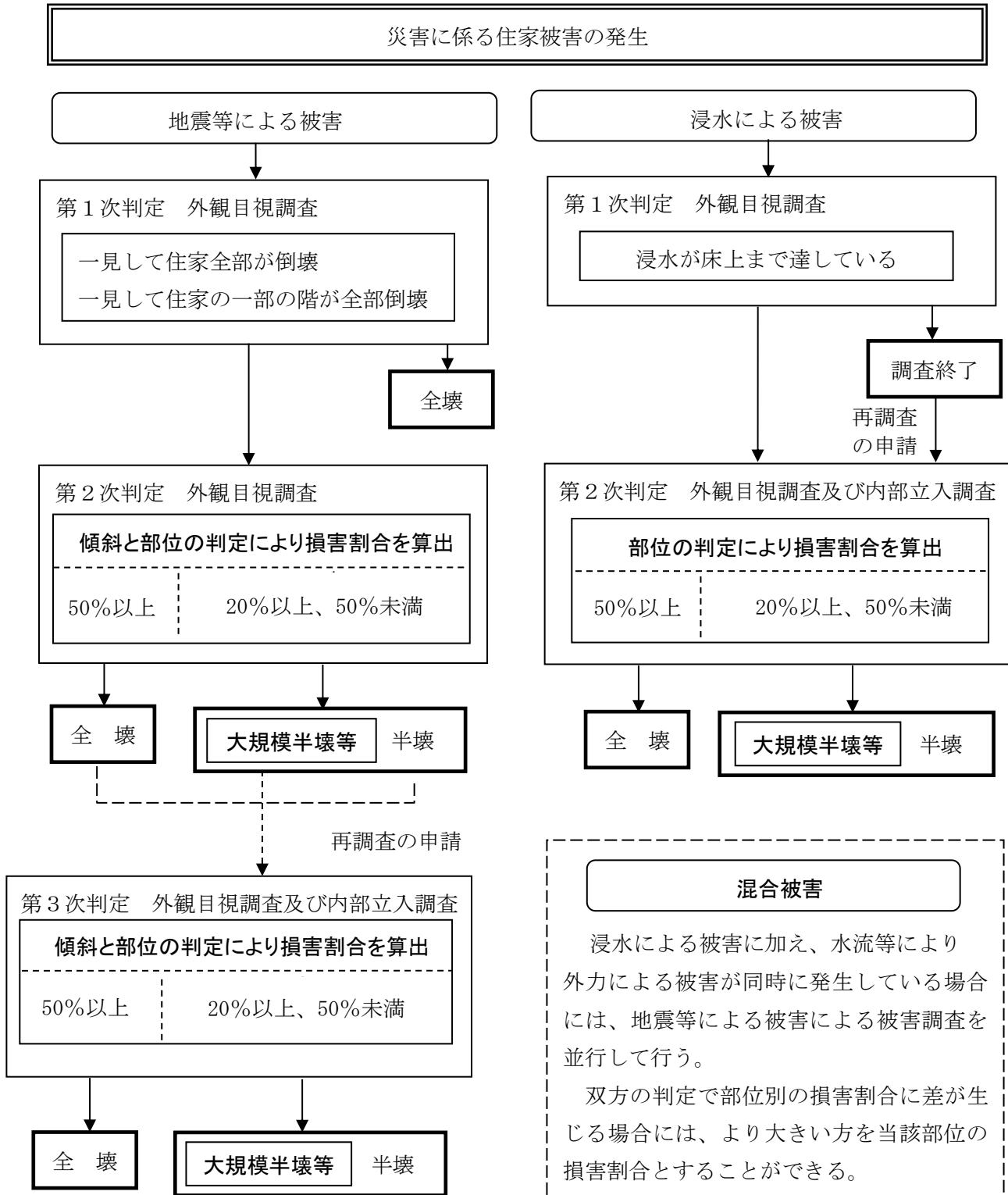
第3編

第4編

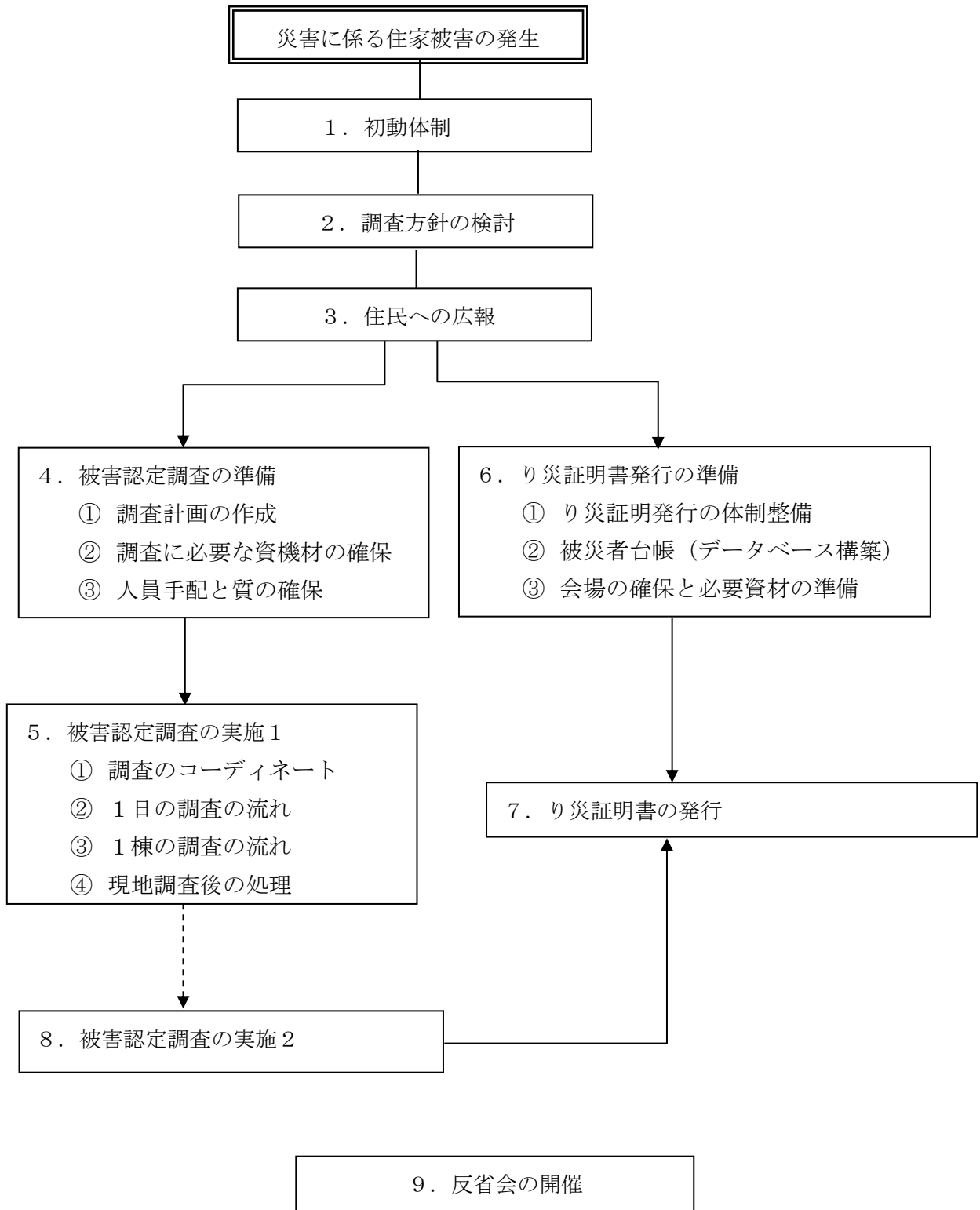
第5編

第6編

第7編



6 住家被害認定調査及びり災証明書発行のスキーム



第7章 避難計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害発生時の避難状況を早期に把握するための体制の整備、避難指示等の発令、避難所への誘導方法・収容体制を定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、御坊警察署、自衛隊、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課、教育委員会

第3節 取り組み内容

1 避難計画

避難の指示等を行う者（行うことができる者）は次表のとおりとする。

なお、町長は、避難指示等の判断に際しては、別に定める「避難情報等の判断マニュアル」を参照し、必要に応じて、国、県に対して助言を求めるものとする。

表 避難の指示等を行う者（行うことができる者）

指示者	内 容	根 拠 法
①町 長	すべての災害に関する避難の呼びかけ（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）、警戒区域の設定、避難所の開設	基本法 第56条、第60条
②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定	基本法第61条、第63条 警察官職務執行法第4条
③災害派遣時の自衛官	すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にいないとき、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定	基本法第63条 自衛隊法第94条

指示者	内 容	根 拠 法
④水防管理者	洪水の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
⑤知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難を指示することができる	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
⑥消防署長	災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めたとき	地方自治法第153条第1項 (補助機関による代行)

(1) 避難の方法

避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知し、必要に応じて関係機関の車輛、船舶等を利用する。

大規模災害における避難は、町長が災害情報に基づき、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。又、町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

※必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置については、「緊急安全確保措置」という。

避難指示等以外にも、町民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信を行う。

避難指示等の発令は、要配慮者への配慮も含め、「昼間の発令」や「状況が悪化する前の発令」が重要なポイントとなる。しかし、「早めの発令」は、必ずしも避難に繋がらないことから、発令タイミングは、今後の状況予測も含め、地区毎に応じた発令判断を行う。又、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

さらに、台風接近時における住民の適切な行動（不要不急の外出抑制等）を促すような情報提供に努める。

なお、発令判断には、和歌山県気象予測システムを参考とし、住民に対しては、

夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する必要があることを事前に周知しておくものとする。

ア. 避難の方法

避難誘導においては、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、町の避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

① 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測される時は、あらかじめ要配慮者、特に避難行動要支援者を避難させる。

② 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合、又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。緊急避難の場合は、避難指示が発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

イ. 避難指示等

避難のための立退きを指示し又は立退き先を指示することの決定があった場合に、総務課長は、本部組織及び関係機関あるいは民間協力団体等の協力を得て、その対象地域の状況あるいは指示の内容について適宜文書又は口頭により、その旨を伝達し、周知徹底を図る。

この場合、できればあらかじめ避難準備、携帯品の制限等についての周知方法を講じ、避難時の混乱防止に努める。

① 避難指示等の発令基準

- ・町域に、津波警報・大津波警報が発表されたとき。
- ・その他、町長が必要と認めたとき。

② 避難の単位、手段

避難は原則として避難者各個が行うものとし、自主的な判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するように周知し、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

③ 連絡

避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとり行うものとする。

④ 避難指示等の報告

町長は避難のための立退きを指示したときは、速やかにその旨を県本部長に報告する。

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに速やかに避難解除を県本部長に報告する。

又、指定地域内の町民を安全に避難させるため、避難誘導を実施する。

ウ. 広域的避難の支援

大規模災害においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下、「母子避難」という）が多くなることが予想される。

このため、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

(2) 指定避難所設置

避難所は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置する。

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、避難所を開設する際は、当該施設の安全性を確認するものとし、避難所の開設状況等をホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

ア. 収容対象

- ① 避難指示が発せられた者、又は緊急に避難することが必要である者
- ② 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

イ. 避難所開設の方法

① 避難所等の確保

災害時の避難先として指定緊急避難場所（一時避難場所）及び指定避難所を確保する。

又、避難行動要支援者に対応した避難所として、福祉避難所を開設する。

避難者が多く、あるいは避難所が被災したため、指定した避難所に避難者を収容しきれない場合には、公立学校、体育館、公民館等未使用の公共施設、町以外の公共的団体、防災関係機関が管理する未使用の施設も避難所として開設する。

避難所については、「資料編 資料 28 避難所」を参照。

② 民間建築物等

前項においてなお不足する場合は、神社、寺院、民宿、工場、倉庫等の建物を応急的に利用する。

③ 野外仮設の利用

前項の既存建物の利用が不可能な場合は、適当な場所に野外仮設をし、又は天幕を借上げて設置する。

（注）土地、建物の所有者又は管理者から借用の承諾を得られないときは、知事に申請し公用令書により強制的に避難所として使用することができるが、できるだけ話し合いによるよう努力する。

ウ. 避難所への管理者の配置

避難所を設置したときは、施設管理者等から補助責任者を定め、避難所に配属して、その状況を連絡させるとともに、これを取りまとめ、本部長に報告する。本部長は、県本部長にその状況を報告する。

この場合の連絡報告は、すべて迅速を要するものであるから、とりあえず口頭で

報告し、事後書類で報告する。

避難所開設状況報告（報告事項）

- ・開設の日時、場所
- ・避難所収容人員（避難所別）
- ・開設期間の見込み
- ・その他（閉鎖した場合の日時）

エ. 避難場所の移動

避難した者に対しては、所要の応急保護を行った後、縁故先のある者については、できる限り短期間に縁故先へ、その他の者については別途収容施設を考慮する。

オ. 避難所待避者の自宅への復帰

避難指示等はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため避難所へ待避して来た者については、被害のおそれがなくなったときは直ちに自宅に復帰させる。

カ. 避難所における緊急事態

避難所において緊急事態が発生した場合は、本部に連絡の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急連絡不能の場合は、責任者において事態に即応した処理を行い、事後速やかに本部に報告する。

キ. 避難所必要物品の確保

① 総務課は、避難所開設に伴う必要最小限の用品の確保に努力する。
避難所用品として考えられるものは、概ね次のとおり。

- a. 電池、ローソク等の照明具
- b. 軽微な負傷、疾病に必要な救急薬品及び材料

② 本部において所要物品が確保できないときは、県本部に物資確保を要請する。

ク. 開設（収容）期間

① 避難所への収容、保護の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次減少し、その都度その旨を県本部長に連絡する。

② 大規模災害の場合等で、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、本部長は支部を經由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は、次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）

- a. 実施期間内により難い理由
- b. 必要とする救助の実施期間
- c. 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- d. その他

ケ. 福祉避難所の開設

町は、避難所や自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じて、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

又、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、必要に応じた確保に努める。

コ. 避難所設置のための費用

救助法適用の場合の避難所設置及び収容のために要する経費として、国庫負担の対象となる経費及び限度額は次のとおり。

① 対象経費

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資機材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、トイレ 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、トイレ及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。 その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石けん等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 限度額

「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

サ. 書類の整備保管

避難所を開設したときは、次のような書類を整理して保管する。

- ① 避難者名簿
- ② 救助実施記録日計票
- ③ 避難所用物品費受払簿
- ④ 避難所設置及び収容状況
- ⑤ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ⑥ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(3) 避難所の運営

ア. 町の役割

- ① 町は、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や経験を踏まえ、県が示す「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」等を参考に「避難所運営マニュアル（大規模避難所版、小規模避難所版）」を策定しており、このマニュアルに準じて、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。
- ② 避難所の運営組織においては、女性割合3割以上、本部長及び副本部長の1人を女性とし、避難所運営本部のメンバーにも女性を配置する。
- ③ 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。又、女性向け物資の配付については、女性が担当するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮する。
- ④ 必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施する。
- ⑤ 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方、性的少数者及び子どもの視点等に配慮する。特に、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ⑥ 避難所での集団生活や避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染等が懸念されるなど、災害対応が中・長期間にわたることもあるため、避難所での避難者の健康管理に配慮する。
- ⑦ 避難所担当職員による「状況アナウンス」の実施やラジオ放送を館内に流すなど、避難者への情報提供に努める。
- ⑧ 長期避難生活（長期避難所開設）により「ストレス等から避難者同士のトラブル」が発生することも考えられるため、保健師等に巡回依頼を要請し、「心のケア」「体操」などを企画・実施する。
- ⑨ 「要配慮者、女性避難者への配慮」のため、個室空間の創出・仕切り板の設置・女性職員の配置などに努める。特に、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う

う。

- ⑩ 避難所開設時における、隔離等が必要になる感染症の発生においては、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策を行う。又、子育て福祉健康課は保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行う等、適切な避難所運営に努める。
- ⑪ 避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対して県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。
- ⑫ 外国人の避難時にあつては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（ハラール認証を得た食品の必要可否等）等にも配慮する。
- ⑬ 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者がある場合には、その情報の早期把握に努める。又、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

イ. 避難所における基本的事項

- ① 避難所の開設・点検
 - ・避難所の開設を行う。
 - ・自主防災組織等でも鍵を保管する。
 - ・建物内への立ち入りには注意する。
- ② 避難所運営組織の立ち上げ
 - ・避難所運営のリーダーを選出するとともに、立ち上げ当初は、リーダーを中心に避難所の運営に当たる。
- ③ 居住グループの編成
 - ・世帯を基本単位に居住グループを編成する。
 - ・居住グループ編成には、従前居住エリア等を考慮して編成する。
 - ・観光客や滞在者、外国人等への対応にも配慮する。
- ④ 部屋(区画)割り
 - ・施設の利用方法を明確にする。
 - ・避難者の居住空間を確保する。
 - ・要配慮者は優先的に室内へ避難させる。
- ⑤ 避難者名簿の作成
 - ・「資料編 様式9 避難者名簿」のとおりである。

ウ. 避難所の運営体系

① 避難所の運営主体

避難所の運営は、避難者自身で行うことを基本とする。町職員や施設職員、ボランティアは、避難者が1日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

運営のサポート役に徹する。

避難所の運営組織は、避難所運営本部と各活動班及び居住単位ごとの居住グループで構成する。

なお、過去の災害では、長期避難生活により「避難者の自立意欲が低下し、要求意識が高まる」等の課題があったため、避難生活が落ち着いた時点で、避難所運営マニュアルを参考に、簡単な役割から避難者に避難所運営への参加協力を促進する（行政主導から避難者主導運営に切替える）。

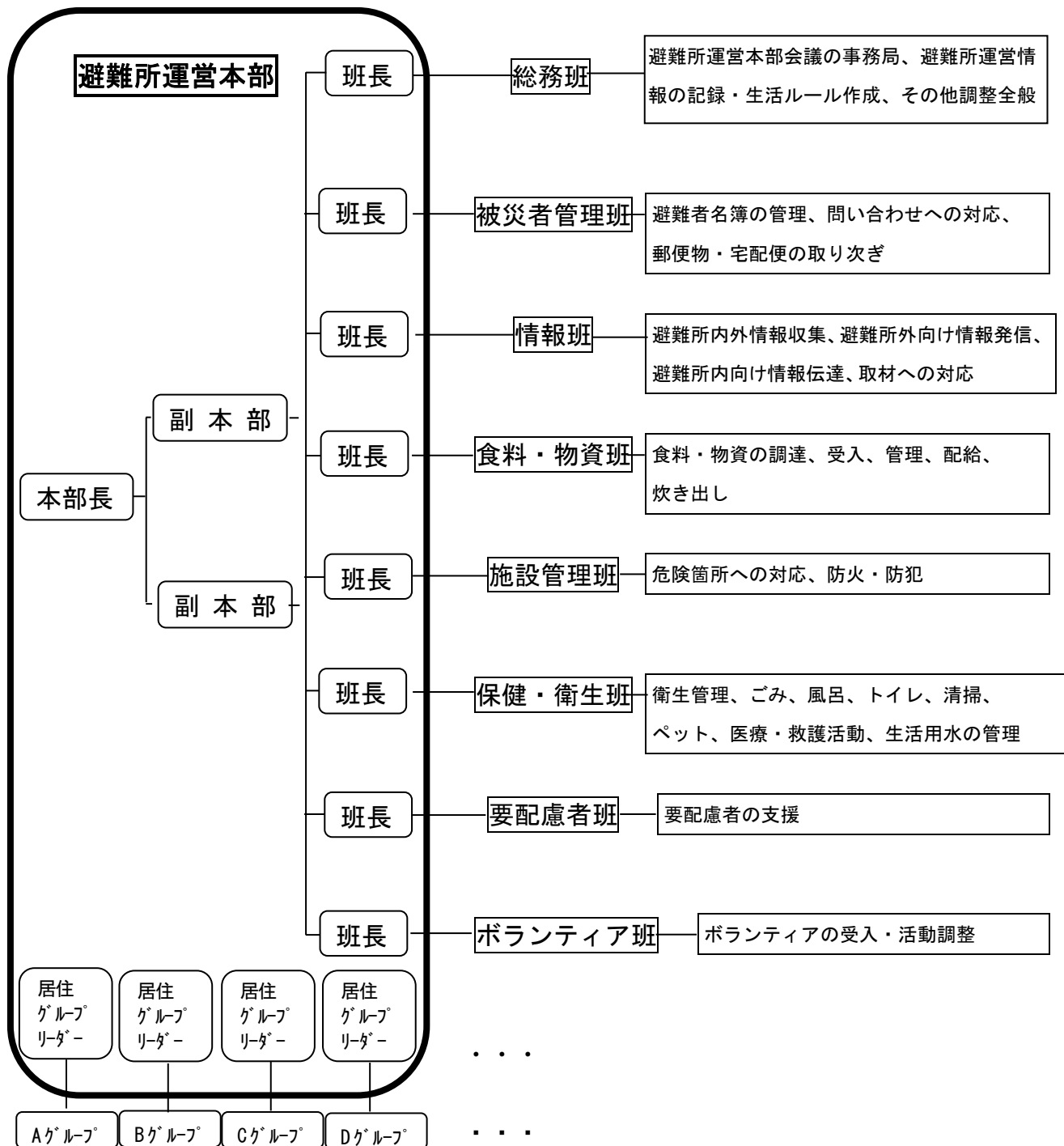


図 避難所の運営体系

② 運営本部会議

避難所生活を円滑に進めるため、運営本部会議を開催する。発災直後は1日2回程度（概ね発災2時間後、24時間後）、避難所生活が落ち着いてからは1日1回程度開催し、問題点の確認等を行う。

③ 避難所内の仕事

避難所では、上図で示した活動班ごとに役割を担う。詳細は「日高町避難所運営マニュアル」参照。

エ. 空間配置

避難所内では、居住空間と共有空間の管理を行う。

居住空間は区画整理を行い、プライバシーの確保に配慮する。一方、避難者が共同で使う共有空間としては、次の機能が考えられる。

運営本部室、情報掲示板、受付、仮設電話、食糧・物資置場、食糧・物資の配給所、調理室、医務室、福祉避難室、更衣室、給水場、愛玩動物飼育場、洗濯場・洗濯物干し場、仮設トイレ、風呂、ゴミ置場、喫煙場所、駐車場、食堂、娯楽室 等

愛玩動物同伴の避難者に対しては、愛玩動物同伴用避難スペースや、飼育専用スペースの確保に努める。

オ. 生活ルール

多くの避難者が共同生活していくための様々なルールを設定する。

2 要配慮者利用施設の対応

津波災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内並びに土砂災害（特別）警戒区域内に位置する要配慮者利用施設においては、当該施設が定める避難確保計画に基づき、迅速に避難対応を図るものとする。

「資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第8章 食糧供給計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時におけるり災者に対する備蓄品、炊出し又は食品の給与について、事前に計画を立てておくことにより、災害時に備えておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	自主防災組織、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、総務課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 食糧供給計画の策定

(1) 実施の場所

備蓄品・食品等の支給又は炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。なお、避難所は在宅避難者が必要な水や食糧等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めよう努める。

(2) 備蓄食糧の支給

備蓄食糧の支給は、避難所開設後、可能な限り速やかにこれを支給し、炊出しが行われるまでの期間、食事毎にこれを支給する。

(3) 炊出しの方法

炊出しは、本部長が責任者を指示し、ボランティア等の協力により実施する。

なお、炊出しのために必要な原材料等の調達は本部において行うが、不可能な場合は、知事に対し、災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という）の数量を申請する。

又、やむを得ない理由により、本部長が、農産局長に直接要請した場合は、知事に連絡すると共に、要請書の写しを送付する。

(4) 食糧の調達

炊出しその他食品給与のため必要な原材料の調達は、本部において行う。

ただし、災害の規模その他により、現地において調達又はあつせんする。

調達に際しては、被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳や液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、食物アレルギー対応食品、介護食品等に配慮した食糧調達の可否を確認の上、必要に応じて調達する。

本部による供給が不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下、「応急用米穀」という）の数量を知事に申請する。ただし、やむを得ない理由により本部長が、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という）に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合の政府所有米穀の知事又は町長への緊急引渡手続きについては、次に定めるところとする。

ア. 摘要範囲

この要領は、知事又は町長に対して災害地における応急食糧の円滑な供給を期するため、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I「第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用する。

イ. 具体的な内容

- ① 農産局長が知事又は町長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- ② 災害救助用米穀は、知事により農産局長から全量買い受けられる。
- ③ ②の米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
- ④ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しないものとする。

a. 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は30日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

- ・ 大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
- ・ 自衛隊の派遣が行われていること。
- ・ 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、生産局長がやむを得ないと認めること。

〔食品の給与〕

- ① 食品の給与のため必要な食糧の調達は、本部において行う。
- ② 本部による調達が不可能な場合は、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に支援を要請する。県は、本部からの要請に基づき、あるいは、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たずに物資を確保し、供給する。

(5) 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、一食当たり 200 精米グラムとする。

(6) 救助法による救助基準

ア. 炊出し及び食品給与対象者

避難所は在宅避難者が必要な水や食糧等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて他の避難所被災者の理解を求める。

又、高齢者、病弱者、障がい者等に対しては優先して、又確実に配布されるようにする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

イ. 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

ウ. 費用の準備

「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

主食、副食、燃料、雑貨一切の費用を含む。

- ・ 1人1日とは大人、小人にかかわらず3食分である。

エ. 炊出し責任者

炊出し等を実施する場合には、本部長はその責任者を選定する。

オ. 書類の整備保管

炊出しその他食品の給与を実施した場合は、次のような書類を整理して保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 炊出し給与状況
- ③ 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ④ 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- ⑤ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第9章 給水計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時に飲料水が確保できない場合に備え、飲料水の備蓄及び迅速な飲料水の供給ができるよう、事前に給水計画を策定しておく。

また、1日1人最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できない場合は、県や隣接市町、関係団体等に応援要請する体制を確保する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	上下水道課
関 連 部 署	自主防災組織、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 給水計画の策定

(1) 対象者

災害のため現に飲料水（飲料水及び炊事のための水であること）を得ることができない者を対象とする。

(2) 給水方法

ア. 補給水利の種別及び所在

- ① 上水道・井戸水
- ② 配水池、飲料水兼用防火水槽
- ③ プール、ため池等をろ過するなど可能な限りの手段を用いる。
- ④ 日本水道協会和歌山県支部の応援を求める。

イ. 給水方法

給水車による運搬給水のほか避難所等は、公設共用栓を仮設して給水する。
なお、給水にあつては、残留塩素を0.2PPM以上とする。

ウ. 給水量

1日1人3リットルを基本とする。

(3) 応急給水用機械の種別、能力、保有数、所管

「資料編 資料24 上下水道整備状況」参照。

(4) 事務手続き

- ア. 本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策又は飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）経由の上、県災害対策本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。
- イ. なお、要請等に当たっては、次の事項を示す。
 - ① 給水地
 - ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
 - ③ 給水方法
 - ④ 給水期間
 - ⑤ 水道又は井戸の名称
 - ⑥ その他

(5) 救助法による基準

- ア. 飲料水の供給期間
 - ① 災害発生の日から7日以内とする。
 - ② 期限を経過してもなお継続実施を必要とするときは、本部長は、災害発生の日より7日以内に県本部長に期限延長の要請をするものとし、県本部長がその必要を認めたときは、内閣総理大臣の承認を得て必要期間を延長することができる。
 - ③ 申請の方法
申請はとりあえず電話その他の方法で行い、事後文書をもって行うものとする。
この場合の申請日付は、先の電話連絡の日付とする。
- イ. 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費
補助対象となる経費は、概ね次の範囲とする。
 - ① 水の購入費
 - ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
 - a. 機械とは自動車、給水車、ポンプ等をいう。
 - b. 器具とはバケツ、びん、ポリ容器等をいう。
 - ③ 浄水用の薬品及び資材費
 - a. 薬品は「カルキ」等をいう。
 - b. 資材とは、ろ水機等に使用するネル、布、ガーゼ等をいう。
- ウ. 書類の整備保管
飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管する。
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 給水用機械器具 燃料及び浄水用薬品 資材受払簿
 - ③ 飲料水の供給簿
 - ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(6) その他

本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。又、給水の実施に当たって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努める。

給水車、人的不足により、効率的な活動が実施できなくなることを防ぐため、断水見込みの段階から関係機関(民間・県・他自治体等)への早めの支援要請を図る。

給水車両による地区定点給水作業(住民給水)は、「水」の搬送効率に欠けるものとなることから、より効率的な給水活動を行うため、水タンクを各所(地区給水所)に設置し、給水車は「水の移送のみ」に徹する。

地区ごとにおける均等配置や周辺の交通事情に配慮(交通渋滞)したポイント選定を行っていく。

医療機関への給水においては、個々の機関要請に応じると、全体的スケジュールが立たない状況となるため、医療機関係に特化した給水スケジュールを立て、一般給水作業と並行して計画する。

2 上水道施設対策計画

(1) 計画方針

災害により被災した場合には、上水道、井戸等の復旧を迅速に行い、できる限り断水を防止して円滑に送水できるように努めるものとする。

(2) 計画内容

ア. 警戒業務

日高町災害対策本部が設置され、本部長が動員を指令したときは、迅速に出動してそれぞれの部署に待機する。

被害を受けたときには、迅速に応急措置ができるように、水道諸施設復旧資機材を整備点検し、準備する。

防ぎょ活動

災害が発生した場合、その災害が終了してからの応急対策では到底円滑に送水することができないので、災害の最中においても絶えず諸施設及び資機材倉庫の被害状況の調査を行うとともに、次のことを実施する。

- ① 専用電話線の被害状況を調査し、電話線切断等の故障が生じた場合は、その都度応急修理をして連絡の確保に努める。
- ② 各ポンプ所の運転状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能な場合に対処するため、各配水池、浄水池の水位を絶えず調査する。
- ③ 被害の程度により、早期復旧が困難であって断水の事態が生じた場合、又は事前の応急措置等のために断水の必要が生じた場合は、その断水地区の町民に対し予告する。
- ④ 町単独での対応が困難な場合は、日本水道協会和歌山県支部水道災害

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

相互応援対策要綱により応援を要請する。

- ⑤ 水道施設の応急対応や復旧工事において支援が必要な場合は、県が和歌山県管工事業協同組合連合会と締結している「災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

事後の措置

災害が終了した直後においては、その被害の程度によって異なるが、概ね次のことを実施する。

- ① 飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対しての飲料水の供給は、別途救助法による救助計画に基づいて実施する。

- ② 被害状況の調査

迅速に被害状況を調査して、その復旧対策を樹立する。

- ③ 応急復旧工事の実施

被害の程度によって、その復旧にかなりの期日と工事費を必要とする箇所については、本復旧工事を後日施工するものとするが、とりあえず応急的な復旧工事を施工して、断水防止に努める。

第10章 物資供給計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時に、り災者に対する被服、寝具その他生活必需品を供給又は貸与するため、備蓄物資の必要量の把握をしておくとともに、災害時に迅速な給与、貸与ができるよう、物資供給計画を事前に策定しておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	自主防災組織、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、総務課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、企画まちづくり課

第3節 取り組み内容

1 物資供給計画の策定

救助法に基づき、り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

(1) 対象者

大規模災害により、住家が床上浸水以上の被害を受け、被服、寝具、その他日用品等を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 給（貸）与の品目並びに方法

ア. り災者には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

イ. 救援物資の支給基準

救助法に基づく、災害における救助物資の給（貸）与については、県の配分計画

法により、町において世帯構成別に応じ、これを割り当てし、支給する。

なお、本部による調達が可能ない場合は、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に支援を要請する。

県は、本部からの要請に基づき、あるいは、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たずに物資を確保し、供給する。

県により送達を受けた救助物資は、日高町農村環境改善センター・中央公民館等において受領集積するが、避難所として開設し、場所が確保できない場合は、中紀地域職業訓練センター、紀州農業協同組合日高支店経済店舗、旧紀州農業協同組合志賀事業所を利用する。

支援物資の効率配布を促進するため、地区現状の把握に努め、町内会長(区長)・自主防災組織などと、物資配布時の連携を強化する。

(3) 給(貸)与の基準

ア. 期間

給(貸)与は、災害発生の日から10日以内とする。

イ. 給(貸)与の限度

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

(4) 物資の輸送

り災者に対する物資の輸送は、別途輸送計画に基づいて実施し、り災者に対する物資の給(貸)与については、原則として指定避難所でこれを行う。

(5) 寝具の貸与

指定避難所収容者に寝具が必要なときは、これを貸与する。

(6) 書類の整備保管

救助物資を購入配分する場合は、次のような書類を整理して保管する。

ア. 救助実施記録日計票

イ. 物資受払簿

ウ. 物資の給与状況表

エ. 物資購入関係支払証拠書類

オ. 備蓄物資払出し証拠書類

(7) 物価の監視等

大規模災害による交通途絶などのため、流通市場において需要と供給の均衡がくずれやすい状況が長期化する場合には、物価の騰貴、売惜しみ等による、町民生活に好ましくない影響を避けるため、県と連携して次を行い、町民生活の安定に努める。

- ア. 物価の監視
- イ. 商店への価格協力の要請
- ウ. 商店への売惜しみ排除の要請
- エ. 物資の町外からの流入促進

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第11章 物資拠点計画

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害が発生した場合、各地から寄せられる救援物資を速やかに分配するため、物資の整理、保管、配送を行うために物資拠点を事前に確保する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	総務課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課

第3節 取り組み内容

1 物資拠点計画の策定

(1) 選定条件

物資拠点は、道路事情、車輛による搬送等を勘案し、指定避難所に輸送が容易な地点を選定する。

(2) 予定地

物資配送拠点の予定地は、日高町農村環境改善センター・中央公民館等とするが、避難所として開設し、場所が確保できない場合は、中紀地域職業訓練センター、紀州農業協同組合日高支店経済店舗、旧紀州農業協同組合志賀事業所を利用する。

(3) 物資拠点の選択

物資拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、物資拠点の必要性、要員の確保、その他の条件に照らし、開設予定場所を選定しておく。

作業効率向上のため、できる限り災害対策本部に隣接した保管スペースの確保に努める。

(4) 要員の確保

ア. 町職員による要員の確保

物資拠点が開設された場合は、住民生活課、子育て福祉健康課は、各課（室）に対して応援要請を行い、必要な要員を確保する。

イ. 町職員では不足する場合

物資の搬入出・配送作業の要員が不足する場合は、「ボランティアの活用」や「輸

送業者委託」など、作業内容を精査し、できる限り外部委託することを検討する。

(5) 業務

物資拠点で行うべき業務は次とする。

- ・ 救援物資の受入れ、整理、在庫管理、需要の把握、配送、車両管理等

救援物資の在庫管理を的確に行い、必要相当分数量に達している物品は、即座にホームページ等に品名を掲載するなど、外向きに支援の辞退を発信する。

(6) 扱い品目

物資拠点で扱う品目は、原則として救援物資とするが、必要に応じて備蓄品、食糧、生活必需品等及び避難者のために必要な物資を扱う。この場合は、それぞれの物資の需要把握、業者への発注等を総合的に行う。

第12章 住宅・宅地対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害のため住家が滅失したり災者に仮設住宅を設置し、一時的な居住の安定を図り、或いは災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要最小限の部分を応急的に補修することにより、居住の安定を図る。

また、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

※応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	住民生活課

第3節 取り組み内容

1 応急仮設住宅の供与等

町は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行う。

なお、実施が困難な場合は県が行うことができる。又、県は災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行う。

住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な方法により実施する。

(1) 応急仮設住宅設置

ア. 対象者

応急仮設住宅に収容する者は、住家が全焼、全壊又は流失した者であって、居住する住家がなく自らの資力では住宅を確保することのできない者とする。

(注) 住民生活課による保護世帯被害状況調査結果を考慮の上選定する。

「例」

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない寡婦、母子・父子世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者等

イ. 救助法による賃貸型応急住宅の供与

- ① 費用の限度、入居基準
「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。
- ② 着工時期

災害発生の日から速やかに提供する。

ウ. 救助法による建設型応急住宅の供与

建築基準法第85条の緩和を適用し実施する。

エ. 建設型応急住宅の設置戸数

全焼、全壊及び流失戸数の3割の範囲内において、災害の状況並びに災者の住宅建設能力等を考慮して設置する。

オ. 設置の方法及び場所

- ① 県が直接又は建設業者に請負わせて行うのを原則とするが、町に委任された場合は、請負工事又は町の直営工事により実施する。
- ② 応急仮設住宅建築場所は、災害地域その他を考慮し決定する。

カ. 建物の規模、費用の限度及び期間

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。
なお、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

キ. 住宅の供与及び期間

- ① 応急仮設住宅に収容する入居者の選考については、民生委員の意見を聴取する等、り災者の資力、その他生活状況を十分調査の上決定する。
- ② 応急仮設住宅は、り災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であるので、入居させる際はあらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう措置する。
- ③ り災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から2年以内とする。

ク. 書類の整備保管

応急仮設住宅の設置に伴い整備する書類は次のとおりである。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

⑤ 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合には、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

又、り災者を入居させたときは、次のような書類を整理し保管する。

① 入居該当者調書

② 応急仮設住宅入居者台帳

③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

④ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

⑤ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

⑥ 入居誓約書

(2) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、町長が知事から委託を受けて管理する。

ア. 家賃及び維持管理

① 家賃は無料とする。

② 維持修理は、入居者において負担する。

③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ. 応急仮設住宅台帳の作成

町長は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

ウ. 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(3) 救助法による住家の応急修理の基準

ア. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 規模並びに費用の限度

a. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

b. 費用の限度は、「資料編 資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

② 応急修理の期間

災害の発生から10日以内に完了すること。

③ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 応急修理の規模及び費用の限度

a. 規模

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

b. 費用

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

② 応急修理期間

災害の発生から、3カ月以内に完成するものとする。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了)

③ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

「例」

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない寡婦、母子・父子世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者等

ウ. 応急修理の方法

「(1) 応急仮設住宅設置 オ. 設置の方法及び場所」に準じる。

(注) 現物給付が原則であるから、り災者に現金を支給して応急修理を行わせることは許されない。

エ. 書類の整備保管

住宅の応急修理を実施したときは、次のような書類を整理して保管する。直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工・作業員等出納簿、材料輸送簿等を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 住宅の応急修理のための工事契約書、仕様書等
- ④ 住宅の応急修理支払証拠書類

(4) 公営住宅法による災害公営住宅

ア. 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の事項以上に達

した場合に、低所得者被災世帯のため、国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させる。

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ・町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数が町の区域内住宅戸数の10%以上のとき
- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ. 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理する。

ただし、財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理する。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準による。

- ① 入居者の条件
次の各号の条件に適合する世帯
 - ・当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - ・その他入居収入基準等は町条例による。
- ② 建設戸数
 - ・建設戸数は、被災滅失住宅戸数の30%以内
(ただし、他市町村で余分があるときは30%を超えることができる)
 - ・県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。
※上記について激甚法の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。
- ③ 規格
住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上
- ④ 費用
標準建設費の2/3 国庫補助（激甚災の場合は3/4）
- ⑤ 家賃
管理者が入居者の収入に応じて決定する額
- ⑥ 建設年度
原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(5) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図る。

ア. 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

① 申込みができる者

a. 自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から次の書類「り災証明書」の発行を受けた者

[建設、新築、リ・ユース購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者

※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。

([補修] のみ対象)

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる。

[補修]

住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

*被災した住宅の所有者が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者も申し込みをすることができる。

b. 自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者

※被災者向けに貸すための住宅をに建設、購入、補修する場合も対象になる。

(ただし、連帯保証人が必要となるなど所定の要件がある。)

※年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の基準を満たす者

年 収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含む。)、家賃、地代等の融資後も継続する支払をいう。

(注) 総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

c. 日本国籍の者、永住許可などを受けている外国人又は法人

② 申込受付期間

「り災証明書」に記載された「り災日」から2年間

③ 融資を受けることができる住宅

[概要](令和3年12月1日現在)

建設 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。
----------	--

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

	<ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅（*）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の機銃に適合する住宅であること。 	
補修	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数に関する制限なし。 	
（*）申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅。 ※ 融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要。 ※ 床面積の制限はない。ただし、店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上必要。 ※ このほか、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることが必要。		
融資 限度額	建設	土地を取得する場合 : 3700万円
		土地を取得しない場合 : 2700万円
	購入	3,700万円
	補修	1,200万円
返済 期間	①申込区分による最長返済期間：建設・購入35年、補修20年	
	②「80歳」－「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢」	
	※上記①又は②のいずれか短い期間で設定	

a. 共通事項

- ・各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
- ・建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。
- ・敷地の権利が転貸借でないこと。
- ・店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上必要。

b. 建設

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

c. 新築購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。
- ・申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅。

d. リ・ユース（中古）購入

- ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。
- ・マンション以外の場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。

e. 補修

- ・床面積の制限なし。

④ 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。

(10万円以上で10万円単位)

a. 基本融資額

[建設の場合の融資限度額]

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得融資)	基本融資額 (整地資金)
1,500万円	460万円	970万円	400万円

[購入の場合の融資限度額]

・新築住宅

基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,470万円	460万円

・リ・ユース(中古)住宅

	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170万円	460万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユーズプラスマンション	2,470万円	

・補修の場合の融資限度額

	基本融資額	
補修資金	整地資金	引方移転資金
660万円	400万円	400万円

b. 貸付利率

住宅金融支援機構に問い合わせる。

c. 返済期間

最長返済期間は、次の(a)又は(b)のいずれか短い年数になる。

(a)住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年
木造(一般)	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ・ユース(中古)購入資金】(10年以上1年単位で設定)

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定する

と返済期間が延長される。

【補修資金】20年（1年単位で設定）

※返済期間内で融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる。

（返済期間は延長されない。）

(b) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

d. 返済方法

元金均等返済（＋ボーナス併用払い）

元利均等返済（＋ボーナス併用払い）

e. 担保

【建設・購入の場合】

・建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

・建物に機構の抵当権を設定。

（審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定。

f. 火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第1順位の質権を設定。

⑤ 申込み・問い合わせ貸付の手続き

a. 申込先

住宅金融支援機構（郵送）

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

b. 必要書類

・り災証明書の写し

・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書

・運転免許証、パスポート、健康保険証又は住民基本台帳カードのうちいずれかの写し

・申込本人の収入及び納税に関する証明書

c. 書類の入手方法

・住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求。

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

第13章 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画

第1節 基本方針

【達成目標】

地震により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、地震活動等によって起こる建築物の倒壊や宅地の崩壊などの2災害時の町民の安全確保を図るため、町が実施し県が支援する応急危険度判定を行う。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	総務課

第3節 取り組み内容

1 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画の実施

(1) 実施内容

ア. 実施方針

- ① 町長は、その区域において地震により多くの建築物や宅地が被災し、本部を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- ② 危険度判定の実施を決定した場合、町長は必要に応じて知事より支援を受けることができる。

イ. 町実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりである。

- ① 建築物や宅地に関する被害情報の収集
- ② 判定実施要否の決定
- ③ 実施本部、判定拠点の設置
- ④ 判定士の参集要請、派遣要請
- ⑤ 判定士等の受入
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の集計、報告
- ⑧ 実施本部、判定拠点の解散等

ウ. 県支援本部の業務

県支援本部における業務は以下のとおりである。

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 支援本部の設置
- ③ 支援実施計画の作成
- ④ 他府県等への支援要請
- ⑤ 支援の実施
- ⑥ 支援本部の解散

(2) 被災建築物応急危険度判定について

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、本震後の地震活動等により倒壊しないかどうか応急的な危険度判定を実施し、その危険性の周知と本震後の地震活動等による二次災害の未然防止を図る。

応急危険度判定の実施に当たっては、応急危険度判定士が建築物の被災状況を現地調査を行い、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示（資料編 様式17）することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。

ア. 公共建築物

公共建築物の管理者等は、被害現況の早期把握、被害建物に対する耐震点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

イ. 民間建築物

町は、被害状況を県に報告するとともに、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

又、県から派遣されてきた判定士が迅速に活動できるよう、受け入れた判定士のコーディネートを行う。

判定士への支援としては、判定資機材の判定士への供給、判定実施地区への誘導を行う。又、判定結果は県へ報告する。

第14章 医療助産計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害のため医療機関が混乱し、り災地の住民が、医療又は助産を受けることが困難となった場合を想定し、応急的に医療処置を施せるよう事前に計画を策定しておく。

なお、必要に応じて、県に医療救護班として、薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）の派遣を要請する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	子育て福祉健康課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、日高医師会、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 医療助産計画の策定

（1）医療

ア．対象者

医療を受ける者とは、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療を受けることが困難となった者又は応急的に医療を施す必要がある者をいう。

イ．医療情報の収集活動

町は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、電話、防災行政無線、徒歩等あらゆる手段を用い、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

ウ．医療班の編成

医療班の編成は、可能な限り地域在住の医師、薬剤師、看護師等で構成する。

① 医療班の編成基準

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、地域の医療機関、日高医師会、県及び日本赤十字社和歌山県支部等の協力を得て医療班を編成する。

災害発生から1～2日は外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増加するのが一般的であり、このような状況を勘案しながら救護に当たることが必要である。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

又、医療活動に参加する医師、看護師については、最長でも連続24時間程度の勤務を限度とし、遺体処置などの激務に従事する場合には、2時間程度をめぐりにローテーションが可能な体制を検討する。

医療班は、概ね次の基準により編成するものとする。

なお、災害の規模・現地の状況等により、随時編成を組み替える。

医 師	1名
看護師	2名
事務員	1名
薬剤師	1名
自動車運転手	1名

又、必要に応じて、県に、和歌山DMAT（災害派遣医療チーム）やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請を依頼する。

② 医療機関の状況

災害時の医療機関の体制については、以下のとおり。

a. 県内災害拠点病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話	FAX
和歌山	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300	073-441-0713
和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通4丁目 20番地	073-422-4171	073-427-2344
紀の川	公立那賀病院	紀の川市打田 1282	0736-77-2019	0736-77-4659
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-34-1200	0736-37-1880
有田	有田市立病院	有田市宮崎町 6	0737-82-2151	0737-82-5154
御坊	ひだか病院	御坊市菌 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
田辺	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄町 46-70	0739-22-5000	0739-26-0925
新宮	新宮市立医療センター	新宮市峰伏 18番7号	0735-31-3333	0735-31-3337

b. 医師会所在地・連絡先

医師会名	住 所	電話・FAX
和歌山県医師会	和歌山市小松原通 1-1 県民文化会館内	0734-24-5101・36-0530
日高医師会	御坊市菌 290番地	0738-22-3144・23-5472

c. 町内医療機関及び医療関係人員

病院名	診療科目	所在地	電話 (0738)
古田医院	内科、小児科、循環器科	荊木 560	63-2625
楠山整形外科	整形外科、リハビリテーション科	荊木 8	63-3615
長野鍼灸接骨院	鍼灸、接骨院	萩原 885-6	63-3107
あかね整骨院	接骨院	小中 512-2	63-3866
上野山歯科医院	歯科	高家 768-5	63-3622
岡本歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	高家 642-3	63-3883
日高おはな整骨院	接骨院	志賀 460-4	35-3355
ひだか歯科	歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科	小中 493-1	63-1188

d. 御坊保健所管轄医療機関（病院）一覧

病院名	病床数					所在地	診療科目	電話 (0738)
	一般	療養	結核	伝染	精神			
整形外科北裏病院	100					御坊市湯川町小松原 454	整・リハ・麻・呼・循	22-3352
北出病院	131	51				御坊市湯川町財部 728-4	内・消・外・理・放・麻 整・小・呼・リハ・脳・ 精・循	22-2188
ひだか病院	263			4	100	御坊市菌 116-2	内・精・神・小・外・整・ 脳・皮・尿・産婦・眼・ 耳・放	22-1111
国立病院機構 和歌山病院	295		15			美浜町和田 1138	内・呼・循・小・外・呼 外・心・放・歯	22-3256

エ. 救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 学校の保健室
- ③ 指定避難所
- ④ その他救護所の設置が必要な場所

オ. 医療班の業務

- ① 患者に対する応急処置

- ② 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定
- ③ 搬送困難な患者及び軽症患者の医療
- ④ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他の医学的検査）

カ. 医療・救護活動

- ① 多数来院患者受入体制の確保

大規模災害発生時には、傷病者が大量に発生することが予想されることから、そのうちでも特に、重傷者を収容するスペースを確保することが望まれる。この際、軽傷者を救護所などに入れることで救護所が混乱し、治療に支障の生ずることのないよう配慮し、救護所前などでトリアージすることが必要である。

キ. トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案の上治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するよう努める。トリアージを行うのは、第1義的には医師が最も適している。状況が許されない場合には、熟練した看護師等がこれに当たる。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用する。

トリアージタグについては、「第3編 第25章 災害時救急医療体制確保計画」参照。

ク. 医療機関への搬送

救護所では対応できない重傷者等に対しては、緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行い、医療機関への搬送を行う。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、県、警察、自衛隊等のヘリコプターや船艇等の動員を求め、後方の医療機関に搬送する。

ケ. 医薬品等の確保供給活動

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班(モバイルファーマシー登載品含む)の所持品を繰替使用するが、町は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材衛生材料等の調達、供給活動を実施する。

又、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

コ. 被災者のこころのケア

- ① 巡回相談の実施

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の症状悪化の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

- ② こころのケア相談窓口の開設

町は、災害時に発生するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の対策として、県に精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを要請する。又、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行う必要があるため相談窓口を開設する。

サ. 人工透析患者等に対する対策

① 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュ症候群による急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医療品等の確保も重要であるため、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により医療の確保を図る。

② その他要配慮者対策

被災地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障がい児、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

シ. 医療の範囲及び方法

① 治療の範囲

- a. 診察
- b. 薬剤又は治療材料の支給
- c. 処置、手術、その他の治療及び施術
- d. 病院又は診療所への収容
- e. 看護

② 医療の方法

- a. 救助法による医療は、医療班によって行われるのが原則であるが、重症患者等、医療班で医療を実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。
- b. 本部長は、当該地域において医療、助産救助の実施の必要が生じたときは、災害時の医療救護に関する協定書に基づき医師会、若しくは医療機関に対して、応援の要請を行う。
なお、これらの医療救護の実施が不可能又は困難な場合は、知事にその旨を連絡して応援を要請するとともに、日本赤十字社にも要請を行う。又、災害の規模が甚だしく、多くの医療救護の応援を要する場合は、自衛隊、相互支援協定市町村に要請を行い、なお不足が予想される場合は、隣接市町長等に要請を行う。災害の状況により医療班の活動能力の限界をこえ、又、切迫した事情があつて早急に医療を施さなければならない場合は、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置を講じる。
- c. 医療班は、医療に必要な医薬品並びに衛生材料の調達方法をあらかじめ確保しておく。
- d. 応援の医療班が多い場合で、後方医療が不足する場合は、県医師会、若しくは町域の医療機関で医療救護を実施している医療班は、撤収して後方医療に徹する。
- e. 日高医師会と災害時の医療救護に関する協定書を締結する。

ス. 医療のための費用の限度と期間

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

セ. 書類の整備保管

医療を実施した場合は、次のような書類を整理し保存する。

- ① 医療班活動状況
- ② 救助実施記録日計票
- ③ 医薬品、衛生材料等使用簿
- ④ 医療、助産関係支出証拠書類

(2) 助産（周産期医療）

ア. 対象者

災害のため助産を受けることが困難な者で、災害発生の日の以前又は以降7日以内に分べんした者に対して行う。

イ. 助産の範囲並びに方法

- ① 範囲
 - a. 分べんの介助
 - b. 分べん前、分べん後の処置
 - c. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ② 方法

医療班及び助産師によるほか、助産所又は一般の医療機関で行っても差し支えない。

ウ. 助産のための費用の限度と期間

「資料 22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

エ. 書類の整備保管

助産を行った場合は、次のような書類を整理して保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 衛生材料等受払
- ③ 助産台帳
- ④ 助産関係支出証拠書類

オ. 期間の延長

定められた分べん日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で助産を実施する期間を延長できる。

第15章 り災者救出計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護を迅速に実施するための計画を策定する。

第2節 担当部署

関連部署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、御坊警察署、自衛隊、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、住民生活課、子育て福祉健康課、総務課
------	--

第3節 取り組み内容

・ り災者救出計画の策定

(1) 対象者

- ア. り災者の救助は、災害のため救出を要する状態に置かれている者で、概ね次のような状態にある者
- ① 火災の際に火中に取り残された場合
 - ② 災害の際に倒壊家屋の下敷になった場合
 - ③ 家屋とともに流された場合、孤立した地域に取り残された場合、又は山津波により生理めになった場合
 - ④ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合
- イ. 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(2) 救出のための費用の限度と期間

災害救助法の適用があった場合の救出のための費用の限度と期間は、「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、救助の期間は災害発生の日から3日以内とする。

(3) 書類の整備保管

り災者を救出した場合は、次の書類を整理して保管する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 救助者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ. 被災者救出状況記録簿
- エ. 救助者救出用関係支払い証拠書類

第16章 住居等の障害物除去計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により住宅等に被害を与えた物の除去計画を事前に策定し、迅速な対応ができるようにする。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て障害物の除去を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
---------	-------

第3節 取り組み内容

・住居等の障害物除去計画の策定

大規模災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

(1) 対象者

災害によって、住家が半壊又は床上浸水の被害をうけ、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれたために、日常生活が営み得ない状態又は敷地内に障害物が運びこまれたため、家の出入が困難な場合で、自らの資力により障害物の除去ができない者に対して行う。

(2) 障害物除去の方法

作業員等により障害物を除去し、居住に支障のない状態にする。

(3) 障害物除去の費用の限度と期間

救助法の適用があった場合、障害物除去の費用の限度と期間は、「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、除去の期間は災害発生の日から10日以内とする。

(4) 書類の整備保管

障害物の除去をした場合は、次の書類を整理して保管する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 障害物の除去の状況記録簿
- ウ. 障害物除去費関係支払証拠書類

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第17章 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により被害を受けた者に対し、早期立直りを図るとともに、生活の安定化を促進するための措置を円滑に行うため、事前に災害弔慰金等の支給及び援護資金等貸付計画を策定する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

第3節 取り組み内容

1 援護資金貸付計画の策定

大規模災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

(1) 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した町民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

(2) 実施基準等

「資料編 資料 25 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画」参照。

3 生活福祉資金(福祉資金)の貸付け

(1) 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付ける。た

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

だし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

(2) 生活福祉資金貸付条件

「資料編 資料 25 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画」参照。

第18章 遺体搜索処置計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により行方不明の者に関して迅速に搜索活動ができるよう、又、周囲の事情により既に死亡されていると推定される者に関して、迅速な対処ができるよう、事前対策を図っておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、消防団、自主防災組織、日高医師会、御坊警察署、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、自衛隊、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、総務課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 行方不明者の搜索

(1) 対象者

大規模災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者に対して行う。

なお、災害発生後3日間を経過したものは、明らかに生存しているものを除き、死亡した者と推定し、遺体の搜索として取り扱う。

(2) 搜索方法

必要に応じ搜索班を編成し、関係機関と密接な連絡をとり行方不明者の搜索を行う。

(3) 費用の限度及び期間

救助法の適用を受けた場合の搜索費用の限度と期間は、「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、搜索の期日は災害発生の日から10日以内とする。

(4) 書類の整備保管

行方不明者の搜索を実施した場合は、次のような書類を整理して保管する。

ア. 救助実施記録日計票

イ. 搜索用機械器具燃料受払簿

- ウ. 死体捜索状況記録簿
- エ. 死体捜索用関係支出証拠書類

2 遺体の処置

(1) 対象者

遺体の処置及び埋火葬は、災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処置（埋葬を除く）を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代って処置を行うものである。

なお、火葬場、棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、県対策本部の支部保健班（御坊保健所）を経由して、県対策本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬と速やかな埋葬に努める。

(2) 検案場所・遺体安置所の設置

住民生活課は、災害の状況に応じて被災現場近くの寺院・集会所・学校等の施設管理者と協議して、遺体安置所を開設する。

なお、検案場所・遺体安置所については以下に該当する場所が望ましい。

- ・ 避難場所に指定されていないこと
- ・ 電源設備を有していること
- ・ 上水道を完備していること
- ・ 川、池等の水源が付近に所在すること
- ・ 道路整備がされており、災害時、早期に復旧整備が見込まれる地域であること
- ・ 高台に所在していること

(3) 遺体処置

ア. 処置方法

遺体の処置に必要な機材等については、現物給付する。

イ. 処置の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

検案は、原則として医療救護班によって行う。検案に当っては、警察官の立会いを必要とする。

(4) 埋火葬の方法

棺、骨つば等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、埋葬又は納骨等の役務提供

(5) 遺体の処置、埋火葬に要する費用の限度と期間

救助法適用の場合の遺体の処置、埋火葬に要する費用の限度及び期間は、「資

料編 資料 22 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、処置・埋火葬の期間は災害発生の日から10日以内とする。

(6) 書類の整備保管

遺体の処置、埋火葬を実施した場合、次の書類を整理して保管する。

ア. 遺体の処置の場合

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処置台帳
- ③ 遺体処置関係支出証拠書類

イ. 埋火葬の場合

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋火葬台帳
- ③ 埋火葬費支出関係証拠書類

3 県本部長に対する報告

本部長は、行方不明者の捜索、遺体の処置、埋火葬を行ったときは、その状況を速やかに県本部長に報告する。

第19章 災害義援金品配分計画

第1節 基本方針

【達成目標】

り災者、り災施設その他に対する義援金品の配分等について、迅速に対処できるよう本計画により定めておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	出納室
関 連 部 署	総務課、企画まちづくり課

第3節 取り組み内容

1 配分

引き継ぎを受けた義援金品は、次の方法によって配分する。

(1) 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行う。

又、本町において受付けた義援金品は、義援金受付簿（資料編 様式15）及び義援物資受付簿（資料編 様式16）にて受付け、県における配分の方法及び民生委員、その他関係者の意見を聞き実情に即して配分する。

なお、配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

(2) 配分の時期

配分は、できる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなることから、一定量に達したときに行う等、配分の時期に十分留意して行う。

ただし、腐敗変質のおそれがある物質については、速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

2 義援金の受領

義援金は、出納室が次の方法により受領管理する。

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿を備え付け出納

の状況を記録し、経理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

3 費用

義援金品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。又、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて費用負担について協議することができる。

4 その他

義援金募集に当たっては、積極的に広報活動を行う。

被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報を行う。又、物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組む。

第20章 その他のり災者保護計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

要保護児童や外国人等のり災者に対して、災害時に迅速な対応ができるよう、保護計画を事前に策定しておく。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 生活保護法の適用

大規模災害により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、県が本部並びに民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の相談を受付ける。

なお、保護の決定に当たっては、特に救助法による救助実施期間及びその程度、内容との関係に十分留意し、日高振興局健康福祉部で決定を行う。

2 要保護児童の措置

本部長は、被災地において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させる等適切な措置を講じる。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、日高振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡し、保護する。

3 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、災害に対処するため又は災害に際して次により収容者の保護に当たるものとする。

(1) 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を策定し、常に災害に注意するとともに避難についての訓練を実施しておく。

(2) 避難予定場所の選定

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、収容者の保護に万全を期する。

(3) 職員（保育士、その他）の確保

災害により職員に事故があり、又収容者の増加によって職員が不足して充足を図る必要があるときは、適宜人選の上補充に努める。以上のほか、災害による施設の被害等により、食糧又は飲料水を得ることができないとき、若しくは医療その他の救助を必要とするときは、本編に定めるところに従って、救助を受けるよう本部長に連絡又は要請する。

4 外国人に対する支援

外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

県と連絡調整の上、外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる多言語で情報提供を行う。

(3) 相談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談は、国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。

又、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに答えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

5 総合相談窓口との連携

町は、県が設置する、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）が受けた相談について、必要に応じ、適宜、町の相談窓口において引き継ぐものとする。

第21章 保健衛生計画

第1節 基本方針

【達成目標】

被災地における防疫計画、清掃計画、し尿処理計画、食品衛生計画、保健師活動計画、精神保健福祉対策計画、動物救護活動支援計画は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の保健衛生に努めるものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	子育て福祉健康課
関 連 部 署	日高振興局健康福祉部（御坊保健所）、住民生活課、いきいき長寿課、産業建設課、総務課、企画まちづくり課、上下水道課

第3節 取り組み内容

1 防疫計画

（1）実施者

災害時における被災地域の防疫は、子育て福祉健康課が実施する。

ただし、町の被害が甚大で本部のみで実施できないときは、県に応援を要請して実施する。

又、必要に応じて、県に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を要請するものとし、要請を行った際は、チームを迅速・的確に受け入れる体制を整備する。

（2）組織

災害防疫の実施は、本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接の組織として、次の編成を行う。

・ 防疫班の編成

① 防疫班は、概ね衛生技術者（班長）1名、事務吏員1名、作業員数名により編成するが、災害の規模、特性又は季節等により、班数及び編成委員を適宜増減する。

② 防疫班の行う業務は、次のとおりとする。

a. 医療班と協力し、被災地及び指定避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、必要なその他予防措置を行う。

b. 感染症予防上必要がある場合は被災地の消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

c. 被災地の家屋周辺の清掃について、指導又は指示を行う。

(3) 本部への応援要請

被害が激甚なため防疫班の機能が著しく阻害され、職員の応援を必要とするときは、総務課に応援を依頼する。

(4) 検病調査

検病調査は、子育て福祉健康課において通常一回以上行うものであるが、異常多発の徴候がある場合にはできる限り回数を増やして実施し、感染症患者の早期発見に努める。

(5) 臨時予防接種の実施

被災地域の町民に対しては、速やかに健康診断を行うとともに、知事が、感染症予防上緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、町長は臨時予防接種を実施する。

(6) 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、感染症法施行規則第14条に定めるところによって消毒を実施する。使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(7) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事（県立保健所長）の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(8) 生活の用に供される水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をする。

(9) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離の措置をとる。

(10) 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合、又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

(11) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

(12) 避難所の防疫措置

避難所は、施設の設備が応急仮設であり、かつ、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、防疫活動を実施するとともに、収容者に対して衛生指導を行う。

(13) 被害状況報告

被害状況を把握し、速やかに被害状況即報及び災害概況即報様式（資料編 様式3）により、日高振興局総務企画室に報告する。その概要については、できる限り電話をもって報告する。

(14) 防疫活動状況報告

災害防疫活動の実施状況については、速やかに日高振興局健康福祉部（御坊保健所）に報告する。

(15) 災害防疫所要見込額の報告

防疫作業に要した費用を、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）に電話連絡するとともに、書類にて報告する。

(16) 記録の整理

災害防疫に関し整備すべき書類は、次のとおりとする。

- ア. 被害状況報告書「資料編 様式3、4」
- イ. 防疫活動の状況報告書
- ウ. 消毒に関する書類
- エ. ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- オ. 生活の用に供される水の供給に関する書類
- カ. 患者台帳
- キ. 防疫作業日誌

作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

- ク. 防疫経費所要額調及び関係書類

(17) 災害防疫完了報告

災害防疫活動を終了したのち、速やかに日高振興局健康福祉部（御坊保健所）に報告する。

(18) その他作業日誌の作成

作業の種類、作業員数、実施地域等の明細を日誌等に記入する。
感染症患者の収容施設については以下の通り。

ア. 県内災害拠点病院

医療圏	医療機関名	所在地	電話	FAX
和歌山	和歌山県立医科大学 付属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300	073-441-0713
和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4 丁目 20 番地	073-422-4171	073-427-2344
紀の川	公立那賀病院	紀の川市打田 1282	0736-77-2019	0736-77-4659
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-34-1200	0736-37-1880
有田	有田市立病院	有田市宮崎町 6	0737-82-2151	0737-82-5154
御坊	ひだか病院	御坊市菌 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
田辺	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄町 46-70	0739-22-5000	0739-26-0925
新宮	新宮市立医療センター	新宮市峰伏 18 番 7 号	0735-31-3333	0735-31-3337

イ. 医師会所在地・連絡先

医師会名	住 所	電話・FAX
和歌山県医師会	和歌山市小松原通 1-1 県民文化会館内	0734-24-5101・36-0530
日高医師会	御坊市菌 290 番地	0738-22-3144・23-5472

ウ. 町内医療機関及び医療関係人員

病 院 名	診 療 科 目	所 在 地	電話 (0738)
古田医院	内科、小児科、循環器科	荊木 560	63-2625
楠山整形外科	整形外科、リハビリテーション科	荊木 8	63-3615
長野鍼灸接骨院	鍼灸、接骨院	萩原 885-6	63-3107
あかね整骨院	接骨院	小中 512-2	63-3866
上野山歯科医院	歯科	高家 768-5	63-3622
岡本歯科医院	歯科、矯正歯科、小児歯科	高家 642-3	63-3883
日高おはな整骨院	接骨院	志賀 460-4	35-3355
ひだか歯科	歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科	小中 493-1	63-1188

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

エ. 御坊保健所管轄医療機関（病院）一覧

第1編 病院名	病 床 数					所 在 地	診 療 科 目	電話 (0738)
	一般	療養	結核	伝染	精神			
整形外科北裏病院	100					御坊市湯川町小松原 454	整・リハ・麻・呼・循	22-3352
北出病院	131	51				御坊市湯川町財部 728-4	内・消・外・理・放・麻 整・小・呼・リハ・脳・ 精・循	22-2188
ひだか病院	263			4	100	御坊市菌 116-2	内・精・神・小・外・整・ 脳・皮・尿・産婦・眼・ 耳・放	22-1111
国立病院機構 和歌山病院	295		15			美浜町和田 1138	内・呼・循・小・外・呼 外・心・放・歯	22-3256

2 清掃計画

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下、「廃棄物」という）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画によるものとする。

なお、石綿の飛散に係る応急対策は、第26章 第3節の7有害物質流出等応急対策計画を参照のこと。

(1) 実施に当たっての配慮事項

- ア. 町長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努める。
- イ. 町長は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努める。
- ウ. 町長は、被害が甚大で町内で応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得る。
- エ. 広域的な支援の要請は、県が市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対して行われる。又、廃棄物の収集処分の実施の際は、県による技術的援助、支援活動に係る調整が行われる。
- オ. 被災規模が大きく、町が独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、町が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。
- カ. 報告については、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和4年11月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて、事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

(2) 清掃班の編成

町長は、清掃班を編成するに当たり、住民生活課職員の中から清掃責任者を指名し、清掃作業を行わせる。

清掃班の編成について清掃責任者は、一般廃棄物処理業許可者、浄化槽清掃業許可者、ボランティア及び作業員を雇上げ、運搬車は専用車を借上げ、その他必要器具等についても購入又は借上げるものとする。がれき処理については、産業建設課の協力を得て行う。

(3) 清掃の方法

ア. 収集・運搬

- ① 救助法の適用を受けない比較的規模の小さい災害が発生した場合は、現有の人員、器材によってこれを行う。
- ② 救助法の適用を受けたかなり規模の大きい災害が発生した場合も、可能な限り現有の人員、器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処置を行う。
- ③ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じて同協会等に協力を要請する。
- ④ 町長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、両法人に支援の協力要請を行う。
- ⑤ 災害によって生じた廃棄物の対策が必要となった場合は、速やかに被害状況を把握し、御坊保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課に報告する。報告は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成19年9月6日）「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」によるものとし、電話等で被害の概況等を直ちに報告した後、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。
- ⑥ 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況等を御坊保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を直ちに報告したのち、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。

イ. 処理の方法

① ごみ・がれき処理

清掃班により、被災地の生活に支障がでないように、ごみの収集処理を適切に行う。

がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。又、がれきの適切な分別・処理・処分を行うとともに可能な限りリサイクルする。リサイクルすることは、大量のがれき処分量を減少させるためにも有効であり、積極的に検討しなければならない。ごみ・がれきの量が多い場合は、町有地に仮置場、一時保管場所を設ける。

車両・人的不足により、一時保管場所への搬送処理が間に合わず、道路際などに山積みとなることを防ぐため、他自治体等関係機関への支援要請を早期段階で実施する。

② し尿処理

- a. 浸水等により各家のトイレがあふれている場合は、一応各家庭において汚物を汲み取る。
- b. 相当期間滞水中の地区は、各家庭で、バケツ、便器等で適宜処理させるとともに水が引いてから各トイレの汚物を早急に汲み取る。
- c. 汲み取ったし尿は、し尿処理場等で処理する。
- d. バキューム車等で汲み取り不能の場合は、作業員を動員し、バケツ等で搬出する。

3 応急し尿処理施設の設置

(1) 仮設トイレの設置

指定避難所のトイレが、使用できなくなったとき仮設トイレを設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮し、地下に洩れないように注意する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、身体障がい者、女性用の設置場所に配慮する。

仮設トイレを設置したあとは、衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等を備える。

(2) し尿貯溜槽

汲み取りし尿が大量のため応急的に貯溜槽を設置する場合には、環境衛生上支障のない場所とし、洩流により地下水又は河川を汚染しないよう注意する。

(3) 事務処理

- ・ 被害状況の報告

災害時において清掃事業の応急対策を実施したときは、直ちに御坊保健所経由の上、県環境生活部循環型社会推進課へ提出する。

(4) その他

感染症法における清掃方法及び堆積土砂と災害清掃事業の関係

- ア. 感染症患者（病原体保有者を含む）が発生し、感染症予防上緊急措置を要する患者発生地区周辺に対して、地区及び期間を限り実施する。清掃作業は感染症法の適用を受ける。
- イ. 堆積土砂の排除は、清掃作業とみなさない。
- ウ. 以上ア・イ各項に含まれないごみ、がれき、し尿の処理は、災害時の清掃作業となる。

4 食品衛生計画

災害発生に伴う停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除するための計画である。

(1) 計画方針

保健所の指導・協力を得て被災地営業施設、臨時給食施設における実態把握と適切な処置を行い、被災者に対して安全で衛生的な食品を供給する。

(2) 対処の方法

ア. 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

【重点的指導事項】

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器器具の消毒
- ③ 給食従事者の健康
- ④ 原材料、食品の検査
- ⑤ 浸水、断水時における飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

イ. 営業施設

関係機関の協力を得て、営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

【重点的指導事項】

- ① 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導する。
- ② その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。
- ③ 汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにする。

5 保健師活動計画

大規模災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地町民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努める。

(1) 保健師活動

ア. 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ. 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要配慮者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(2) 報告及び記録

保健師活動を実施した場合、子育て福祉健康課は本部に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておく。

ア. 報告書類

- ① 地域活動記録
- ② 避難所活動記録
- ③ 保健活動日報
- ④ 保健師活動状況報告書

イ. 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票
- ④ その他

6 精神保健福祉対策計画

(1) 計画方針

大規模災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つ。

なお、必要に応じ、県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

(2) 各段階における心の健康相談等の実施

ア. 大規模災害時

- ① 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置する。
- ② 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科の救護所を設置する。

イ. 長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、又、他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した後を受けて、町は県及び関係機関等と連携して、次のような業務を推進する。

- ① 問題発見のための情報収集
- ② 発見された問題の特性研究及び対策
- ③ 関係職員（ボランティアを含む）の教育研修
- ④ 啓発用資材の作成、配布
- ⑤ 講演会、座談会等の開催
- ⑥ 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
- ⑦ 被災者同士の自助グループの育成

(3) 被災地の災害対策

町は県と連携を図り、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 要配慮者への対策

ア. 精神障がい者の生活再建支援

被災した精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等を語れる場を提供する。
- ② 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ. 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、大規模災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認

事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。

- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

ウ. アルコール関連問題への対応

- ① 大規模災害後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒するおそれがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ. 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。町は、県支部保健班に協力し、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ. 家族等を亡くした人達への支援

大規模災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

7 動物保護管理計画

(1) 計画方針

大規模災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想される。

町は、被災者支援の一環として、県と連携を図り、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等への協力を努める。

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域

的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

ア. 放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

イ. 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等を行う。

(3) 避難所における動物の適正な飼育

町は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して飼養者を支援する。

ア. 避難所での動物の飼養状況の把握

イ. 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ. 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣

エ. 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）

オ. 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ. 家庭動物に関する相談の実施等

キ. 動物に関する寄付金の管理・配分

ク. 県外からの受援体制の確保

第22章 公共土木施設等応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課、上下水道課
---------	-------------

第3節 取り組み内容

(1) 河川災害

町内の河川で、被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

(2) 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況、(救援、復旧等の危機管理を担う施設(役場、警察、消防署、病院等)がある地区等)や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要のある箇所に仮締切工事等を行う。

(3) 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(4) 道路、橋りょう災害

被災した道路、橋りょうで緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋を設ける。

(5) 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

又、必要に応じて、下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

(6) 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第23章 水産関係災害応急対策計画

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第1節 基本方針

【達成目標】

各種災害による漁場、水産関係施設等の被害を最小限にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第2節 担当部署

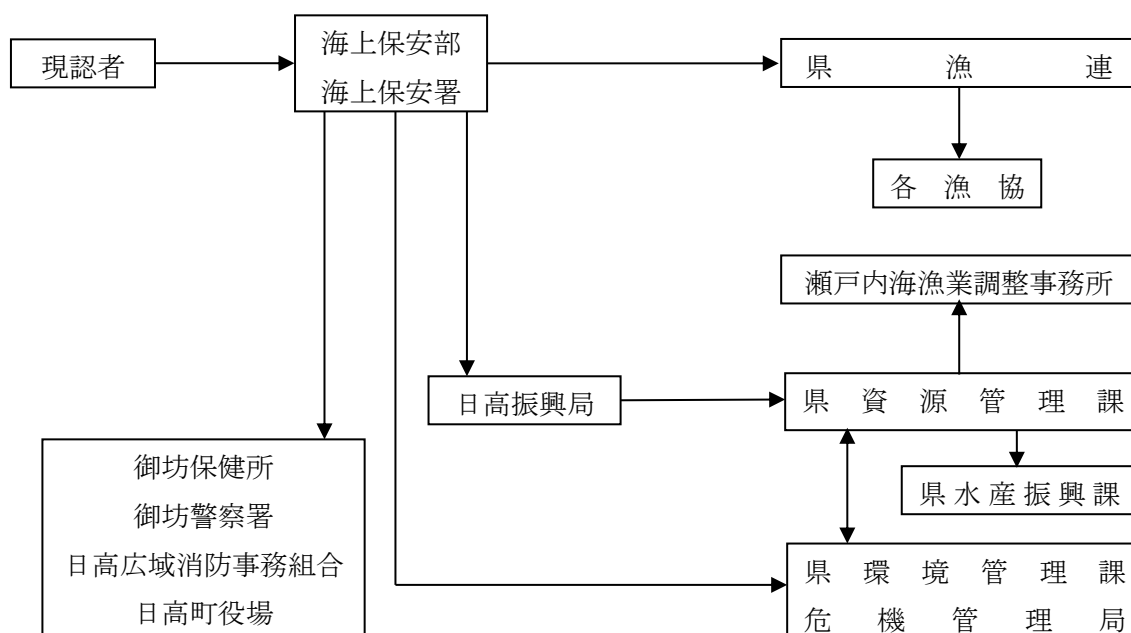
主幹部署	産業建設課
関連部署	日高広域消防事務組合、和歌山海上保安部（海南海上保安署） 総務課

第3節 取り組み内容

・ 伝達方法

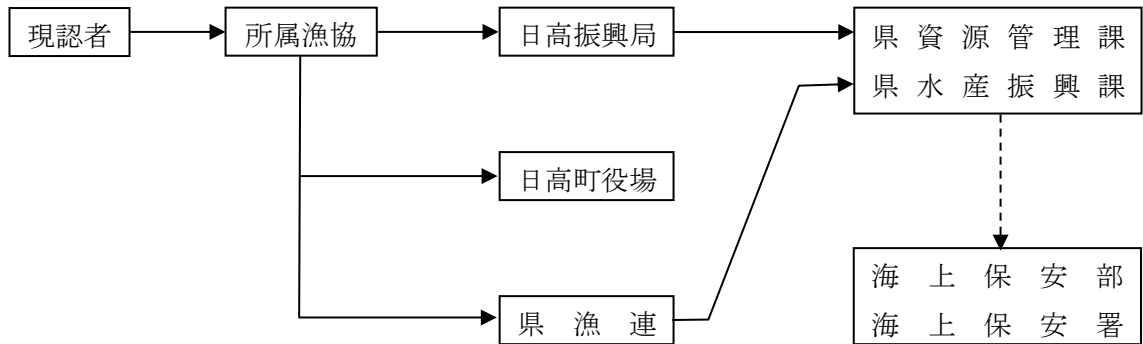
(1) 油流出時

油流出による漁場、水産関係施設災害の発生に際し、被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 損害流出事故発生時

大規模災害による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第24章 事故災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

各種事故災害において、迅速な人命救助活動を行うとともに、周辺住民に対して早期に正確な情報の伝達を行い、周囲の安全確保を迅速に行う。

又、事故災害の早期鎮圧を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	日高広域消防事務組合、御坊警察署、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、総務課、企画まちづくり課
関 連 部 署	産業建設課、その他関係機関

第3節 取り組み内容

1 海上災害応急対策計画

(1) 計画方針

- ア. 本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害（以下、「海上災害」という）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- イ. 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

(2) 実施機関

実施機関	担当業務
事故関係者 (船舶所有者)	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部 (海南海上保安署)	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
日高町	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
和歌山県	
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

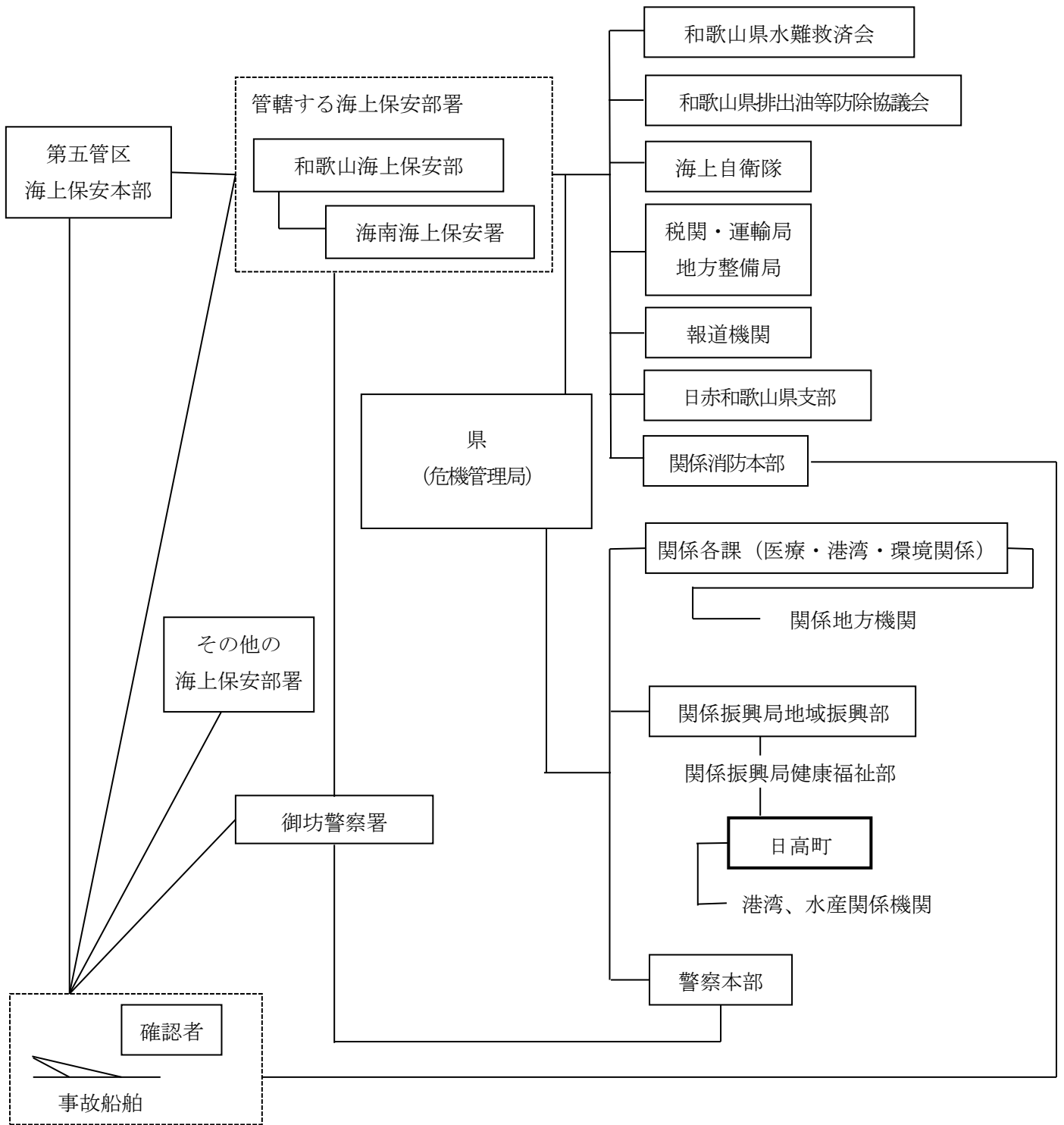
(3) 実施要領

○ 通報連絡体制

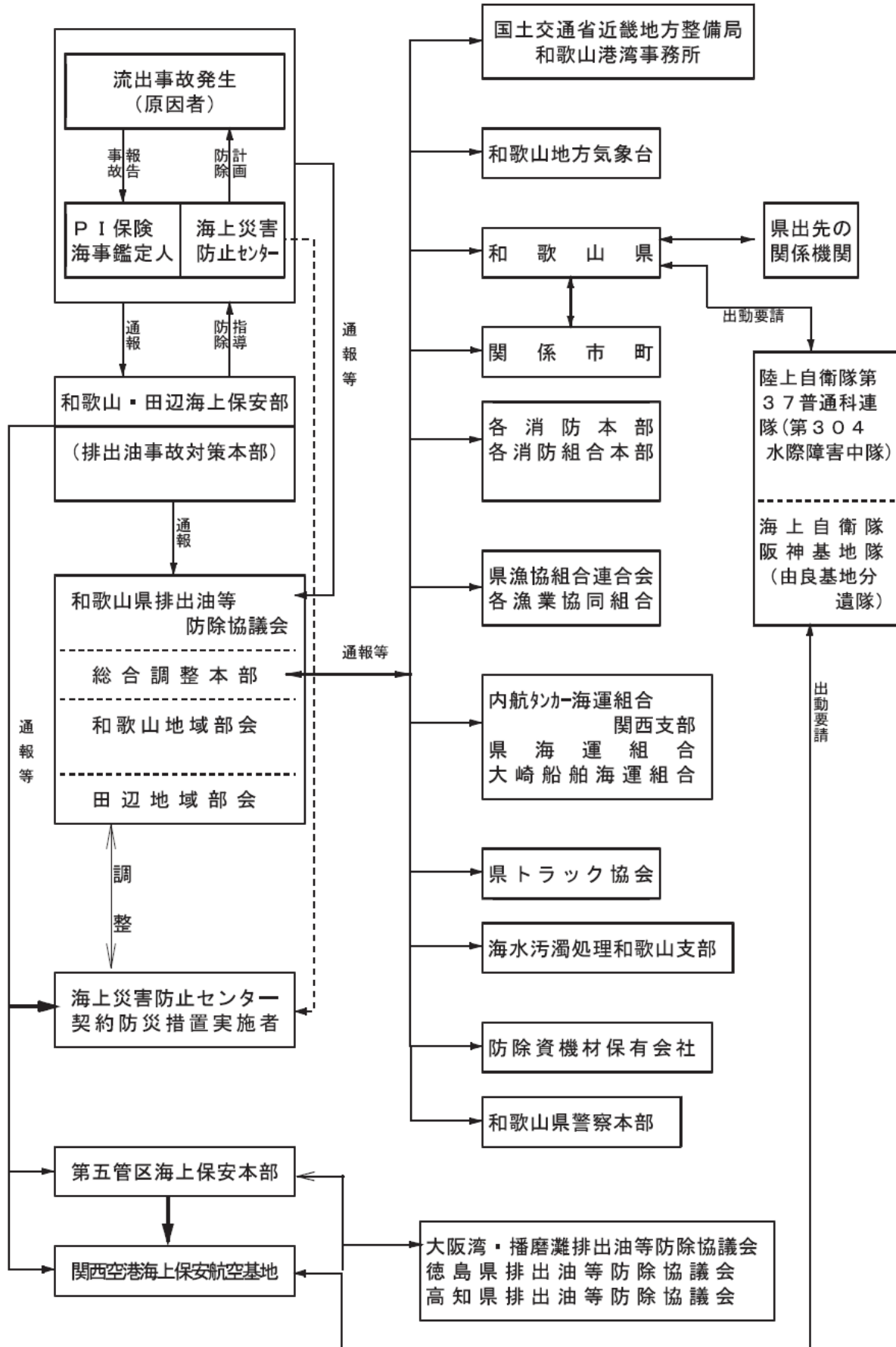
防災関係機関等における通報連絡は、次図により行う。

(但し、流出油事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する)

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
第5編
 第6編
 第7編



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



- 第1編
- 第2編
- 第3編
- 第4編
- 第5編
- 第6編
- 第7編

第1編

○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
巡視船艇等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメール、漁業無線	
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

第2編

第3編

なお、必要に応じて、航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○町民に対する周知は、次により行う。

第4編

機関名	周知手段	周知事項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災行政無線等	ア 災害の状況 イ 防災活動の状況 ウ 火気使用及び交通等の制限事項 エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項
警察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	
放送局	テレビ、ラジオ	

第5編

なお、必要に応じて、航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

第6編

(4) 警戒措置

第7編

ア. 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他防災機関関係	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

イ. 沿岸警戒

実施機関は、流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
町	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等の自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
御坊警察署	沿岸地域の交通制限等

(5) 応急措置

ア. 海上流出油等対策（通常の防ぎよ体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

- ① 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
町	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村が実施する応急措置に対する協力

② 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

- a. 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあつせんを要請する。
- b. 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- c. 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

イ. 海上災害における人身事故等(遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定)

各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

- ① 捜索、人命救助、救護
- ② 消火活動、延焼防止
- ③ 応急資機材の調達
- ④ 遭難船の移動

(6) 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長又は町長(ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構成	海上保安部、県、警察、関係市町(消防機関を含む)港湾関係機関、海上災害防止センター(但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合)、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任意	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
その他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

(7) 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努める。

※油等：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

2 航空災害応急対策計画

(1) 計画方針

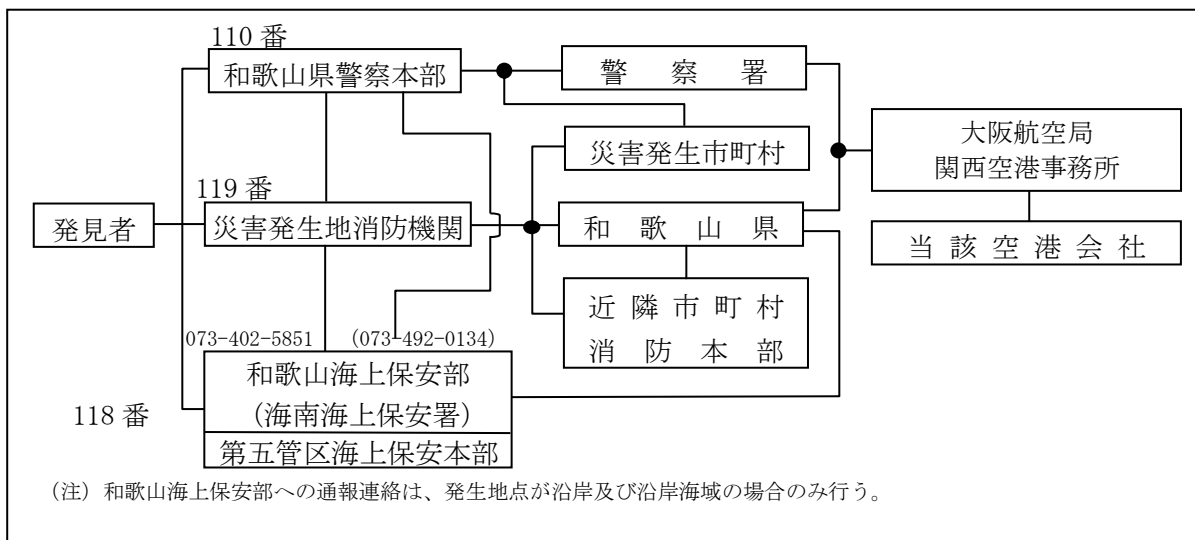
航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模災害（以下、「航空機災害」という）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講じる。

(2) 計画内容

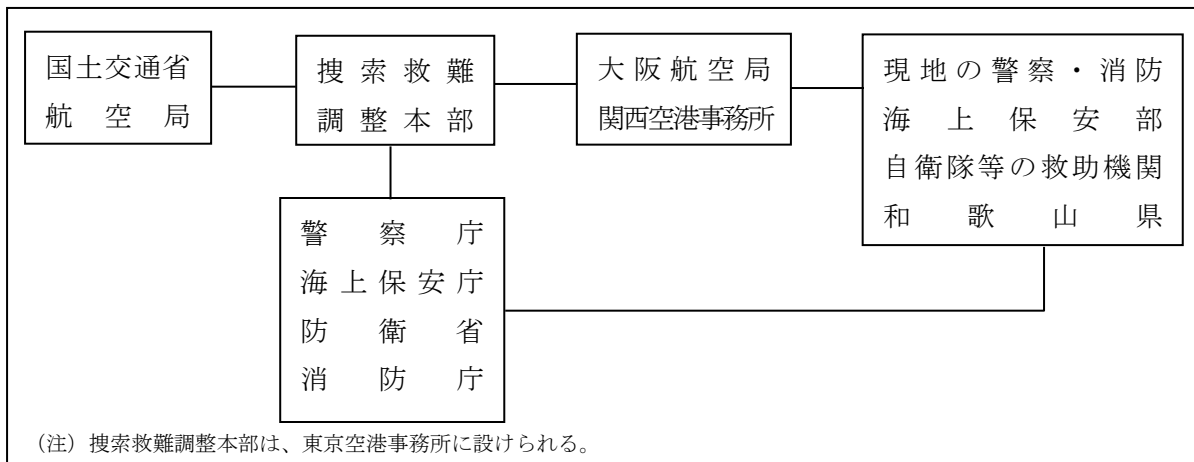
ア. 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡する。

① 近隣市町で、発生地点が明確な場合（消火救難の場合）



② 近隣市町で発生地点が不明確な場合(搜索救難の場合)



イ. 広報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、県及び県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- ① 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

ウ. 本町周辺の消火救難活動

① 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関、和歌山海上保安部・海南海上保安署
 (沿岸及び沿岸海域の場合)

② 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察本部

③ 実施事項

航空機災害に係る火災が発生した場合、災害市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

エ. 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

3 鉄道施設災害応急対策計画

(西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社)

(1) 計画方針

本計画は、西日本旅客鉄道株式会社に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について定める。

(2) 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処する。

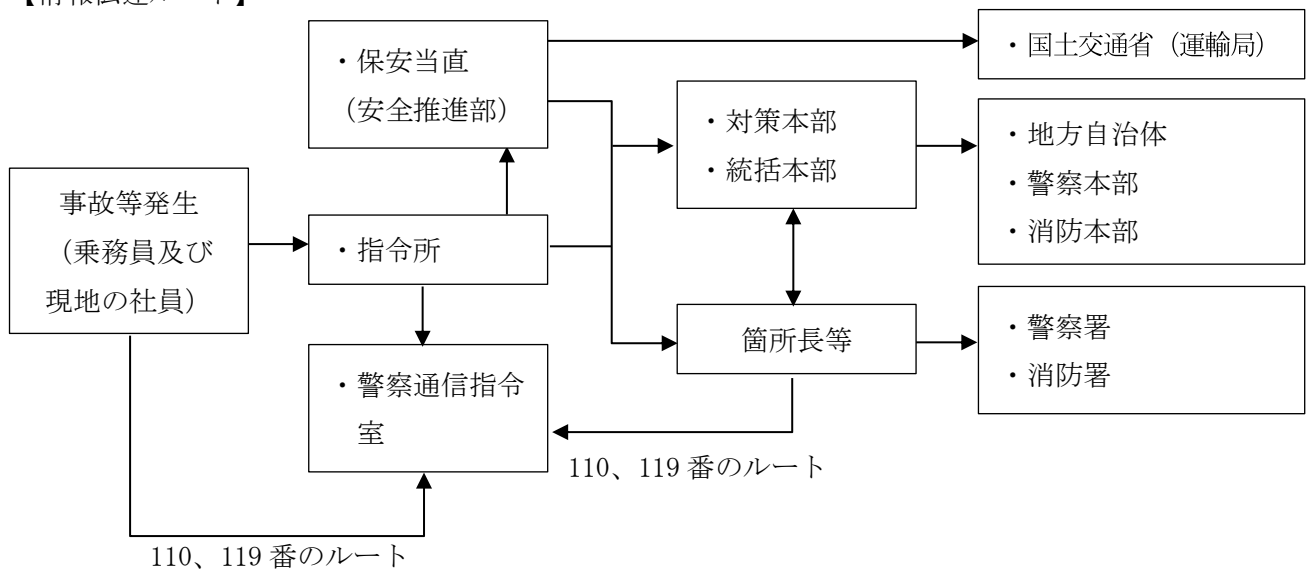
ア. 事故災害対策通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

通報経路は、次のとおり。

○事故等発生時の情報の伝達

【情報伝達ルート】



なお、部外協力要請機関及び要請分担、対策本部の種別、設置標準及び招集範囲、統括本部対策本部等の詳細は、県地域防災計画及び西日本旅客鉄道株式会社の計画によるものとする。

4 道路災害応急対策計画

(近畿地方整備局、県県土整備部・県農林水産部、警察本部、西日本高速道路株式会社)

(1) 計画方針

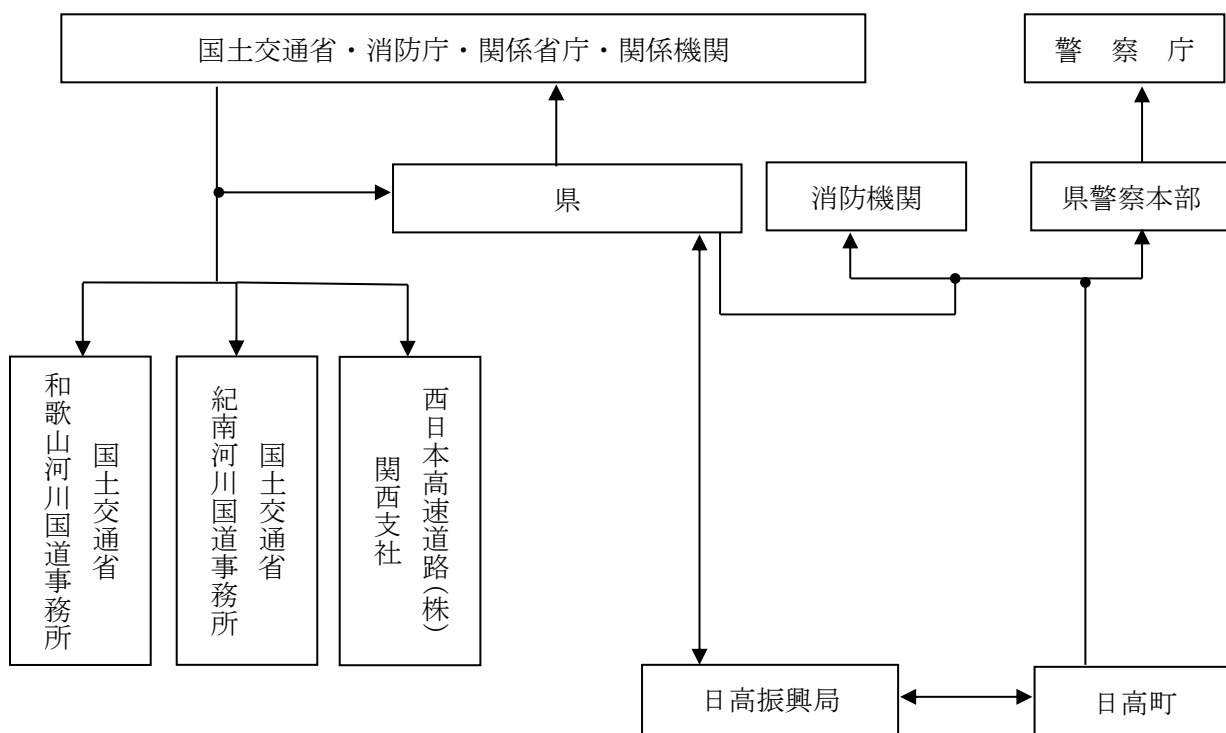
本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

(2) 計画内容

ア. 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- ③ 消防庁等への連絡は、県が町等からの情報及び自ら収集した被害状況を整理把握し連絡される。
- ④ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

通報連絡体系図



イ. 応急活動及び活動体制の確立

- ① 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。
- ② 関係機関は、「第4編 第1章 防災組織計画」の定めるところにより、

発生後速やかに、必要な体制をとる。

ウ. 救助・救急、医療及び消火活動

- ① 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- ② 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ③ 救助・救急活動に必要な資器材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資器材を確保して効率的な活動を行う。

エ. その他

- ① 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
- ② 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ③ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講じる。
- ④ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第25章 在港船舶応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	産業建設課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、 総務課

第3節 取り組み内容

- ・ 対策
 - ア. 津波来襲時等における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。
 - ① 日ノ御埼以北の沿岸部
和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17. 3）
 - ② 日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部
紀南地区海上安全対策協議会（H4. 4）
 - ③ 新宮港
新宮港安全対策協議会（H22. 7）
 - イ. 在港船舶に対する措置
津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、在港船舶に対して避難勧告又は注意喚起を行う。
 - ウ. 港内における障害物の措置
 - ① 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命じる。
 - ② 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。
 - ③ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれ

があるものを除去する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第26章 危険物等災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

危険物等を取り扱う施設の管理者及び責任者は、地震時において発生した災害に対し、自衛消防組織等が実際に機能する組織としておくとともに、災害を最小限にとどめ、消防活動、救出活動等を迅速に行う。さらには、関係者に対し、正確な情報提供を早期に的確に行い、施設の関係者及び周辺住民に対する危害の防止を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	和歌山県総務部危機管理局、日高広域消防事務組合、総務課、子育て福祉健康課、住民生活課、企画まちづくり課、産業建設課
関 連 部 署	日高医師会、御坊警察署、日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

第3節 取り組み内容

1 危険物施設災害応急対策計画

(1) 計画方針

危険物施設等は、大規模災害時における火災、爆発、漏洩等の危険が予測されることから、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

(2) 計画内容

ア. 事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、日高広域消防事務組合等と連携して、大規模災害時における応急措置を次により実施するものとする。

① 災害が発生するおそれのある場合の措置

- a. 情報及び警報等を確実に把握する。
- b. 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- c. 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

d. 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

② 災害が発生した場合の措置

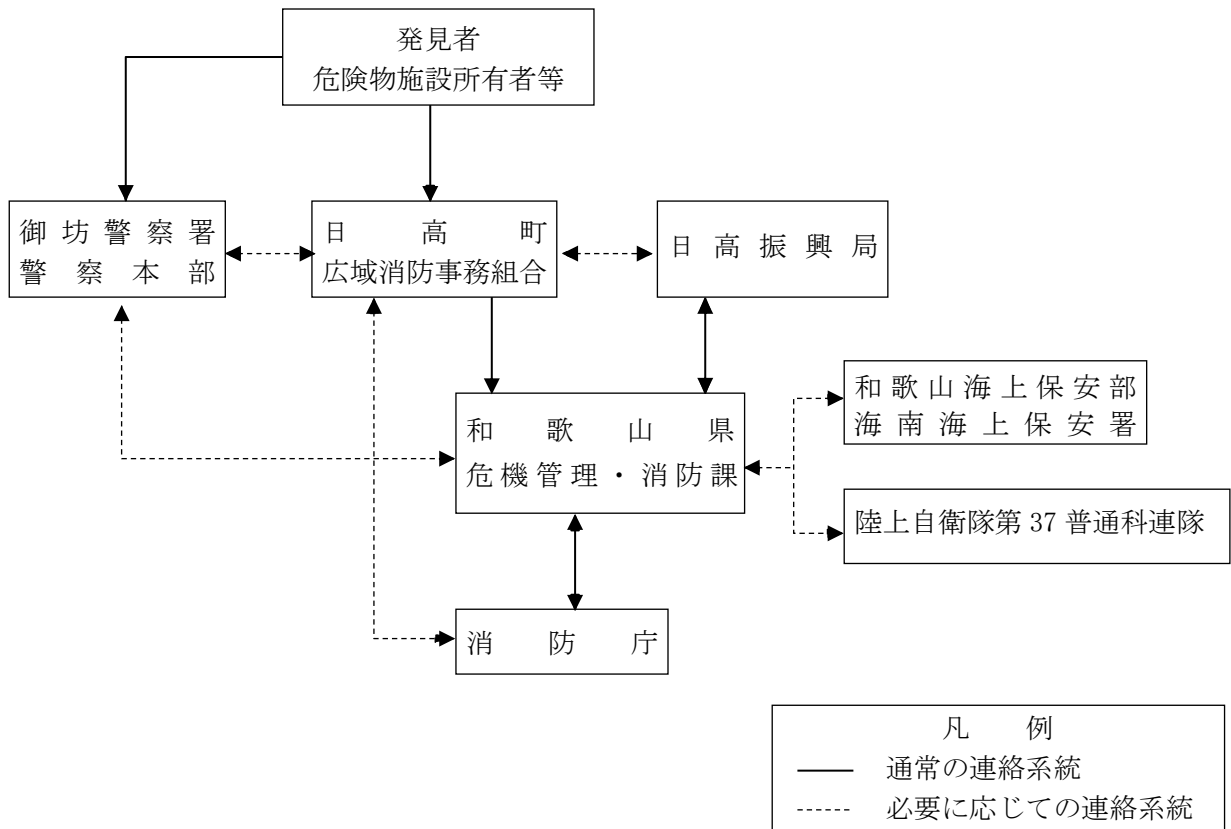
- a. 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- b. 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- c. 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- d. 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

イ. 町

危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

ウ. 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



2 火薬類災害応急対策計画

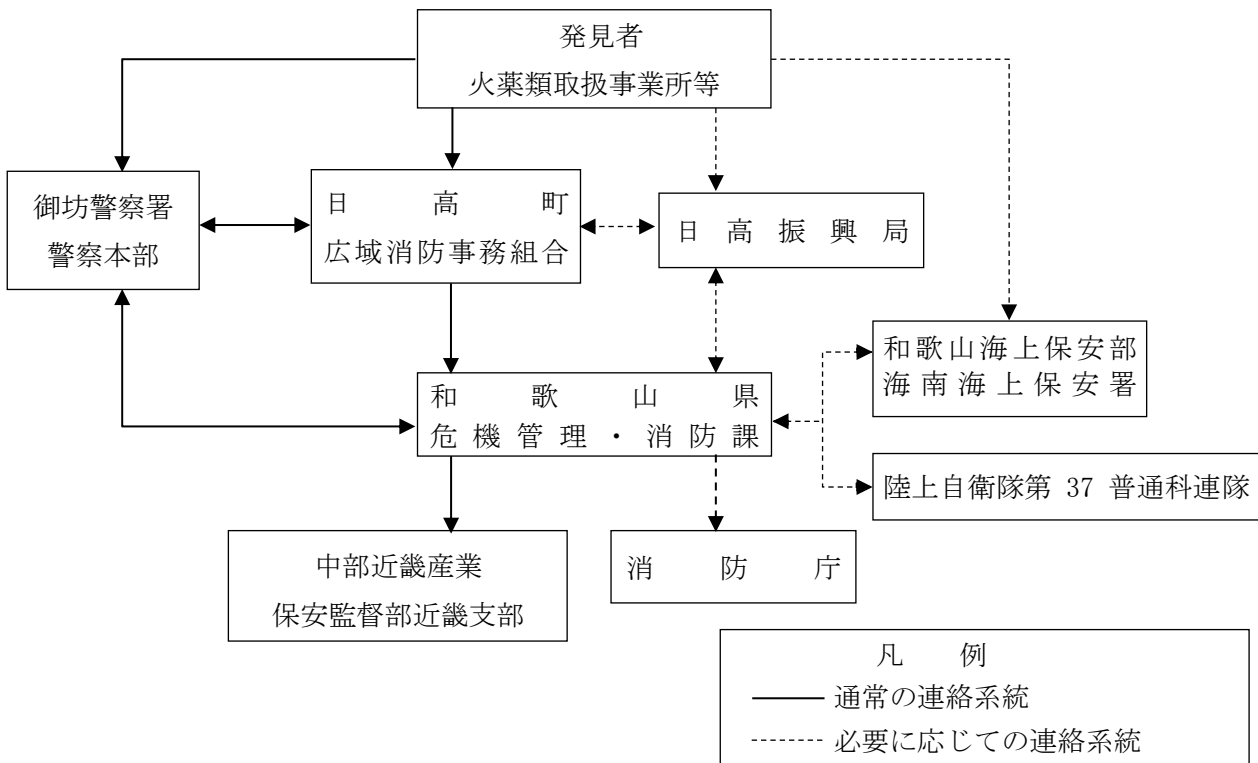
(1) 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

(2) 計画内容

火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- ア. 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- イ. 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- ウ. 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - ② 被災者の救出、救護
 - ③ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



3 高圧ガス災害応急対策計画

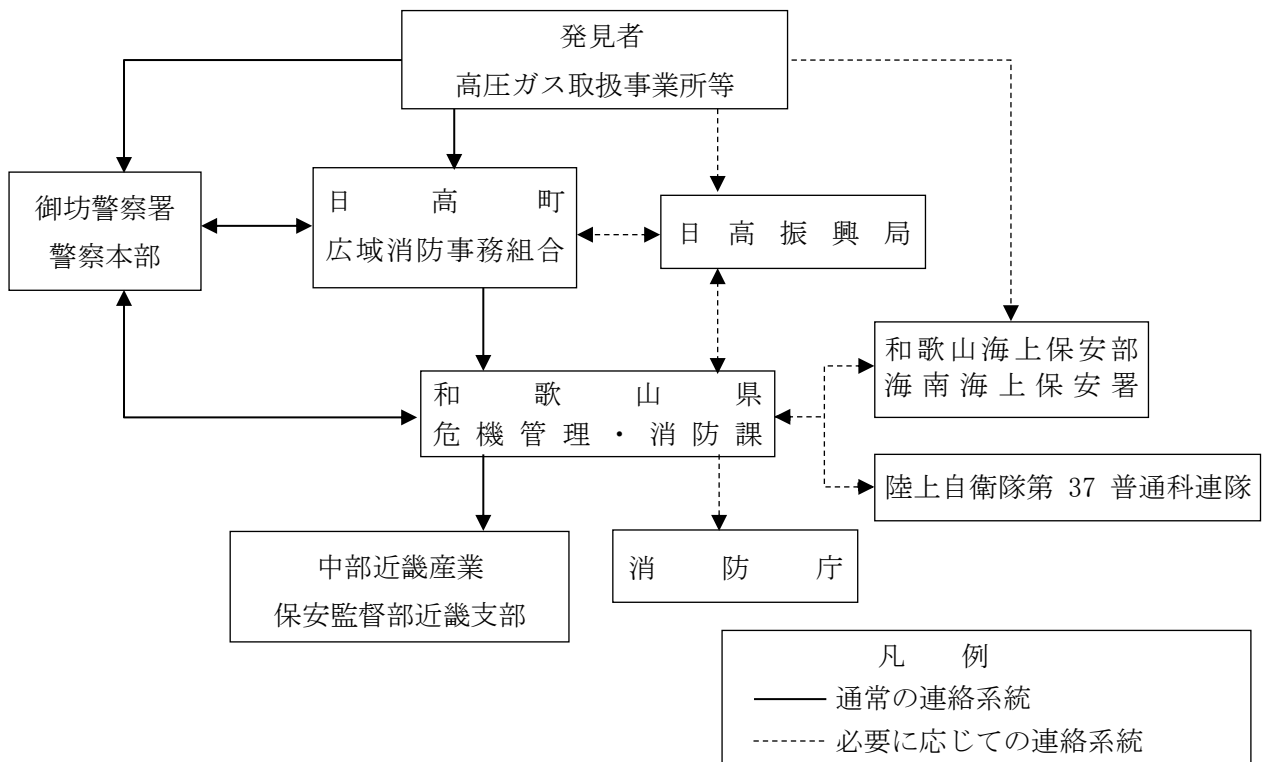
(1) 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、町民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

(2) 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため、速やかに次の措置を講じる。

- ア. 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- イ. 上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の町民の避難措置を講じる。
- ウ. 高圧ガスによる災害が発生した場合、消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ① 立入禁止区域の設定及び交通規則
 - ② 被災者の救出、救護
 - ③ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- エ. 必要に応じて、県内高圧ガス関係団体又は関係事業所の応援を求める。



第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

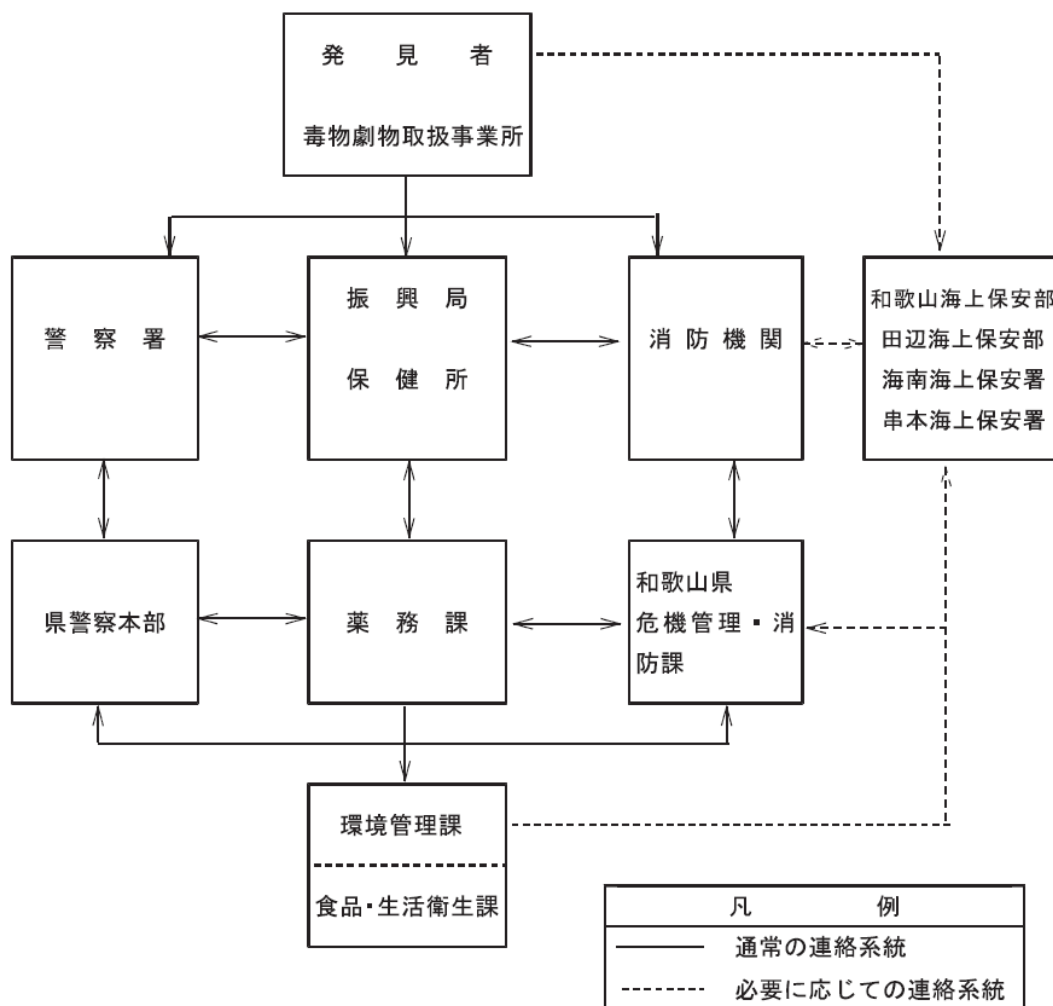
4 毒劇物災害応急対策計画

(1) 計画方針

大規模災害により毒物又は劇物保管施設等が被害を受け、町民が保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

(2) 計画内容

- ア. 大規模災害発生時における毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域の防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条）。
- イ. 緊急措置
 保健所（又は消防機関、警察）は、毒物・劇物の流出散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供する。
- ウ. 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動する。



5 放射性物質事故応急対策計画

(1) 計画方針

放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速・的確な応急対策を実施して住民の安全を確保するための対応については、この計画による。

(2) 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- ア. 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県、町等へ通報する。
- イ. 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関への連絡、通報、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整及び指導を得て事故に対する対応方針を決定する。
- ウ. 町は、事故の連絡、通報を受けたときは、関係機関に連絡、通報するとともに、県、消防本部と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、県等の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、町民への情報提供等を行う。

6 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

(1) 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

(2) 計画内容

ア. 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講じるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講じる。

- ① 消防機関及び警察署に通報する。
- ② 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- ③ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
- ④ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
- ⑤ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講じる。

イ. 町

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

7 有害物質流出等応急対策計画

(1) 計画方針

- ア. 災害による有害物質の流出及び石綿の飛散等により、住民の健康被害が生じ又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。
- イ. この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ① 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - ② 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- ウ. 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- エ. 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

(2) 計画内容

ア. 石綿飛散応急対策

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行う。

なお、県が被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供が行われる。

- ① 町は、県と協力して、アスベスト台帳に基づき、石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
- ② 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
- ③ 町は、県と協力して、災害ボランティア、復興従事者及び町民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

イ. 有害物質流出応急対策

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて行う。

- ① 町は、町民等から異常の通報があった場合は、速やかに県に対し連絡するとともに、情報収集のために必要な協力を行う。
- ② 町は、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置について連絡し、地区内町民への注意喚起及び異常を感知した場合の町又は県への連絡を要請するなど必要な協力を行う。
- ③ 町は、自ら所管する施設について、必要な飛散防止対策を講じるとともに、県の行う指導に対して必要な協力を行う。
- ④ 町は、適当と思われる測定場所候補地リスト等を県に提供するとともに、県が行う環境モニタリングの結果について、町への速やかな情報提

供を要請する。

- ⑤ 町は、県から得た情報については、町ホームページ等により情報公開に努めるとともに、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置等と合わせて連絡し、地区内町民への注意喚起及び身体に異常を感知した場合の町又は県への連絡方法について周知を図る。
- ⑥ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。
- ⑦ 町は、県と協力して、事業者が講じた応急の措置が十分でないとは判断される場合は指導を行う。
- ⑧ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び町の協力を得て実施する。
- ⑨ 事業者は、有害物質の流出により町民の健康に被害が生じるおそれがある場合は、県及び町等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

※ アスベスト台帳とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリストのこと。

第27章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

公共的施設災害が発生した場合は、各施設の管理・責任会社が、各々で定める災害対策規定等により、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

町は、関連企業とともに情報交換を行い、住民に被災状況の伝達等の情報伝達を行う。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社西日本営業本部、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、総務課、企画まちづくり課
---------	---

第3節 取り組み内容

1 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

(1) 計画方針

各事業者は、地震・津波により電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

(2) 災害時における情報の収集及び連絡

ア. 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ① 気象状況、災害予報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況
- ⑤ 復旧要員の稼働状況

⑥ その他必要な情報

社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

県、町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、气象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(3) 通信の非常そ通措置

- ア. 「災害救助法」が適用された場合等には避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- イ. 災害の発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(4) 災害時における広報

- ア. 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- ウ. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、町との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。
- エ. 津波来襲のおそれがある場合は、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講じる。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- ア. 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資機材及び輸送の手当てを行う。
- ウ. 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(KDDI株式会社)

(1) 応急対策

ア. 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信のそ通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて、社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

イ. 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信のそ通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

ウ. 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信のそ通状況等の情報連絡、通信のそ通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

エ. 通信の非常そ通措置

- ① 災害に際し、通信のそ通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとる。

オ. 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

(2) 地震防災強化計画

ア. 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下、「強化地域」という）における地震防災に関し、次の措置をとる。又、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

① 地震防災応急対策

a. 地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下、「地震予知情報等」という）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

b. 災害対策本部等の設置

東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置する。

c. 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

事業者は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行う。ただし、通信のそ通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、(1)エ②に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとる。

d. 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要なと認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておく。

e. 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行う。

f. 社員等の安全確保

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとる。

g. 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行う。

h. 地震防災応急対策の実施状況等の報告

事業者は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告する。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

a. 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに

基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図る。

b. 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信のそ通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

イ. 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

事業者は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下、この条において「推進地域」という）における地震防災に関し、アの対応に加えて、次の措置をとる。又、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

① 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下、「津波情報」という）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 地震防災応急対策

a. 安全の確保

推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意する。

b. 重要通信の確保

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信のそ通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、第14条に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとる。

③ 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図る

(ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

(1) 応急対策

ア. 災害発生直後の対応

① 情報収集および被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。又、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

イ. 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大規模災害発生時にふくそう拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信のそ通を確保するため、ふくそうの規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。

基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。又、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話・スマートフォン、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり）

④ 災害時のウェブサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップ・楽天モバイルショップの営業状況などを、ウェブサイトや地図等を用いて情報を公開する。

(2) 地震防災強化計画

ア. 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下、「強化地域」という）における地震防災に関し、次の措置をとる。又、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

① 防災応急対策

a. 地震予知情報等の伝達

事業者は、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報等（以下、「警戒宣言等」という）について一元的に収集し、社内に連絡又は伝達する。又、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、情報の伝達経路や伝達方法をあらかじめ定めておく。

b. 災害対策本部等の設置

事業者は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、状況に

応じた災害対策本部等の対策組織を設置する。

c. 動員

事業者は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

d. 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

e. 社外機関との連携体制

事業者は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくことにする。

- ・会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- ・商用電源の確保
- ・人員、物資等の緊急輸送
- ・消防対策
- ・通信建物、設備等の警備
- ・社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保
- ・その他必要な事項

f. 重要通信のそ通確保

事業者は、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和および重要通信のそ通確保を図る。

- ・応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- ・通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ・非常、緊急通話は、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。
- ・警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- ・電気通信事業者との連携をとること。

g. 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

事業者は、大規模災害の発生時等において、重要通信を確保し、又、災害を迅速に復旧するため非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

又、災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求し確保する。

h. 通信建物、設備等の巡視・点検および作業員の安全確保

事業者は、東海地震注意情報が発せられた場合、東海地震防災対策推進地区内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波から避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図る。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

a. 地震防災教育

事業者は、東海地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

b. 地震防災訓練

東海地震防災対策推進強化地域内の大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

- ・警戒宣言等の伝達
- ・非常招集
- ・警戒宣言前の準備行動および警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- ・大規模地震発生時の災害応急対策
- ・避難と救護
- ・その他必要とする事項

イ. 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

事業者は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下、この条において「推進地域」という）における地震防災に関し、アの対応に加えて、次の措置をとる。又、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

① 防災応急対策

a. 津波情報等の伝達

事業者は、気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下、「津波情報」という）等について一元的に収集し、社内に連絡又は伝達する。又、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、情報の伝達経路や伝達方法をあらかじめ定めておく。

b. 災害対策本部等の設置

事業者は、南海トラフ地震が発生した場合、状況に応じた災害対策本部等の対策組織を設置する。

c. 動員

事業者は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

d. 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

e. 社外機関との連携体制

会社は、防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外機関とあらかじめ協議するとともに、相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておく。

- ・事業者の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- ・商用電源の確保
- ・人員、物資等の緊急輸送
- ・消防対策
- ・通信建物、設備等の警備
- ・社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保
- ・その他必要な事項

f. 重要通信のそ通確保

事業者は、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和および重要通信のそ通確保を図る。

- ・応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- ・通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ・非常、緊急通話は、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。
- ・警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- ・電気通信事業者との連携をとること。

g. 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

事業者は、南海トラフ地震が発生した場合、重要通信を確保し、又、災害を迅速に復旧するため非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

又、災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。

災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求し確保する。

h. 通信建物、設備等の巡視・点検および作業員の安全確保

事業者は、南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震防災対策推進地区内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図る

こととする。

② 地震防災に関する知識の普及及び訓練

a. 地震防災教育

事業者は、南海トラフ地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

b. 地震防災訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域内の災害を想定し、防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

- ・津波警報等の伝達
- ・非常招集
- ・大規模地震発生時の災害応急対策
- ・避難と救護
- ・その他必要とする事項

2 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

・ 計画方針

電力施設の災害を防止し、又発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を図るため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

詳細は、県地域防災計画及び関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の計画によるものとする。

第28章 文教対策計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講じる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	教育委員会
関 連 部 署	住民生活課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 小・中学校の計画

(1) 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、基本的に本計画によるものとする。

(2) 計画内容

ア. 児童生徒の安全の確保

- ① 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。
- ② 校長（不在の場合は、教頭若しくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに本部に報告する。
- ③ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。
- ④ 安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。又、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。
- ⑤ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立する。 {「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

イ. 学校施設の確保

① 被害程度別応急教育予定場所

a. 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

b. 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

c. 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

d. 特に地区が全体的被害を受けた場合

町民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

② 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得る。

a. 町施設利用の場合

本部において、関係者協議の上行う。

b. 同一支部内の他市町村施設利用の場合

本部は、教育部に対して施設利用の応援を要請する。教育部においては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんする。

ウ. 教職員の対策

① 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

② 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、本部に派遣の要請をする。本部は、管内の学校内において操作する。

③ 県内操作

町において解決できないときは、本部は、県教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんする。

④ 県内操作不能の場合

県本部は③の方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講じる。

2 学校給食関係の計画

(1) 計画方針

災害時における学校給食の応急対策は、本計画によるものとする。

第1編
第2編
第3編
第4編
第5編
第6編
第7編

(2) 計画内容

ア. 実施計画

- ① 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、一般り災者との調整を図るよう留意する。
- ② 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意する。

イ. 物資対策

被害を受けた学校の校長又は調査員は、本部への被害状況報告を速やかに行い、本部は県本部へ被害状況報告を行う。

3 社会教育施設関係の計画

(1) 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講じる。

(2) 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所等に使用される場合もあることから、本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

4 保育所の応急対策計画

(1) 計画方針

保育所に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

(2) 計画内容

ア. 災害時の措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、保育所では、次の措置を講じる。

- ① 所長（不在の場合は、次席の者）は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- ② 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、本部長に報告する。
- ③ 乳幼児は、保育所の管理下において、乳幼児の安全確保を第一とする。
- ④ 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、乳幼児を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、乳幼児を園内に保護する。
- ⑤ 勤務時間外に災害が発生した場合において、関係者は、所属の保育所に速やかに参集し、町が行う災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

イ. 応急対策の実施

所長は、平素に策定した防災マニュアルや応急的な保育計画等の諸計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

又、職員が不足する場合は、関係部局内でこれを調整し対策を講じ、臨時の編成を行うなど必要な措置を行うとともに、乳幼児の保護者に周知する。

5 学校用品支給計画

(1) 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

(2) 計画内容

ア. 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

イ. 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

ウ. 給与方法

- ① 学用品は、原則として県において一括購入され、町がり災児童生徒に対する配分を行う。

ただし、教科書等については、地域ごと学校等により使用する教科書が異なる場合には、学用品の給与を迅速に行う必要から、県から町長に職権委任されることがあり、その場合は町が調達から配分までの業務を行う。

- ② 学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

エ. 救助法による学用品の給与基準

- ① 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものであること。

- ② 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内に

において、現物をもって行われること
(教科書、文房具、通学用品)

③ 「学用品の給与」のため支出できる費用

【教科書費】

・ 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

【文房具費及び通学用品費】

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

オ. 費用の限度と期間

「資料編 資料22 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照。

なお、「学用品の給与」は災害発生の日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

カ. 記録の整理

学用品支給に関し整理すべき書類は、次のとおりとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 学用品の給与状況
- ③ 学用品購入関係支払証拠書類
- ④ 備蓄物資払出証拠書類

第29章 災害警備計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持に当たる。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	御坊警察署、総務課
関 連 部 署	消防団、自主防災組織、産業建設課

第3節 取り組み内容

1 警察の任務と活動

大規模災害においては、町民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持に当たるため、関係機関と密接な協力、連携のもとに、概ね次の活動を行う。

- ア. 被害情報の把握
- イ. 避難等の措置
- ウ. 救出救助及び行方不明者の捜索
- エ. 死体の検視及び見分
- オ. 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- カ. 危険箇所の実態把握及び警戒区域の設定
- キ. 津波警報等気象情報の収集及び伝達
- ク. 被災地における犯罪の予防・検挙
- ケ. 地域安全情報、災害関連情報等の広報
- コ. 関係機関の活動に対する援助

2 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害種別、規模及び態様に応じて警備体制を確立するとともに、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行うなど、迅速適切な警備措置を講じる。

3 交通対策

(1) 交通秩序の確保

災害時においては、次の要領によって、早期に交通秩序の確保に努める。

- ア. 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。
- イ. 前号の調査に基づく交通関係情報をとりまとめ、関係先に通報する。
- ウ. 要所に交通案内所、不通箇所、迂回路等を明示した立看板等の設置及び交通整理員を配置する。

(2) 緊急交通路の確保

- ア. 被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間(又は始期)、迂回路等を決定し、所要の交通規制を行う。
- イ. 前号の規制を実施しようとするときは、所要の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、町民に周知する。

第30章 震災対策要員の計画

第1節 基本方針

【達成目標】

ボランティア等の支援が必要な場合は、協力を要請し、円滑に応急対策を実施できるようにするため、迅速な情報交換及び適材適所の人員配置に努めるとともに、ボランティア等が健康かつ安全でスムーズに活動できるようにする。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	社会福祉協議会、住民生活課
関 連 部 署	総務課、子育て福祉健康課

第3節 取り組み内容

1 ボランティアの編成及び活動計画

大規模災害により甚大に被害を受けて職員及び他の市町村等からの応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、基本法第5条第2項による町民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織、日高町ボランティア連絡協議会、区長会等の協力を受けて円滑に応急対策を実施できるよう努める。

(1) ボランティア団体の種別

災害応急対策の実施に協力するボランティアは、次のとおりである。

- ア. 区長会
- イ. 日高町ボランティア連絡協議会

(2) ボランティアの可動人員

(令和4年4月現在)

名 称	団 数	可 動 人 員	連 絡 先
区長会	21	—	日高町役場総務課
日高町ボランティア連絡協議会	1	96人	日高町社会福祉協議会

(3) ボランティアの動員要請方法

災害応急対策実施のため、ボランティアによる協力の必要があると認めるときは、

その奉仕作業の種別によりその作業に適応したボランティア団体へ協力を要請する。又、防災の各関係機関において協力を必要とするときは、日本赤十字社和歌山県支部又は町の災害対策本部を通じてボランティアの協力を要請する。なお、その場合は、作業の内容、場所、人員及び期間等を記載した文書によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話によって連絡する。又、連絡の方法は、次のとおり行い、ボランティアの人選については各団体の長において適宜行う。

ア. 区長会

災害対策本部（総務課）～各区長

イ. 日高町ボランティア連絡協議会

災害対策本部（住民生活課）～日高町ボランティア連絡協議会

(4) 記録等

ボランティアの協力を受けた町及び関係機関は、概ね次の事項について記録し、保管しておく。

ア. ボランティア団体の名称及び人員

イ. 協力した作業の内容及び期間

ウ. その他必要な事項

(5) 傷害保険等

団体組織、ボランティア等町の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、傷害保険をかけることを検討する。

2 ボランティア受入計画

災害発生の初期において、ボランティアの協力は、被災者の救援、避難所の開設・運営等に極めて有効である。

(1) ボランティアセンターの開設

ア. ボランティアへの要請

災害発生の初期において、非組織の個人を中心とする多数のボランティアに対応し、災害応急対策活動に従事してもらうための活動の案内・手配及び調整を行うため、日高町ボランティア連絡協議会がボランティアセンターの開設・運営を行う。

イ. ボランティアセンターの設置場所

庁舎、避難所等にボランティアセンターを設ける。

ボランティアセンターは、活動現場にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備する。

ウ. ボランティアセンターの要員

町職員のほか、ボランティア、区長会長等の協力者に依頼して、これを充てる。

エ. ボランティアセンターの備品等

ボランティアセンターに、電話、ファクシミリ、コピー機、パソコンその他必要

な備品等の整備に努める。又、施設によっては、仮眠所を設置する。

オ. 情報等の掲示

ボランティアセンターには、常に新しいボランティアのための情報等を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害情報図、ボランティア活動の需要情報等を掲示する。

カ. 各ボランティアセンター等との情報交換等

災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、住民生活課は、ボランティアセンターと連携して活動する。

キ. ボランティア活動の安全衛生環境の確保

(2) ボランティアに依頼すべき事項

ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動内容	明細	混乱期	中間期	安定期
救急救助活動	被災地域	◎	△	—
給水活動支援	配送 給水管理事務	◎ ◎	△ △	△ △
自宅避難者等の支援	被災地域	◎	◎	◎
避難所支援	初動整備活動 救護活動 運営活動	◎ ◎ △	— ○ ○	— — △
物資拠点支援	救援物資の受入、 整理配送、分配等	◎ ◎	◎ ◎	○ ○
ボランティア・コーナー支援	町役場、避難所等	◎	○	○
要配慮者支援	避難所、被災地域	◎	○	○
清掃等	避難所 被災地域	○ ○	— ○	— ○
がれき除却等	被災地域	◎	◎	◎
防疫支援	被災地域	—	△	◎
被災現場支援	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 ・医療等・マッサージ ・保健師・事務関係 ・カウンセラー・教育 ・保育・その他	避難所 被災地域	◎	◎	◎

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの、 ○ は必要度の高いもの、
△ は必要度のあるもの、 — は必要度の少ないか、無いものである。

3 労働者の確保計画

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要などにおける労働者の確保は、本計画によるものとする。

(1) 労務供給の範囲

災害応急対策のための労務供給の範囲は、概ね次に掲げる場合とする。

ア. り災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ. 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員。

③ 傷病が軽度のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員。

ウ. り災者の救出要員

り災者の身体の安全を保護するため、り災者を救出するための要員。

エ. 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ. 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員。

カ. 行方不明者捜索要員

行方不明者捜索に必要な機械器具その他の資機材の操作及び後始末に要する人員。

キ. 遺体の処置（埋火葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(2) 労務供給の方法

災害時において、必要に応じ迅速に労務者を確保して円滑に応急対策が実施できるように、労務供給の方法については、概ね次のとおりとする。

- ア. 災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一の段階として県に対し応援を必要とする理由、従事場所、作業内容、必要人員、従事期間、集合場所、その他参考事項等を記載した文書をもってあつ旋を要請する。ただし、緊急な場合においては電話によって要請し、後日文書を提出する。
- イ. 労働者の雇上げは、下記の機関の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

申込先 御坊市湯川町財部 943
御坊公共職業安定所（電話 0738-22-3527）

申込書に記載すべき事項

- ① 応援を必要とする理由
 - ② 従事場所
 - ③ 作業内容
 - ④ 人員
 - ⑤ 従事期間
 - ⑥ 集合場所
 - ⑦ その他必要事項
- ウ. 雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。
- エ. 労務者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。但し、知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、その都度内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- オ. 労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存する。
- ① 救助実施記録日計票
 - ② 賃金職員等雇上げ台帳
 - ③ 賃金支払関係証拠書類

第31章 交通輸送計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し、総合的かつ積極的に緊急輸送の実現を図る。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を県等の協力のもと、推進する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	産業建設課、和歌山県県土整備部、御坊警察署、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、近畿運輸局、和歌山海上保安部（海南海上保安署）、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社

第3節 取り組み内容

1 道路交通の応急対策計画

(1) 町における輸送計画

災害時における被災者又は災害応急対策要員の移送及び災害救助のための応急対策用資機材の迅速な輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであって、この円滑な遂行が災害対策に大きく影響するものである。

したがって、災害時における輸送力の確保については、平常においても絶えず留意し、町有の車両等の整備点検を行うとともに、県本部、漁業組合、鉄道会社その他関係機関と緊密な連携を保ち、もって不時の災害に備える。

ア. 交通規制の種別及び根拠

① 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。

② 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、若しくは制限する。

③ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

又、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、本章において「道路管理者等」という）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

イ. 輸送方法

災害時における輸送の方法は、災害の規模及び被害の程度等によって異なることから、あらかじめ定めることはできない。よって、原則としては、可能な限り町有の車両を使用し、町単独で実施するように努めるものとするが、災害の程度、規模等により民有の車両を借上げる。

なお、不足するときは、県本部に対し輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

ウ. 車両借上げ計画

町有車両をもって対処できない場合は、本計画により民有車両の借上げ、他の関係機関等への応援の要請等を行う。

① 民有車両の借上げ計画

a. 車両借上げ計画の作成

災害発生時における災害対策業務に支障のないよう各課において、民有車両の借上げ先、保有車両の数量型式、大きさ、借上げ先の連絡方法、借上げ条件、借上げ手続等の計画を作成する。

b. 民有車両の借上げ方法

民有車両の借上げを必要とする課は、災害対策本部の決定に基づいて輸送業者との契約その他委託等により、輸送を行う。

② 官公署及び公共的団体等に対する応援要請計画

a. 応援要請

町有車両及び民有車両の使用をもってしても対処できない場合、応援を必要とする課は、災害対策本部の決定に基づき、関係機関、関係団体等に対し、応援を要請する。

b. 応援要請計画

応援要請を必要とする課は、応援を要請するための必要な計画を作成する。

なお、応援要請計画の内容は、概ね次のとおりとする。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

要請先 要請理由 応援期間 派遣場所 必要車両数（車種別、台数） 運転手等の必要の有無及び人数 $\left\{ \begin{array}{l} \text{有} \\ \text{無} \end{array} \right\}$ 名 輸送計画（作業内容及び活動範囲） 必要経費 災害発生状況 その他必要なこと

c. 車両応援要請書

応援は、県に要請する。

なお、緊急のため文書により要請するいとまのない場合は、口頭又は電話により要請することができるが、事後速やかに文書を送付する。

エ. 借上げ車両に要する財政措置

車両の借上げをした課は、借上げ車両に要する費用の財政措置及び予算執行を行う。

オ. 車両の借上げ中における事故処理

車両の借上げ中に発生した事故等については、車両の借上げをした課において適切に措置を講じる。

(2) 緊急輸送ネットワークの活用

町は、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、国、県、自衛隊等で構成される和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により策定された緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を結ぶ、緊急輸送ネットワークの活用を図る。

又、町はその指定された緊急輸送道路を踏まえ、防災上重要な避難路等を指定する。

(3) 道路交通の応急対策計画

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施する。

ア. 交通規制の実施

規制の実施は次の区分によって行う。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者等	国土交通大臣 知 事 町 長	1. 道路の破損、欠壊、その他の事由により、交通が危険であると認める場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察機関	公安委員会 警察署長等 警察官	1. 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3. 道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執ることができるよう配慮する。

イ. 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。

通報を受けた町長は、その道路管理者及びその地域を所管する警察署に速やかに通報する。

ウ. 交通規制要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行う。

① 道路管理者等

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整の上、速やかに必要な規制を行う。

ただし、町長は、本町以外の者が、管理する道路、橋りょう施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。

この場合、町長は、速やかに道路管理者等に連絡して正規の規制を行う。

② 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

エ. 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりとする。なお、道路交通法第39条第1項の緊急

自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

① 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、

- a. 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- b. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

とされており、bの車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

- ・規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

② 緊急通行車両の確認

a. 確認の申出

申出場所は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所である。

申出手続方法は、緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

その他、緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備え付けのものを使用する。

b. 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章（資料編 様式13）及び緊急通行車両確認証明書（資料編 様式14）を交付する。

c. 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章（資料編 様式13）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書（資料編 様式14）は、当該車両に備え付ける。

d. 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる（資料編 様式10）。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

を經由して公安委員会に申出する。

なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

- ・基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・緊急通行車両とならないもののうち、
 - 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - 医薬品、医療機器、医療用資器材等を輸送する車両
 - 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
 - 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る）のいずれかに該当する車両

オ. 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

- ① 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- ② 前記①に係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

カ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

- ① 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ② 前記①による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この

場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

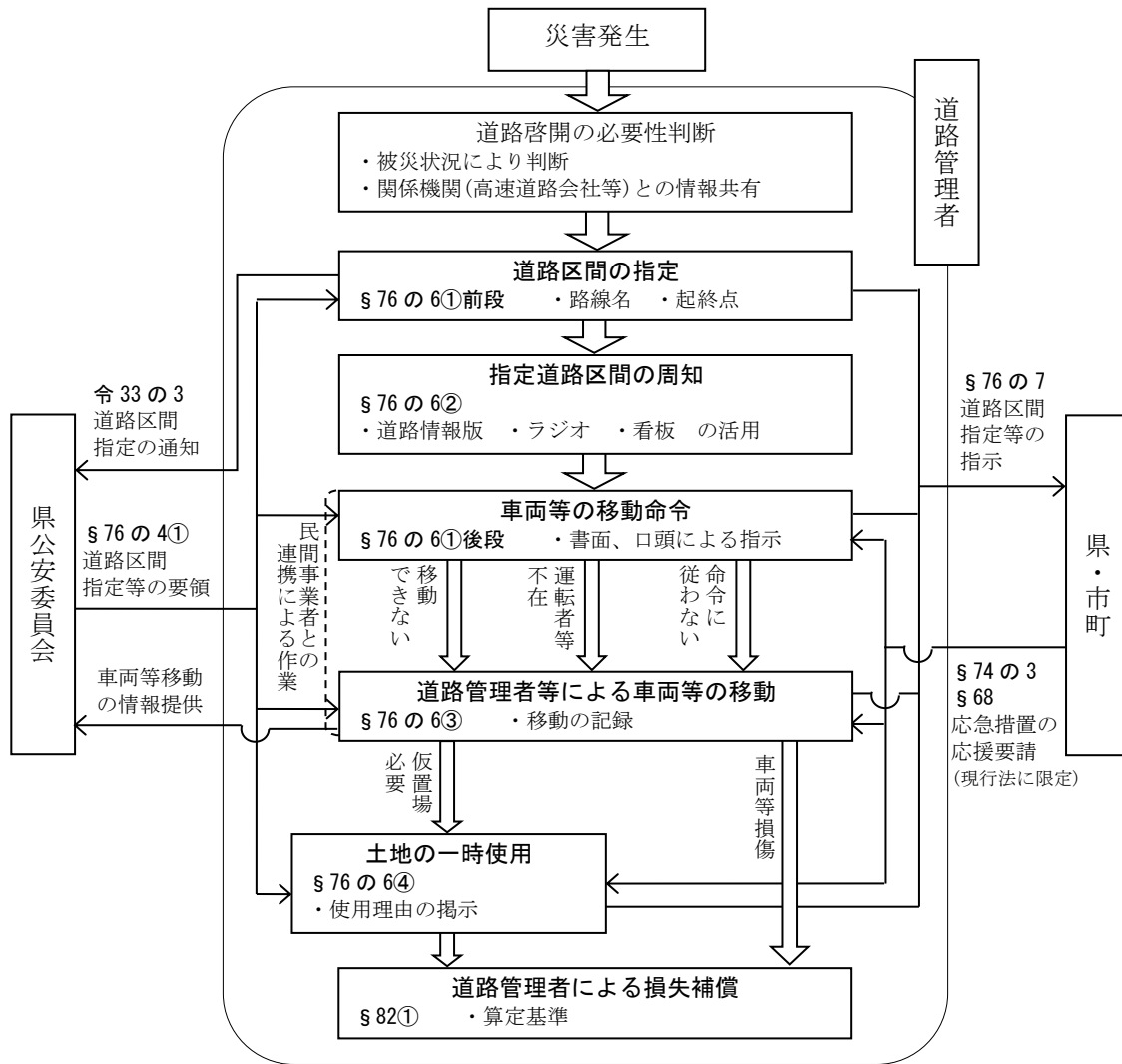
- ③ 前記①及び②を警察官がその場にはない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

キ. 公安委員会から道路管理者等への車両移動等の措置要請（基本法第76条の4）

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

ク. 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）

- ① 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下、「指定道路区間」という）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる
- ② 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。
- ③ 運転者等が当該措置をとらない場合や、放置車両等で運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
- ④ 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。



※明朝体の文言は、法律・政令には位置づけられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

図 基本法に基づく車両等の移動の流れ

ケ. 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合、政令の定めるところにより、次の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現地において指導に当たる。

① 規制標識

a. 道路交通法第4条、第5条及び道路法第46条によって規制したとき

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

b. 基本法第76条によって規制したとき

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

② 規制内容の表示

規制標識（資料編 様式12）には、次の事項を明示して標示する。

- a. 禁止、制限の対象
- b. 規制の区域及び区間
- c. 規制の期間

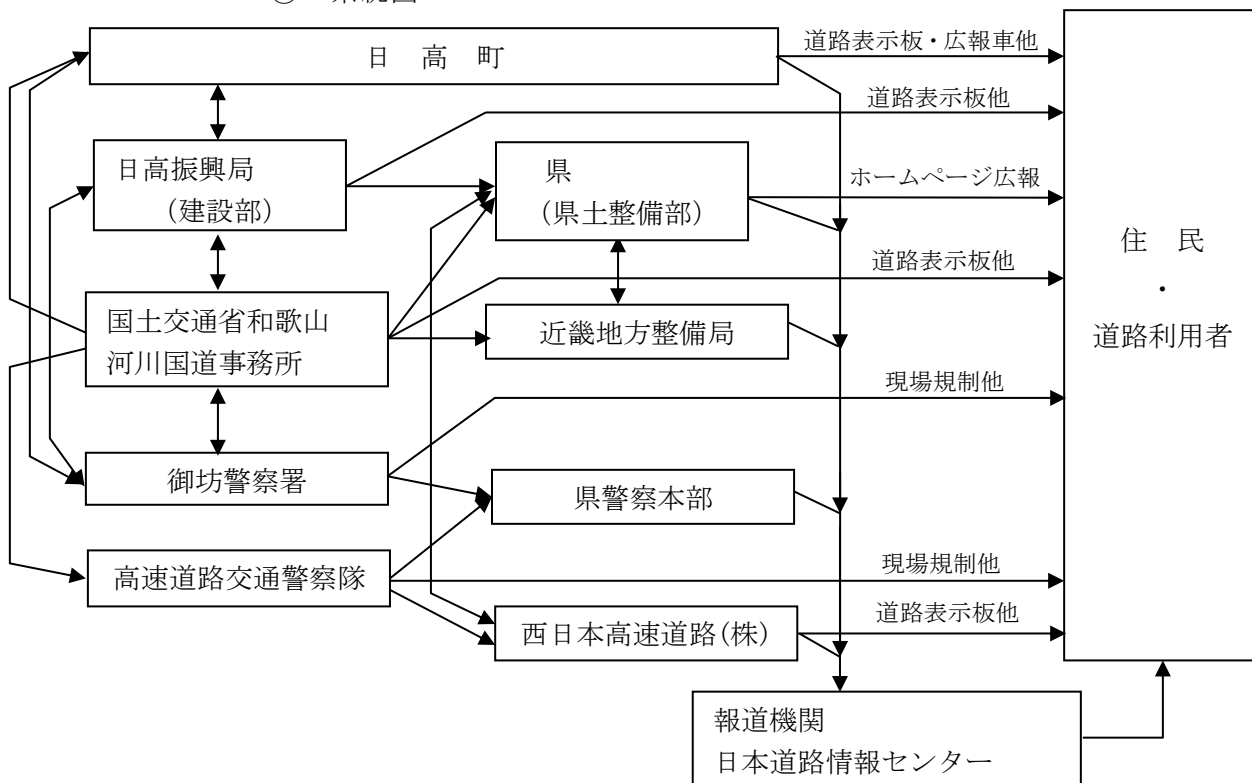
③ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

コ. 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

① 系統図



② 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a. 禁止、制限の種別と対象
- b. 規制する区域及び区間
- c. 規制する期間
- d. 規制する理由
- e. 迂回路その他の状況

サ. 道路の応急復旧

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。町長は応急復旧に当たり、次の事項を行う。

① 他の道路管理者に対する通報

町長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が崖崩れ等で道路、橋りょう等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。

② 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

③ 知事に対する応援要請

町は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

2 船舶交通の応急対策計画

(1) 発見者の通報

災害時に港内の船舶施設の被害、又は般船交通が極めて混乱している状況を見つけたものは、速やかに港長等又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、和歌山海上保安部（海南海上保安署）に通報する。

(2) 航行規制の要領

災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。

又、必要に応じて標識を設置する。

(3) 航路障害物の除去

ア. 和歌山海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者、漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ. 港湾管理者、漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

3 輸送計画

(1) 基本方針

ア. 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ. 輸送対象の想定

① 第1段階

- a. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c. 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a. 上記①の続行
- b. 食糧及び飲料水等生命の維持に必要な物資
- c. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a. 上記②の続行
- b. 災害復旧に必要な人員及び物資
- c. 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行う。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア. 自動車及びバイク等による輸送
- イ. 鉄道軌道等による輸送
- ウ. 船舶による輸送
- エ. ヘリコプター等による空中輸送
- オ. 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

- ・ 各機関における措置

① 町

a. 鉄道軌道等による輸送

道路等の被害により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道によって輸送することが適当なときは、JRによって輸送を行う。

b. 空中輸送

患者搬送等、空中輸送が必要な時は、本部は県本部等を通じてヘリコプターによる空中輸送について出動を要請する。

c. 人力等による輸送

車両による輸送が不可能なときは、人力により輸送する。

d. 町の所有車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県に応援を要請する。

② 県

県は、県計画に輸送に必要な車両及び要員等の確保について定めている。

③ その他関係機関

その他関係機関においても緊急輸送活動を実施するとともに、町、県と連携を図り、緊急要請に応じて活動を実施できる体制としておく。

第32章 自衛隊派遣要請等の計画

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	自衛隊

第3節 取り組み内容

1 派遣要請基準

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、町民の生命又は財産を保護するために必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

なお、自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

(1) 派遣要請基準

- ア. 人命救助のための応援を必要とするとき。
- イ. 津波等の災害が発生したとき、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- ウ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- エ. 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- オ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

(2) 派遣の種類

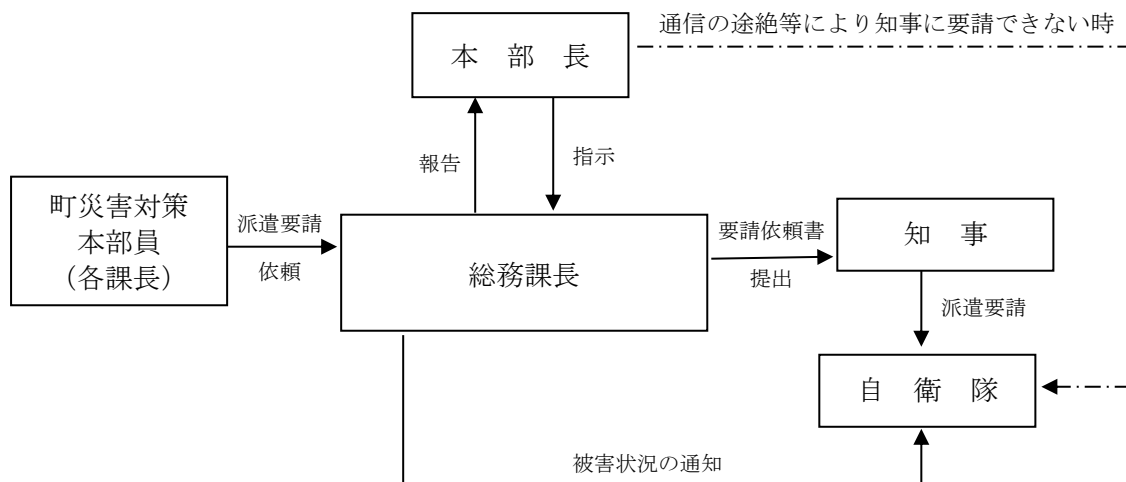
- ア. 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ. まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部

隊等の予防派遣

- ウ. 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣
- エ. 派遣判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- オ. 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

2 派遣要請要領

- ・ 要請経路



3 派遣要請方法

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、部隊等の派遣要請依頼書（資料編 様式7）に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって日高振興局（総務県民課）を經由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(1) 派遣要請書記載事項

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

(2) 災害派遣要請部隊名

陸上自衛隊第37普通科連隊 大阪府和泉市伯太町官有地
電話 0725-41-0090 (代表)
(昼間) 第3科 (内 236~239)
(夜間) 当直司令室 (内 302)
防衛省自衛隊和歌山地方協力本部 和歌山市築港一丁目 14-6
電話 073-422-5116~7

4 自衛隊受入体制及び準備

- (1) 現地には必ず現場責任者を置き、自衛隊現場指揮官と協議して作業の推進を図る。
- (2) 応急対策に必要な資機材については、災害対策本部で準備し、自衛隊の活動が迅速、効果的に実施できるようにする。
- (3) 派遣要員の受入体制の整備
応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、若もの広場、中紀地域職業訓練センター等を派遣部隊の受入れ候補箇所とし、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点を設け受入体制を整える。
- (4) その他必要な事項を確認する（ヘリコプター発着地の選定等）。

5 撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、部隊撤収について知事に要請する。部隊等の撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに部隊等の撤収要請依頼書（資料編 様式8）を提出する。

• 撤収要請書記載事項

- ア. 撤収日時
撤収を要請する理由

第33章 県防災ヘリコプター活用計画

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	和歌山県総務部危機管理局

第3節 取り組み内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として、市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県総括管理者（危機管理監）の指示により出動する。

(2) 応援要請方法

防災ヘリコプターの要請を必要とする場合、町長は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事宛に要請する。

ただし、緊急時ややむを得ない場合は、要請書に準じて電話又は口頭をもって要請することができる。この場合は、事後速やかに要請書を提出する。

第1編

第2編

第3編

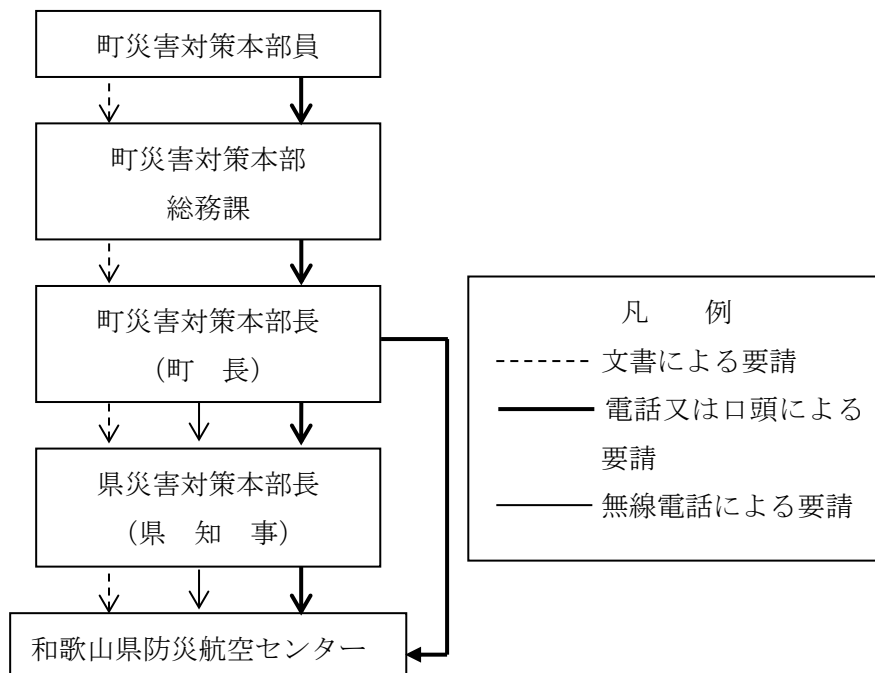
第4編

第5編

第6編

第7編

ア. 要請先及び要請系統



イ. 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害発生現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ. 緊急応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター TEL:0739-45-8211、FAX:0739-45-8213
 県防災電話：364-451、400
 県防災 FAX：364-499

(3) 各課における要請後の措置

ア. 作業計画並びに現場指揮

防災ヘリコプター要請の必要な課は要請責任者並びに作業責任者を定め、作業計画を作成し、現場指揮に当たる。

イ. 資機材の調達及び費用の精算

防災ヘリコプターを要請した課は、必要資機材の調達計画及び費用精算を行う。

ウ. 要請中の事故処理

防災ヘリコプター要請中に発生した事故等は要請した課において処理する。

エ. 防災ヘリコプター発着地の選定及び準備

① 発着地の選定

防災ヘリコプターを要請した課は、次の指定発着地の中から適当な場所を選定する。

ただし、指定発着地が使用不能又は使用不可能な場合は別に適地を選定し、要請書に位置等を明記する。

a. 災害時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施設管理者		面積 東西 m 南北 m	備 考
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号		
日高中学校	志賀 71-1	0738 63-2014	教育委員会	0738 63-2051	90×70	北に校舎
日高町若もの広場	池田 451	0738 63-3191	教育委員会	0738 63-2051	100×100	東・北に山
産湯海水浴場 駐車場	産湯 725-1	0738 63-3806	企画まちづ くり課	0738 63-2051	45×90	東に山・ 西に海
マツゲンスポー ツグラウンド	荊木 383-1	073 431-1080	県教育庁	073 431-1080	100×60	
マツゲンスポー ツグラウンド 駐車場	荊木 310-1	073 431-1080	県教育庁	073 431-1080	130×60	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正版）

b. 発着地選定基準

- ・地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- ・コンクリート舗装地又は芝地、草が適している。
なお、運動場の場合は散水し、ほこり止めを行うこと。
- ・平地に円周を描き、その直径が4m以上。
- ・円周の地点から仰角9度の線上400m、幅20mにわたって障害物がないこと。
- ・夜間は障害物を確認することが困難であるため、障害物のない場所を選定すること。

(注) ヘリコプターは風に向かって約10°～12°の上昇角で離着陸する。

普通は垂直に離陸したり、高い所から着陸しない。

② 発着地の準備

a. 昼間使用の場合

- ・ヘリコプター着陸地点には石灰等を用いて円周のなかに「**(H)**」の記号を表示し、着陸中心地を示すこと。
- ・ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、又は旗をたてること。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

b. 夜間使用の場合

- ・着陸誘導器具の準備を行うこと。
- ・誘導器具の調達先（1か所に付き必要数量）
- ・着陸の誘導を行うこと。

(4) 防災ヘリコプター撤収要請

本部長は防災ヘリコプターの救援を要しない状態となった場合は、知事にその旨を文書にて伝達する。

(5) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ア. 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ. 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ. 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ. 被災者等の救出
- オ. 救援物資、人員等の搬送
- カ. 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ. その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第34章 広域防災体制の計画

第1節 基本方針

【達成目標】

大規模災害に対し、町だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、県、近隣市町及び指定地方行政機関へ応援協力を要請し、応急復旧活動に対処する。

ただし、消防組織法の規定に基づく消防の相互応援協力については協定事項による。

なお、応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

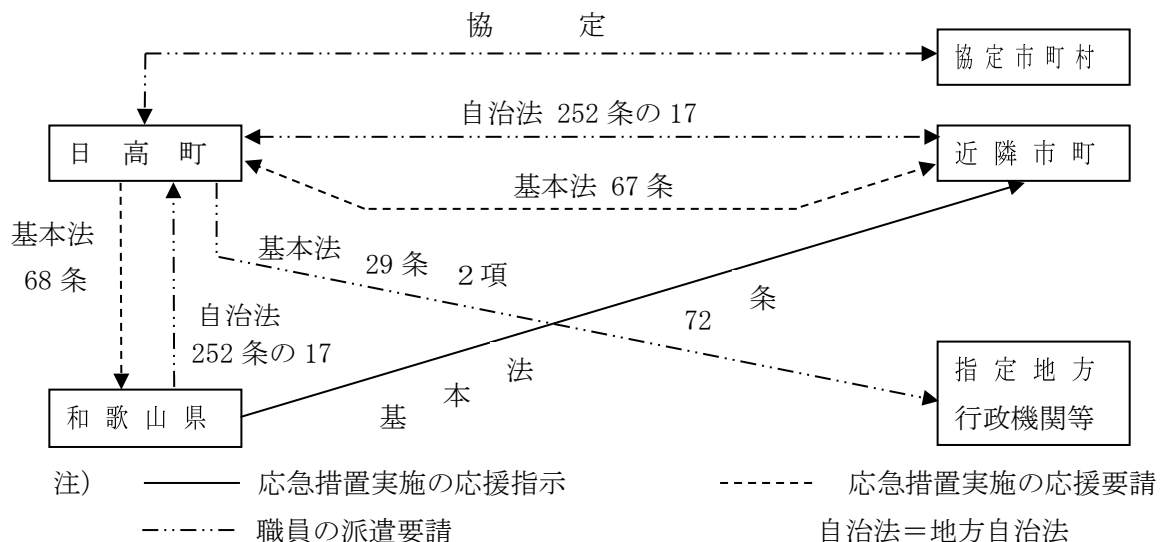
県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、町は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。又、町から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合には、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
---------	-----

第3節 取り組み内容

1 法律、協定に基づく応援協力の要請系統



2 応援要請の決定

応援要請を求めるときは、次にあげる場合において災害対策本部会議の決定に基づき総務課が行う。

又、災害の発生により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第78条の2に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、当該市町村に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされている。

- (1) 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に応急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。
- (2) 町域内に大規模災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

3 連絡の方法

応援を要請するときは、災害の状況及び応援を必要とする理由、応援を必要とする期間、応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数、応援を希望する区域及び活動内容、その他参考となる事項を記載した文書によるものとする。

ただし、緊急を要する場合で文書によることができないときは、ファクシミリ又は電話により行う。この場合においては事後速やかに文書を提出する。

4 派遣要請の受入体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、文化施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点として提供する。

5 応援要員の確保

他市町村からの応援要請を受けた場合、直ちに要員を派遣する。ただし、要員の派遣が長期に及ぶ場合には、交代要員を確保し、適宜交代を行う。

6 費用の負担

応援の費用は基本法第92条の規定等により、原則として応援を要請した市町村が負担する。

7 市町村の相互応援

- (1) 和歌山県下消防広域相互応援協定
町は、平成25年9月2日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」

に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努める。

(2) 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

町は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努める。

8 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

9 消防広域応援（緊急消防援助隊の応援要請）

本部長は、大規模災害等による被災者の救援活動のため、他都道府県からの応援が必要と認めるとき、知事に対し、緊急消防援助隊（災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県で編成された全国規模の組織）による応援を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

10 警察広域緊急援助隊

国内において大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等に当たる警察広域緊急援助隊を全国都道府県警察に設置している。公安委員会は、被災地を管轄する公安委員会の援助要求により速やかに派遣する。

11 組織体制

国内で大規模かつ広域の災害が発生し、災害応急対策（市外における応援活動を含む）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

12 広域一時滞在

(1) 県内における広域一時滞在

ア. 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内各市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内各市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

イ. 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内各市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(2) 県外における広域一時滞在

ア. 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ. 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第35章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

第1節 担当部署

主幹部署	総務課
------	-----

第2節 取り組み内容

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(平成25年6月改正基本法)

内閣総理大臣により日高町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講じることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。

ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第6編 災害復旧・復興計画

第1章 施設災害復旧事業計画

第1節 基本方針

【達成目標】

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれず、より効果的・経済的な配慮を盛り込むとともに、本町の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、長いリアス式海岸、断層破碎地帯等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。

特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については、災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては、被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

又、大規模災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資機材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため、国・県の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておかななければならない。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	産業建設課、上下水道課

第3節 取り組み内容

(1) 事業計画の種別

災害の復旧事業の実施に当たっては、次の災害復旧事業計画が挙げられる。

上記基本方針を基盤として、次に挙げる事業計画について、被害の都度検討・作成する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

- ア. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設復旧事業計画
 - ② 海岸公共土木施設復旧事業計画
 - ③ 砂防設備復旧事業計画
 - ④ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - ⑦ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - ⑧ 港湾公共土木施設復旧事業計画
 - ⑨ 漁港公共土木施設復旧事業計画
 - ⑩ 下水道施設復旧事業計画
- イ. 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ・ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ウ. 都市災害復旧事業計画
- エ. 水道施設災害復旧事業計画
- オ. 住宅災害復旧事業計画
- カ. 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク. 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ. 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ. 文化財災害復旧事業計画
- サ. その他の災害復旧事業計画

(2) 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

- ア. 国庫補助及び国の財政措置
 - ① 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - ② 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
 - ③ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - ④ 公営住宅の建設……公営住宅法によるもの
 - ⑤ 都市施設災害復旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの
- イ. 地方債に基づく措置によるもの
- ウ. 地方交付税に基づく措置によるもの
- エ. 激甚災害時の特別財政措置によるもの
激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

① 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し、県に報告する。

このため、町職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

② 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県が国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

③ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

これを受け、県が事業の種別毎に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

④ 人的支援

県は、人的支援を行うための技術職員の派遣体制を整備することから、町は、必要に応じて、県に人的支援を要請する。

⑤ 激甚災害指定に関する適用措置

激甚災害法適用条項	適用措置
第2章(第3条、第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第19条	町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

⑥ 局地激甚災害指定に関する適用措置

激甚災害法適用条項	適用措置
第2章(第3条、第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第2章 災害復旧資金計画

第1節 基本方針

【達成目標】

(民生の安定を図るための災害復旧資金計画の方針)

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	住民生活課、産業建設課、企画まちづくり課
関 連 部 署	総務課、その他関係機関

第3節 取り組み内容

(1) 資金の種類

ア. 農林漁業関係の資金融通

- ① 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
 - ・農林漁業者経営資金
 - ・農林漁業組合事業資金
- ② 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）
 - ・農業経営基盤強化資金
 - ・林業基盤整備資金
 - ・漁業基盤整備資金
 - ・漁業経営改善支援資金
 - ・農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
 - ・農林漁業セーフティネット資金

③ 生活営農資金

イ. 商工業関係の資金融通

- ① 県融資制度枠の拡大、新制度創設
- ② 災害復旧高度化融資

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

ウ. 福祉関係の資金融通

① 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ・ 総合支援資金
- ・ 福祉資金
- ・ 教育支援資金
- ・ 不動産担保型生活資金

② 母子・父子・寡婦福祉資金

- ・ 事業継続資金
- ・ 住宅資金

エ. 住宅関係の資金融通

① 災害復旧住宅資金

② 災害特別貸付

第3章 災害復興都市計画

第1節 基本方針

【達成目標】

町の復興計画は、災害に対する応急・復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定める必要がある。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、災害前と比べてより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課、企画まちづくり課、産業建設課
関 連 部 署	議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

(1) 都市計画決定の基本的な流れ

現在本町には都市計画区域の指定はないが、今後都市計画区域の指定を行った際は、区域内における被災市街地復興推進地域の決定等、復興に向けた様々な計画整備が考えられることから、都市計画決定の基本的な流れについて次に示す。

表 都市計画決定に係る基本的な作業の流れ

被災後の期間	対 応	内 容
1週間以内	被災状況の把握、復興手段の設定	建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、町は被害状況について調査を行う。(第一次調査) <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から情報収集・分析 ・現地調査 ・調査結果の整理 ・都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

第1編
 第2編
 第3編
 第4編
 第5編
 第6編
 第7編

被災後の期間	対 応	内 容
2週間以内	建築基準法第84条による建築制限の実施	<p>集中的又は面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、町都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興都市計画の区域を設定するための内部調整 ・建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）
1か月以内	都市復興基本方針の設定（任意）	<p>町は、被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。又、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興対象地区の設定 ・復興基本方針の周知 ・建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討
2か月以内	被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）	<p>建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2か月で失効するが、町は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長2年）</p> <p>又、建築基準法第84条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時日高町都市計画審議会 ・知事同意 ・被災市街地復興特別措置法第7条の規定による建築制限（第2次建築制限）
2か月以降	市街地開発事業等の都市計画決定	<p>被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。</p> <p>被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限</p>

被災後の期間	対 応	内 容
		は最長2年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

(2) 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条及び第11条について整理し以下に示す。

ア. 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

- ① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- ② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（①に掲げる地域を除く。）
- ③ ②に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、②に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- ④ その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

イ. 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより単独で、又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 復興計画の区域（以下、「計画区域」という）
- ② 復興計画の目標
- ③ 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下、「復興整備事業」という）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - ・市街地開発事業

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

- ・土地改良事業
- ・復興一体事業
- ・集団移転促進事業
- ・住宅地区改良事業
- ・都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備に関する事業
- ・小規模団地住宅施設整備事業
- ・津波防護施設の整備に関する事業
- ・漁港漁場整備事業
- ・保安施設事業
- ・液状化対策事業
- ・造成宅地滑動崩落対策事業
- ・地積調査事業
- ・その他住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- ⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- ⑥ 復興計画の期間
- ⑦ その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

ウ. 復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ・特定被災市町村の長
- ・特定被災都道府県の知事

必要に応じて、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- ・国の関係行政機関の長
- ・その他特定被災市町村等が必要と認める者

エ. 復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ① 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。
- ② 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- ③ 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

④ ③の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）
について準用する。

オ. 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

表 法律の条項

【 土地利用基本計画の変更等に関する特例 】（第12条）
・土地利用計画の変更
・都市計画区域の指定、変更又は廃止
・都市計画区域の決定又は変更
・農業振興地域の変更
・農用地利用計画の変更
・地域森林計画区域の変更
・保安林の指定又は解除
・漁港区域の指定、変更又は指定の取消し
【 復興整備事業に係る許認可等の特例 】（第13条）
【 土地区画整理事業等の特例 】（第15条）
【 土地改良事業の特例 】（第16条）
【 集団移転促進事業の特例 】（第17条）
【 住宅地区改良事業の特例 】（第18条）
【 漁港漁場整備事業の特例 】（第19条）
【 地籍調査事業の特例 】（第20条）
【 不動産登記法の特例 】（第36条）
【 独立行政法人都市再生機構法の特例 】（第37条）
【 農業振興地域の整備に関する法律の特例 】（第38条）
【 都市計画法の特例 】（第42条）
【 漁港漁場整備法の特例 】（第43条）
【 砂防法の特例 】（第44条）
【 港湾法の特例 】（第45条）
【 道路法の特例 】（第46条）
【 空港法の特例 】（第47条）
【 海岸法の特例 】（第48条）
【 地すべり等防止法の特例 】（第49条）
【 下水道法の特例 】（第50条）
【 河川法の特例 】（第51条）
【 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例 】（第52条）

第4章 その他の復旧計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、職業のあつせん、税及び社会保険料（介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活確保を図る。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	税務課、住民生活課、産業建設課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課
関 連 部 署	日高広域消防事務組合、その他関連機関

第3節 取り組み内容

(1) 被災者の生活確保

ア. 雇用の確保

災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業のあつせんと雇用の確保に努める。

なお、県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。

又、緊急雇用対策事業や復興基金を活用して雇用創出、職業紹介、職業訓練等を実施する際には、女性も利用しやすいような工夫を行うとともに、男女共同参画センターと連携した起業支援やコミュニティビジネスの支援等、多岐にわたる支援の実施に努める。

イ. 税及び社会保険料（介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）の減免

町は、被災者に対し、地方税法及び町条例により、納税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

なお、国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

ウ. 災害弔慰金等の支給・生活福祉資金の貸付等

町は、自然災害により被災した町民に対し災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金、生活福祉金の貸付けを行う。

エ. 災害復興住宅融資制度等

町は、被災者に災害復興住宅融資制度の周知徹底を図り、借入申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

オ. り災証明書の発行

町及び日高広域消防事務組合は、り災した世帯の再建復興のため、手続き書類としてり災証明を発行する。

り災証明の発行に必要な手続きと様式は次のとおりとする。

① 発行の担当部署

- ・ 日高広域消防事務組合（火災に関するもの）
- ・ 税務課（火災によるり災部分を除く）

② 発行の手続き

個別調査結果に基づきり災者台帳を作成する。

り災証明書発行申請に対して、り災者名簿により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。

り災者名簿により確認できない場合は、申請者の立証資料をもとに判断して、り災証明書を発行する。

③ 証明の範囲

り災証明書の発行は、基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

担当部署	り災証明内容
税務課	住家等の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、全流出、半流出、床上浸水、床下浸水
日高広域消防事務組合	住家等の全焼、半焼

④ 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

⑤ り災証明等の書式

「資料編 様式6 り災証明書等」参照。

カ. 郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵便局において、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

① 郵便関係

a. 小包郵便料金の免除

当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金

b. 郵便ハガキ等の無償交付

救助法適用時にり災世帯当たり5枚以内及び郵便書簡1枚を交付

② 為替貯金・簡易保険

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い並びに保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。

(2) 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

ア. 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。

イ. 激甚災害法適用後、事業所が休業等になった場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

(3) 災害相談の実施

住民生活課は、大規模災害の発生等により、町民からの問い合わせが多数となった場合は、庁舎内に災害相談窓口を開設する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等、役場の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第5章 復興計画

第1節 基本方針

【達成目標】

災害からの復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。
被災後の町の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりをめざし、住民相互が連帯感をもって復興に立ち上がる計画である。

第2節 担当部署

主 幹 部 署	総務課
関 連 部 署	企画まちづくり課、議会事務局、出納室、税務課、住民生活課、いきいき長寿課、子育て福祉健康課、産業建設課、上下水道課、教育委員会

第3節 取り組み内容

(1) 復興基本方針

ア. 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ. 計画策定の趣旨

町総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ウ. 目標別復興計画

復興に際して、概ね次のような項目について検討し、策定していく。

- ・良質な住宅の供給
- ・高齢者・障がい者向け住宅の建設促進
- ・保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- ・ボランティア、防災教育の推進
- ・防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ・防災機能、代替機能を有した交通機関と道路網の整備
- ・自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ・ライフラインの耐震化
- ・既設施設の耐震診断及び補強、改築

・その他

(2) 災害復興本部

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。

復興本部は、総務課を主体とする。

(3) 復興計画策定委員会

町民が安心して暮らせる安全で災害につよい町づくりをめざし、(1)に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

なお、委員会を設置する際には、女性が活躍する民間団体や専門職団体から委員を任命する等、積極的に女性を登用する。

(4) 災害復興計画の策定

町長は、復興基本方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。

なお、策定に当たっては、性別・年齢に関わらず、障がい者、外国人等を含む多様な主体の意見を聴取する。

又、意見を反映させるため、ワークショップや意見交換会、公聴会、パブリックコメント、住民一人ひとりを対象としたアンケート調査等により、ニーズをきめ細かに把握するよう努めるとともに、女性だけを対象としたワークショップ等を開催して、女性の意見を聴く工夫等も行うものとする。

(5) 復興計画事前策定

大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、町民合意の形成を図ることが必要であるが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

将来、南海トラフ地震をはじめ直下型地震や風水害による大規模災害が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、町民や事業者は疲弊し、再生する意欲の低下、町を離れる事態を招く等により、地域の活力が失われ、町の存続が危うくなるおそれがある。

このため、被災前から事前に復興まちづくりの基となる計画を準備しておくことが重要であり、大規模な災害が発生した際には、その計画を基に復興計画を速やかに作成することにより、より早く復興に取り組むことが可能となる。

よって、町は、県の「復興計画事前策定の手引き」に基づき、事前に復興計画の策定しておくものとする。

ア. 復興計画事前策定の進め方

① 町の現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

復興計画事前策定を検討するためには、人口・産業や土地利用など、町の概況や南海トラフ巨大地震の被害想定などの現状把握を行い、まちづくり上の問

題を明らかにすることが不可欠であり、まちづくりに関連する各種計画を確認するとともに、現状に対する課題、住民の評価等を把握することが必要であり、その上で、町の現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定する。

② 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

復興計画事前策定対象地区について、人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理する。

③ 復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能なまちが復興できるよう基本的な方針を策定する。

④ 「復興まちづくりイメージ」の作成

復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、あるいは、組み合わせて検討を行う。

地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージを作成する。

作成時には、どのような事業手法で行うかなどを併せて検討しておく。

⑤ あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため、以下の項目について、大規模災害の発生前である現在から、あらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

- ・地籍調査の推進
- ・復興まちづくり利用適地の抽出
- ・応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- ・復興まちづくりに向けた体制の整備等
- ・復興まちづくりの事業手法の整理
- ・地域産業の強化支援
- ・公共施設の高台移転等事前の取組
- ・計画策定における合意形成

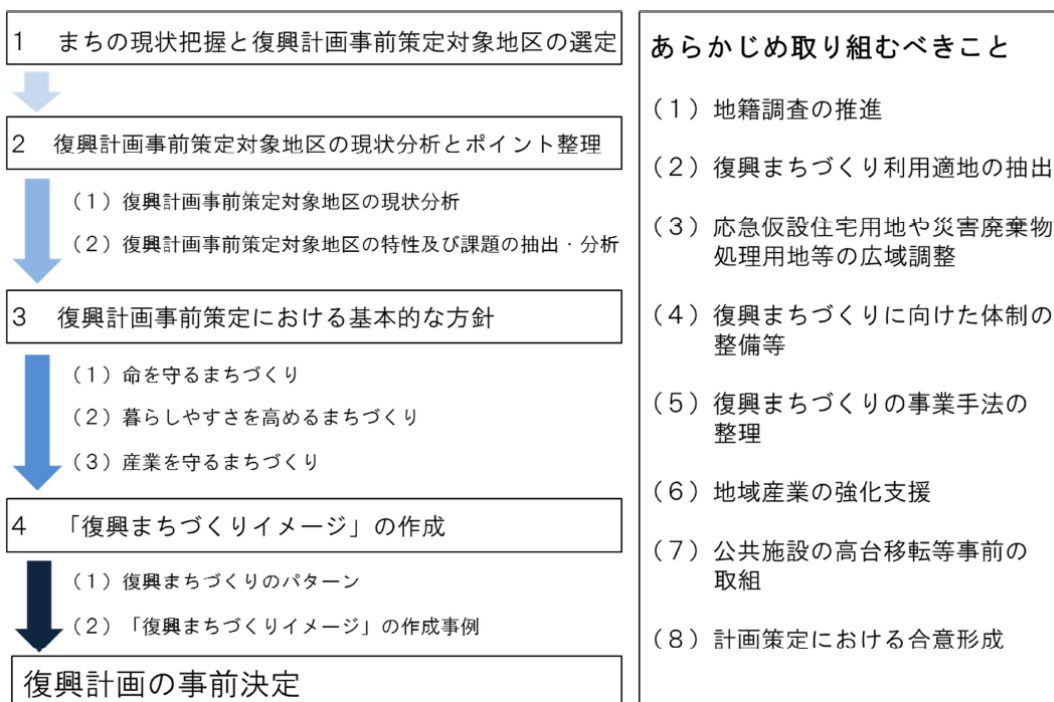
イ. 復興計画事前策定の手順

復興計画の事前策定は、以下の手順を進める。

- ① まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区を選定
- ② 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイントを整理
- ③ 復興計画事前策定における基本的な方針を策定
- ④ 「復興まちづくりイメージ」を作成

又、あらかじめ取り組むべきことを盛り込み、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前の復興計画とする。

復興計画の事前決定のフローイメージ



出典：復興計画事前策定の手引き（和歌山県、平成30年2月）

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ法」という）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 推進地域

本町は、南海トラフ法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策推進地域、及び同法第10条第1項に基づく津波避難対策特別強化地域に指定されている。【平成26年4月1日現在】

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震情報の発表

1 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。

この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

表 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（気象庁）

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

又、下表に示すように、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

表 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件（気象庁）

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○ （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

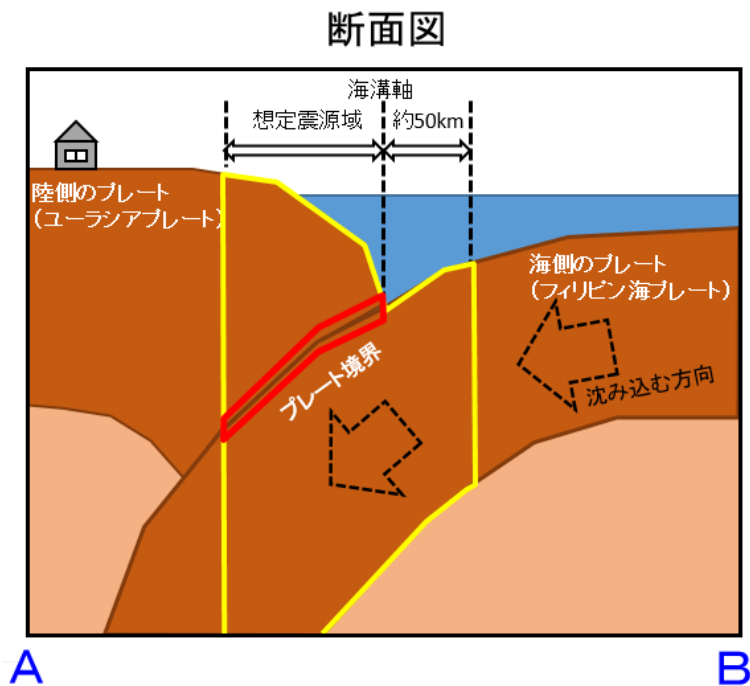
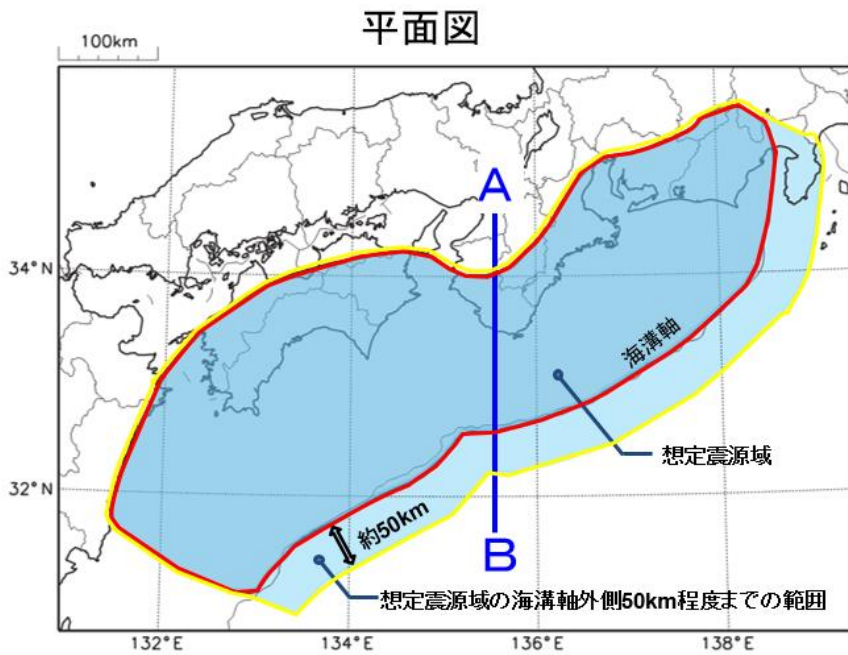
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤

差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



出典：気象庁

第1編

第2編

第3編

第4編

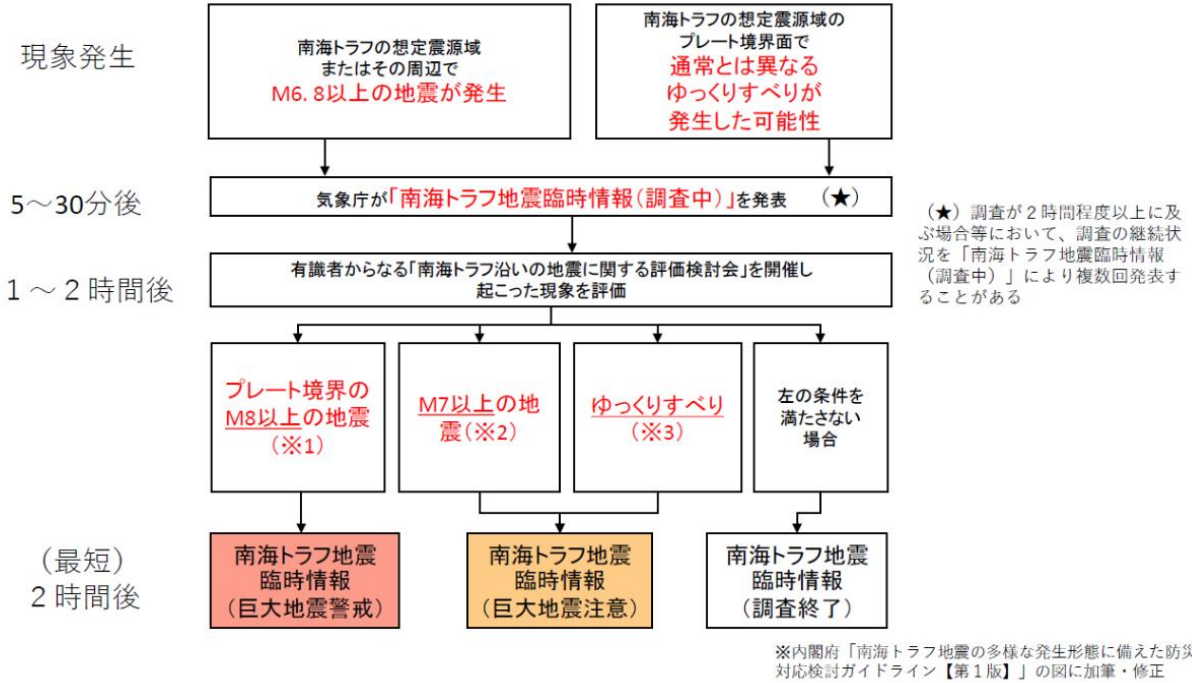
第5編

第6編

第7編

2 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

出典：気象庁

第5節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下、「地震」という）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに日高町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下、「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、基本法、日高町災害対策本部条例及び日高町災害対策本部規則に定めるところによるものとし、その組織計画については、「第5編 第1章 防災組織計画」「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制

及び参集場所等の職員の参集計画は、「第5編 第1章 防災組織計画」に定めるところによる。

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

又、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

(1) 情報の収集・伝達における役割

ア. 町

町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

イ. 指定公共機関、指定地方行政機関

指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努める。

(2) 避難のための指示

ア. 地震全般

① 町長の指示

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示を行う。

又、町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

② 警察官又は海上保安官

町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示する。

この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を町長に通知する。

警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

③ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要

する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

イ. 津波

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に、直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示を行う。
- ② 地震発生後、津波警報等が発せられたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に、直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示を行う。
- ③ 災害により町長が上記の指示をできなくなったときは、町長に代わって知事が実施する。

(3) 避難方法・避難誘導等

避難方法・避難誘導等については、「第5編 第6章 避難計画」に定めるところによるが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じる。

2 施設の緊急点検・巡視等

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

又、県からの指示による、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

その内容については、「第5編 第5章 二次災害の防止」に定めるところによる。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県、他市町村等と連携し活動を行う。

その活動については、「第5編 第3章 消防計画」、「第5編 第14章 医療助産計画」、及び「第5編 第15章 被災者救出計画」に定めるところによる。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策をあらかじめ講じることとし、その計画については「第3編 第16章 文化財災害予防計画」に定めるところによる。

5 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、町内業者より調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、不足分については県に供給を要請する。その内容については、「第5編 第10章 物資供給計画」に定めるところによる。

6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、他市町村等と連携し活動を行う。その活動については、「第5編 第31章 交通輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県、他市町村と連携し活動を行う。その活動については、「第5編 第21章 保健衛生計画」に定めるところによる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行う。

- ア. 被服、寝具及び身のまわり品
- イ. 日用品
- ウ. 炊事用具及び食器
- エ. 光熱材料

- (1) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下、「観光客等」という）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、「第5編 第15章 災害者救出計画」に定める必要な物資等の供給の要請することができる。又、必要に応じて、県に人員派遣を要請することができる。
- (2) 調達・供給計画については、「第5編 第10章 物資供給計画」に定めるところによる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告する。
又、必要に応じて、県に人員派遣を要請する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対

策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請

1 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、「第5編 第34章 広域防災体制の計画」による。

2 応援要請

町は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

なお、その際には、南海トラフの巨大地震を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

3 連絡体制の確保

町は、和歌山海上保安部及び海南海上保安署との連絡が困難な場合は、防災相互通信波を活用し、沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇又は航空機を通じて所要の連絡及び情報交換を行う（海上保安庁船艇・航空機は防災相互通信波の受信機を搭載）。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波に関する調査

町は、町民が津波避難を円滑に行うための津波ハザードマップ等の作成に関する調査を実施する。

第2節 津波災害警戒区域の指定

県は、津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波災害を防止するため「津波防災地域づくりに関する法律」第123号に基づく「津波災害警戒区域」を平成28年4月19日に指定しており、本町は同区域内に位置している。

よって、津波災害警戒区域内に位置し、本計画に名称・所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、津波が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画（避難確保計画）を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町に報告する。

又、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

「資料29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧」

第3節 津波からの防護のための施設の設備等

津波からの防護のための施設の整備方針及び計画については、「第3編 第6章 海岸防災計画」、「第3編 第9章 漁港・漁村防災計画」、「第3編 第23章 通信施設整備計画」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- 2 堤防・水門管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、水門、陸こう等の自動化・遠隔操作化等を推進し、その実施体制、手順、平常時の管理方法等を整備するとともに、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置について整備する。
- 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方

針・計画

- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第4節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は「第6編 第2章 第1節 地震発生時の応急対策」のとおりとするほか、町は、次の事項にも配慮する。

なお、情報伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

- 1 町は、津波に関する情報が、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第5節 避難対策等

1 避難対象地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、以下の15地区である。

■避難対象地区

柏、小杭、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾、田杭、小池、
下志賀、谷口、小中、高家、荊木

なお、町は別に定める基準に基づき耐震診断等を行い、その診断結果に基づき、原則として高齢者、子ども、病人、障がい者等要配慮者の保護のために、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

又、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

2 周知

町は、避難対象地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）

- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 避難場所の設備等

町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

4 自主防災組織等

地域の自主防災組織等及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったとき、あらかじめ定めた避難計画及び町本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

5 住民

住民は、平常時より避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を確認しておく、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努める。

6 避難行動要支援者対策

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 町は、自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
- (2) 津波発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

7 外国人、出張者等対策

町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定め、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導を行う。

8 帰宅困難者支援

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策及び徒歩帰宅者のための支援策等を講じる。

9 啓発

町は、地域住民や企業に対して、津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直しとその周知、ワークショップの開催による啓発等、津波からの避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第6節 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難場所及び避難所の運営・安全確保については、「第5編 第7章 避難計画」及び「日高町避難所運営マニュアル」に定めるところによるものとし、以下の事項に留意する。

1 準備

避難所の開設時においては、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制を整備するとともに、各避難所における避難者のリスト作成等に必要な準備を行う。

2 救護

避難所での救護に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア. 収容施設への収容
 - イ. 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ. その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア. 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ. 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ. その他必要な措置

第7節 消防機関等の活動

1 消防機関

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(4) 津波到達予想時間等を考慮した待避ルール等の確立

2 動員配備等

1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第5編 第1章 防災組織計画」、「第5編 第3章 消防計画」、「第5編 第4章 水防計画」に定めるところによる。

第8節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

その計画については「第3編 第15章 上水道施設災害予防計画」及び「第5編 第9章 給水計画」に定めるところによる。

2 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

その計画については「第3編 第18章 第3節 1 公衆電気通信施設災害予防計画」及び「第5編 第27章 第3節 1 公衆電気通信施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

3 電気

電気事業の管理者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。

又、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

その計画については「第3編 第18章 第3節 4 電力施設災害予防計画」及び「第5編 第27章 第3節 2 電力施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

4 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を行う。

5 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため

め不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

- (2) 放送事業者は、県、町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

第9節 交通対策

1 道路交通

県警察及び道路管理者等は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

その計画については、「第5編 第31章 交通輸送計画」に定めるところによる。

2 船舶交通

和歌山海上保安部（海南海上保安署）は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

これらの計画については、「第5編 第25章 在港船舶応急対策計画」に定めるところによる。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により、危険度が高いと予想される区間における運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅等のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めておく。

第10節 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア. 津波警報等の入場者等への伝達
- イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ. 出火防止措置
- オ. 水、食糧等の備蓄
- カ. 消防用設備の点検、整備
- キ. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク. ブロック塀の転倒防止

(2) 個別事項

- ア. 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ. 学校、職業訓練校等にあつては、以下の措置を行う。
 - ① 当該学校等が、町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ウ. 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者（避難行動要支援者）の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者（町）は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

又、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア. 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ. 無線通信機等通信手段の確保
- ウ. 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難場所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

- (3) 工事中の建築等に対する措置工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

なお、特別の事情により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

第11節 迅速な救助体制の整備

津波からの迅速な救助に係る計画については、「第5編 第3章 消防計画」、「第5編 第14章 医療助産計画」、「第5編 第15章 被災者救出計画」、「第5編 第34章 広域防災体制の計画」によるものとするほか、以下について留意する。

1 人命救助活動等の支援体制の整備

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

2 救助活動の連携体制の整備

自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動における連携体制の整備を推進する。

3 消防団の人員等の充実

女性や青年の消防団への加入促進による人員の確保、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図る。

第12節 関係機関との連携・協力の確保

関係機関との連携・協力については、「第5編 第34章 広域防災体制の計画」によるものとするほか、以下に留意する。

1 資機材、人員等の配備手配

応急対策を実施するために広域的な措置が必要な場合に備え、被災時の物資等の調達手配の手段、人員の配備方法についてあらかじめ定める。

2 物資の備蓄・調達

被害想定等を踏まえて、必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成する。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

総務課長は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、「警戒体制」をとり、災害担当職員に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、災害対策本部を設置し、住民に対し事前避難や住宅の倒壊、地震火災に対する備えを求めるほか、情報収集・連絡体制の確立、住民への広報、大規模地震発生後の災害応急対応の確認や防災上重要な施設等の点検など、地震への備えを徹底する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、直ちに『災害対策本部』を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

本部の設置後、本部会議を開催し、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

関係部局においては、本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

※住民に呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取り決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

なお、配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第5編 第1章 防災組織計画」、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、住民への周知については、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

3 津波からの事前避難のための避難情報等の発令

町長は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、必要と認める地域に「避難情報等」を発令し、対象地域の住民全員に避難を求める。

4 避難所の開設

避難所等の開設は、「第5編 第7章 避難計画」に定めるところによる。

なお、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」に伴う避難所の開設は、「災害救助法」の適用をうける。

5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備する。

なお、情報の収集・伝達体制については、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

6 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して、「高齢者等避難」情報を発令するなど、警戒する措置をとる。

又、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

7 避難対策等

ア. 国からの指示が発せられた場合において、沿岸域の住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、本町があらかじめ定めた地域(以下、「事前避難対象地域」という)のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下、「高齢者等事前避難対

象地域」という)を定める。

イ. 後発地震に備えて、一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等の具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。

ウ. 国からの指示が発せられた場合において、「高齢者等事前避難対象地域」内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、本町の避難情報に従い、指定された避難所等へ避難する。

エ. 「高齢者等事前避難対象地域」内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

オ. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、「高齢者等事前避難対象地域」内の住民等(要配慮者等除く)に対し、平常時から地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

カ. 避難後の救護の内容については、「日高町避難所運営マニュアル」による。

キ. 「高齢者等事前避難対象地域」の住民等は、各地区の自主防災組織を中心に、互いに協力し、避難所の運営を行う。

※「高齢者等事前避難対象地域」は、30cmの津波が30分以内に到達する区域で、柏地区、小杭地区、方杭地区、小浦地区、津久野地区、比井地区、産湯地区、阿尾地区、田杭地区の一部

8 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

ア. 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ. 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

又、次のような措置をとる。

ア. 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ. 水門、閘門、防潮扉の操作又は操作の準備、人員の配置

ウ. 水防資機材の点検、整備、配備

9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道や電気などライフライン等に係る公共的施設の事業者は、要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、事業者のとする応急対策については、「第5編 第27章 公共的施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

10 交通対策

(1) 道路

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

又、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するようにする。

その旨の周知については、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

(2) 海上

和歌山海上保安部（海南海上保安署）、港湾管理者及び漁港管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意する。

11 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講じる措置について、次のような対策を行う。

ア. 橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想される箇所における道路管理上の措置をとる。

イ. 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、発表された情報に応じて、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等を行う。なお、閉鎖担当者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門・陸閘については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難する。

ウ. 内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置をとる。

エ. 庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、次の措置をとる。

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について施設入場者等への伝達
- ・施設入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・飲料水、食料等の備蓄
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

オ. 各施設は、緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を整備する。

カ. 病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考

慮した措置をとる。

キ．幼稚園や小・中学校等は、児童・生徒等に対する保護の方法、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置を行う。

ク．社会福祉施設は、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置を行う。

ケ．工事中の建築物その他の工作物又は施設は、速やかに工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

コ．滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な対策を実施する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、これを踏まえて『3号配備体制』をとり、災害対策本部体制に移行可能な体制を設置する。

一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、3号配備体制で対応を行う。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

※住民に呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取り決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

なお、配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第5編 第2章 防災組織計画」、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行う。

又、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、住民への周知については、「第5編 第2章 情報計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、沿岸地域の住民等に対し、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

又、施設・設備等の点検等、平常時からの地震への備えを再確認する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の町の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、総務課長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は概ね5年程度を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、町が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

1 津波避難路の整備

町は、津波浸水予測図や津波到達予測時間、町の現状の津波避難対策等から、避難の際にブロック塀の倒壊等による危険性や安全を確保するために整備の必要がある箇所を調査し、津波避難路の整備充実を行う。

なお、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図区域に対する津波避難困難区域は解消されている状況にあるため、今後は、地域地区の高齢化や市街化の進行などを踏まえ、住民等がより短距離・短時間で避難できるよう津波避難路の確保に努める。

2 津波防護施設の整備

町は、津波からの避難を補助するため、海岸施設の開口部への門扉の設置、又、長期的な対策として、防潮堤、防波堤及び堤防等の津波防護施設の整備を推進する。

3 消防用施設の整備等

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行う。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

町は、緊急輸送道路等の整備については、「第3編 第10章 道路防災計画」及び「第3編 第33章 緊急輸送体制の確立」、港湾、漁港等の整備については「第3編 第6章 海岸防災計画」及び「第3編 第9章 漁港・漁村防災計画」により行う。

5 通信施設の整備

町その他防災関係機関は「第5編 第2章 情報計画」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備する。

6 木造住宅密集地域の防災対策

町は、木造住宅密集地域における防災対策について、「第3編 第12章 建造物災害

予防計画」により行う。

なお、木造住宅密集地域内における避難所の指定に当たっては、必要に応じて延焼被害軽減対策等を行う。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

第7編

第6章 防災訓練計画

1 防災訓練

町及び防災関係機関は、この推進計画の熟知、関係機関及び町民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

要員参集訓練及び本部運営訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

2 訓練内容

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等の発令又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表等を想定した防災行政無線による情報伝達に係る防災訓練を実施する。

又、町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

3 県の助言と指導

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、南海トラフの巨大地震や東海・東南海・南海3連動地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容及び知識

2 町民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、町民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 地震・津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(5) 正確な情報入手の方法

(6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容

(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識

(9) 避難生活の運営に関する知識

(10) 平常時に町民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施内容

3 相談窓口の設置

町は、県と協力して地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

4 教育・広報の実施手段等の整備

教育及び広報の実施に当たっては、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置など、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行う。

又、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に地域住民等が地震対策を講じる上で必要とする知識等を与えるための体制を整備する。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の策定

本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に該当することから、津波避難対策緊急事業計画を策定する。

津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項は、津波の浸水想定に基づき、区域ごとに津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載する「津波避難対策の推進に関する基本的な方針」、並びに津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な「津波避難対策の目標及びその達成期間」である。

